

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年11月29日

【発行者名】 UBS (Lux) ボンド・シキャブ
(UBS (Lux) Bond Sicav)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ローズ (Thomas Rose)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) ボンド・シキャブ
- コーポレート・ボンド(米ドル)
- ハイ・イールド・ボンド(米ドル)
(UBS (Lux) Bond Sicav - USD Corporates (USD) / USD High
Yield (USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
届出の対象とした募集外国投資証券は、コーポレート・ボンド(米
ドル)クラスP - a c c 投資証券およびハイ・イールド・ボンド
(米ドル)クラスP - a c c 投資証券の2種類であり、いずれも記
名式無額面投資証券である。
上限見込額は、以下の通りである。
コーポレート・ボンド(米ドル)について9億9,300万米ドル(約
1,072億円)
ハイ・イールド・ボンド(米ドル)について15億3,250万米ドル(約
1,654億円)

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2019年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ド
ル=107.92円)による。

(注2) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段
の記載がない限り米ドルをもって行う。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)】

(1)【外国投資法人の名称】

UBS (Lux) ボンド・シキャブ

- コーポレート・ボンド(米ドル)

- ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

(UBS (Lux) Bond Sicav - USD Corporates (USD) / USD High Yield (USD))

(以下、UBS (Lux) ボンド・シキャブを「本投資法人」、UBS (Lux) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル) / ハイ・イールド・ボンド(米ドル)をそれぞれ「ファンド」または「サブ・ファンド」という。)

(2)【外国投資証券の形態等】

届出の対象とした募集外国投資証券は、コーポレート・ボンド(米ドル)クラスP - a c c 投資証券およびハイ・イールド・ボンド(米ドル)クラスP - a c c 投資証券の2種類であり、いずれも記名式無額面投資証券である。

(注) ファンドには上記以外の投資証券も存在するが、日本で販売されていないため、以下、ファンドについて「投資証券」というときは、上記の投資証券を指すものとする。

ファンドについて、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。投資証券は、追加型である。

(3)【発行(売出)数】(日本国内募集分)

コーポレート・ボンド(米ドル)については5,000万口およびハイ・イールド・ボンド(米ドル)については500万口をそれぞれ上限とする。

(4)【発行(売出)価額の総額】

上限見込額は、以下の通りである。

コーポレート・ボンド(米ドル)について9億9,300万米ドル(約1,072億円)

ハイ・イールド・ボンド(米ドル)について15億3,250万米ドル(約1,654億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2019年9月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。(コーポレート・ボンド(米ドル)については19.86米ドルに5,000万口を、ハイ・イールド・ボンド(米ドル)については306.50米ドルに500万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2019年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.92円)による。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円換算表示はすべてこれによるものとする。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(5)【発行(売出)価格】

各申込日の翌ファンド営業日(以下に定義する。)に決定される投資証券1口当たりの純資産価格とする。発行価格は、下記(10)記載の申込取扱場所に照会することができる。

(6) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料は申込価額の2.20% (税抜き2.00%) を上限とする。詳細については、後記「(10) 申込取扱場所」に定める日本における販売会社に問い合わせること。

(7) 【申込単位】

原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社(以下に定義する。)は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については後記「(10) 申込取扱場所」に照会のこと。

(8) 【申込期間】

2019年11月30日(土曜日)から2020年11月30日(月曜日)まで

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社(以下に定義する。)の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、後記「(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

(9) 【申込証拠金】

なし

(10) 【申込取扱場所】

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー
電話番号 0120 - 073 - 533
ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

(以下「UBS証券」または「日本における販売会社」という。)

(注) 上記日本における販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

(11) 【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(以下「約定日」という。)から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする(販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。)。

(12) 【払込取扱場所】

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー

各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目（以下「ファンド払込日」という。）に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

(13) 【引受け等の概要】

日本における販売会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）（「元引受会社」）との間の各ファンドの日本における投資証券の販売および買戻しに関する2008年11月14日付契約および2011年10月27日付契約に基づき投資証券の募集を行う。

日本における販売会社は直接または他の販売・買戻し取扱会社（以下、販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けた投資証券の買戻請求をファンドへ取り次ぐ。

（注）販売取扱会社とは、販売会社と投資証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資主からの投資証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資主からの申込金額の受入れまたは投資主に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

元引受会社はUBS証券を日本におけるファンドの代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を他の販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

(14) 【手取金の使途】

「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」記載の有価証券の取得。

(15) 【その他】

申込みの方法

申込証拠金はない。

投資証券の申込みを行う投資主は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額は、原則として円貨で支払われるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

日本以外の地域における発行

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外（アメリカ合衆国を除く。）でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して投資証券の販売が行われる。通貨交換の際には、為替手数料が徴収される。

第2【外国新投資口予約権証券】

該当事項なし。

第3【外国投資法人債券(短期外債を除く。)】

該当事項なし。

第4【短期外債】

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

コーポレート・ボンド(米ドル)(クラスP - a c c 投資証券)

(米ドル)

	2015年5月末日 に終了する 会計年度末	2016年5月末日 に終了する 会計年度末	2017年5月末日 に終了する 会計年度末	2018年5月末日 に終了する 会計年度末	2019年5月末日 に終了する 会計年度末
(a) 営業収益 ⁽¹⁾	3,646,147.90	3,447,773.11	8,328,245.71	266,934.04	5,346,024.13
(b) 経常利益金額または 経常損失金額	3,646,147.90	3,447,773.11	8,328,245.71	266,934.04	5,346,024.13
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	3,646,147.90	3,447,773.11	8,328,245.71	266,934.04	5,346,024.13
(d) 出資総額 ⁽²⁾	273,552,177.77	214,438,523.44	141,332,399.92	95,230,459.96	97,699,572.91
(e) 発行済投資口総数	16,268,877.579口	12,495,573.869口	7,953,233.553口	5,382,104.762口	5,187,714.688口
(f) 純資産額	273,552,177.77	214,438,523.44	141,332,399.92	95,230,459.96	97,699,572.91
(g) 資産総額	275,972,673.15	219,312,102.66	142,991,054.03	96,820,475.80	99,779,204.01
(h) 1口当たり純資産価格	16.81	17.16	17.77	17.69	18.83
(i) 1口当たり当期純利益金 額または当期純損失金 額	0.22	0.28	1.05	0.05	1.03
(j) 分配総額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	99.12%	97.78%	98.84%	98.36%	97.92%
(m) 自己資本利益率 ⁽³⁾	1.45%	2.08%	3.55%	-0.45%	6.44%

(1) 営業収益には投資収益および実現および未実現利益(損失)を含めている。以下各サブ・ファンドについて同様とする。

(2) ファンドは変動資本を有する傘型の会社型投資信託であり、純資産総額を記載している。以下各サブ・ファンドについて同様とする。

(3) 自己資本利益率は、当該会計年度の1口当たり純資産価格の前年度に対する増減の比率であるが、当該会計年度に初めて当該投資証券が発行された場合には、当初募集価格に対する増減の比率で表すものとする。以下各サブ・ファンドについて同様とする。

(注) 各取引に使用された1口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合がある(財務書類に対する注記1参照)。以下各サブ・ファンドについて同様とする。

ハイ・イールド・ボンド(米ドル)(クラスP - a c c 投資証券)

(米ドル)

	2015年5月末日 に終了する 会計年度末	2016年5月末日 に終了する 会計年度末	2017年5月末日 に終了する 会計年度末	2018年5月末日 に終了する 会計年度末	2019年5月末日 に終了する 会計年度末
(a) 営業収益 ⁽¹⁾	478,861.82	- 10,629,044.60	15,829,809.90	2,781,301.63	4,974,863.28
(b) 経常利益金額または 経常損失金額	478,861.82	- 10,629,044.60	15,829,809.90	2,781,301.63	4,974,863.28
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	478,861.82	- 10,629,044.60	15,829,809.90	2,781,301.63	4,974,863.28
(d) 出資総額 ⁽²⁾	249,294,332.43	142,076,222.22	165,398,613.03	116,043,040.51	90,198,624.32
(e) 発行済投資口総数	978,221.967口	573,468.195口	596,295.184口	411,401.970口	304,680.852口
(f) 純資産額	249,294,332.43	142,076,222.22	165,398,613.03	116,043,040.51	90,198,624.32
(g) 資産総額	253,454,160.20	150,158,540.43	168,953,939.15	116,526,676.99	90,783,903.92
(h) 1口当たり純資産価格	254.84	247.75	277.38	282.07	296.04
(i) 1口当たり当期純利益金 額または当期純損失金 額	0.49	- 18.53	26.55	6.76	16.33
(j) 分配総額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	98.36%	94.62%	97.90%	99.58%	99.36%
(m) 自己資本利益率 ⁽³⁾	0.31%	- 2.78%	11.96%	1.69%	4.95%

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

UBS (Lux) ボンド・シキャブは、集合投資事業に関する1988年3月30日のルクセンブルグ法パート に従い、集合投資事業に関する2002年12月20日法(以下「2002年法」という。)の条件に適合するために2005年12月に改変された「Société d'Investissement à Capital Variable」(シキャブ)の形態におけるオープンエンド型の投資ファンドとして1996年10月7日に設立され、2011年7月1日から集団投資事業に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)の適用対象となっている。2011年6月15日に有効となるよう、当社は、UBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイを自己の管理会社に任命した。本投資法人は、ルクセンブルグ商業登記簿第B 56 385番に登録されている。

基本定款(以下「定款」という。)は、1996年11月8日に「Mémorial, Recueil des Sociétés et Associations」(以下「メモリアル」という。)において公開され、1997年10月27日、2005年12月5日および2011年6月10日(2011年7月1日付で発効)に修正され、1997年11月17日、2006年3月24日および2011年8月24日にメモリアルにより公開された。定款の統合版は、ルクセンブルグの地方裁判所商業会社登記所(Registre de Commerce et des Sociétés)において閲覧に供されている。修正版は、預託通知により会社公告集(Recueil Electronique des Sociétés et Associations)(以下「RESA」という。)に、また有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利(f) 報告書を受領する権利」に記載されているその他の方法で公告される。修正版は、投資主総会で承認された後、法的拘束力を有する。

個々のサブ・ファンドの連結純資産は、全体として本投資法人の純資産総額を構成し、これは常に、本投資法人の株式資本に相当し、全額払込済みかつ無額面の投資証券(以下「投資証券」という。)で構成される。

本投資法人は投資者に対して、本投資法人への投資後に、本投資法人の投資主名簿に投資者自身の氏名が記載される場合に限り、投資主の権利、特に投資主総会に参加する権利を享受することができ

ることに留意するよう要請する。一方で、投資者が取次業者を通じ間接的に本投資法人に投資し、かかる取次業者が投資者のためにその名義で投資を行い、その結果としてかかる取次業者が投資者に代わり投資主名簿に登録される場合、前述の投資主の権利は投資者ではなく取次業者に認められる。従って、投資者は投資決定に先立って、投資者の権利について助言を求めることが望まれる。

投資主は、総会において、各サブ・ファンドの投資証券の価格差にかかわらず、保有する投資証券1口につき1議決権を有する。特定のサブ・ファンドの投資証券は、当該サブ・ファンドに影響を与える総会での投票時に、保有する投資証券1口につき1議決権が付与される。

本投資法人は、法主体を構成する。投資主との関係において、各サブ・ファンドは、独立した法主体とみなされる。サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドに生じた債務についてのみ責任を負う。債務は投資証券クラス間で分割されないため、一定の状況においては、名称に「ヘッジ」を含む投資証券クラスの通貨ヘッジ取引が、同じサブ・ファンドの他の投資証券クラスの純資産価額に影響を及ぼす債務を生じさせるリスクがある。

本投資法人は、常に、既存のサブ・ファンドを清算する権限および/または新たなサブ・ファンドを設定し、当該サブ・ファンドにおいて特定の性質を有する異なる投資証券クラスを設定する権限を付与される。

本投資法人の存続期間および資産総額に制限はない。

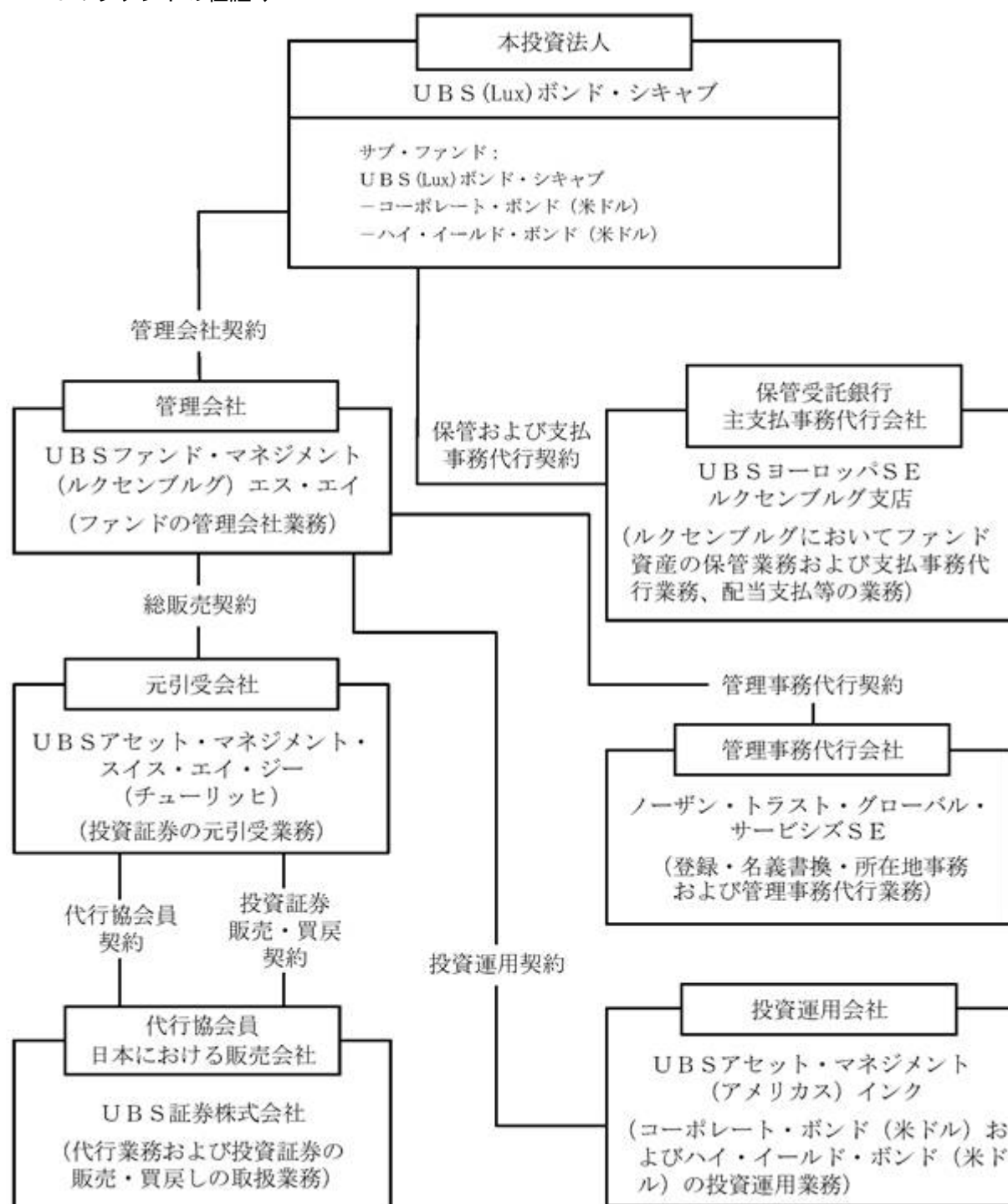
本投資法人の会計年度は、5月31日に終了する。定時投資主総会は毎年11月24日午前11時30分に本投資法人の登録上の事務所で開催する。11月24日がルクセンブルグにおける銀行営業日（銀行が通常の営業時間内に営業を行う日）でない場合は、ルクセンブルグにおける翌銀行営業日に開催される。

b. 外国投資法人の特色

本投資法人の目的は資本の保全および本投資法人の資産の流動性を十分に考慮した上で、高い当期収益を得ることである。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBS (Lux) ボンド・シキャブ (UBS (Lux) Bond Sicav)	外国投資法人	1996年10月7日付で定款を締結(1997年10月27日、2005年12月5日および2011年6月10日付で修正済)。ファンド資産の運用、管理、投資証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	本投資法人との間で管理会社契約 ^(注1) (2011年6月15日付効力発生)を締結。集合投資事業に関する法律に基づき、管理会社の職務および責任について規定している。
UBS ヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で本投資法人との間で保管および支払事務代行契約 ^(注2) を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE (Northern Trust Global Services SE)	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約(2017年10月1日効力発生) ^(注3) を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行、所在地事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務について規定している。
UBS アセット・マネジメント (アメリカス) インク (UBS Asset Management (Americas) Inc.)	投資運用会社	コーポレート・ボンド(米ドル)およびハイ・イールド・ボンド(米ドル)については2013年2月15日付で、管理会社との間で投資運用契約 ^(注4) (修正済)を締結。コーポレート・ボンド(米ドル)およびハイ・イールド・ボンド(米ドル)に関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)	元引受会社	2013年10月22日付で管理会社との間で総販売契約 ^(注5) を締結。投資証券の元引受業務について規定している。
UBS 証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2008年11月14日付および2011年10月27日付で元引受会社との間で代行協会員契約 ^(注6) を締結。日本における代行協会員業務について規定している。2008年11月14日付および2011年10月27日付で投資証券販売・買戻契約 ^(注7) を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。

- (注1) 管理会社契約とは、本投資法人により任命され、ルクセンブルグの法律に従い管理会社として行為し、本投資法人に対し、ポートフォリオの管理、管理事務代行ならびに登録・名義書換代行業務を行う他、当該契約に詳述される業務を提供することを約する契約である。
- (注2) 保管および支払事務代行契約とは、保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。
- (注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、投資証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。
- (注4) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- (注5) 総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、投資証券の元引受業務を行うことを約する契約である。
- (注6) 代行協会員契約とは、ファンドのために元引受会社によって任命された日本における代行協会員が投資証券に関する目論見書の配布、投資証券1口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。
- (注7) 投資証券販売・買戻契約とは、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

(4) 【外国投資法人の機構】

統治に関する事項

本投資法人は、3名以上の構成員(本投資法人の投資主であることを要しない。)から構成される取締役会により経営されるものとする。

取締役は6年以下の任期で選任されるものとする。取締役は投資主総会において選任されるものとする。投資主総会は、取締役の数、取締役の報酬および取締役の任期も定めるものとする。取締役は、総会において、投資主が出席している(または代表されている)投資証券の過半数により選任されるものとする。取締役会の構成員は、総会において採択された決議により、理由の有無にかかわらずこれを解任することができ、これを交代させることができる。取締役の役職に空席が生じた場合、残存する取締役は一時的にかかる空席を埋めることができる。投資主は、次回の総会においてかかる任命に関する最終的な決定を行うものとする。

取締役会は、その構成員から議長を選任するものとし、その構成員から1名または複数名の副議長を選任することができる。取締役会は書記役も選任するものとし、書記役は、取締役であることを要せず、取締役会の会合および投資主総会の議事録への記入および同議事録の管理を行うものとする。取締役会は、議長またはいずれか2名の取締役の招集により、取締役会通知において記載された場所において会合するものとする。

取締役会の議長は、取締役会の会合および投資主総会を司るものとする。取締役会の議長が不在の場合、投資主または取締役は、過半数の賛成により、別の取締役を当該集会または総会の議長とすることを決定するものとする。

取締役会は、本投資法人が本投資法人の業務および管理のために必要とみなす役員およびジェネラル・マネジャーを任命することができる。役員は本投資法人の取締役または投資主であることを要しない。定款に別段の規定がある場合を除き、役員は取締役会により当該役員に付与される権限を有するものとする。

緊急事態における場合を除き、取締役会の会合の書面通知は、当該会合に設定された日の少なくとも24時間前に行われなければならない。

上記の書面の通知は、関係者の同意を得ることを条件として、電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段に代えることができる。取締役会が採択した決議に定める時刻および場所で開催する取締役会に関して別途通知を送付する必要はないものとする。取締役は電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で別の取締役を代理人に任命して取締役会で行為を行うことができる。また取締役は複数の同僚の代理人を務めることができる。

取締役は参加者がお互いの声を聞くことができるテレビ電話によって取締役会に参加することができる。かかる手段によって取締役会に参加した場合、本人が取締役会に出席したことになるものとする。

取締役会は少なくとも取締役本人または代理人の過半数が出席した場合に限って有効に審議し、または行動することができる。ただし、取締役会がその他の前提条件を定めた場合はこの限りではない。

取締役会の決議は取締役会の議長が署名した議事録に記録する。司法手続きに提出するかかる議事録の写しには議長または2名の取締役が署名するものとする。

決議は取締役本人または代理人が投じた票の過半数をもって採択される。取締役会の議長は決定票を有する。

取締役全員が承認し、証明した書面の決議は取締役会での投票に付された決議と同じ効力を有するものとする。それぞれの取締役は電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で決議を承認するものとする。かかる承認は書面で確認し、かかる確認書を決議の議事録に添付するものとする。

取締役会は本投資法人の目的の範囲内で、定款第17条に定める投資方針に従ってすべての処分行為および管理行為を行う最も幅広い権限を有する。

法律または定款で明確に投資主総会に留保されていないすべての権限は取締役会の権限の範囲内とする。

運用体制

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。本投資法人は、各投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。

(5) 【外国投資法人の出資総額】

当該サブ・ファンドのクラス P - a c c 投資証券の各会計年度末および2019年9月末日現在の発行済投資証券総数および各サブ・ファンドの出資総額は以下のとおりである。

なお、発行可能投資口総口数には制限がない。

コーポレート・ボンド(米ドル)

	出資総額		発行済投資証券総数(注) (口)
	千米ドル	百万円	
2015年5月末日に 終了する会計年度末	2,794,068.97	301,536	16,268,877.579
2016年5月末日に 終了する会計年度末	2,075,815.88	224,022	12,495,573.869
2017年5月末日に 終了する会計年度末	1,069,709.38	115,443	7,953,233.553
2018年5月末日に 終了する会計年度末	713,024.01	76,950	5,382,104.762
2019年5月末日に 終了する会計年度末	576,063.45	62,169	5,187,714.688
2019年9月末日	519,150.80	56,027	5,911,750.795

ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

	出資総額		発行済投資証券総数(注) (口)
	千米ドル	百万円	
2015年5月末日に 終了する会計年度末	3,667,554.66	395,802	978,221.967
2016年5月末日に 終了する会計年度末	1,358,466.67	146,606	573,468.195
2017年5月末日に 終了する会計年度末	1,446,150.97	156,069	596,295.184
2018年5月末日に 終了する会計年度末	1,098,109.69	118,508	411,401.970
2019年5月末日に 終了する会計年度末	965,150.66	104,159	304,680.852
2019年9月末日	1,002,944.88	108,238	291,312.583

(注) クラス P - a c c 投資証券の発行済投資証券総数である。

(6) 【主要な投資主の状況】

1993年4月5日付ルクセンブルグ法第41条により課されるルクセンブルグ銀行機密規定により、当該サブ・ファンドの主要な投資主に関する情報は公開できない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 投資目的およびサブ・ファンドの投資方針

投資目的

本投資法人の目的は、資本の保全および本投資法人の資産の流動性を十分に考慮した上で、高い当期利益を得ることである。

一般投資方針

投資方針の中で、ポートフォリオの分散、発行者の格付けおよび金利予想に沿った満期構成が最優先事項である。

サブ・ファンドは、その資産を主に債務証券および債権に投資する。

かかる債務証券および債権には、国際機関、公的機関および民間の借り手ならびに半公的発行体により発行される社債、ノート(ローン・パティシペーション・ノートを含む。)、担保貸付、あらゆる種類の資産担保証券および類似の固定利付および変動利付の担保付社債または無担保社債ならびにこれらの類似商品が含まれる。

サブ・ファンドはまた、その資産を短期金融商品、転換証券、交換可能債券、ワラント付債券ならびに転換社債、株式、持分権およびワラントに投資することができる。

サブ・ファンドは、債務担保証券(CDO)、クレジット・デフォルト・ノート(CDN)およびインフレ連動債(ILN)にも投資することができる。

担保貸付は、担保により保証される第一順位の譲渡性証券であり、通常、変動する金利の影響を受ける。

転換社債は、社債保有者および/または社債の発行体に対し、事前に定められた日に社債を株式に転換する権利を付与する。

クレジット・デフォルト・ノート(CDN)は、デリバティブが組み込まれた固定利付債券であり、その取扱いは、同等のクレジット・デフォルト・スワップの取扱いに類似する。CDNへの投資は、全般的に「(4)投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の規定に従う。

インフレ連動債(ILN)は、その受取利息がインフレ率に連動する固定利付証券および変動利付証券である。

権利行使または申込みにより取得された株式は、当該サブ・ファンドの投資方針に別段の記載がない限り、取得後12ヶ月以内に売却されなければならない。

前述の債務証券および振替決済証券は、下記の投資制限の条件に基づき要求される場合は2010年法第41条に規定される証券をいう。

各サブ・ファンドの会計通貨(各サブ・ファンドの名称に記載される。)は、各サブ・ファンドの純資産価額が計算される通貨のみを示すものであり、当該サブ・ファンドの投資通貨を示すものではない。投資は、サブ・ファンドのパフォーマンスに最も有益となる通貨で行われる。

「(4)投資制限 1. 投資商品 1.1 g)および5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に記載されるとおり、本投資法人は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主な要素として、定められる法的制限内で、証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付けとする特別な技法および金融手段を用いることができる。

オプション、先物およびスワップの市場は不安定であり、利益を得る機会および損失を被るリスクのいずれも、証券への投資と比べ高くなる。

かかる技法および商品は、これらが各サブ・ファンドの投資方針に従い、かつ、各サブ・ファンドの質を低下させない場合にのみ用いられる。

各サブ・ファンドは、付随的に流動資産を保有することができる。

サブ・ファンドの投資対象はまた、市場、セクター、借り手、格付けおよび企業について幅広く分散されなければならない。このため、サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの投資方針に規定のない限り、その資産の10%を上限として既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

2. サブ・ファンドおよび特定の投資方針

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド (米ドル)

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド (米ドル) は、上記の投資方針に従い、その資産の3分の2以上を会社により発行される前述の債務証券および債権に投資する。各サブ・ファンドの投資対象の3分の2以上は、AAAからBBB - まで (スタンダード・アンド・プアーズ) の格付け、または他の公認格付機関による同等の格付けまたは公的格付けを取得していない新規銘柄の場合は同等のUBS内部の格付けを有さなければならない。BBB - または同等の格付けを下回る格付けを有する債券への投資は、サブ・ファンドの資産の20%を超えてはならない。投資対象の3分の2以上は、サブ・ファンドの名称が示す通貨建てとする。

各サブ・ファンドの会計通貨に対しヘッジされない外貨により投資される部分は、資産の10%を超えてはならない。

さらに、流動資産の控除後、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を超えて短期金融商品に投資してはならない。その資産の25%を上限として、転換証券、交換可能債券およびワラント付債券ならびに転換社債に投資することができる。

流動資産の控除後、サブ・ファンドはさらに、その資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権、引受権またはオプションの行使により取得した株式、その他のエクイティ証券および利益配当証書ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

権利行使または申込みにより取得した株式は、取得後12ヶ月を期限として売却しなければならない。

サブ・ファンドは、その純資産の合計で20%を上限として、アセット・バック証券 (以下「ABS」という。)、モーゲージ担保证券 (以下「MBS」という。)、商業用不動産担保证券 (以下「CMBS」という。) およびCDO/CLOに投資することができる。ABS/MBSへの投資に伴うリスクは、「3 投資リスク a. リスク要因 ABS/MBSの使用に伴うリスク」の項に記載される。

典型的な投資家の特性

当該サブ・ファンドは、米国の社債の広範なポートフォリオに投資することを希望する投資家に適している。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル) は、上記の投資方針に従い、その資産の3分の2以上を前述の債務証券および債権に投資する一方で、その投資対象の3分の2以上をBB+からCCCまで (スタンダード・アンド・プアーズ) の格付け、または同等の格付機関による同等の格付けまたは格付けを取得していない新規銘柄の場合は同等のUBS内部の格付けを有する債券とする。CCCまたは同等の格付けを下回る格付けを有する債券への投資は、当該サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。セクターおよび借り手の観点から投資対象の幅広い分散は十分に検討される。通常、低格付の投資対象は平均を上回る利回りを提供する場合もあるが、格付の高い発行体への投資と比べ信用リスクも高くなる。投資対象の3分の2以上は、米ドル建てとする。

ただし、会計通貨として米ドルに対しヘッジされない外貨により投資される部分は、資産の10%を超えてはならない。

流動資産の控除後、当該サブ・ファンドは、その資産の3分の1を超えて短期金融商品に投資してはならない。その資産の25%を上限として、転換証券、交換可能債券およびワラント付債券ならびに転換社債に投資することができる。

サブ・ファンドは、その純資産の合計で20%を上限として、ABS、MBS、CMBSおよびCDO/CLOに投資することができる。ABS/MBSへの投資に伴うリスクは、「3 投資リスク a. リスク要因 ABS/MBSの使用に伴うリスク」の項に記載される。

さらに、流動資産の控除後、当該サブ・ファンドはさらに、その資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権、引受権またはオプションの行使により取得した株式、その他のエクイティ証券および利益配当証書ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

権利行使または申込みにより取得した株式は、取得後12ヶ月を期限として売却しなければならない。

典型的な投資家の特性

当該サブ・ファンドは、低格付のハイ・イールド債券の広範な米ドル建てのポートフォリオに投資することを希望する投資家に適している。

3. 一般的なりスク情報

リスク情報

新興市場は、発展の初期段階にあり、収容、国有化ならびに社会的、政治的および経済的に不確定な大きなリスクを負っている。

以下は、新興市場への関与に伴う一般的なりスクの概要である。

- 偽造証券

監督システムの脆弱さにより、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることもありうる。

- 非流動性

証券の売買が、先進国市場よりコスト高で、期間がかかり、一般に難しい可能性がある。流動性に関する困難により価格の変動性が高まることも考えられる。多くの新興市場は小規模で取引高が少ないため、流動性が低く価格の変動性が高い。

- ボラティリティ

新興市場への投資は、先進国市場への投資よりもパフォーマンスの変動性が高くなる。

- 通貨の変動

サブ・ファンドの会計通貨に比べ、サブ・ファンドが投資を行う国の通貨は、その通貨への投資後に大幅に変動する可能性がある。そうした変動は、サブ・ファンドの収益に大きく影響する。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することは不可能である。

- 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限するまたは一時的に停止するという可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出すことができない場合がある。買戻請求に対する影響を最小限にとどめるため、サブ・ファンドは、数多くの市場に投資を行う予定である。

- 決済および保管リスク

新興市場国における決済および保管システムは、先進国のシステムのように発達していない。基準がそれほど高くなく、監督機関は経験豊富とはいえない。したがって、決済が遅延し流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

場合によっては、新興市場が外国人投資家の売買に制限を設けることがある。したがって、

外国人株主に許可される最大所有株数を超過したために、サブ・ファンドが入手できない株式もある。さらに、外国人投資家の収益、キャピタルおよび分配への参加が制限や政府による許可の対象となることもありうる。新興市場が、外国人投資家による証券販売を制限する可能性もある。そのような制限によりある新興市場において証券の販売を制限される場合、サブ・ファンドは当局から例外的な認可を入手する、または別の市場へ投資を行うことでそうした制限の悪影響に対処することを試みることになる。サブ・ファンドは、制限が容認できるような市場にのみ投資する予定である。ただし、追加の制限を課せられることを避けることは不可能である。

- 会計

新興市場の企業に求められる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、投資家への情報提供の内容、質および期限に関して先進国市場とは異なる。したがって、投資選択を正確に評価することは難しい。

UCIおよびUCITSへの投資

特定の投資方針に従って既存のUCIおよびUCITSにその資産の少なくとも半分を投資したサブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの構造を有する。

ファンド・オブ・ファンズの一般的利点は、ファンドが直接投資する場合に比べて幅広い投資（またはリスクの分散化）が図られることにある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（以下「対象ファンド」という。）自体も厳格なリスク分散原則が適用されるためポートフォリオの分散化はポートフォリオだけに止まらない。ファンド・オブ・ファンズの投資家は、二重にリスクを分散した商品に投資できるため、個々の投資対象に内在するリスクは最小限に抑えられ、大部分の投資の対象となるUCITSおよびUCIの投資方針は、本投資法人の投資方針と可能な限り一致しなければならない。本投資法人が一種類の商品への投資しか許可していない場合でも、投資家は多数の有価証券に間接的に投資できることになる。

既存のファンドに投資する場合、一部の手数料と費用の支払いが二回以上発生することがある（例として、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料ならびに投資先のUCIおよび/またはUCITSに支払う運用報酬/顧問報酬および発行手数料/買戻手数料）。こうした手数料および費用は対象ファンドだけでなく、ファンド・オブ・ファンズのレベルでも徴収される。

サブ・ファンドはまた、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイまたはUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの共通の経営もしくは支配によるかもしくは多額の直接持分もしくは間接持分を有するその関連会社が運用しているUCIおよび/またはUCITSにも投資することができる。かかる場合、当該受益証券の申込または買戻し時に発行手数料または買戻手数料は徴収されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

既存のファンドに投資する際の一般的費用およびコストについては「4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」と題する項に記載する。

（2）【投資対象】

上記「（1）投資方針」を参照のこと。

（3）【分配方針】

各サブ・ファンドの株主総会では、本投資法人の取締役会の提案にて、サブ・ファンドの決算後に、サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配金を支払うか否か、またどの程度の分配金を支払うかを決定するものとする。分配は、収益（配当収益および利息収益）または元本により構成され、手数料および費用を含む場合と含まない場合とがある。

一定の国の投資家は、投資証券の売却による値上がり益よりも受領する元本に高い税率を課される場合がある。そのため、投資者によっては、分配型クラス投資証券（- d i s tクラス投資証券）より成

長型クラス投資証券(-accクラス投資証券)の投資を選択する場合がある。成長型クラス投資証券(-accクラス投資証券)の収益および元本に関する投資者への課税時期が、分配型クラス投資証券(-distクラス投資証券)の場合に比べ、遅くなる場合がある。投資者は、個々の状況について適任の専門家に税務アドバイスを受けることが推奨される。分配は、サブ・ファンドの投資証券1口当たり純資産価格から直ちに控除される。また分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産が2010年法に定める最低資産額を下回ってはならない。分配を行う場合、会計年度が終了してから4か月以内に支払いを行うものとする。分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

本投資法人の取締役会は中間配当を支払い、分配金の支払いを中止する権限を有する。支払期日から5年以内に請求されなかった分配金および割当金に対する権利は失効し、関係するサブ・ファンドおよび/または投資証券クラスに返還される。関係するサブ・ファンドおよび/または投資証券クラスが既に清算している場合、分配金および割当金は本投資法人の残存するサブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドの残存する投資証券クラスにそれぞれの純資産に応じて計上される。取締役会の提案にて、総会で正味投資収入およびキャピタル・ゲインの分配の一部として無償投資口を発行することを決定することができる。収入調整金は分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように計算する。

(4)【投資制限】

投資原則

サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. 投資商品

1.1 本投資法人の主要投資対象は一項または複数の項のみとする。

- a) 金融商品の市場に関する2004年4月21日の欧州議会/理事会指令2004/39/ECに定義する規制された市場に上場され、または取引されている有価証券および短期金融商品。
- b) EU加盟国の公認され、規制され、定期的に取りが行われかつ公開されている別の市場で取引される有価証券および短期金融商品。「EU加盟国」とは欧州連合(以下「EU」という。)の加盟国を指す。欧州経済地域に関する契約の当事者であるが、EU加盟国ではない国は、当該契約およびその関係契約の制限範囲内でEU加盟国と同じであるとみなされる。
- c) EU非加盟国の証券取引所に正式に上場されている、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカまたはオーストラリアの国々(以下「承認された国」という。)の定期的に取りが行われ、認知され、規制され、一般に公開されている他の市場で取引されている有価証券および短期金融商品。
- d) 新規発行により取得された有価証券および短期金融商品。ただし、発行条件に1.1 a)乃至c)の各項に定める証券取引所または規制された市場への正式な上場申請を行い、かつ有価証券が発行されてから一年以内に当該申請が承認されることを要する旨の条項が定められていることを条件とする。
- e) 2010年法に定めるEU加盟国またはEU非加盟国に登録上の事務所を置く、指令2009/65/ECに基づき認められているUCITSの受益証券ならびに/または指令2009/65/ECの第1条(2)a)およびb)に該当するその他のUCIの受益証券、ただし、
 - ルクセンブルグ金融監督委員会(以下「CS SF」という。)の判断に従ってヨーロッパ共同体法に基づく監督と同程度の監督が適用される法令に従って承認されたその他のUCIであること、当局間の協力を確保する十分な規定が存在すること、
 - その他のUCIの受益者に与えられる保護のレベルが本投資法人の受益者に与えられる保護のレベルと同等であり、特にファンド資産の分別保有、借入れ、有価証券および短期金融商品の貸付および空売りに適用される規則が指令2009/65/ECに定める基準と同等であること、

- その他のUCIの事業運営が年次報告書および半期報告書に記載され、報告期間中に起因する資産、負債、所得および取引の評価が可能であること、
 - 受益証券を取得したUCITSまたは当該他のUCIが約款またはその設立書類に従って資産の10%を限度に他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資できることを条件とする。
- サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの投資方針に反対趣旨の定めがない限り、その資産の10%を限度に他のUCITSまたはUCIに投資する。
- f) 期間を12か月を上限として金融機関の要求払預金または通知預金。ただし、金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあること、非EU加盟国に登記上の事務所がある場合はCSSFがヨーロッパ共同体法に基づく監督規則と同等とみなす監督規則が適用されることを条件とする。
- g) 上記のa)、b)およびc)に記載する規制された市場で取引されている金融派生商品(以下「派生商品」といい、同等の現物商品を含む。)または証券取引所で取引されていない派生商品(以下「店頭派生商品」という)。ただし、
- 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針を遵守しており、その達成に適したものであること、
 - 原証券は上記の1.1のa)および1.1のb)の各項に規定する商品または本投資法人の投資方針に従い直接的にまたは既存のUCIもしくはUCITSを通じて間接的に投資することが許可されている金融指数もしくはマクロ経済指数、金利、通貨またはその他の裏付け商品であること、
 - サブ・ファンドが、原資産を適切に分散することで、「2. リスク分散」の項に記載されるサブ・ファンドに適用される分散要件を確実に遵守すること、
 - 店頭派生商品に関する取引の相手が、CSSFが承認し本投資法人が明確に承認した種類に該当する公式監督に服する機関であること、本投資法人による承認手続きが、UBSアセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成され、取引相手方の資本提供の意思に加え、とりわけ同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に関連する原則に基づき、本投資法人は自身が承認した取引相手方のリストを保持していること、
 - 店頭派生商品が日々信頼できる検証可能な方法で評価され、いつでも本投資法人の主導により、かつ公正価値でバック・ツー・バック取引により売却、清算または決済できること、
 - 取引相手方が、各サブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入れ銘柄(トータル・リターン・スワップまたは同様の性格を有する金融派生商品等の場合)、または各店頭派生商品の原資産につき裁量権を付与されていないことを条件とする。
- h) 規制された市場で取引されていない「(1)投資方針」の項に定義する短期金融商品。ただし、短期金融商品の発行または発行体に投資家を保護する規則が既に適用されていること、およびかかる商品は、
- EU加盟国の中央、地域もしくは地方機関または中央銀行、欧州中央銀行、EUまたは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合に連邦の加盟国または少なくとも一カ国以上のEU加盟国が加入している国際機関が発行または保証していること、
 - 1.1のa)、b)およびc)の各項に定める規制された市場で有価証券が取引されている事業体が発行していること、
 - ユーロッパ共同体法に定める基準に基づく公式監督に服す機関またはヨーロッパ共同体法に定める監督と少なくとも同程度に厳格な監督に服し、同法を遵守しているとCSSFが判断する機関が発行もしくは保証し、またはCSSFが承認した種類に属すその他の発行体が発行していることを条件とする。ただし、かかる商品への投資には上記の第1文、第2文および第3文に定める基準と同等の投資家を保護する規則が適用されること、発行体は1,000万ユーロ以上の自己資本を有し、第4号理事会指令78/660/EECに定める規定に基づいて年次決算書を作成し発行する法人であるか、または一社以上の上場企業を擁するグループ内

の資金調達を担当する法人であるか、または銀行が提供する信用供与枠を利用し、原債務証券の資金を調達する法人であることを条件とする。

- 1.2 上記1.1に定める投資制限にかかわらず、各サブ・ファンドは純資産の10%を限度に1.1に定める以外の有価証券および短期金融商品に投資することができる。
- 1.3 本投資法人は派生商品に関する全体のリスクが本投資法人の純資産総額を超えないように配慮しなければならない。投資戦略の一環として、各サブ・ファンドは2.2および2.3の各項に定める制限の範囲内で派生商品に投資することができる。ただし、原資産全体のリスクが以下の第2項に定める投資制限を超えないことを条件とする。
- 1.4 各サブ・ファンドは付随的に流動資産を保有することができる。

2. リスク分散

- 2.1 リスク分散原則に従って、本投資法人はサブ・ファンドの純資産の10%以上を一つの発行体が発行した有価証券および短期金融商品に投資してはならない。本投資法人はサブ・ファンドの純資産の20%以上を一つの同じ金融機関の預金に投資してはならない。サブ・ファンドが店頭派生商品の取引を行う場合、取引相手方リスクがサブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。取引相手が1.1 f) に定義する金融機関である場合、許容される取引相手方リスクの上限は5%に引き下げられる。サブ・ファンドの純資産の5%以上を占める金融機関が保有する有価証券および短期金融商品のポジションの総価値が当該サブ・ファンドの純資産の40%を超えてはならない。上記の制限は監督に服する金融機関に係わる預金または店頭派生商品には適用されない。
- 2.2 2.1に定める制限に関係なく、各サブ・ファンドは
 - ある機関が発行した有価証券または短期金融商品
 - 当該機関の預金および / または
 - 当該機関の取引する店頭派生商品を組み合わせる純資産の20%以上を投資してはならない。
- 2.3 上記の規定にかかわらず、
 - a) EU加盟国に本拠地を有し、特定の国において当該証券の保有者を保護するために公的機関の公式監督に服する金融機関が発行した特定の債務証券に関して、2.1に定める10%の上限は25%に引き上げられる。特にかかる債務証券の発行に起因する資金は法律に従って、債務証券の存続期間中にかかる発行により発生した債務を十分にカバーする資産に投資するものとし、発行体が破産した場合、元利の支払いに関して優先権が付与されなければならない。さらに、サブ・ファンドが一つの発行体の債券に純資産の5%以上を投資する場合、投資総額が当該サブ・ファンドの純資産の80%を超えてはならない。
 - b) 上記の10%の上限はEU加盟国またはEU加盟国の地方機関、その他の承認された国または一カ国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証した有価証券または短期金融商品に関しては35%に引き上げられる。
2.3のa) およびb) に定める特別規則に該当する有価証券および短期金融商品は既述したリスク分散の40%制限を計算する際には計算に入れない。
 - c) 2.1、2.2、2.3のa) およびb) の各項に定める制限は累計することはできないため、これらの各項において定める発行体が発行した有価証券または短期金融商品、かかる金融機関への預金または派生商品への投資はそれぞれサブ・ファンドの純資産の35%を超えてはならない。
 - d) 指令83/349/EEC第1条(1)または公認の国際会計基準に定義される連結会計の目的上同じ企業グループに属す企業は、本項に定める投資制限を計算する際には一つの発行体とみなす必要がある。ただし、同じグループ企業が発行した有価証券および短期金融商品への投資は合計してサブ・ファンドの資産の20%を限度とする。

e) 本投資法人はリスク分散のために、サブ・ファンドの純資産の100%を限度としてEU加盟国またはEU加盟国の地方機関、その他の認可されたOECD加盟国、中国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一カ国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証した各種の有価証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、かかる有価証券および短期金融商品は少なくとも6回の発行分で構成され、一回の発行分がサブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

2.4 その他のUCITSまたはその他のUCIへの投資に関しては以下の規定が適用される。

- a) 本投資法人はサブ・ファンドの純資産の20%を限度として一つの同じUCITSまたはUCIの受益証券に投資することができる。上述の投資制限の解釈上、複数のサブ・ファンドを有するUCIのそれぞれのサブ・ファンドは独立した発行体とみなされる。ただし、各サブ・ファンドは第三者に対して個別の責任を負う。
- b) UCITS以外のUCIの受益証券に対する投資は、サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。サブ・ファンドが投資するその他のUCIまたはUCITSの資産は2.1、2.2および2.3の各項に定める上限の計算には含まれない。
- c) 投資方針に従って大半の資産をその他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に投資するサブ・ファンドに関して、サブ・ファンドおよびサブ・ファンドが投資予定のその他のUCITSおよび/または他のUCIが徴収する上限管理報酬については「4.手数料等および税金(4)その他の手数料等」の項に記載する。

2.5 サブ・ファンドは、一または複数の他のサブ・ファンドが発行するまたは発行された投資証券を購入し、取得しおよび/または保有することができるが、以下を条件とする。

- 対象ファンドは自ら、当該対象ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと、
- 取得される複数の対象ファンドが、同一のUCIの他の対象サブ・ファンドの受益証券に投資することができる資産は、販売目論見書または定款に従い、合計で10%を超えてはならないこと、
- 当該有価証券に関連する議決権は、当該サブ・ファンドが当該証券を保有している期間中、財務書類および定期報告書における適正評価にかかわらず、停止されること、
- いずれの場合にも、サブ・ファンドが当該有価証券を保有している限り、その価値は2010年法に基づく最低純資産の検証のために考慮されないこと、および
- サブ・ファンドまたはサブ・ファンドが投資する対象ファンドのいずれのレベルでも、運営管理/申込みまたは買戻しの手数料は重複して請求されないこと。

2.6 サブ・ファンドの投資方針が、CS SFにより認定された特定の株式または債券指数の連動を目的としている場合、本投資法人は、当該サブ・ファンドの純資産の20%を限度に同一機関が発行した株式および/または債券に投資することができる。ただし、以下を条件とする。

- 指数の構成が十分に分散されていること、
- 指数が、その参照する市場の適正ベンチマークを示していること、
- 指数が適切に公開されていること。

例外的市況(特に一部の有価証券または短期金融商品がきわめて支配的なポジションを占めている規制された市場)により正当であると判断される場合の制限は35%とする。かかる上限までの投資は、同一発行体の場合にのみ認められる。

意図せずに、または新株引受権の行使によって1.および2.の各項に記載する制限を超えた場合、本投資法人は投資主の利益を十分に考慮した上で事態の是正を最優先するために有価証券の売却を行わなければならない。

新たに設定されたサブ・ファンドは、引き続き分散投資の原則を遵守することを条件として、当局から認可されてから6か月間は特定のリスク分散制限を逸脱することができる。

3. 投資制限

本投資法人は、以下の行為をしてはならない。

- 3.1 継続販売について契約書により制限を受ける証券を取得すること。
- 3.2 本投資法人が、または、本投資法人の管理下にある他の投資信託と共同で、発行体の経営に重大な影響力を行使することを可能とする議決権付株式を取得すること。
- 3.3 以下を取得すること。
 - 同一発行体の議決権のない投資証券の10%以上
 - 同一発行体の社債の10%以上
 - 同一UCITSまたはUCIの受益証券の25%以上
 - 同一発行体の短期金融商品の10%以上上記の4つのうち、後3者について、債務証券または短期金融商品の総額および発行済受益証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はない。
- 3.2および3.3の各項の適用が免除されるのは以下の証券である。
 - EU加盟国もしくはEU加盟国の地方機関または別の承認国が発行または保証している有価証券および短期金融商品
 - EU非加盟国が発行または保証している証券および短期金融商品
 - 一または複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行した証券および短期金融商品
 - EU非加盟国の法律に基づき当該保有が当該非加盟国の発行体の証券に投資することができる唯一の適法な方法である場合に、当該EU非加盟国に本拠地を置く発行体の証券にその資産を主に投資するEU非加盟国の会社の株式。かかる場合、2010年法の規定を遵守しなければならない。
 - 子会社所在国において、本投資法人のみのために、受益者の請求による受益証券の買戻しに関する一定の運営管理、助言または販売業務を実行する子会社の株式。
- 3.4 証券、短期金融商品または1.1 e)、g)およびh)の各項に規定されるその他の証書の空売りを行うこと。
- 3.5 貴金属またはそれに関連する証書を取得すること。
- 3.6 不動産に投資すること、商品または商品契約を購入し、販売すること。
- 3.7 借入れを行うこと。ただし、下記の場合は除外される。
 - バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
 - 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ
- 3.8 第三者のために貸付を認めまたは保証人となること。ただし、本制限は、全額払込済でない証券、短期金融商品、または1.1 e)、g)およびh)に挙げられるその他証書の取得を妨げるものではない。
- 3.9 上記の投資の禁止にかかわらず、本投資法人は、以下の金融商品に投資することができる。
 - 指令2007/16/ECの第2条に定める証券要件にしたがい、指数の運用実績に連動する組込デリバティブを含まない、広義で個別の貴金属を裏付け資産とする証書
 - 指令2007/16/ECの第2条に定める証券要件にしたがい、指数の運用実績に連動する組込デリバティブを含まない、広義で個別のコモディティまたはコモディティ指数を裏付け資産とする証書本投資法人は、投資主の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権利を有する。ただし、かかる追加的制限は、投資証券が募集および販売される国々の法令を遵守する必要がある。

4. 資産のプール

本投資法人は効率性のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および/または共同管理することを許可することができる。この場合、様々なサブ・ファンドの資産を一緒に管理する。共同管理下の

資産を「プール」と呼ぶ。プールは内部管理目的に限定して使用される。プールは独立したファンドではなく、受益者が直接利用することはできない。

プール

本投資法人は2つ以上のサブ・ファンド(かかる文脈上、以下「参加サブ・ファンド」という。)のポートフォリオ資産の一部または全部をプール形式で投資し、運用することができる。こうした資産プールは各参加サブ・ファンドから現金ならびにその他の資産を(プールの投資方針に合致している場合)資産プールに移し替えることによって設定される。その後、本投資法人は個々の資産プールへの移し替えを行なうことができる。同じく、その参加額の全額を限度として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。

特定の資産プール内の参加サブ・ファンドの持分は、同じ価値を有するみなし受益証券を基準にして算出される。資産プールを設定した際、本投資法人は(本投資法人が適当と判断する通貨で)みなし受益証券の当初価値を定め、各参加サブ・ファンドに対してサブ・ファンドが拠出した現金(またはその他の資産)に相当するみなし受益証券を配分しなければならない。その後、資産プールの純資産を既存のみなし受益証券の口数で除して、みなし受益証券の価値を算出する。

追加の資金または資産が資産プールに拠出され、または資産プールから引き出された場合、参加サブ・ファンドにより拠出されたもしくは引き出された現金または資産を、資産プールにおける参加サブ・ファンドの持分の現在価値で除して決定した数だけ、関係する参加サブ・ファンドに配分されたみなし受益証券の口数を増減させる。資産プールに現金が拠出される場合、計算上、かかる現金投資のためのクロージング費用および取得費用に加え税務費用を考慮して本投資法人が適当と判断する金額を減額する。現金の引き出しの場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分において発生する費用の額を織り込んだ減額が行なわれる。

資産プールの資産から得た配当、利息および収益と同様のその他の配当は当該資産プールに配分され、その結果として当該純資産が増加することになる。本投資法人が清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の各持分に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、幅広い分散投資を可能にするために、本投資法人は1つ以上のサブ・ファンドの資産の一部または全部をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業に帰属する資産と一緒に管理することを決定することができる。以下の段落で「共同管理ファンド」とは、本投資法人およびその各サブ・ファンドならびに共同管理契約が存在し得る一切のサブ・ファンドをいい、「共同管理資産」とは、上記の共同管理契約に従って管理が行なわれる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理契約の一環として、各投資運用会社は、関係する共同管理ファンドに関しては統一的に、本投資法人およびそのサブ・ファンドのポートフォリオの構成に影響を及ぼす投資および資産の売却に関する決定を下すことができる。それぞれの共同管理ファンドは、共同管理資産において、共同管理資産の全体価値に対して自己の純資産が占める割合に相当する持分を有する。こうした比例ベースの資産保有(かかる文脈上、「持分割合」と称する。)は、共同管理の下で保有または取得したすべての資産クラスに適用される。投資および/または資産の売却に関する決定は、共同管理ファンドの持分割合には影響しないが、追加の投資分は同じ割合で共同管理ファンドに割り当てられる。一方、資産を売却した場合、これらは、個々の共同管理ファンドが保有する共同管理資産から比例的に差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込金は購入申込みが行われる共同管理ファンドの調整後の持分割合を考慮した上で、各共同管理ファンドに配分され、このような調整が、かかる共同管理ファンドの純資産の増加に対応する。共同管理ファンド間で資産を移し替えると各共同管理ファンドの純資産総額が、調整後の持分割合に応じて変動する。同様に、ある共同管理ファン

ドに買戻請求があった場合、買戻しが適用となる共同管理ファンドの純資産の減少額を調整後の持分割合に基づき、共同管理ファンドの流動資金から必要な資金が引き出される。この場合も、各共同管理ファンドの純資産総額は、調整後の持分割合に応じて変動する。

本投資法人または本投資法人の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係する出来事に影響される点に投資主の注意を喚起する。その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、共同管理契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行なうことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができるほか、本投資法人または本投資法人の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りを決定できるため、本投資法人と本投資法人のサブ・ファンドおよび投資主の利益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに関する（本投資法人または当該サブ・ファンドに帰属するとは見なされない）報酬および費用の支払いによって、本投資法人またはその一もしくは複数のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、本投資法人または当該サブ・ファンドの投資制限に違反する場合、該当する資産が上記の調整による影響を受けないようにするために、かかる資産は、変更の実施前に共同管理契約の対象から外される。

サブ・ファンドの共同管理資産は、同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。これにより、投資決定が個々のサブ・ファンドの投資方針とすべての点で合致することになる。共同管理資産は同じ投資運用会社が投資と資産の売却に関する決定を下す権限を有し、かつ保管受託銀行が預託機関を務める資産に限って共同で管理される。これにより保管受託銀行は、2010年法および他の法規定に従って本投資法人およびそのサブ・ファンドに対して十分に任務を履行し義務を果たすことができる。保管受託銀行は常に本投資法人の資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管受託銀行は個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないが、サブ・ファンドの投資方針よりも制限を受ける可能性がある。

本投資法人は事前の通知なしに、いつでも共同管理契約の終了を決定することができる。

投資主はその時点で共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの比率について、本投資法人の登録事務所に問合せを行なうことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、（１）ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または（２）各共同管理ファンドが、ルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる債権者およびいかなる破産管財人も、資産へのアクセスを有さず、または資産を凍結する権利がないとする権限を有することを条件に許可される。

５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CS SFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品（以下「技法」という。）を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。このような技法および商品の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（「証券貸付」）。

証券貸付は、一般に、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流金融機関を利用し、かつ当該機関が定める手続に従い行う場合にのみ、行うことができる。

証券貸付取引の場合、本投資法人は、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に等しい金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により容認された金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、取引が貸付証券価額の返済を本投資法人に保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合は、不要である。

「3 投資リスク a. リスク要因 担保の運用」の項の規定は、証券貸付の範囲内で本投資法人に提供された担保の運用に対して適用される。「3 投資リスク a. リスク要因 担保の運用」の項の適用緩和規定として、金融セクターの株式は、証券貸付の範囲内で有価証券として認められる。

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合った報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、とりわけ、関連する定義、証券貸付取引の契約管理に関する原則および基準の記載、担保の信用度、認可を受ける取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬ならびに本投資法人が受領する報酬に加え年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、証券貸付取引からの担保として承認し、これらの証券に対して以下の元本減免を適用する旨決定した。

資産クラス	最低元本減免率 (市場価格からの減額率) (%)
固定及び変動利付証券	
G10参加国(米国、日本、英国、ドイツおよびスイスを除く国々。発行体として当該国の連邦州および小郡を含む。)により発行され、格付がA [*] 以上の証券。	2%
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス(その連邦州および小郡 ^{**} を含む。)により発行された証券。	0%
格付がA以上の債券。	2%
国際的組織によって発行された証券。	2%
法主体によって発行され、格付がA以上の銘柄の証券。	4%
地方機関によって発行され、格付がA以上の証券。	4%
株式	8%
以下の指数に組み込まれている株式は、容認できる担保として認められる。	ブルームバーグID
オーストラリア(S&P/ASX 50 INDEX)	AS31

オーストリア (AUSTRIAN TRADED ATX INDX)	ATX
ベルギー (BEL 20 INDEX)	BEL20
カナダ (S&P/TSX 60 INDEX)	SPTSX60
デンマーク (OMX COPENHAGEN 20 INDEX)	KFX
欧州 (Euro Stoxx 50 Pr)	SX5E
フィンランド (OMX HELSINKI 25 INDEX)	HEX25
フランス (CAC 40 INDEX)	CAC
ドイツ (DAX INDEX)	DAX
香港 (HANG SENG INDEX)	HSI
日本 (NIKKEI 225)	NKY
オランダ (AEX-Index)	AEX
ニュージーランド (NZX TOP 10 INDEX)	NZSE10
ノルウェー (OBX STOCK INDEX)	OBX
シンガポール (Straits Times Index STI)	FSSTI
スウェーデン (OMX STOCKHOLM 30 INDEX)	OMX
スイス (SWISS MARKET INDEX)	SMI
スイス (SPI SWISS PERFORMANCE IX)	SPI
英国 (FTSE 100 INDEX)	UKX
米国 (DOW JONES INDUS. AVG)	INDU
米国 (NASDAQ 100 STOCK INDX)	NDX
米国 (S&P 500 INDEX)	SPX
米国 (RUSSELL 1000 INDEX)	RIY

* 上記の表における「格付」は、スタンダード・アンド・プアーズが使用する格付尺度を意味する。スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチによる格付は、それぞれに対応する尺度をもって使用される。これらの格付機関がある発行体に付与した格付が一致しない場合、一番低い格付を適用する。

** これらの国による格付のない銘柄も容認される。かかる銘柄について、元本減免は行われない。

一般的に、以下の要件がレボ契約／リバースレボ契約および証券貸付契約に適用される。

- () レボ契約／リバースレボ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。
- () 本投資法人は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- () 本投資法人がリバースレボ契約を締結する場合、本投資法人は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時までに発生する利息を含む。）のリコールまたはリバースレボ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレボ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレボ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- () 本投資法人がレボ契約を締結する場合、本投資法人は、レボ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレボ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固

定期間のレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。

- () レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS指令の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト／費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（すなわち、これらの技法を利用しない場合）から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、後記「3 投資リスク a. リスク要因 効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

本投資法人は、リスク管理手続きの一環として、本投資法人または本投資法人が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。本投資法人、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施される。また、本投資法人は、これらの技法および商品を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3【投資リスク】

a. リスク要因

サブ・ファンドの投資は大幅な価格変動を伴い、本投資法人の株価が取得時の価格を下回らないとの保証はない。投資法人は預貯金とは異なる。

こうした価格変動を発生させる要因またはその影響は以下のとおりであるが、これらに限定されない。

- ・個別企業に特有の要因の変化
- ・金利の変動
- ・為替レートの変動
- ・商品およびエネルギー資源の価格の変動
- ・雇用、公共支出および負債、インフレ等の経済要因に関する変化
- ・法環境の変化、および
- ・特定の資産クラス(投資証券)、市場、国、業種およびセクターに対する投資家の信頼の変化

投資を分散させることにより、投資運用会社は、サブ・ファンドの価格に対するリスクへのマイナスの影響を軽減させる努力をしている。

サブ・ファンドがその投資によって特定のリスクにさらされる場合、かかるリスク情報は関連するサブ・ファンドの投資方針に規定される。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引は、それ自体は投資商品ではないが、その評価が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および価格予想から得られる権利である。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決済リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

しかしながら、金融派生商品取引の特性により、上記リスクは、投資先の商品の投資対象のリスクと異なることがあり、時として投資先の商品への投資に伴うリスクに比べてより高いリスクとなることもある。レバレッジを伴う金融派生商品取引の利用は、サブ・ファンドの純資産価額を変動させることがあり、かかる変動は、投資先の商品への直接投資から生じるものよりも大きくなる。したがって、金融派生商品の投資先の比較的小幅な価格変動が、レバレッジ効果により、多額の損失をもたらすことがある。

このため、金融派生商品取引の利用は投資先の商品についての理解のみならず、金融派生商品取引自体についてのより深い知識が求められる。

取引所で取引される金融派生商品の取引における不履行リスクは、取引所で取引される各金融派生商品取引に関する発行体または取引相手方としての機能を引き受ける決済機関が決済履行の保証を引き受けるため、概して、公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引に伴うリスクに比べて、低くなる。かかる保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために決済機関が維持する日払いシステムによって支えられ、かかるシステムにおいてこれをまかなうために必要な資産が計算される。公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の場合は、決済機関による類似の保証はなく、潜在的な不履行リスクを評価するために、本投資法人は、各取引相手の信用性を考慮しなければならない。

一部の金融派生商品は売買が難しいため、流動性リスクもある。特に金融派生商品取引の規模がとりわけ大きい場合または関係する市場が流動性を欠いている場合(公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の多くはそうであるといえる。)、一定の状況下で、取引を完全に執行することが常に可能というわけではなく、または追加費用の発生によってしかポジションを処分することが不可能なことがある。

金融派生商品取引の利用に関連する追加的なリスクは、金融派生商品取引の価格または評価の決定を誤ることである。また、金融派生商品取引がその投資先の資産、金利、または指数と完全に相関しない可能性もある。金融派生商品取引は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価は取引相手から求められる現金需要が上昇したり、本投資法人に損失が発生する結果となる。金融派生商品取引と、その源泉となる資産、金利もしくは指数の評価額との間に、常に直接的または並行的な関係が存在

するとは限らない。このような理由により、本投資法人による金融派生商品取引の利用が、必ずしも本投資法人の投資目的を達成するための有効な手段であるとは限らず、時として逆効果となる場合もある。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる（その逆の交換を行うこともできる）。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス（キャップの場合）またはマイナス（フロアの場合）の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュ・フローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュ・フロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ（ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。）、またはバリエーション（ボラティリティの2乗）に対応しているスワップ（バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払いを行うため、支払いがボラティリティよりも高い割合で上昇する。）を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する（または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する）場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である取引相手方との間でしか、締結することができない。このような取引相手方は、信用評価の対象となる。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施する。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを

条件に、該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料(プレミアム)を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払いを行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項に効果があるとは限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

本投資法人は、市場の状況(一日の値幅制限の適用を含む。)次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、本投資法人は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることがある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、または本投資法人が多額の費用を負担することがある。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「２ 投資方針（４）投資制限 ５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レボ契約およびリバースレボ契約を締結することができる。レボ契約またはリバースレボ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レボ契約またはリバースレボ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および／またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額（該当がある場合。）を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レボ契約またはリバースレボ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失（証券の金利もしくは元本の損失、およびレボ契約もしくはリバースレボ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「２ 投資方針（４）投資制限 ５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連して本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失（証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レボ契約、リバースレボ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「２ 投資方針（４）投資制限 ５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に定める規定を常に遵守する。レボ契約、リバースレボ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法（担保の運用を含む。）が採用される。レボ契約、リバースレボ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レボ契約／リバースレボ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レボ契約／リバースレボ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS (Lux) ボンド・シキャブ・コーポレート・ボンド（米ドル）	0 % - 10%	50%	0 %	100%	0 % - 50%	100%
UBS (Lux) ボンド・シキャブ・ハイ・イールド・ボンド（米ドル）	0 % - 50%	100%	0 %	100%	0 % - 50%	100%

ABS / MBSの使用に伴うリスク

投資者は、ABS、MBSおよびCMB Sへの投資が非常に複雑であり、かつ、透明性が低い可能性がある旨を知らされている。これらの商品は、債権のプール（ABSの債権の場合、自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権となる可能性があり、MBSまたはCMB Sの債権の場合は不動産ローンである。）のエクスポージャーを伴い、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ、法的、簿記上および経済的な観点から見てプール内の債権の貸主から完全に分離している機関により発行される。原債権からの支払フロー（利息、債権の償却および不定期の償却を含む。）は、これらの商品の投資者に移転される。これらの商品は、階層に従う異なるトランシェを含む。かかる構成によりトランシェ間の払戻しおよび不定期の特別払戻しの順位が定められる。金利が上昇または低下する場合に、債務者の借換えの選択権の上昇または低下に起因して予定外に原債権に対する特別償却が増減すると、投資者は、払戻しまたは再投資が増減するリスクにさらされる。

サブ・ファンドによるABS / MBSへの投資の平均期間は、債券につき設定された満期日と異なることが多い。平均期間は最終満期日よりも概して短く、払戻フローの日付に依拠する。払戻フローは通常、有価証券の構造ならびにキャッシュ・インフローの優先順位および / または借換え、払戻しおよび債務不履行に関する借り手の行為に基づくものである。サブ・ファンドは、満期日までの平均期間が0年ないし30年の有価証券に投資する。

異なる法律体系を有する異なる国のABS / MBSが存在する。サブ・ファンドは、欧州経済領域の加盟国すべておよびスイスのABS / MBSに投資することができる。原証券がサブ・ファンドのガイドラインで許可され、有価証券が顧問によって定められた調査に基づく基準を満たす場合、他の国への投資が検討されることがある。

サブ・ファンドは、ABS / MBSの公認発行体が発行する有価証券または類似の有価証券に投資する。ABS / MBSは投資適格であるか、非投資適格であるか、または、格付を有しないことがある。

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）アプローチやコミットメント・アプローチ（リスク総量を把握するリスク管理手法）により行なわれる。（ETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関する）CSSF指令14 / 592に従い、リスク管理手続きは、また、担保の運用（下記「担保の運用」の項参照のこと。）およびポートフォリオの効率的運用のための技法および商品（「2 投資方針（4）投資制限 5 . 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項参照のこと。）の範囲内にも適用される。

レバレッジ

VaRアプローチを用いるUCITSのレバレッジは、CSSF指令11 / 512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として確定される。投資主は、これにより、レバレッジ額が人為的に増加することがあり、そのため、とりわけ、以下の理由で実際の経済的リスクを反映していないことに留意するべきである。

- 派生商品が投資またはヘッジ目的で利用されているか否かにかかわらず、派生商品が、想定元本の総額のアプローチに従って算定されるレバレッジ額を増加させるため。
- 金利派生商品のデュレーションが考慮されていないため。その結果、短期金利派生商品が極めて低い経済的リスクを生じさせるにもかかわらず、短期金利派生商品は、長期金利派生商品と同じレバレッジとなる。

V a Rアプローチに従うUC I T Sの経済的リスクは、UC I T Sのリスク管理手法の一部として決定される。かかる手法は、とりわけ、V a Rの制限を含み、派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクを伴う。V a Rは、包括的なストレス・テスト・プログラムによって補足される。

V a Rアプローチを用いる各サブ・ファンドのレバレッジの平均水準は、以下に記載される範囲にとどまるものと予測される。レバレッジは、想定元本の総額と問題のサブ・ファンドの純資産価額との比率として示される。一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることがある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定される レバレッジ範囲	参照ポートフォリオ
コーポレート・ボンド (米ドル)	コミットメント・ アプローチ	該当なし	該当なし
ハイ・イールド・ ボンド(米ドル)	コミットメント・ アプローチ	該当なし	該当なし

担保の運用

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約またはオプション契約を締結するかもしれないその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が一または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある(または履行することができない)リスクを負うことがある。

取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付けの政府債といった流動資産の形で提供される。本投資法人は、(客観的かつ適切な評価を行った後)適切な期間内に現金化が可能な金融商品のみを担保として認める。本投資法人、または本投資法人が任命したサービス提供会社は、最低一日一回担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は各店頭取引相手方の持高の評価額を上回っていなければならない。ただし、かかる評価額は、2回続く評価の間で、変更される場合がある。

それぞれの評価後、(適切な場合は、追加の担保を請求することで)かかる担保が各店頭取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していることを確実にしなければならない(値洗い)。該当する担保に関連するリスクを適切に考慮するために、本投資法人は、要求される担保の価値を引き上げるべきかどうか、またはかかる評価額を保守的に算定した適切な比率で減額(ヘアカット)すべきか判断する。担保の評価額の変動が大きければ大きいほど、引き下げ率は大きくなる。

本投資法人は、上記の要件および評価額の詳細(特に、受け入れ担保の種類、各担保の加算額および差引き額に加え、担保として預託された流動性のある資金の投資方針)を決定する社内規則を作成しなければならない。かかる枠組み合意は、適切な場合本投資法人により定期的に検討され、適合される。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、店頭取引派生商品からの担保として承認し、これらの証書に対して以下の元本減免を適用する旨決定した。

資産クラス	最低元本減免率 (市場価格からの減額率) (%)
固定及び変動利付証券	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金。	0 %
次の国々(オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国、米国)の1つにより発行される短期性証券(1年以内)で、発行国がA以上の格付けを有するもの。	1 %
上記と同じ要件を満たし、中期の償還期限(1 - 5年)を有する証券。	3 %
上記と同じ要件を満たし、長期の償還期限(5 - 10年)を有する証券。	4 %
上記と同じ要件を満たし、超長期の償還期限(10年超)を有する証券。	5 %
償還期限が10年以内の米国インフレ連動債。	7 %
米国債ストリップス債またはゼロクーポン債(償還期限を問わない)。	8 %
償還期限が10年を超える米国インフレ連動債	10%

証券貸付からの担保に使用される元本減免については、場合に応じて、「2 投資方針 (4) 投資制限 5 . 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」において説明されている。

担保として預託された有価証券は、相対する店頭取引相手方が発行したもの、またはかかる店頭取引相手方との密接な関係があるものではない。こうした理由から、金融セクターの株式は担保として認められない。担保として預託された有価証券は本投資法人に代わり保管受託銀行が保有し、本投資法人が売却することも、投資することも、担保を設定することもできない。

本投資法人は、譲渡された担保を、特に地理的分散、複数市場間の分散、集中リスクの分散につき、確実に適切に分散するものとする。担保として保有される証券および短期金融商品で単一発行体が発行しているものが、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を上回らない場合、十分に分散されているとみなす。

上記の項の免除を受け、かつ、2014年8月1日のETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン(ESMA/2014/937)の改正後の第43条(e)に従い、本投資法人は、EU加盟国、その一もしくは複数の現地当局、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行または保証される様々な譲渡性のある証券および短期金融商品により完全に担保されることができる。この場合、本投資法人は、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受領することを確保しなければならないが、一銘柄の証券は各サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

本投資法人の取締役会は、上記の免除条項を利用し、各サブ・ファンドの純資産価額の50%を上限として、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスにより発行または保証される国債による担保を受領する旨決定した。

流動性のある資金として預託された担保は本投資法人が投資に利用することができる。投資対象は、「2 投資方針 (4) 投資制限 1 . 投資商品」の1.1 f)に従い、要求払い預金または通知預金、高格付けの政府債、「2 投資方針 (4) 投資制限 5 . 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の意味における買戻取引のみであり、かかる取引の相手方は、「2 投資方

針 (4) 投資制限 1. 投資商品」の1.1 f) に規定の意味における金融機関であり、本投資法人がいつでも当該取引を中止し、投資額(発生済みの利息を含む。)の返還を請求する権利を有する場合に限り、欧州マネー・マーケット・ファンドの定義に関するCESRガイドライン10-049に規定の意味における短期マネー・マーケット・ファンドでなければならない。前節に記載された制限は、集中リスクの分散にも適用される。

保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関連する本投資法人の権利が遅らされるかまたはその他の方法で制限されることがある。本投資法人が該当契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は本投資法人と店頭取引相手との合意により店頭取引相手に移転されることになる。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関連する本投資法人の権利または認定が遅らされる、制限されるかまたは削減されることすらあり、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたにもかかわらず、本投資法人は店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなると思われる。

b. 投資リスクに対する管理体制

投資運用会社はリスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図る。リスク特性の分析に当たっては、投資運用会社はUBSアセット・マネジメントが開発した管理システムを活用する。

UBSアセット・マネジメントでは、法規制度遵守(コンプライアンス)に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員がコンプライアンスに対して責任を負い、経営陣によるコンプライアンス体制に関する強いコミットメントにより、一層、その有効性が高まっている。コンプライアンスは、すべての業務から独立した体制を敷いている。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(改訂済)の下で認められたコミットメント・アプローチにより管理している。

c. 重要事象等

本投資法人が将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他本投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象は、有価証券届出書提出日現在、存在しない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

申込手数料は、投資証券1口当たり純資産価格の最大2%とする。

b. 日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は申込価額の2.20% (税抜き2.00%) を上限とする。

詳しくは、日本における販売会社に問い合わせること。

(2)【買戻し手数料】

a. 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b. 日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

(3)【管理報酬等】

本投資法人は、それぞれのサブ・ファンドに、下記の表に列挙されているサブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を請求する。

サブ・ファンド名

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	上限定率報酬 (上限管理報酬)
- コーポレート・ボンド (米ドル)	<u>年率1.140% (0.910%)</u>
- ハイ・イールド・ボンド (米ドル)	<u>年率1.260% (1.010%)</u>

かかる報酬は以下のとおり用いられるものとする。

本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して(該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務(本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主支払事務代行会社」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。すなわち当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる(上限定率報酬)。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。

定率報酬に適用される実際の最大料率については、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

2019年5月末日に終了する会計年度中の各サブ・ファンドの報酬は以下のとおりである。

- コーポレート・ボンド (米ドル)	3,212,554.22米ドル
- ハイ・イールド・ボンド (米ドル)	4,496,687.29米ドル

(4)【その他の手数料等】

上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、投資証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。

- b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に關する一切の手数料。
- c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に關して監査人が提供するサービスに關して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に關する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に關するコストおよび投資者に対する通知に關する一切のコスト(翻訳コストを含む。)。
- f) 本投資法人の法的文書に關するコスト(目論見書、主要な投資家向け資料(以下「K I I D」という。)、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に關するコスト(該当する場合、外国の監督官庁に支払う手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払事務代行会社に対する報酬を含む。)。
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の使用權に關するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に關して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に關与する場合、管理会社は、第三者に關して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に關するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率(T E R)の開示において考慮される。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人はまた、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

定率報酬制度を有していない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

個々のサブ・ファンドに帰属するすべての費用は当該サブ・ファンドに請求される。

個々の投資証券のクラスに帰属する費用は当該投資証券のクラスに請求される。ただし、費用が複数または全部のサブ・ファンド/投資証券のクラスに關係する場合は、それぞれの純資産価額に応じて關係するサブ・ファンド/投資証券のクラスに請求される。

各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、關係する対象ファンドのレベルでも費用が発生する。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、あらゆる付随的な報酬も含めて最大で3%とする。

管理会社により、または共同運用もしくは支配によるまたは多額の直接的もしくは間接的な保有により管理会社と關係する別の会社により、直接的もしくは間接的に運用されるファンドの受益証券への投資に關して、投資を行うサブ・ファンドは、対象ファンドの発行または買戻しの手数料を請求されないことがある。

本投資法人の現在発生している費用の詳細はK I I Dに記載されている。

2019年5月末日に終了する会計年度中の各サブ・ファンドのその他の費用は以下のとおりである。

- コーポレート・ボンド(米ドル)	589,468.71米ドル
- ハイ・イールド・ボンド(米ドル)	588,826.71米ドル

管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、報酬が適用ある規則（具体的には、（ ）UCITS指令2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ ）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011/61/EU（2013年7月12日付オルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（改正済）によりルクセンブルクの国法に制定。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（ ）2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10/437に定義される規定）に従っていることを確保し、かつ、ユービーエス・グループ・エイ・ジーの報酬方針を遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、健全かつ効果的なリスク管理を促し、投資主の利益を守り、かつUCITS/AIFのリスク特性、約款もしくは定款に反するリスクを防止する。報酬方針は、また、管理会社およびUCITS/AIFの戦略、方針、価値および利益を守り、利益相反を防止する措置を含む。

さらに、この手法は、以下を目的とする。

- ・サブ・ファンドにおける投資主の推奨される保有期間に適した複数年にわたる期間で、パフォーマンスを評価すること。これは、評価プロセスが、本投資法人の長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ、パフォーマンスに関連した報酬が実際に同期間にわたり支払われることを徹底するためである。
- ・固定報酬部分および変動報酬部分を組み合わせたバランスの取れている報酬を従業員に与えること。報酬総額のかなりの部分を固定報酬部分が占め、このことが機動性を有する賞与の戦略を可能にする。これには変動報酬を支払わないという選択肢が含まれる。この固定報酬は、個々の従業員の役割（彼らの責任および業務の複雑性、パフォーマンスおよび各地の市況を含む。）により決定される。さらに、管理会社が、自身の裁量により、従業員に対して手当を提供する可能性があることに留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分を構成する。

関連する開示は、UCITS指令2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行われるものとする。

投資家は、報酬方針に関する詳細（報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会（もしあれば）の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。）をhttp://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる情報の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

（５）【課税上の取扱い】

日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- （１）ファンドの投資証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。なお、ファンドの投資証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されている。
- （３）日本の個人投資主についてのファンドの配当金は、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。日本の個人投資主は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告

分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの配当金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人投資主については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの配当金に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)

(5) 日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記(3)における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、投資証券の譲渡損益(譲渡価額(みなし配当額を除く)から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の投資主は、個人であるか法人であるかに関わらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンドの投資証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いに変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - X、およびU - Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。管轄の税務当局が投資者の課税上の地位を変更した場合には、F、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - XおよびU - Xクラスのすべての投資証券について、0.05%の税率で課税される可能性がある。

付与される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

投資者は現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは投資者がルクセンブルグに住所を有するか、居住するか、または日常の居所を維持する場合、あるいはルクセンブルグに以前住所を有しており、本投資法人の投資証券の10%以上を保有する場合を除く。

上記は財務上の効果に関する概要にすぎず、完全であると断言するものではない。投資証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する投資証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

ルクセンブルグ籍の本投資法人は、その投資家および課税上の地位に関する特定の情報を収集し、当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供するための以下に記載する協定（および場合に応じて将来締結される可能性があるその他の協定）などの自動情報交換に関する一定の協定により拘束される。さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の目的で居住者となっている法域の税務当局に送信することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（以下「FATCA」と総称する。）に基づき、本投資法人は、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（以下「IGA」という。）に定義される特定米国人が所有する金融口座について米国財務省が報告を受けることを確保するために設けられた徹底的なデュー・ディリジェンスの実施義務および報告義務を遵守しなければならない。本投資法人は、上記の義務を遵守しなかった場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対し米国の源泉徴収税を課されることとなる。IGAに従い、本投資法人は「遵守（Compliant）」に分類されており、特定米国人が所有する金融口座を特定し、これを直ちにルクセンブルグの税務当局に報告した場合には源泉徴収税が課されない。ルクセンブルグの税務当局は、かかる報告を受けた場合、当該金融口座に関する情報を米国内国歳入庁に提供する。

世界的なオフショアの租税回避に対処するため、経済協力開発機構（OECD）は、FATCAの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。CRSの下では、参加CRS法域に設立された金融機関（本投資法人等）は、投資者のすべての個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関を管轄する法域との間で情報交換協定を締結している他の参加CRS法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加CRS法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。ルクセンブルグは、CRSを導入するための法律を制定した。そのため、本投資法人は、ルクセンブルグにおいて適用されるCRS上のデュー・ディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、本投資法人がFATCAおよびCRSに基づく義務を履行できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報を本投資法人に提供し、これらの情報を常に最新の状態に維持する義務を負っている。投資予定者は、本投資法人がかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負っていることに留意する必要がある。投資者は、本投資法人が、上記の要求された情報を投資者が当該投資法人に提供しなかった場合に本投資法人に課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者が負担することを確実にするため、投資者の本投資法人における持分に関して必要と考える措置を講じることができる点に留意する必要がある。また、上記には、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および/または当該投資者の本投資法人における持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負うことが含まれる場合もある。

投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、適切な税務アドバイザーに相談する必要がある。

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、（ ）米国内の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に関して命令または判決を発行することを授權されている場合、または（ ）一または複数の特定米国人が信託または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民または米国居住者およびパートナーシップもしくは会社の形態を有するか、米国でまたは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立された法人もしくは信託を指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

コーポレート・ボンド(米ドル)

(2019年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
債券	アメリカ合衆国	417,171,579.34	78.42
	イギリス	20,026,087.02	3.76
	オランダ	18,070,291.61	3.40
	カナダ	10,734,985.00	2.02
	フィンランド	5,811,244.38	1.09
	アイルランド	5,657,847.10	1.06
	フランス	5,303,976.10	1.00
	イタリア	5,251,886.50	0.99
	スペイン	3,020,201.27	0.57
	ガーンジー	3,019,582.50	0.57
	日本	2,620,400.00	0.49
	リベリア	2,437,096.95	0.46
	サウジアラビア	2,196,300.00	0.41
	香港	1,533,859.20	0.29
	スイス	1,533,827.85	0.29
	小計	504,389,164.82	94.82
モーゲージ担保証券、 アセット・バック証券、 その他の割引債	アメリカ合衆国	14,584,511.38	2.74
投資信託	ルクセンブルグ	2,728,212.30	0.51
ポートフォリオ合計		521,701,888.50	98.07
現金・その他資産		10,266,944.99	1.93
資産総額		531,968,833.49	100.00
負債総額		12,818,033.82	2.41
合計(純資産総額)		519,150,799.67 (約56,027百万円)	97.59

(注) 投資比率とは、ファンドの資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下各サブ・ファンドについて同様とする。

ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

(2019年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
債券	アメリカ合衆国	762,903,630.68	75.14
	カナダ	55,905,446.29	5.51
	ルクセンブルグ	39,103,171.88	3.85
	フランス	24,045,687.09	2.37
	イギリス	15,249,999.75	1.50
	ケイマン諸島	12,357,726.06	1.22
	オランダ	7,680,008.75	0.76
	アイルランド	4,402,320.16	0.43
	アラブ首長国連邦	3,761,793.75	0.37
	デンマーク	3,498,985.99	0.34
	リベリア	3,440,756.61	0.34
	ブラジル	2,605,859.50	0.26
	バミューダ	1,990,424.75	0.20
	スイス	830,250.00	0.08
	小計	937,776,061.26	92.37
投資信託	ルクセンブルグ	35,104,045.20	3.46
モーゲージ担保証券、 アセット・バック証券、 その他の割引債	アメリカ合衆国	18,860,046.21	1.86
ポートフォリオ合計		991,740,152.67	97.68
現金・その他資産		23,586,956.57	2.32
資産総額		1,015,327,109.24	100.00
負債総額		12,382,226.74	1.22
合計(純資産総額)		1,002,944,882.50 (約108,238百万円)	98.78

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

コーポレート・ボンド (米ドル)

(2019年 9 月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	満期 (年/月/日)	利率 (%)	口数 / 数量 (1,000)	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	MORGAN STANLEY 3.7000% 14-23.10.24	アメリカ 合衆国	債券	2024/10/23	3.7000	10,000.00	10,166,800.00	10,588,708.00	1.99
2	COMCAST CORP 4.6000% 18-15.10.38	アメリカ 合衆国	債券	2038/10/15	4.6000	7,750.00	7,889,025.00	9,258,152.32	1.74
3	MORGAN STANLEY 3.8750% 14-29.04.24	アメリカ 合衆国	債券	2024/ 4 /29	3.8750	8,500.00	8,647,087.50	9,042,552.45	1.70
4	JPMORGAN CHASE & CO-SUB 3.6250% 16-01.12.27	アメリカ 合衆国	債券	2027/12/ 1	3.6250	8,000.00	8,073,980.00	8,422,385.60	1.58
5	BANK OF AMERICA CORP-SUB 4.2000% 14-26.08.24	アメリカ 合衆国	債券	2024/ 8 /26	4.2000	7,000.00	6,994,890.00	7,508,160.80	1.41
6	MICROSOFT CORP 4.2500% 17-06.02.47	アメリカ 合衆国	債券	2047/ 2 / 6	4.2500	6,000.00	6,115,920.00	7,443,735.00	1.40
7	AMERICAN EXPRESS CO-SUB 3.6250% 14-05.12.24	アメリカ 合衆国	債券	2024/12/ 5	3.6250	7,000.00	7,010,906.00	7,407,944.60	1.39
8	NXP BV / NXP FUNDING LLC-144A 5.5500% 18-01.12.28	オランダ	債券	2028/12/ 1	5.5500	6,000.00	6,010,077.50	6,952,672.80	1.31
9	CITIGROUP INC 3.7000% 16-12.01.26	アメリカ 合衆国	債券	2026/ 1 /12	3.7000	6,250.00	6,241,687.50	6,637,021.87	1.25
10	APPLE INC 3.8500% 13-04.05.43	アメリカ 合衆国	債券	2043/ 5 / 4	3.8500	5,750.00	5,722,646.20	6,447,096.65	1.21
11	VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.0120% 17-15.04.49	アメリカ 合衆国	債券	2049/ 4 /15	5.0120	5,000.00	5,595,650.00	6,286,625.50	1.18
12	BANK OF AMERICA CORP-SUB 4.4500% 16-03.03.26	アメリカ 合衆国	債券	2026/ 3 / 3	4.4500	5,750.00	5,750,000.00	6,266,292.50	1.18
13	VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.2500% 17-16.03.37	アメリカ 合衆国	債券	2037/ 3 /16	5.2500	5,000.00	5,211,700.00	6,190,310.00	1.16
14	FOX CORP-144A 4.7090% 19-25.01.29	アメリカ 合衆国	債券	2029/ 1 /25	4.7090	5,000.00	5,000,000.00	5,711,203.00	1.07
15	ANHEUSER-BUSCH COS 4.7000% 19-01.02.36	アメリカ 合衆国	債券	2036/ 2 / 1	4.7000	4,750.00	4,705,635.00	5,486,715.50	1.03
16	BANK OF AMERICA CORP-SUB 4.1830% 16-25.11.27	アメリカ 合衆国	債券	2027/11/25	4.1830	5,000.00	5,261,800.00	5,397,580.00	1.01
17	GOLDMAN SACHS GROUP INC 5.7500% 12-24.01.22	アメリカ 合衆国	債券	2022/ 1 /24	5.7500	5,000.00	5,472,133.20	5,386,956.50	1.01
18	INTESA SANPAOLO SPA-144A 6.5000% 11-24.02.21	イタリア	債券	2021/ 2 /24	6.5000	5,000.00	5,478,150.00	5,251,886.50	0.99
19	PUBLIC STORAGE 3.0940% 17-15.09.27	アメリカ 合衆国	債券	2027/ 9 /15	3.0940	5,000.00	5,000,000.00	5,251,513.00	0.99
20	SOUTHWEST AIRLINES CO 3.4500% 17-16.11.27	アメリカ 合衆国	債券	2027/11/16	3.4500	5,000.00	4,985,020.00	5,218,921.00	0.98
21	GENERAL ELECTRIC CO 4.6250% 11-07.01.21	アメリカ 合衆国	債券	2021/ 1 / 7	4.6250	5,000.00	5,022,650.00	5,127,179.00	0.96
22	STEEL DYNAMICS INC 5.0000% 17-15.12.26	アメリカ 合衆国	債券	2026/12/15	5.0000	4,500.00	4,547,109.37	4,713,750.00	0.89
23	KINDER MORGAN INC-144A 5.6250% 13-15.11.23	アメリカ 合衆国	債券	2023/11/15	5.6250	4,000.00	4,385,920.00	4,438,991.20	0.83
24	AT&T INC 4.3000% 18-15.02.30	アメリカ 合衆国	債券	2030/ 2 /15	4.3000	4,000.00	3,771,214.53	4,401,111.20	0.83
25	DELL INTERNATIONAL LLC / EMC CORP-144A 4.4200% 16-15.06.21	アメリカ 合衆国	債券	2021/ 6 /15	4.4200	4,250.00	4,283,312.50	4,382,207.73	0.82
26	CELGENE CORP 3.8750% 15-15.08.25	アメリカ 合衆国	債券	2025/ 8 /15	3.8750	4,000.00	4,025,080.00	4,317,598.00	0.81
27	VIRGINIA ELECTRIC & POWER CO 4.6000% 18-01.12.48	アメリカ 合衆国	債券	2048/12/ 1	4.6000	3,500.00	3,480,225.00	4,282,408.90	0.81
28	AT&T INC 4.8500% 19-01.03.39	アメリカ 合衆国	債券	2039/ 3 / 1	4.8500	3,750.00	3,573,412.50	4,251,883.50	0.80
29	PPL CAPITAL FUNDING INC 4.7000% 13-01.06.43	アメリカ 合衆国	債券	2043/ 6 / 1	4.7000	3,760.00	4,040,219.00	4,236,553.68	0.80
30	UNITED TECHNOLOGIES CORP 4.5000% 12-01.06.42	アメリカ 合衆国	債券	2042/ 6 / 1	4.5000	3,500.00	3,376,310.00	4,191,415.20	0.79

ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

() 債券

(2019年9月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	満期 (年/月/日)	利率 (%)	口数/数量 (1,000)	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	AMERICA, UNITED STATES OF 3M USTMMR+3.6BP 18-31.10.20	アメリカ 合衆国	債券	2020/10/31	1.9592	36,000.00	35,937,929.17	35,943,279.12	3.54
2	SPRINT CORP 7.87500% 14-15.09.23	アメリカ 合衆国	債券	2023/ 9 /15	7.8750	8,825.00	9,337,422.59	9,693,909.50	0.95
3	INTELSAT JACKSON HOLDINGS SA 5.50000% 14-01.08.23	ルクセン ブルグ	債券	2023/ 8 / 1	5.5000	9,585.00	7,240,758.95	8,941,846.50	0.88
4	CCO HOLDINGS LLC/CAPITAL CORP- 144A 5.75000% 15-15.02.26	アメリカ 合衆国	債券	2026/ 2 /15	5.7500	7,915.00	8,181,325.09	8,366,155.00	0.82
5	VALEANT PHARMACEUTICALS INTL-144A 9.00000% 17-15.12.25	カナダ	債券	2025/12/15	9.0000	6,915.00	7,288,527.70	7,762,087.50	0.76
6	SIRIUS XM RADIO INC-144A 5.37500% 16-15.07.26	アメリカ 合衆国	債券	2026/ 7 /15	5.3750	7,375.00	7,585,687.50	7,742,717.50	0.76
7	VISTRA OPERATIONS CO LLC-144A 5.50000% 18-01.09.26	アメリカ 合衆国	債券	2026/ 9 / 1	5.5000	6,915.00	6,915,000.00	7,234,473.00	0.71
8	MATTEL INC-144A 6.75000% 17- 31.12.25	アメリカ 合衆国	債券	2025/12/31	6.7500	6,530.00	6,808,650.00	6,813,663.20	0.67
9	NOVA CHEMICALS CORP-144A 5.25000% 17-01.06.27	カナダ	債券	2027/ 6 / 1	5.2500	6,355.00	6,343,375.00	6,614,601.75	0.65
10	LADDER CAPITAL FIN HLDG LLLP/CORP-144A 5.25000% 17- 01.10.25	アメリカ 合衆国	債券	2025/10/ 1	5.2500	6,245.00	6,233,143.75	6,385,512.50	0.63
11	PENN NATIONAL GAMING INC-144A 5.62500% 17-15.01.27	アメリカ 合衆国	債券	2027/ 1 /15	5.6250	6,080.00	5,996,081.79	6,262,400.00	0.62
12	NETFLIX INC 5.87500% 15-15.02.25	アメリカ 合衆国	債券	2025/ 2 /15	5.8750	5,665.00	6,056,642.12	6,220,963.10	0.61
13	ALTICE FRANCE-REG-S 3.37500% 19- 15.01.28	フランス	債券	2028/ 1 /15	3.3750	5,545.00	6,146,078.00	6,142,788.32	0.61
14	COMMScope TECHNOLOGIES LLC-144A 6.00000% 15-15.06.25	アメリカ 合衆国	債券	2025/ 6 /15	6.0000	6,770.00	7,243,875.00	6,126,850.00	0.60
15	GANNETT CO INC 6.37500% 13- 15.10.23	アメリカ 合衆国	債券	2023/10/15	6.3750	5,894.00	6,130,286.66	6,070,820.00	0.60
16	ALTICE FRANCE-144A 7.37500% 16- 01.05.26	フランス	債券	2026/ 5 / 1	7.3750	5,625.00	5,698,500.00	6,031,181.25	0.59
17	NEW ENTERPRISE STONE&LIME CO INC- 144A 10.12500% 17-01.04.22	アメリカ 合衆国	債券	2022/ 4 / 1	10.1250	5,850.00	6,067,250.00	6,010,875.00	0.59
18	TENET HEALTHCARE CORP 8.12500% 13-01.04.22	アメリカ 合衆国	債券	2022/ 4 / 1	8.1250	5,485.00	5,725,422.30	5,932,301.75	0.58
19	CHENIERE CORPUS CHRISTI HLDGS LLC 5.87500% 17-31.03.25	アメリカ 合衆国	債券	2025/ 3 /31	5.8750	5,230.00	5,454,312.50	5,819,054.90	0.57
20	CITIGROUP INC-SUB 5.950%/3M LIBOR+406.8BP 12-PRP	アメリカ 合衆国	債券	2099/12/31	5.9500	5,585.00	5,816,737.50	5,808,400.00	0.57
21	CSC HOLDINGS LLC-144A 5.50000% 18-15.05.26	アメリカ 合衆国	債券	2026/ 5 /15	5.5000	5,475.00	5,518,000.00	5,761,890.00	0.57
22	PARTY CITY HOLDINGS INC-144A 6.62500% 18-01.08.26	アメリカ 合衆国	債券	2026/ 8 / 1	6.6250	5,735.00	5,471,337.50	5,677,650.00	0.56
23	CALPINE CORP 5.37500% 14-15.01.23	アメリカ 合衆国	債券	2023/ 1 /15	5.3750	5,590.00	5,448,165.16	5,659,875.00	0.56
24	LEVEL 3 FINANCING INC 5.25000% 17-15.03.26	アメリカ 合衆国	債券	2026/ 3 /15	5.2500	5,410.00	5,429,172.35	5,625,588.50	0.55
25	ALTICE FINANCING SA-144A 6.62500% 15-15.02.23	ルクセン ブルグ	債券	2023/ 2 /15	6.6250	5,475.00	5,556,452.88	5,618,718.75	0.55
26	ORCHESTRA BORROWER/CO-ISSUER INC- 144A 6.75000% 17-15.06.22	アメリカ 合衆国	債券	2022/ 6 /15	6.7500	5,290.00	5,425,968.75	5,471,447.00	0.54
27	BUILDERS FIRSTSOURCE INC-144A 5.62500% 16-01.09.24	アメリカ 合衆国	債券	2024/ 9 / 1	5.6250	5,261.00	5,410,713.05	5,471,440.00	0.54
28	NCR CORP 6.37500% 14-15.12.23	アメリカ 合衆国	債券	2023/12/15	6.3750	5,153.00	5,471,556.86	5,294,707.50	0.52
29	1011778 BC ULC/NEW RED FINANCE INC-144A 5.00000% 17-15.10.25	カナダ	債券	2025/10/15	5.0000	5,115.00	5,216,025.00	5,289,165.75	0.52

() 投資信託

(2019年9月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	口数/数量 (1,000)	取得金額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	UBS (LUX) BOND SICAV - ASIAN HIGH YIELD U-X-ACC	ルクセン ブルグ	投資信託	2.63	11,395.82	29,970,999.59	11,426.54	30,051,800.20	2.96

【投資不動産物件】

該当事項なし(2019年9月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2019年9月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

コーポレート・ボンド(米ドル)

	資産総額		純資産総額		1口当たり 純資産価格(注)	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円
2010年5月末日に 終了する会計年度末	314,270.51	33,916	307,712.39	33,208	12.83	1,385
2011年5月末日に 終了する会計年度末	449,390.38	48,498	445,221.68	48,048	14.30	1,543
2012年5月末日に 終了する会計年度末	809,347.86	87,345	803,504.61	86,714	15.38	1,660
2013年5月末日に 終了する会計年度末	812,989.02	87,738	789,244.51	85,175	16.02	1,729
2014年5月末日に 終了する会計年度末	2,188,239.91	236,155	2,185,406.15	235,849	16.57	1,788
2015年5月末日に 終了する会計年度末	2,817,607.09	304,076	2,794,068.97	301,536	16.81	1,814
2016年5月末日に 終了する会計年度末	2,123,320.29	229,149	2,075,815.88	224,022	17.16	1,852
2017年5月末日に 終了する会計年度末	1,080,485.66	116,606	1,069,709.38	115,443	17.77	1,918
2018年5月末日に 終了する会計年度末	723,390.22	78,068	713,024.01	76,950	17.69	1,909
2019年5月末日に 終了する会計年度末	588,226.42	63,481	576,063.45	62,169	18.83	2,032
2018年10月末日	668,179.86	72,110	658,147.26	71,027	17.45	1,883
11月末日	656,758.34	70,877	647,146.43	69,840	17.39	1,877
12月末日	653,232.21	70,497	648,658.70	70,003	17.61	1,900
2019年1月末日	668,224.04	72,115	648,598.55	69,997	18.02	1,945
2月末日	624,944.28	67,444	602,527.33	65,025	18.06	1,949
3月末日	604,292.59	65,215	597,740.85	64,508	18.53	2,000
4月末日	609,950.64	65,826	598,456.98	64,585	18.61	2,008
5月末日	588,226.42	63,481	576,063.45	62,169	18.83	2,032
6月末日	550,592.92	59,420	538,928.66	58,161	19.35	2,088
7月末日	554,450.96	59,836	542,886.42	58,588	19.45	2,099
8月末日	573,203.01	61,860	561,545.68	60,602	19.99	2,157
9月末日	531,968.83	57,410	519,150.80	56,027	19.86	2,143

(注) クラスP-a c c 投資証券の1口当たり純資産価格

ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

	資産総額		純資産総額		1口当たり 純資産価格(注)	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円
2010年5月末日に 終了する会計年度末	371,434.39	40,085	354,284.94	38,234	177.88	19,197
2011年5月末日に 終了する会計年度末	1,019,227.95	109,995	1,007,513.65	108,731	207.90	22,437
2012年5月末日に 終了する会計年度末	1,728,856.78	186,578	1,700,577.98	183,526	212.30	22,911
2013年5月末日に 終了する会計年度末	2,443,413.58	263,693	2,390,055.15	257,935	237.67	25,649
2014年5月末日に 終了する会計年度末	4,121,922.48	444,838	4,068,639.02	439,088	254.04	27,416
2015年5月末日に 終了する会計年度末	3,725,816.30	402,090	3,667,554.66	395,802	254.84	27,502
2016年5月末日に 終了する会計年度末	1,435,880.11	154,960	1,358,466.67	146,606	247.75	26,737
2017年5月末日に 終了する会計年度末	1,476,294.19	159,322	1,446,150.97	156,069	277.38	29,935
2018年5月末日に 終了する会計年度末	1,102,132.51	118,942	1,098,109.69	118,508	282.07	30,441
2019年5月末日に 終了する会計年度末	971,262.33	104,819	965,150.66	104,159	296.04	31,949
2018年10月末日	1,023,759.89	110,484	1,019,024.43	109,973	283.74	30,621
11月末日	972,335.70	104,934	971,525.22	104,847	281.14	30,341
12月末日	949,642.16	102,485	946,568.32	102,154	274.85	29,662
2019年1月末日	993,300.87	107,197	979,711.41	105,730	287.94	31,074
2月末日	1,003,739.47	108,324	989,291.63	106,764	292.67	31,585
3月末日	977,371.51	105,478	972,158.56	104,915	295.43	31,883
4月末日	986,515.89	106,465	980,745.58	105,842	299.43	32,314
5月末日	972,223.56	104,922	965,150.66	104,159	296.04	31,949
6月末日	1,018,086.27	109,872	996,847.26	107,580	303.42	32,745
7月末日	1,044,656.02	112,739	1,014,135.33	109,445	304.51	32,863
8月末日	1,006,193.52	108,588	1,002,884.27	108,231	305.86	33,008
9月末日	1,015,327.11	109,574	1,002,944.88	108,238	306.50	33,077

(注) クラスP - a c c 投資証券の1口当たり純資産価格

各サブ・ファンドの投資証券は、ルクセンブルグ証券取引所に上場されている。

同取引所での実質的な取引実績はない。

【分配の推移】

該当なし。

【自己資本利益率(収益率)の推移】

コーポレート・ボンド(米ドル)

会計年度	収益率 (クラスP - a c c 投資証券)
2010年5月末日に終了する会計年度末	15.38%
2011年5月末日に終了する会計年度末	11.46%
2012年5月末日に終了する会計年度末	7.55%
2013年5月末日に終了する会計年度末	4.16%
2014年5月末日に終了する会計年度末	3.43%
2015年5月末日に終了する会計年度末	1.45%
2016年5月末日に終了する会計年度末	2.08%
2017年5月末日に終了する会計年度末	3.55%
2018年5月末日に終了する会計年度末	- 0.45%
2019年5月末日に終了する会計年度末	6.44%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配額の額)

以下各サブ・ファンドについて同様とする。

ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

会計年度	収益率 (クラスP - a c c 投資証券)
2010年5月末日に終了する会計年度末	25.34%
2011年5月末日に終了する会計年度末	16.88%
2012年5月末日に終了する会計年度末	2.12%
2013年5月末日に終了する会計年度末	11.95%
2014年5月末日に終了する会計年度末	6.89%
2015年5月末日に終了する会計年度末	0.31%
2016年5月末日に終了する会計年度末	- 2.78%
2017年5月末日に終了する会計年度末	11.96%
2018年5月末日に終了する会計年度末	1.69%
2019年5月末日に終了する会計年度末	4.95%

6【手続等の概要】

販売手続等

申込取扱場所(販売会社)/払込取扱場所

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア イーストタワー

(注)各申込日の発行価格の総額は、ファンド払込日に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

申込期間

2019年11月30日(土曜日)から2020年11月30日(月曜日)まで

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、有価証券届出書「第一部 証券情報 (12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社(有価証券届出書「第一部 証券情報(10) 申込取扱場所」を参照)において申込みを受け付けられない場合がある。

(注)申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

払込期日

投資者は、約定日から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする(販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。)。

発行価格

各申込日の翌ファンド営業日に決定される投資証券1口当たりの純資産価格とする。発行価格は、日本における販売会社に照会することができる。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

申込手数料

日本国内における申込手数料は申込価額の2.20%(税抜き2.00%)を上限とする。

申込単位

原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については有価証券届出書「第一部 証券情報、(10) 申込取扱場所」に照会のこと。

買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。た

だし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社（有価証券届出書「第一部 証券情報（10）申込取扱場所」を参照）において買戻請求を受け付けられない場合がある。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、ファンドが買戻請求を受領した日の翌ファンド営業日に決定される1口当たりの純資産価格とする。

買戻し単位

原則として1口単位

買戻代金の支払い

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

7【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価	() 純資産価格の計算 サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスが帰属するサブ・ファンド全体の純資産総額をサブ・ファンドの各投資証券クラスに関して発行されている投資証券の数で除して計算する。 特別な状況により上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが分かった場合、本投資法人は純資産価額の適正な評価を行うため、一般に認められ、検証可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。 特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行および買戻しについて正式となる。 () 純資産価格の計算ならびに投資口の発行、買戻しおよび乗換えの停止 本投資法人は、指定された条件が満たされた場合、一または複数のサブ・ファンドの純資産価額の計算、サブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを一時的に停止することができる。 さらに、本投資法人は、 a) その裁量により購入申込みを拒絶することができる。 b) 排斥条項に違反して購入された投資証券を適宜買い戻すことができる。
(2) 保管	日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。
(3) 存続期間	本投資法人は、無制限の期間存続する投資会社として設立されたが、法規定を遵守した臨時投資主総会により解散することもできる。
(4) 計算期間	本投資法人の決算期は毎年5月31日である。

(5) その他	() 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併 <u>本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散</u> 定足数および多数決の要件に関する法規定を満たす投資主総会は本投資法人を解散させるものとする。 本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になった場合、本投資法人の取締役会は本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。 サブ・ファンドまたはサブ・ファンド内の投資証券クラスの純資産総額が、当該サブ・ファンドもしくは投資証券クラスの経済的で効率的な運営のため求められる金額を下回った場合、または当該金額に達しない場合、または政治、経済および金融環境に重大な変化がある場合、または合理化の一環として、本投資法人は、評価日または決定が有効となる時間の(投資対象の実際の換金価格および換金コストを勘案した)純資産価格で、該当する投資証券クラスのすべての投資証券を買い戻すことを決定することができる。 本投資法人の取締役会の権利に関係なく、本投資法人の取締役会の提案に応じて、サブ・ファンドの投資主総会はサブ・ファンドが発行した投資証券を消却し、投資主に対して保有する投資証券の純資産価額を返還することで、本投資法人の資本を減資することができる。かかる純資産価額は上記の決定が効力を発生する日に計算し、サブ・ファンドの資産の処分によって実現した実際価格およびかかる処分に起因する費用を織り込むものとする。 <u>本投資法人またはサブ・ファンドと他の投資信託(UCI)またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンドの合併</u> 合併は、2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の効果は、2010年法に準拠する。 () 授権発行限度額 投資証券の授権発行限度額は無制限である。
-----------	--

	() 本投資法人の定款の変更 本投資法人の定款変更は、法律に規定する定足数および決議要件に従い、投資主総会の決議によって行うことができる。 定款変更は、法律に従い、発行済投資証券総数の2分の1の定足数を必要とし(ただし、定足数に満たなかったために再度招集される投資主総会においては、定足数は必要とされない。)、かつ、出席または代理出席による投資証券の3分の2の賛成投票を必要とする。 定款のすべての変更は、RESAに公告され、商業および法人登録局に登録される。 日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。
2 利害関係人との取引制限	利益相反 取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他の本投資法人のサービス提供会社ならびに/またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。 管理会社、本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合に本投資法人の投資家が公正に扱われるよう、利益相反のための方針を採用し、実施しており、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。
3 投資主・外国投資法人債権者の権利等 (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利	投資主の有する主な権利は次のとおりである。 (a) 配当請求権 (b) 買戻請求権 (c) 残余財産分配請求権 (d) 損害賠償請求権 (e) 投資主総会における権利 (f) 報告書を受領する権利
(2) 為替管理上の取扱い	投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 本邦における代理人	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 上記代理人は、本投資法人から日本国内において、 (a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。 弁護士 三浦 健 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
------------------------	--

第2【財務ハイライト情報】

- a. 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載している。これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいう。）から抜粋して記載されたものである。
- b. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.92円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【貸借対照表】

(1) 2019年5月31日終了年度

UBS (Lux) ボンド・シキャブ

連結純資産計算書	米ドル	千円
資産	2019年5月31日	2019年5月31日
投資有価証券、取得原価	14,799,336,932.45	1,597,144,442
投資有価証券、未実現評価益 (評価損)	35,897,673.76	3,874,077
投資有価証券合計	14,835,234,606.21	1,601,018,519
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	385,904,786.23 *	41,646,845
その他当座資産(証拠金)	36,145,068.20	3,900,776
有価証券売却に係る未収金	84,620,184.95	9,132,210
発行に係る未収金	16,606,931.08	1,792,220
有価証券に係る未収利息	139,275,478.37	15,030,610
当座資産に係る未収利息	5,467.44	590
分配に係る未収金	55,128.10	5,949
その他未収金	845,525.22	91,249
金融先物に係る未実現利益 (損失)	51,702.93	5,580
外国為替先物予約に係る 未実現利益(損失)	-18,778,660.68	-2,026,593
スワップに係る未実現利益 (損失)	-18,277,098.43	-1,972,464
資産合計	15,461,689,119.62	1,668,625,490
負債		
当座借越	-6,372,917.08	-687,765
その他短期負債(証拠金)	-2,092,553.77	-225,828
当座借越に係る未払利息	-187,515.95	-20,237
有価証券購入に係る未払金	-30,572,252.18	-3,299,357
未払買戻代金	-28,429,899.19	-3,068,155
その他負債	-19,458.12	-2,100
報酬引当金	-2,808,552.85	-303,099
年次税引当金	-604,523.06	-65,240
その他の手数料および 報酬に係る引当金	-915,948.38	-98,849
引当金合計	-4,329,024.29	-467,188
負債合計	-72,003,620.58	-7,770,631
期末純資産	15,389,685,499.04	1,660,854,859

* 2019年5月31日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、パークレイズについては1,730,000米ドル、ゴールドマン・サックスについては1,970,000米ドルおよびモルガン・スタンレー(ロンドン)については210,000米ドルである。

2 【損益計算書】

U B S (L u x) ボンド・シキャブ

連結運用計算書	米ドル	千円
	2018年6月1日 - 2019年5月31日	2018年6月1日 - 2019年5月31日
収益		
当座資産に係る利息	3,129,457.51	337,731
有価証券利息	510,860,360.88	55,132,050
配当金	5,738,457.91	619,294
スワップに係る受取利息	43,794,358.99	4,726,287
貸付証券に係る収益	3,483,245.02	375,912
その他収益	10,781,580.49	1,163,548
収益合計	577,787,460.80	62,354,823
費用		
スワップに係る支払利息	-39,979,649.33	-4,314,604
報酬	-60,290,963.84	-6,506,601
年次税	-3,417,957.89	-368,866
貸付証券に係る費用	-1,393,298.02	-150,365
その他の手数料および報酬	-2,447,835.53	-264,170
現金および当座借越に係る利息	-1,960,700.42	-211,599
費用合計	-109,490,405.03	-11,816,205
投資純利益（損失）	468,297,055.77	50,538,618
実現利益（損失）		
オプションなしの時価評価証券に係る実現利益（損失）	81,772,596.92	8,824,899
オプションに係る実現利益（損失）	1,648,541.01	177,911
利回り評価証券および金融市場商品に係る実現利益（損失）	-11,868,707.76	-1,280,871
金融先物に係る実現利益（損失）	6,475,552.77	698,842
外国為替先物予約に係る実現利益（損失）	-342,427,130.96	-36,954,736
スワップに係る実現利益（損失）	-5,741,036.34	-619,573
外国為替に係る実現利益（損失）	19,021,485.19	2,052,799
実現利益（損失）合計	-251,118,699.17	-27,100,730
当期実現純利益（損失）	217,178,356.60	23,437,888
未実現評価益（評価損）の変動		
オプションなしの時価評価証券に係る未実現評価益（評価損）	49,166,572.81	5,306,057
オプションに係る未実現評価益（評価損）	-1,277,296.05	-137,846
利回り評価証券および金融市場商品に係る未実現評価益（評価損）	5,601,769.96	604,543
金融先物に係る未実現評価益（評価損）	1,633,916.05	176,332
外国為替先物予約に係る未実現評価益（評価損）	36,754,832.78	3,966,582
スワップに係る未実現評価益（評価損）	-6,946,230.31	-749,637
未実現評価益（評価損）の変動合計	84,933,565.24	9,166,030
運用活動による純資産の純増加（減少）	302,111,921.84	32,603,919

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル)

純資産計算書	米ドル	千円
資産	2019年 5 月31日	2019年 5 月31日
投資有価証券、取得原価	516,649,985.27	55,756,866
投資有価証券、未実現評価益 (評価損)	12,316,188.59	1,329,163
投資有価証券合計	528,966,173.86	57,086,029
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	33,701,462.51	3,637,062
有価証券売却に係る未収金	8,632,622.89	931,633
発行に係る未収金	10,573,510.35	1,141,093
有価証券に係る未収利息	5,786,325.20	624,460
金融先物に係る未実現利益 (損失)	496,590.15	53,592
外国為替先物予約に係る 未実現利益(損失)	69,735.24	7,526
資産合計	588,226,420.20	63,481,395
負債		
その他短期負債(証拠金)	-193,294.49	-20,860
未払買戻代金	-11,792,471.67	-1,272,644
報酬引当金	-122,076.03	-13,174
年次税引当金	-27,632.02	-2,982
その他の手数料および報酬に係る 引当金	-27,496.75	-2,967
引当金合計	-177,204.80	-19,124
負債合計	-12,162,970.96	-1,312,628
期末純資産	576,063,449.24	62,168,767

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド (米ドル)

運用計算書	米ドル	千円
	2018年6月1日 - 2019年5月31日	2018年6月1日 - 2019年5月31日
収益		
当座資産に係る利息	93,959.53	10,140
有価証券利息	27,757,931.43	2,995,636
スワップに係る受取利息	262,611.11	28,341
貸付証券に係る収益	46,603.90	5,029
その他収益	75,957.33	8,197
収益合計	28,237,063.30	3,047,344
費用		
スワップに係る支払利息	-143,803.07	-15,519
報酬	-3,212,554.22	-346,699
年次税	-210,349.91	-22,701
貸付証券に係る費用	-18,641.56	-2,012
その他の手数料および報酬	-103,994.22	-11,223
現金および当座借越に係る利息	-112,679.95	-12,160
費用合計	-3,802,022.93	-410,314
投資純利益（損失）	24,435,040.37	2,637,030
実現利益（損失）		
オプションなしの時価評価証券に係る実現利益（損失）	-11,576,395.73	-1,249,325
オプションに係る実現利益（損失）	178,150.00	19,226
金融先物に係る実現利益（損失）	27,108.95	2,926
外国為替先物予約に係る実現利益（損失）	-17,363,701.80	-1,873,891
スワップに係る実現利益（損失）	-34,780.29	-3,753
外国為替に係る実現利益（損失）	-2,876,933.01	-310,479
実現利益（損失）合計	-31,646,551.88	-3,415,296
当期実現純利益（損失）	-7,211,511.51	-778,266
未実現評価益（評価損）の変動		
オプションなしの時価評価証券に係る未実現評価益（評価損）	28,118,735.43	3,034,574
オプションに係る未実現評価益（評価損）	-119,698.50	-12,918
金融先物に係る未実現評価益（評価損）	716,705.38	77,347
外国為替先物予約に係る未実現評価益（評価損）	1,477,849.51	159,490
未実現評価益（評価損）の変動合計	30,193,591.82	3,258,492
運用活動による純資産の純増加（減少）	22,982,080.31	2,480,226

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

純資産計算書	米ドル	千円
資産	2019年5月31日	2019年5月31日
投資有価証券、取得原価	947,806,315.00	102,287,258
投資有価証券、未実現評価益 (評価損)	-8,807,721.36	-950,529
投資有価証券合計	938,998,593.64	101,336,728
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	5,363,711.97	578,852
有価証券売却に係る未収金	10,592,374.55	1,143,129
発行に係る未収金	30,898.41	3,335
有価証券に係る未収利息	14,129,103.08	1,524,813
分配に係る未収金	898.85	97
その他未収金	504,900.00	54,489
金融先物に係る未実現利益 (損失)	855,078.13	92,280
外国為替先物予約に係る 未実現利益(損失)	176,257.81	19,022
スワップに係る未実現利益 (損失)	610,509.78	65,886
資産合計	971,262,326.22	104,818,630
負債		
当座借越	-24.51	-3
その他短期負債(証拠金)	-507,188.02	-54,736
当座借越に係る未払利息	-141.27	-15
有価証券購入に係る未払金	-4,968,987.50	-536,253
未払買戻代金	-370,754.54	-40,012
報酬引当金	-183,468.14	-19,800
年次税引当金	-33,860.77	-3,654
その他の手数料および 報酬に係る引当金	-47,242.27	-5,098
引当金合計	-264,571.18	-28,553
負債合計	-6,111,667.02	-659,571
期末純資産	965,150,659.20	104,159,059

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

運用計算書	米ドル	千円
収益	2018年6月1日 - 2019年5月31日	2018年6月1日 - 2019年5月31日
当座資産に係る利息	155,490.23	16,781
有価証券利息	63,118,677.85	6,811,768
配当金	188,399.24	20,332
スワップに係る受取利息	271,899.06	29,343
その他収益	60,659.56	6,546
収益合計	63,795,125.94	6,884,770
費用		
スワップに係る支払利息	-186,997.06	-20,181
報酬	-4,496,687.29	-485,282
年次税	-218,355.96	-23,565
その他の手数料および報酬	-161,919.79	-17,474
現金および当座借越に係る利息	-21,553.90	-2,326
費用合計	-5,085,514.00	-548,829
投資純利益(損失)	58,709,611.94	6,335,941
実現利益(損失)		
オプションなしの時価評価証券に係る実現利益(損失)	-13,058,098.83	-1,409,230
オプションに係る実現利益(損失)	6,419.30	693
利回り評価証券および金融市場商品に係る実現利益(損失)	2,580.47	278
金融先物に係る実現利益(損失)	72,915.46	7,869
外国為替先物予約に係る実現利益(損失)	-981,440.14	-105,917
スワップに係る実現利益(損失)	-702,576.83	-75,822
外国為替に係る実現利益(損失)	-241,998.41	-26,116
実現利益(損失)合計	-14,902,198.98	-1,608,245
当期実現純利益(損失)	43,807,412.96	4,727,696
未実現評価益(評価損)の変動		
オプションなしの時価評価証券に係る未実現評価益(評価損)	9,355,448.69	1,009,640
オプションに係る未実現評価益(評価損)	-436,536.05	-47,111
金融先物に係る未実現評価益(評価損)	855,078.13	92,280
外国為替先物予約に係る未実現評価益(評価損)	-1,069,264.82	-115,395
スワップに係る未実現評価益(評価損)	610,509.78	65,886
未実現評価益(評価損)の変動合計	9,315,235.73	1,005,300
運用活動による純資産の純増加(減少)	53,122,648.69	5,732,996

財務書類の注記

(2019年5月31日現在)

重要な会計方針の要約

当財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められている会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下の通りである。

a) 純資産価額の計算

サブ・ファンドまたは投資証券クラスの1口当たり純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、毎営業日、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を、そのサブ・ファンドの投資証券クラスの発行済口数で除して計算される。

「営業日」という用語は、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(即ち、通常の営業時間中銀行が営業している日)で、かつ12月24日および12月31日、ルクセンブルグにおける非法定の個別休日ならびに各サブ・ファンドの主たる投資先国の証券取引所が閉鎖されている日、またはサブ・ファンド投資資産の50%以上について適切な評価ができない日を除いた日をいう。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額のパーセンテージは、投資証券の発行または買戻しがある都度変動する。このパーセンテージは、各投資証券クラスの発行済投資証券が、その投資証券クラスに請求される報酬を考慮した上で計算されたサブ・ファンドの発行済投資証券総数に占める比率により決定される。

あるサブ・ファンドの全投資証券クラスにおける発行または買戻しの総額が、単一の取引日において資本の純流入または純流出をもたらす場合、そのサブ・ファンドの純資産価額はそれに伴い増加または減少する(いわゆるシングル・スイング・プライシング)。調整の最高限度は、純資産価額の2%である。この場合、サブ・ファンドに生ずると思われる予想取引コストおよび法人税負担額、ならびにサブ・ファンドの投資資産の予想呼び値スプレッドも考慮される。純変動により影響を受ける関連するサブ・ファンドの投資証券口数が増加した場合は、この調整により純資産価額が増加する。純変動により投資証券の価値が減少した場合は、純資産価額が減少する。本投資法人の取締役会は、各サブ・ファンドに関して限度額を設定することができる。これは、ファンドの純資産または当該サブ・ファンドの通貨で表示した絶対金額に対する、1取引日の純変動額ということができる。純資産価額は、1取引日にこの限度額の超過が発生した場合に調整される。本調整は、サブ・ファンドに有利であり、「その他収益」として運用計算書に開示される。

b) 評価の原則

- 流動資金 - 現金、銀行預金、為替手形および一覧払いの有価証券ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言または発生した利息のいずれかを問わない - は、その全額で評価される。ただし、当該価額が全額支払われないかまたは受領できない可能性がある場合を除くものとし、この場合、その価値はその正しい価値を表すために適切とみなす控除額を勘案して決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、デリバティブおよびその他の投資資産は、入手可能な最新の市場価格で評価される。当該証券、デリバティブまたはその他の資産が、複数の証券取引所に上場されている場合は、その投資資産に関する代表的市場の取引所において入手可能な最終の価格が適用される。

証券取引所における取引が少ない証券、デリバティブおよびその他の資産で、証券取引者間で市場に連動する価格付がなされている流通市場が存在する場合、本投資法人は、かかる証券および投資資産を当該価格に基づいて評価することがある。

証券取引所に上場されていないものの、公認され、大衆に解放されている他の定期的に関われる規制市場において取引されている証券、デリバティブおよびその他の投資資産は、当該市場で入手可能な最新の価格により評価される。

- 証券取引所に上場されておらず、別の規制された市場でも取引されておらず、適切な価格が入手できない有価証券およびその他の投資資産は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていないデリバティブ(店頭派生商品)は、独立した価格提供者に基づいて評価される。デリバティブについて、利用できる独立した価格提供者がただ1社だけの場合、入手した評価額の妥当性は、デリバティブが派生した原商品の市場価格に基づき、本投資法人が認めた計算方法により検証される。
- 譲渡性証券集合投資事業(UCITS)および/または集合投資事業(UCI)の投資証券はこれらの最新の純資産価額で評価される。その他のUCITSおよび/またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、ポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立している信頼できるサービス提供者が提供したその価値の見積り(価格見積り)に基づき評価することができる。
- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない金融市場商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各金融市場商品には、残余期間が最も近い金利が加えられる。このように計算された金利は、裏付けとなる借り主を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、外国為替取引によるヘッジを行わない有価証券、金融市場商品、デリバティブおよびその他の資産は、ルクセンブルグの為替相場の仲値(買呼値と売呼値の中値)あるいは、もしルクセンブルグの為替相場の仲値が入手不能な場合は、それに最も近い、当該通貨の為替相場の仲値で評価される。
- 定期預金および信託投資資産は、その名目価額に累積利息を加算した金額で評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入額と正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算(ブルームバーグにより提供されたモデルと市場データに基づく。)および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に基づき決定される。

異常な状況の発生により上述した規則に準拠した評価が実行困難または不正確であることが明らかになった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を行うために、一般に認められかつ検証可能な他の評価基準を適用することを認められている。

異常な状況においては、追加評価は1日以内に行われる。新たな評価額は、それ以後に発行または買戻される投資証券の正式な価額となる。

c) 外国為替先物予約の評価

外国為替先物予約残高の未実現利益(損失)は、評価日の先物為替実勢レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用可能な最新の公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の増減は、運用計算書に計上される。実現損益はF I F O法に準拠して計算される（即ち、最初に取得した契約が最初に売却されたものとみなされる）。

e) オプションの評価

規制ある市場で取引されている未決済オプションは、当該商品の決済価格または入手可能な最終市場価格で評価される。公認の証券取引所に上場されていないオプション（O T Cオプション）の時価は、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナリティーより取得し第三者値付機関に対して確認した日足価格に基づいている。オプションに係る実現損益および未実現評価損益の変動は、それぞれ、運用計算書および純資産変動計算書上のオプションに係る実現損益および未実現評価損益の項目において開示される。

f) 公正価額の価格形成原則

公正価額の価格形成原則が、アジア市場の有価証券に主として投資するファンドに関して適用される。公正価額の原則は、特定時のスナップショット価格でファンドの組入証券の全対象資産を再評価することによって、直近の入手可能な取引所の終値に反映されない重要な変更を考慮する。純資産額はその後、再評価価格に基づいて計算される。公正価額の原則は、ファンドに固有のベンチマークの乖離が3%を超える場合にのみ適用される。

g) 有価証券の売却に係る実現純利益（損失）

有価証券の売却に係る実現利益または損失は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

h) 外国通貨の換算

種々のサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨表示で保有されている銀行勘定、その他純資産、および保有投資有価証券の評価は、評価日における直物終値の仲値で換算される。異なるサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示されている収益および費用は、支払日の直物終値の仲値で換算される。外国為替損益は、運用計算書に計上されている。

種々のサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示されている有価証券の取得原価は、取得日の直物終値の仲値で換算されている。

i) 有価証券のポートフォリオ取引の会計処理

有価証券のポートフォリオ取引は取引日の翌銀行営業日に計上されている。

j) 連結財務書類

連結財務書類は米ドル建てで表示されている。投資会社の2019年5月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書に記載されたさまざまな項目の金額は、各サブ・ファンドの財務書類に計上された対応する項目の金額を、下記の為替レートで米ドルに転換した金額の総額に等しい。

下記の為替レートは、2019年5月31日現在の連結財務書類の換算に使用されたものである。

為替レート
1 米ドル = 0.897384 ユーロ
1 米ドル = 1.005850 スイスフラン
1 米ドル = 6.903000 人民元

償還または統合したサブ・ファンドに関して、償還または統合された日付現在の為替レートが使用された。

k) 「モーゲージ担保証券」

本投資法人はその投資方針に従い、「モーゲージ担保証券」に投資することができる。「モーゲージ担保証券」は、証券の形態に統合されたモーゲージ・プールへの参加を意味するものである。対象モーゲージに係る元本および利息の支払いはモーゲージ担保証券の保有者にパススルーされ、そのうちの元本部分により証券のコスト・ベースが減少する。元本および利息の支払いは、米国の準政府機関により保証されることがある。利益または損失は、各元本に対する支払いがある都度計算される。この利益または損失は、運用計算書の「有価証券の売却に係る実現純利益または損失」に計上されている。さらに、対象モーゲージの期限前返済により証券の残存期間が短縮することがあり、それにより本投資法人の予想利回りが影響を受けることがある。

l) 有価証券売却に係る未収金、有価証券購入に係る未払金

「有価証券売却に係る未収金」という勘定は、外国通貨取引で生じた未収金も含んでいる。「有価証券購入に係る未払金」という勘定には、外国通貨取引により生じた未払金も含まれている。

m) スワップ

本投資法人は、それぞれの分野で専門性を持つ一流金融機関を相手方として、金利スワップ契約、金利スワップションに係る先渡レート契約、およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書の「スワップに係る未実現評価益(評価損)」の変動の個所に含まれている。

スワップの手じまいまたは満期到来により生じた利益または損失は、運用計算書の「スワップに係る実現利益(損失)」に計上されている。

n) サブ・ファンド間投資

2019年5月31日現在、或るサブ・ファンドおよびU B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド(米ドル)は、U B S (L u x) ボンド・シキャブの他のサブ・ファンドに以下の投資を行った。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド(米ドル)	金額(米ドル)
U B S (L u x) ボンド・シキャブ - アジア・ハイ・イールド・ボンド(米ドル) クラスU - X - A C C 投資証券	10,527,716.65
U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・デュレーション・ハイ・イールド ・ボンド(米ドル)クラスI - X - A C C 投資証券	20,063,400.00
合計	30,591,116.65

サブ・ファンド間投資の総額は、42,921,342.54米ドルである。したがって、事業年度末現在の調整済み連結純資産は、15,346,764,156.50米ドルであった。

(2) 2018年 5 月31日終了年度

U B S (L u x) ボンド・シキャブ

連結純資産計算書	米ドル	千円
資産	2018年 5 月31日	2018年 5 月31日
投資有価証券、取得原価	14,848,668,466.44	1,602,468,301
投資有価証券、未実現評価益 (評価損)	-8,281,727.00	-893,764
投資有価証券合計	14,840,386,739.44	1,601,574,537
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	563,044,653.30 *	60,763,779
その他当座資産(証拠金)	23,308,292.26	2,515,431
有価証券売却に係る未収金	943,353,988.95	101,806,762
発行に係る未収金	23,328,531.48	2,517,615
有価証券に係る未収利息	139,273,229.04	15,030,367
当座資産に係る未収利息	17,008.14	1,836
分配に係る未収金	855,750.00	92,353
その他未収金	651,240.73	70,282
金融先物に係る未実現利益 (損失)	-1,617,230.78	-174,532
外国為替先物予約に係る 未実現利益(損失)	-58,488,390.78	-6,312,067
スワップに係る未実現利益 (損失)	-11,330,868.12	-1,222,827
資産合計	16,462,782,943.66	1,776,663,535
負債		
当座借越	-4,553,169.97	-491,378
その他短期負債(証拠金)	-9,078.24	-980
当座借越に係る未払利息	-219,563.30	-23,695
有価証券購入に係る未払金	-940,783,302.66	-101,529,334
未払買戻代金	-58,097,881.45	-6,269,923
その他負債	-155,136.05	-16,742
報酬引当金	-2,643,684.37	-285,306
年次税引当金	-572,304.21	-61,763
その他の手数料および 報酬に係る引当金	-174,628.50	-18,846
引当金合計	-3,390,617.08	-365,915
負債合計	-1,007,208,748.75	-108,697,968
期末純資産	15,455,574,194.91	1,667,965,567

* 2018年 5 月31日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、ユービーエス・エイ・ジーについては2,147,832米ドル、ゴールドマン・サックスについては2,950,000米ドル、クレディ・スイスについては580,000米ドル、パークレイズについては1,330,000米ドル、JPモルガン・チェース(ニューヨーク)については442,000米ドルおよびモルガン・スタンレー(ロンドン)については500,000米ドルである。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ

連結運用計算書	米ドル	千円
収益	2017年6月1日 - 2018年5月31日	2017年6月1日 - 2018年5月31日
当座資産に係る利息	2,158,955.03	232,994
有価証券利息	511,958,757.86	55,250,589
配当金	5,950,923.11	642,224
スワップに係る受取利息	23,801,494.98	2,568,657
貸付証券に係る収益	3,537,613.01	381,779
その他収益	7,472,500.86	806,432
収益合計	554,880,244.85	59,882,676
費用		
スワップに係る支払利息	-14,194,898.92	-1,531,913
報酬	-62,421,846.92	-6,736,566
年次税	-3,479,442.95	-375,501
貸付証券に係る費用	-1,415,045.13	-152,712
その他の手数料および報酬	-2,448,050.04	-264,194
現金および当座借越に係る利息	-1,710,510.66	-184,598
費用合計	-85,669,794.62	-9,245,484
投資純利益(損失)	469,210,450.23	50,637,192
実現利益(損失)		
オプションなしの時価評価証券に係る実現利益(損失)	199,183,099.31	21,495,840
オプションに係る実現利益(損失)	4,050,801.83	437,163
利回り評価証券および金融市場商品に係る実現利益(損失)	-6,933,594.28	-748,273
金融先物に係る実現利益(損失)	1,168,748.24	126,131
外国為替先物予約に係る実現利益(損失)	125,208,513.91	13,512,503
スワップに係る実現利益(損失)	11,927,828.20	1,287,251
外国為替に係る実現利益(損失)	-8,908,404.37	-961,395
実現利益(損失)合計	325,696,992.84	35,149,219
当期実現純利益(損失)	794,907,443.07	85,786,411
未実現評価益(評価損)の変動		
オプションなしの時価評価証券に係る未実現評価益(評価損)	-377,959,502.86	-40,789,390
オプションに係る未実現評価益(評価損)	257,370.30	27,775
利回り評価証券および金融市場商品に係る未実現評価益(評価損)	-2,312,416.14	-249,556
金融先物に係る未実現評価益(評価損)	-648,260.29	-69,960
外国為替先物予約に係る未実現評価益(評価損)	-187,083,275.44	-20,190,027
スワップに係る未実現評価益(評価損)	-14,441,836.75	-1,558,563
未実現評価益(評価損)の変動合計	-582,187,921.18	-62,829,720
運用活動による純資産の純増加(減少)	212,719,521.89	22,956,691

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル)

純資産計算書	米ドル	千円
資産	2018年 5 月31日	2018年 5 月31日
投資有価証券、取得原価	727,100,554.95	78,468,692
投資有価証券、未実現評価益 (評価損)	-15,682,848.34	-1,692,493
投資有価証券合計	711,417,706.61	76,776,199
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	2,762,534.95	298,133
その他当座資産(証拠金)	269,339.75	29,067
有価証券売却に係る未収金	2,706,300.69	292,064
発行に係る未収金	230,057.81	24,828
有価証券に係る未収利息	7,632,513.85	823,701
金融先物に係る未実現利益 (損失)	-220,115.23	-23,755
外国為替先物予約に係る 未実現利益(損失)	-1,408,114.27	-151,964
資産合計	723,390,224.16	78,068,273
負債		
当座借越	-1,930,081.08	-208,294
有価証券購入に係る未払金	-1,593,604.72	-171,982
未払買戻代金	-6,632,391.55	-715,768
報酬引当金	-155,761.47	-16,810
年次税引当金	-41,697.23	-4,500
その他の手数料および 報酬に係る引当金	-12,679.64	-1,368
引当金合計	-210,138.34	-22,678
負債合計	-10,366,215.69	-1,118,722
期末純資産	713,024,008.47	76,949,551

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル)

運用計算書	米ドル	千円
収益	2017年6月1日 - 2018年5月31日	2017年6月1日 - 2018年5月31日
当座資産に係る利息	66,320.04	7,157
有価証券利息	37,115,297.56	4,005,483
スワップに係る受取利息	1,722,708.33	185,915
貸付証券に係る収益	66,676.50	7,196
その他収益	600,961.35	64,856
収益合計	39,571,963.78	4,270,606
費用		
スワップに係る支払利息	-309,587.48	-33,411
報酬	-4,585,686.79	-494,887
年次税	-290,455.42	-31,346
貸付証券に係る費用	-26,670.60	-2,878
その他の手数料および報酬	-166,073.10	-17,923
現金および当座借越に係る利息	-59,810.37	-6,455
費用合計	-5,438,283.76	-586,900
投資純利益(損失)	34,133,680.02	3,683,707
実現利益(損失)		
オプションなしの時価評価証券に係る実現利益(損失)	7,799,002.52	841,668
オプションに係る実現利益(損失)	222,300.00	23,991
金融先物に係る実現利益(損失)	-420,579.25	-45,389
外国為替先物予約に係る実現利益(損失)	9,136,365.42	985,997
スワップに係る実現利益(損失)	1,623,923.47	175,254
外国為替に係る実現利益(損失)	-3,472,639.15	-374,767
実現利益(損失)合計	14,888,373.01	1,606,753
当期実現純利益(損失)	49,022,053.03	5,290,460
未実現評価益(評価損)の変動		
オプションなしの時価評価証券に係る未実現評価益(評価損)	-32,398,212.23	-3,496,415
オプションに係る未実現評価益(評価損)	5,023.50	542
金融先物に係る未実現評価益(評価損)	33,829.97	3,651
外国為替先物予約に係る未実現評価益(評価損)	-3,645,134.52	-393,383
スワップに係る未実現評価益(評価損)	-2,118,614.97	-228,641
未実現評価益(評価損)の変動合計	-38,123,108.25	-4,114,246
運用活動による純資産の純増加(減少)	10,898,944.78	1,176,214

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

純資産計算書	米ドル	千円
資産	2018年 5 月31日	2018年 5 月31日
投資有価証券、取得原価	1,083,704,545.83	116,953,395
投資有価証券、未実現評価益 (評価損)	-17,726,634.00	-1,913,058
投資有価証券合計	1,065,977,911.83	115,040,336
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	11,892,216.40	1,283,408
有価証券売却に係る未収金	4,143,000.31	447,113
発行に係る未収金	397,105.56	42,856
有価証券に係る未収利息	18,388,727.70	1,984,511
その他未収金	88,024.33	9,500
外国為替先物予約に係る 未実現利益(損失)	1,245,522.63	134,417
資産合計	1,102,132,508.76	118,942,140
負債		
当座借越に係る未払利息	-3.11	0
有価証券購入に係る未払金	-714,503.13	-77,109
未払買戻代金	-3,031,545.17	-327,164
報酬引当金	-220,562.10	-23,803
年次税引当金	-42,017.91	-4,535
その他の手数料および 報酬に係る引当金	-14,183.91	-1,531
引当金合計	-276,763.92	-29,868
負債合計	-4,022,815.33	-434,142
期末純資産	1,098,109,693.43	118,507,998

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

運用計算書	米ドル	千円
収益	2017年6月1日 - 2018年5月31日	2017年6月1日 - 2018年5月31日
当座資産に係る利息	100,424.67	10,838
有価証券利息	77,318,447.92	8,344,207
配当金	355,674.09	38,384
スワップに係る受取利息	815,942.01	88,056
その他収益	246,841.97	26,639
収益合計	78,837,330.66	8,508,125
費用		
スワップに係る支払利息	-406,125.60	-43,829
報酬	-6,008,743.92	-648,464
年次税	-298,620.34	-32,227
その他の手数料および報酬	-214,665.52	-23,167
現金および当座借越に係る利息	-22,228.61	-2,399
費用合計	-6,950,383.99	-750,085
投資純利益(損失)	71,886,946.67	7,758,039
実現利益(損失)		
オプションなしの時価評価証券に係る実現利益(損失)	17,452,719.26	1,883,497
オプションに係る実現利益(損失)	2,071,790.00	223,588
金融先物に係る実現利益(損失)	531,113.88	57,318
外国為替先物予約に係る実現利益(損失)	-2,351,409.59	-253,764
スワップに係る実現利益(損失)	3,336,785.18	360,106
外国為替に係る実現利益(損失)	-1,572,297.55	-169,682
実現利益(損失)合計	19,468,701.18	2,101,062
当期実現純利益(損失)	91,355,647.85	9,859,102
未実現評価益(評価損)の変動		
オプションなしの時価評価証券に係る未実現評価益(評価損)	-57,606,876.29	-6,216,934
オプションに係る未実現評価益(評価損)	129,156.05	13,939
外国為替先物予約に係る未実現評価益(評価損)	1,133,633.31	122,342
スワップに係る未実現評価益(評価損)	-2,750,118.33	-296,793
未実現評価益(評価損)の変動合計	-59,094,205.26	-6,377,447
運用活動による純資産の純増加(減少)	32,261,442.59	3,481,655

3【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

第3【外国投資証券事務の概要】

(1) 投資証券の名義書換

記名投資証券の譲渡はすべて投資主名簿に登録され、本投資法人の一名もしくは複数名の役員、または取締役が指名する一名もしくは複数名の者が署名する。

記名投資証券の譲渡は、投資証券が発行されている場合は、当該投資証券を表象する券面に、本投資法人が十分と認める譲渡証書を添えて本投資法人の登記上の事務所において本投資法人に引渡された場合、または書面による譲渡宣誓書が投資主名簿に登録された場合、効力を発生する。かかる書面には、譲渡人および譲受人の両者、または授權を受けた代理人が、日付を入れて署名するものとする。

投資主は、通知送付先住所を、本投資法人の登記上の事務所に通知しなくてはならない。住所に変更があった場合も同様とする。

日本の投資主については、投資証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続を行う。

(2) 投資主名簿の閉鎖の時期

特に定めていない。

(3) 投資主総会

年次投資主総会は、本投資法人の登記上の事務所において、毎年11月24日の午前11時30分（ルクセンブルグ時間）に、ルクセンブルグの法律に基づき開催される。11月24日がルクセンブルグにおける銀行営業日でない場合は、ルクセンブルグにおける翌銀行営業日（銀行が通常の営業時間内に営業を行う日）に開催される。他の投資主総会は、通知に明記する場所および日時において開催される。

定款の規定に従い、定時投資主総会または一もしくは複数のクラス投資証券の投資主のための個別投資主総会に出席および代理出席している各投資主は、関連するクラス投資証券の純資産価格に関わらず、一議決権を行使することができる。

法律または定款に異なる定めがある場合を除き、投資主総会における決議は、代理を含む出席投資主の議決権の単純多数決によりなされる。

(4) 投資証券に対する特典、譲渡制限等

本投資法人の投資証券は、米国内において募集、譲渡または交付を行うことができない。

本投資法人の投資証券は、米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付が行われない。米国人とは以下の者である。

- () 1986年米国内国歳入法（改正済）第7701条(a)(30)およびこれに基づき公布された財務省規則に規定する米国人
- () 1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人（連邦規則集第17編第230.902(k)条）
- () 米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者（連邦規則集第17編第4.7(a)(1)()条）
- () 1940年米国投資顧問法（改正済）ルール202(a)(30)-1に規定する米国にいる者
- () 米国人が本投資法人に投資できるようにする目的で設立された信託、事業体またはその他の組織

第4【外国投資法人の詳細情報の項目】

外国投資法人の詳細情報の項目は、以下のとおりである。

第1 外国投資法人の追加情報

- 1 外国投資法人の沿革
- 2 役員の状況
- 3 外国投資法人に係る法制度の概要
- 4 監督官庁の概要
- 5 その他

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 買戻し手続等
- 3 乗換え手続等
- 4 その他

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 存続期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 利害関係人との取引制限
- 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等
 - (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利
 - (2) 為替管理上の取扱い
 - (3) 本邦における代理人
 - (4) 裁判管轄等

第4 関係法人の状況

- 1 資産運用会社の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 運用体制
 - (3) 大株主の状況
 - (4) 役員の状況
 - (5) 事業の内容及び営業の概況
- 2 その他の関係法人の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係

第5 外国投資法人の経理状況

- 1 財務諸表
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 金銭の分配に係る計算書

キャッシュ・フロー計算書

投資有価証券明細表等

2 外国投資法人の現況

純資産額計算書

第6 販売及び買戻しの実績

第三部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

- 1996年10月7日 本投資法人の設立
- 1996年11月8日 本投資法人の定款のルクセンブルグのメモリアルへの公告
- 1997年10月27日 定款の修正
- 2005年12月5日 定款の修正
- 2011年6月10日 統合基本定款(2011年7月1日発効)
- 2015年2月6日 UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ロシア・ボンド(米ドル)の早期償還(解散)
- 2017年4月4日 UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ブラジル・ボンド(米ドル)の解散(UBS (Lux) ボンド・シキャブ - エマージング・エコノミー・ローカル・カレンシー・ボンド(米ドル)へ吸収)
- 2018年6月22日 UBS (Lux) ボンド・シキャブ - アジア・ローカル・カレンシー・ボンド(米ドル)の解散(UBS (Lux) ボンド・シキャブ - エマージング・エコノミー・ローカル・カレンシー・ボンド(米ドル)へ吸収)

2【役員の状況】

(2019年9月末日現在)

氏 名	役 職 名	略 歴	所有投資口
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)	取締役会長 (チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ユービーエス・ファンド・マネジメ ント(スイス)エイ・ジー、バーゼ ル、マネージング・ディレクター	該当なし
アイリス・エベラル (Iris Eberhard)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ス イス・エイ・ジー(チューリッヒ) マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
トビアス・ミーヤー (Tobias Meyer)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティ
ブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

a. 準拠法の名称

本投資法人は、ルクセンブルグの会社法、特に1915年8月10日の商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年8月10日法」という。）の下で変動資本を有する会社型投資信託として設立され、2010年法の下で投資信託としての資格を有している。

また、本投資法人は、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Sector Financier）（「C S S F」）の通達に従っている。

b. 準拠法の内容

1915年8月10日法

1915年8月10日法は、（FCPおよび/または非セルフ・マネージドSICAVの）管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

イ. 会社設立の要件（1915年8月10日法第420条の1）

- ・最低1名の株主が存在すること。
- ・公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

ロ. 定款の必要的記載事項（1915年8月10日法第420条の15）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- （ ）定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
- （ ）会社の形態および名称
- （ ）登録事務所の所在地
- （ ）会社の目的
- （ ）発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- （ ）当初払込済の発行済資本の額
- （ ）発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- （ ）記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- （ ）現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
- （注）1915年8月10日法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- （ ）発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- （×）資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載
- （×）取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- （×）会社の存続期間
- （×）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

ハ. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年8月10日法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- （ ）設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRCSに公告すること
- （ ）応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

ニ．発起人および取締役の責任（1915年8月10日法第420条の19および第420条の23）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2010年法

2010年法は、2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/EC（以下「指令」という。）（ルクセンブルグの投資信託制度における同国法律ならびにその他の変更を2001/107/ECおよび2001/108/ECにより修正済）の規定を組み入れている。

イ．2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS（以下「パート 」という。）

パート その他のUCI（以下「パート 」という。）

パート 外国のUCI（以下「パート 」という。）

パート 管理会社（以下「パート 」という。）

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パート 」という。）

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパート が適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくUCIは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

ロ．EUのいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パート ファンド」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

ハ．2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

4【監督官庁の概要】

本投資法人は、C S S F の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

イ) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合)は、C S S F の監督に服し、C S S F に登録しなければならない。

ロ) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S)で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/E Cの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるU C I T Sは、C S S F に事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつC S S F が、かかる通知および書類の提出から最大2か月以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

ハ) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S F への事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはC S S F に対する開示義務または法令を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S F により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資家保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

目論見書に対する査証の交付

投資証券の販売に際し使用される目論見書、説明書、または主要投資家向け資料(以下「K I I D s」という。)等は、C S S F に提出されなければならない。C S S F は書類が適用ある法律、勅令、通達、法令に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資家およびC S S F に提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S F に直ちに報告する義務を負う。また監査人は、C S S F が要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)をC S S F に提出しなければならない。

5【その他】

a．定款の変更

本投資法人の定款は、1915年8月10日法に基づき、本投資法人の臨時投資主総会の決議により変更することができる。

b．事業譲渡または事業譲受

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 (i) 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併」を参照のこと。

c．出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

d．訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は後述の「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価() 純資産価格の計算」の項に従って計算する。

発行価格は投資証券1口当たりの純資産価格に販売代行会社に支払う純資産価額の2%を上限とする発行手数料を加えた価格に基づく。本投資法人の投資証券を販売する国で発生する租税、手数料およびその他の料金がかかる。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、管理事務代行会社および保管受託銀行、販売代行会社ならびに支払事務代行会社がサブ・ファンドの発行価格で受け付ける。販売代行会社および支払事務代行会社は購入申込みを本投資法人に取り次ぐ。

適用法および適用規則に従い、申込代金の受入れを委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資主の請求に応じて、関係するサブ・ファンドの会計通貨および購入予定の投資証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受け付けることができる。使用される為替レートは、関係する2通貨の呼び値スプレッドに基づき、関係する代理人により決定される。為替換算に関連するすべての費用は投資主に課される。

投資証券は現地のマーケットで支配的な基準に基づき貯蓄プラン、支払プラン、転換プランを通じても購入される。本件に関する詳細な情報は現地の販売代行会社に請求のこと。

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいずれかの日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は決済日の計算から除外される。決済日は、かかる銀行が営業する日、または対応する通貨がかかる決済システムにおいて取引可能である日に限定される。

現地の支払事務代行会社は最終投資主に代わって、名義人ベースで必要な取引を受任する。支払事務代行会社のサービスに関して発生する費用は、投資主に請求される。

投資主の依頼により本投資法人はその裁量により一部または全部の現物による購入申込みを受け付けることができる。その場合、現物による購入申込みは個々のサブ・ファンドの投資方針および投資制限に合致しなければならない。さらに、かかる現物による支払いは本投資法人が任命した監査人が監査を行う。発生する費用は関係する投資家に請求される。

投資証券は、記名式投資証券としてのみ発行される。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券の無記名式投資証券への転換は、請求することができない。投資主は、記名式投資証券がクリアストリームのような承認された外部の清算機関を通じ清算されることに留意すべきである。

すべての発行済投資証券には同一の権利が付与されている。ただし、本投資法人の定款にはサブ・ファンド内で異なった特徴を有する様々な投資証券クラスを設定できることが定められている。

また、端数の投資証券も発行することができる。端数の投資証券は小数点以下第三位まで四捨五入され、総会での議決権は付与されないが、関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスが清算された場合は清算金の分配または比例分配を受ける権利を認める。

日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、12月24日および31

日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールドデンウィーク、年末年始等）等、有価証券届出書「第一部 証券情報（12）払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社（有価証券届出書「第一部 証券情報（10）申込取扱場所」を参照）において申込みを受け付けられない場合がある。その場合、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上0.001口単位とする。

投資証券1口当たり販売価格は、原則として、ファンドが当該申込みを受領した翌ファンド営業日に決定される1口当たりの純資産価格である。日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目に受渡しを行うものとする。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

買戻申込みは発行された券面を添付した上で管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行および権限を与えられた適切な販売会社に提出する。販売代行会社および支払事務代行会社は買戻申込みを本投資法人に取り次ぐ。

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の対価は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後（以下「決済日」という。）に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情により買戻申込みが提出された国に買戻代金を送金できない場合はこの限りではない。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいずれかの日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は決済日の計算から除外される。決済日は、かかる銀行が営業する日、または対応する通貨がかかる決済システムにおいて取引可能である日に限定される。

サブ・ファンドの投資証券クラスの純資産総額の金額が、本投資法人の取締役会が決定した投資証券の経済効率の良い運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された銀行営業日に、本投資法人の取締役会は当該投資証券クラスの全ての投資証券を買戻し価格で買い戻すことを決定することが出来る。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資家は当該買戻しの結果いかなる追加費用、または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の計算」に記載されるシングル・スイング・プライシングの原理が適用される。

異なる通貨で表示された複数の投資証券クラスを有するサブ・ファンドについて、投資主は原則として当該投資証券クラスの通貨または関連するサブ・ファンドの会計通貨でのみ買戻代金と同等の金額を受け取ることができる。

適用法および適用規則に従い、買戻代金の支払いを委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資主の請求に応じて、関係するサブ・ファンドの会計通貨および買い戻される投資証券クラスの通貨以外の通貨で支払いを行うことができる。使用される為替レートは、関係する2通貨の呼び値スプレッドに基づき、関係する代理人により決定される。為替換算に関連するすべての費用は投資主に課される。当該費用のみならず、本投資法人の投資証券を販売する国で発生し、例えば、取引銀行により徴収される可能性がある租税、手数料およびその他の料金は、関係する投資主に請求され、買戻代金から控除される。

本投資法人の投資証券を販売する国で発生する租税、手数料またはその他の料金(取引銀行により徴収されるものも含む。)も課金される。

ただし、買戻手数料は徴収されない。

純資産価格のパフォーマンスは、買戻価格が投資主により支払われた発行価格を上回るかまたは下回るかにより決定される。

本投資法人は、ある注文日におけるすべての申込みがサブ・ファンドの純資産の10%超の資金流出をもたらす場合、当該注文日におけるすべての買戻し申込みおよび乗換え申込みの実行を抑制する権利(買戻しゲート)を有する。かかる場合、本投資法人は、買戻し申込みおよび乗換え申込みの一部のみを実行し、当該注文日における残りの買戻し申込みおよび乗換え申込みの実行について、優先的に取り扱うこと、および通常20営業日を超えない期間であることを条件として、延期することを決定することができる。

買戻し申込みが大量に上った場合、本投資法人の相当する資産を過度の遅延なく売却するまで買戻し申込みの執行を延期することができる。こうした措置が必要な場合、同じ日に受理した買戻し注文は同じ価格で決済される。

現地の支払事務代行会社は最終投資主に代わって、名義人ベースで必要な取引を受任する。支払事務代行会社のサービスに関して発生する費用および取引銀行により徴収される費用は、投資主に請求される。

投資主の依頼により本投資法人はその裁量により一部または全部の現物による買戻し申込みを投資家から受け付けることができる。その場合、現物による買戻し申込額は、サブ・ファンドの投資方針および投資制限に合致しなければならない。さらに、現物による支払いは本投資法人が任命した監査人が監査を行い、本投資法人に残存する投資家に悪影響を及ぼしてはならないものとする。発生する費用は関係する投資家に請求される。

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻し請求をすることができる。買戻し請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社(有価証券届出書「第一部 証券情報 (10) 申込取扱場所」を参照)において買戻し請求を受け付けられない場合がある。買戻し代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻し手数料なしで支払われる。

投資証券の1口当たりの買戻し価格は、ファンドが買戻し請求を受領した日の翌ファンド営業日に決定される1口当たりの純資産価格とする。買戻し代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、

日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。投資証券の買戻しは原則として1口以上を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え手続等】

海外市場における乗換え

投資主は適宜自己の投資証券を同一サブ・ファンド内の別の投資証券クラスにおよび/または別のサブ・ファンドの投資証券に乗換えを行うことができる。乗換え申込みには投資証券の発行および買戻しの手続と同じ手続が適用される。

投資家の既存の投資証券の乗換えによる投資証券の数は以下の算式を用いて計算する。

$$\alpha = \frac{\beta \times \chi \times \delta}{\varepsilon}$$

α = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

β = 乗換え元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

χ = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価額。

δ = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスの外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ会計通貨で評価されている場合、係数は1である。

ε = 乗換え先のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの株式1口当たりの純資産価格プラス租税、手数料およびその他の料金。

乗換えに際して、乗換え先のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの株式1口当たりの純資産価格で計算されるそれぞれのサブ・ファンドまたは投資証券クラスの最大の発行手数料と同額の手数料を販売代行会社が徴収する場合がある。前記「2 買戻し手続等 海外における買戻し手続等」の規定に従い、買戻手数料は徴収されない。

適用法および適用規則に従い、乗換え代金の支払いを委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資主の請求に応じて、関係するサブ・ファンドの会計通貨および/または乗換えが行われる投資証券クラスの申込通貨以外の通貨での支払いを受け付けることができる。使用される為替レートは、関係する2通貨の呼び値スプレッドに基づき、関係する代理人により決定される。当該費用のみならず、サブ・ファンドの変更に際してそれぞれの国で発生する料金、租税および印紙税は投資主に請求される。

日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

4【その他】

投資証券の買戻しと発行に関する条件

サブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日または関連するサブ・ファンドの50%以上の投資対象を十分に評価することができない日を除く。「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

「第3 管理および運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算ならびに投資口の発行、買戻しおよび乗換えの停止」と題する項に定める要領で取締役会が純資産価額の計算を行わないことを決定した日に発行または買戻しは行われない。さらに、本投資法人はその裁量により購入申込みを拒絶する権限を有する。

本投資法人は、売買タイミング、事後取引等(これらに限られない。)、投資家の利益を損なうと判断する取引を許可しない。本投資法人はかかる慣行に関連があると判断する、購入または転換の申込みを拒絶する権利を有する。また、本投資法人は当該行為から投資主を保護するために必要と判断する措置を講じる権利を有する。

購入および買戻しの申込み(以下「注文」という。)は、あるファンド営業日(以下「注文日」という。)の中央ヨーロッパ標準時15時(受付終了時刻)までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の受付終了時刻後に計算した純資産価額に基づいて同日中に処理される(以下、当該計算を行った日を「評価日」という。)

ファクシミリで送られるすべての注文は、遅くともファンド営業日の関係するサブ・ファンドの前述の受付終了時刻の1時間前に、管理事務代行会社によって受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社に対する注文の正確な提出を保証するために、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の仲介者によって、上記で指定されるのより早い受付終了時刻が投資主に対して適用されることがある。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、関係する販売代行会社またはその他の仲介者から入手することができる。

注文が各ファンド営業日の受付終了時刻以降に管理事務代行会社に登録された場合、注文日は翌ファンド営業日とみなされる。上記の規定はあるサブ・ファンドの投資証券を、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて、本投資法人の別のサブ・ファンドの投資証券に転換する場合にも適用される。つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる(先渡し価格)。純資産価額は最新の知っている価格に基づいて計算される(すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終値を用いる)。適用される個々の評価原則は上記に記載される。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

本投資法人の販売代行会社はルクセンブルグのマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融防止に関する2004年11月12日法(改正済)の条項ならびにC S S Fの法定文書および関連する通達を遵守しなければならない。

よって、申込人は、購入申込みを受け付ける販売代行会社または販売会社に対して、身分証明を提出しなければならない。販売代行会社または販売会社は、申込人に対して少なくとも以下の本人確認書類を求める義務を負う。自然人に関しては、(販売代行会社もしくは販売会社または地方行政機関によって認証された)旅券または身分証明書の認証謄本、会社およびその他の法人に関しては、定款の認証謄本、会社登録簿の認証抄本、および最新の公刊された年次報告書の写し、実質的所有者全員のフルネーム。販売代行会社または販売会社は、状況に応じて、投資証券の申込または買戻しを請求する投資者に対しさらに追加書類または情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代行会社が上記の身元確認手続を遵守していることを確認する義務を負う。管理事務代行会社および本投資法人は、随時、販売会社に対してかかる手続が遵守されていることの確認を求めることができる。管理事務代行会社は、販売代行会社または販売会社がマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するルクセンブルグ法またはE U法と同等の要件に従わない国々の販売代行会社または販売会社から受け取った購入および買戻しの申込みに関して上記の規則の遵守状況を監視する。

さらに、販売代行会社およびその販売会社はそれぞれの国において施行中のマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するすべての規則を遵守する義務を負う。

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法(改正済)ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則(EU)2016/679(以下「データ保護法」という。)の規定に従って、本投資法人は、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、本投資法人の法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細(住所または電子メールアドレスを含む。)、銀行口座の詳細、本投資法人への投資の金額および性質(ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および/または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ)(以下「個人データ」という。)が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、本投資法人への個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、本投資法人は、投資証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、本投資法人と契約を締結した際に、投資証券の申込みの実行(すなわち、契約の履行)、本投資法人の正当な利益の保護および本投資法人の法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、()投資証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、()顧客との関係を管理するため、()過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認ならびにルクセンブルグまたは外国の法令(FATCAおよびCRSに関する法令を含む。)により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、()適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。投資主から提供されたデータは、()本投資法人の投資主名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、()マーケティング目的で使用する事ができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- 本「データ保護」の項の上記()および()に記載されたデータ処理の目的
- 本投資法人の会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- 適切な市場基準に従い本投資法人の事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、本投資法人は、個人データをそのデータ受領者(以下「受領者」という。)に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連する本投資法人の活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、本投資法人の管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査人および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および/または代理人(以下「再受領者」という。)に提供することができ、当該代表者および/または代理人は、受領者が本投資法人のためにサービスを遂行することおよび/または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域(EEA)内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないEEA外の国に所在する受領者および/または再受領者に個人データを移転する場合、本投資法人は、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

投資証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者(EEA外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。)に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、本投資法人の指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。本投資法人はまた、E E A内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データに関する情報(すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利(法定免除の対象となる。))
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること(すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正を本投資法人に要求する権利)
- ・ 個人データの利用を制限すること(すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利)
- ・ マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること(すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することを本投資法人に禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は、当該データの処理を中止する。)
- ・ 個人データを削除させること(すなわち、特定の状況において、特に、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利)
- ・ データポータビリティ(すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利)。

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L-4361エシュ＝シュル＝アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のE U加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 純資産価格の計算

サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスが帰属するサブ・ファンド全体の純資産総額をサブ・ファンドの各投資証券クラスに関して発行されている投資証券の数で除して計算する。ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のために利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券の発行または買戻しを行う毎に変更するかかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの発行済投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券総数の比率に従って算定される。

単一の取引日に行われるサブ・ファンドの全クラスの投資証券すべてに影響する購入または買戻しの総計が純資本の流入をもたらず場合、サブ・ファンドの純資産価額がこれに応じて増加または減少することがある（シングル・スイング・プライシング）。かかる調整は、最大で純資産価額の2%に相当する。サブ・ファンドについて生じると想定される取引費用および課税は、サブ・ファンドが投資する資産の配分についての想定される指値／呼値と同様に考慮される可能性がある。純増域が影響を受けるサブ・ファンドの投資証券の増加という結果になるものであれば、純資産価額が増加するように調整される。純増域が投資証券を下落させるものであれば、純資産価額は減少するように調整される。管理会社の取締役会は、各サブ・ファンドについて基準額を設定することができる。これは、ファンドの純資産の既定の取引日における純増減の比率または関連するサブ・ファンド通貨の一時金から計算されることがある。既定の取引日にかかる基準を満たした場合のみ、純資産価格は調整される。

各サブ・ファンドの資産の価値は以下の要領で計算する。

- a) 流動資金（現金、銀行預金、為替手形、手形小切手、約束手形、前払費用、現金配当および未受領の宣言または発生した利息のいずれでも）は、その全額で評価される。ただし、当該価額が全額支払われないかまたは受領できない可能性がある場合を除くものとし、この場合、その価値はその正しい価値を表すために適切とみなす控除額を勘案して決定される。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の投資対象は最新の入手可能な市場価格で評価される。これらの有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合は、かかる投資対象の主要市場である証券取引所の最新の入手可能な相場を適用する。
通常取引所で取引されず、証券トレーダー間で流通市場が存在し市場標準に基づき価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の資産の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場されていないが、定常的に運営され、公認され一般に公開され規制されたその他の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。
- c) 証券取引所に上場されておらず、別の規制された市場でも取引されておらず、適当な価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。

- d) 証券取引所に上場されていない派生商品(店頭派生商品)は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品の評価する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の原資産の市場価格に基づいて本投資法人と監査人が認めた計算方法を使って取得した評価価格の妥当性を検証する。
- e) 譲渡性証券集合投資事業(UCITS)および/または集合投資事業(UCI)の投資証券はこれらの最新の純資産価額で評価する。その他のUCITSおよび/またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、投資先ファンドの投資運用会社または投資顧問会社から独立している信頼できるサービス提供業者が提供するその価値の見積り(価格見積り)に基づき評価することができる。
- f) 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから計算される。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、満期までの残余期間の金利に最も近似した金利が差し込まれる。このように計算された金利は、裏付けとなる借り主の信用力を反映した信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り主の信用格付けに重大な変更がある場合、調整される。
- g) 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、外国為替取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの為替相場の仲値(買呼値と売呼値の仲値)またはこれが入手不能な場合は、当該通貨を最も代表する市場における為替相場の仲値で評価する。
- h) 定期預金および信託資金はその名目価値に経過利息を加えて評価する。
- i) スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入出額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算(ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。)および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に基づき決定される。

特別な状況により上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが分かった場合、本投資法人は純資産価額の適正な評価を行うため、一般に認められ、検証可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行および買戻しについて正式となる。

各ファンドの純資産価格に関する照会先は、日本における販売会社である。

- () 純資産価格の計算ならびに投資口の発行、買戻しおよび乗換えの停止

以下の場合、本投資法人は、一または複数のサブ・ファンドの純資産価額の計算、サブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを一時的に停止することができる。

- 大部分の純資産の評価に使用される一箇所以上の証券取引所もしくはファンドの純資産価額もしくは大部分の純資産の表示通貨の外国為替市場が通常の休日でない日に閉鎖しているか取引が停止されている場合、または上記の証券取引所および市場が制限を受けているか一時的に激しく変動している場合。
- 本投資法人および/または管理会社の支配、責任または影響の及ばない事由によって、投資主の利益に多大な損害を及ぼすことなく通常どおり本投資法人の資産を利用できない場合。
- 通信網の混乱またはその他の理由により、大部分の純資産価額を計算できない場合。
- 本投資法人が当該サブ・ファンドの買戻注文の支払いのための本国送金を行うことができない場合または投資対象の売却もしくは取得または投資証券の買戻しによる支払いのための資金を通常の為替レートで送金することができないと本投資法人の取締役会が判断する場合。

- 本投資法人の支配が及ばない政治的、経済的、軍事的その他の状況により、投資主の利益を重大に害することなく通常状況の下で本投資法人の資産を処理することが不可能である場合。
- その他の理由から、サブ・ファンドの投資対象の価格を迅速または正確に決定することができない場合。
- 本投資法人の解散のため臨時投資主総会の招集通知が公告された場合。
- 本投資法人の合併または一もしくは複数のサブ・ファンドの合併のため臨時投資主総会の招集通知が公告された場合、または本投資法人の取締役会が一もしくは複数のサブ・ファンドの合併を決定したことを投資主に知らせる通知が公告された場合に、投資主を保護するための必要性から当該停止が正当であると判断される場合。
- 為替および資産譲渡に関する規制により、本投資法人が事業を継続できない場合。

純資産価額の計算の停止、投資証券の発行および買戻しの停止ならびにサブ・ファンド間の乗換えの停止は、本投資法人の投資証券を一般市民に販売する承認を受けた国の関係当局に遅滞なく連絡するとともに、「3 投資主・外国投資法人債権者の権利等(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利(f) 報告書を受領する権利」に記載されている方法で公告するものとする。

投資家が投資証券クラスの要件を満たさない場合、本投資法人は、さらに当該投資家に以下の事項を行うよう要求する義務を負う。

- a) 投資証券の買戻しの規定に従い、30暦日以内にその投資証券を返還すること、
- b) 投資証券の取得に関する上記の要件を満たす者に対してその投資証券を譲渡すること、
または
- c) その投資証券から、当該投資家が満たすことの可能な取得要件を有する関連するサブ・ファンドの他の投資証券クラスに乗り換えること。

さらに、本投資法人は、

- a) その裁量により購入申込みを拒絶することができる。
- b) 排斥条項に違反して購入された投資証券を適宜買い戻すことができる。

(2) 【保管】

記名投資証券の所有権は本投資法人の投資主名簿への登録により証明される。投資主は自らの取引に関する確認書を受け取る。記名証券は発行されない。

大券は、クリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアにより登録式共同大券の手配が行われたときは発行可能である。大券は本投資法人の投資主名簿にクリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアの共同預託名義において登録される。大券に関して、証券自体は発行されない。クリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアおよび中央支払事務代行会社間で手配が行われたときは、大券は記名証券に転換可能な場合に限り発行することができる。

大券および取扱手続についての情報は名義書換代行会社またはインベスター・サービス・センターに請求することにより、入手可能である。

上記は日本の投資主には適用されない。日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

(3) 【存続期間】

本投資法人は、無制限の期間存続する投資会社として設立されたが、1915年8月10日法を遵守した臨時投資主総会により解散することもできる。

(4) 【計算期間】

本投資法人の決算期は毎年5月31日である。

(5) 【その他】

() 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併

本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散

定足数および多数決の要件に関する法律条件を満たす投資主総会は本投資法人を解散させるものとする。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になった場合、本投資法人の取締役会は本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。本投資法人を解散する場合、解散は1名以上の清算人が実行する。投資主総会が、清算人を任命し、清算人の報酬および権限の範囲を決定する。清算人は投資主の最善の利益にかなうように本投資法人の資産を売却し、サブ・ファンドの解散による正味収入を投資主の保有量に比例して当該サブ・ファンドの投資主に分配する。清算手続きの終了時(9か月かかる可能性がある)に投資主に分配できない清算収入は遅滞なく供託金庫(Caisse de Consignation)に預託される。償還日の決められたサブ・ファンドはそれぞれの期間の終了時に自動的に解散および清算される。サブ・ファンドまたはサブ・ファンド内の投資証券クラスの純資産総額が、当該サブ・ファンドもしくは投資証券クラスの経済的で効率的な運営のため求められる金額を下回った場合、または当該金額に達しない場合、または政治、経済および金融環境に重大な変化がある場合、または合理化の一環として、本投資法人は、評価日または決定が有効となる時間の(投資対象の実際の換金価格および換金コストを勘案した)純資産価格で、該当する投資証券クラスのすべての投資証券を買い戻すことを決定することができる。

本投資法人の取締役会の権利に関係なく、本投資法人の取締役会の提案に応じて、サブ・ファンドの投資主総会はサブ・ファンドが発行した投資証券を消却し、投資主に対して保有する投資証券の純資産価額を返還することで、本投資法人の資本を減資することができる。かかる純資産価額は上記の決定が効力を発生する日に計算し、サブ・ファンドの資産の処分によって実現した実際価格およびかかる処分に起因する費用を織り込むものとする。

投資証券を消却する投資主総会または本投資法人の取締役会の決定は、「3 投資主・外国投資法人債権者の権利等(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利(f) 報告書を受領する権利」に記載されている方法で公告することによって各サブ・ファンドの投資主に通知する。買戻しのために投資主が提出しなかった清算する投資証券の純資産価額に相当する金額はルクセンブルグの供託金庫に遅滞なく預託される。

本投資法人またはサブ・ファンドと他の投資信託(UCI)またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンドの合併

「合併」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算なしのその解散に基づき、すべての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、吸収対象UCITSの投資主が見返りに吸収UCITSの投資証券および適宜、当該投資証券の純資産価額の10%を超えない支払額を受け取る取引。
- b) 二つ以上のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算なしのその解散に基づき、すべての資産および負債を別のUCITSまたは当該UCITSが設立した当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、吸収対象UCITSの投資主が見返りに吸収UCITSの投資証券および適宜、当該投資証券の純資産価額の10%を超えない支払額を受け取る取引。
- c) 負債が完済されるまで存続し続ける一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、すべての純資産を同じUCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立した別のUCITSまたは別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転する取引。

合併は、2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の効果は、2010年法に準拠する。

「本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散」の項に記載される状況の下で、本投資法人の取締役会は、サブ・ファンドまたは投資証券クラスの資産を本投資法人の別の既存のサブ・ファンドもしくは投資証券クラスまたは2010年法パートもしくは海外UCITSに関する2010年法の規則に基づきルクセンブルグの別のUCIに配分することができる。本投資法人の取締役会はまた(必要な場合、分裂または統合により、および投資主の比例的権限に相当する金額の支払を通じ)当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券を別のサブ・ファンドまたは別の投資証券クラスの投資証券として指定変更することを決定することができる。前項の本投資法人の取締役会の権限にかかわらず、上記のサブ・ファンドを合併する決定もまた、当該サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

合併の決定は「3 投資主・外国投資法人債権者の権利等(1)投資主・外国投資法人債権者の権利(f)報告書を受領する権利」に記載されている方法で投資主に通知する。決定が公告されてから30日以内に投資主は保有する投資証券の一部または全部を、「第2 手続等 2 買戻し手続等」と題する項に記載する確立された手続きに従って、買戻手数料またはその他の管理報酬を計算することなく、その時点の純資産価額で買い戻す権限を有する。買戻しのために提出されなかった投資証券は、上記の決定を実施する日に計算した関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて交換される。割当てる受益証券が契約型オープン投資信託の法形態を取る投資ファンドの受益証券である場合、上記の決定は割当てに賛成票を投じた投資主だけを拘束する。

本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会

サブ・ファンドの清算および合併のいずれの場合についても、投資主総会または当該サブ・ファンドの投資主総会の定足数は要求されず、決定は総会の出席株式の単純多数によって承認されることができる。

() 授權発行限度額

投資証券の授權発行限度額は無制限である。

() 本投資法人の定款の変更

本投資法人の定款変更は、1915年8月10日法に規定する定足数および決議要件に従い、投資主総会の決議によって行うことができる。

定款変更は、1915年8月10日法第67条-1に従い、発行済投資証券総数の2分の1の定足数を必要とし(ただし、定足数に満たなかったために再度招集される投資主総会においては、定足数は必要とされない。)、かつ、出席または代理出席による投資証券の3分の2の賛成投票を必要とする。

定款のすべての変更は、RESAに公告され、商業および法人登録局に登録される。

日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

各投資運用契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

やむを得ない事由があるときは、いずれの当事者も相手方当事者に対して通知を交付することにより、本契約を終了させることができる。やむを得ない事由とは、本契約に定める義務に関する故意および重大な過失をいう。管理会社は、投資主の利益となる場合は、投資運用の委託を直ちに中止する権限を有する。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

一方当事者による本契約に基づく義務の重大な違反があり、違反当事者に対する書面通知から30日以内に当該違反が是正されない場合、新しい保管受託銀行を選任することにより本契約を直ちに終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

総販売契約

総販売契約は、いずれの当事者も6か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

本契約に定めた重大な条項の不履行または重大な過失があり、書面による通知の交付から30日以内に当該不履行または重大な過失が是正されなかった場合、本契約の各当事者は、他方当事者に対する書面通知により、本契約をいつでも終了させることができる。

相手方当事者の事業停止、破産もしくは支払不能、解散もしくは清算の決議、または本契約に基づく義務の重大な不履行があった場合は、相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いずれの当事者も本契約を直ちに終了させることができる。また、本契約の終了が投資主の利益となる場合は、管理会社は本契約を直ちに終了することができる。

同契約は、スイスの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資証券販売・買戻契約

投資証券販売・買戻契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

() 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理、議決権行使方針および最良執行に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する：

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

2【利害関係人との取引制限】

利益相反

取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他の本投資法人のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合に本投資法人の投資家が公正に扱われるよう、利益相反のための方針を採用し、実施しており、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社および主たる販売会社は、UBSグループの一員である(以下「関係者」という。)。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行っており、本投資法人が投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者(その子会社および支店を含む。)は、本投資法人が締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができる。保管受託銀行は本投資法人にその他の商品またはサービスを提供する関係者の法人と関係しているため、潜在的な利益相反がさらに生じる可能性がある。

関係者の事業遂行における方針は、関係者の様々な事業活動と本投資法人または投資主との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止することである。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従った方法により利益相反を管理するよう努めている。かかる目的において、関係者は、本投資法人またはその投資主の利益を害するおそれのある利益相反を伴う事業活動が適切な程度の独立性をもって行われ、かつ、かかる利益相反が公正に解決されることを確保する手続きを実施している。投資家は、管理会社宛てに書面で請求することにより、利益相反に関する管理会社および/または本投資法人の方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社による相当な注意および最善の努力にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもって本投資法人またはその投資主の利益が害されるリスクの回避を確保するために十分ではないというリスクがある。この場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定は、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は(i) 当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、() かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを確保する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、本投資法人および投資主の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託された保管機能の概要ならびに保管受託銀行の委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

(1) 【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が権利を本投資法人に対し直接行使するためには、投資証券名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社に投資証券の保管を委託している日本の投資主は、投資証券の登録名義人でないため、本投資法人に対し直接権利を行使することはできない。これらの投資主は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は次のとおりである。

(a) 配当請求権

各投資主は、本投資法人の年次投資主総会または(中間配当の場合には)取締役会が決定した当該ファンドに関する本投資法人の収益分配をその投資証券数に応じて受領する権利を有する。

(b) 買戻請求権

投資主は、本投資法人に対し、本書の記載に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

(c) 残余財産分配請求権

本投資法人またはファンドが解散された場合、投資主は本投資法人に対し、その投資証券数に応じて本投資法人の投資証券の残余財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 損害賠償請求権

投資主は、本投資法人の取締役がルクセンブルグの法律に規定する義務に違反している場合、本投資法人の取締役に対し損害賠償を請求することができる。

(e) 投資主総会における権利

本投資法人の適法に成立した投資主総会は、本投資法人の投資主全員を代表するものとする。定款に従ってその決議は、投資主により所有される投資証券のクラスにかかわらず、本投資法人の投資主全員を拘束するものとする。本投資法人の投資主総会は、1915年8月10日法に基づき、本投資法人の業務運営に関する行為につき命令し、実行し、または裁可する最大の権限を有する。

年次投資主総会は、ルクセンブルグの法律に基づき、毎年11月24日午前11時30分(ルクセンブルグ時間)に本投資法人の登録上の事務所で開催される。11月24日がルクセンブルグにおける銀行営業日でない場合は、ルクセンブルグにおける翌銀行営業日(銀行が通常の営業時間内に営業を行う日)に開催される。他の投資主総会は招集通知に記載ある日時およびルクセンブルグ内の場所で開催することができる。通知には、総会の場所および日時、出席要件、議題、定足数ならびに決議要件を明記する。1口につき1議決権が与えられる。書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファクシミリで代理人を選任することができる。年次投資主総会の決議は出席投資主の議決権の単純多数決による。適切な通知に基づき、取締役会が総会を招集することもある。特定のサブ・ファンドの権利に影響を及ぼす決議および投資主への配当金の宣言を行う場合は、その都度採決される。

(f) 報告書を受領する権利

各サブ・ファンドおよび本投資法人について、5月31日現在の年次報告書および11月30日現在の半期報告書が発行される。

上記報告書は、各サブ・ファンドまたはそれぞれの各投資証券クラスの詳細を関連する会計通貨で記載する。本投資法人全体の連結資産の詳細は、米ドル建てで表示される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書には、独立監査人により監査された年次計算書類が含まれる。また、信用リスク軽減のため、各サブ・ファンドが金融派生商品の利用を通じて着目した裏付け資産および当該派生商品取引の相手方ならびに取引相手方からサブ・ファンドに預託された担保の数量および種類の詳細も記載されている。

投資主は、本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において、これらの報告書を入手することができる。

各サブ・ファンドの投資証券の発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグの本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において入手可能である。

投資主への通知はウェブサイト(www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications)上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していないか、ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合、投資主への通知は、投資主名簿に記載されてい

る住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

- (a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および
- (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 三浦 健
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号
確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

A．管理会社

a) 名称

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

b) 資本金(株主資本)の額

2019年9月末日現在の株主資本総額は、13,000,000ユーロ(約15億円)

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=118.02円)による。

c) 事業の内容

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイの目的は、ルクセンブルグまたは外国の法律に基づく集合投資またはオルタナティブ投資ファンドの事業を設立、運営、促進、販売、管理および助言することである。

B．投資運用会社

コーポレート・ボンド(米ドル)およびハイ・イールド・ボンド(米ドル)の投資運用会社

a) 名称

UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク

b) 資本金の額

2019年9月末日現在の資本金額は、164,467,980米ドル(約177億円)

c) 事業の内容

元引受会社の子会社であり、投資顧問会社として米国証券取引委員会に登録されている。投資会社、年金プラン、財団、政府、金融機関および事業会社を含む、様々な法人および個人の顧客向けに、個別の投資一任業務および投資顧問業務を提供している。

(2)【運用体制】

A．管理会社

定款に基づき、管理会社は、株主総会によって任命される3名以上の取締役(株主であるか否かを問わない。)から成る取締役により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬を定めるものとし、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合は、一または複数の副会長を選任するものとする。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命されるものとする。

取締役会は、会長の招集により、または、会長が行為できない場合は、副会長の招集により、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役の招集により、開催されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集されるものとする。取締役会は、会長が議長を務め、または会長が行為できない場合は、副会長が議長を務め、または副会長が不在の場合は、最年長の取締役が議長を務めるものとする。

取締役会は、その構成員の過半数が本人または代理人により出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決定を行うものとする。

決定は、本人または代理人により出席する構成員の単純過半数によって行われるものとする。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、海外電信、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会において当該取締役を代理し、当該取締役の代

わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員を代理することができる。

取締役の全構成員により合意されたすべての決定は、一または複数の個別の文書に関する決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有するものとする。かかる決定の日付は、最後の署名がなされた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用する投資信託の約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

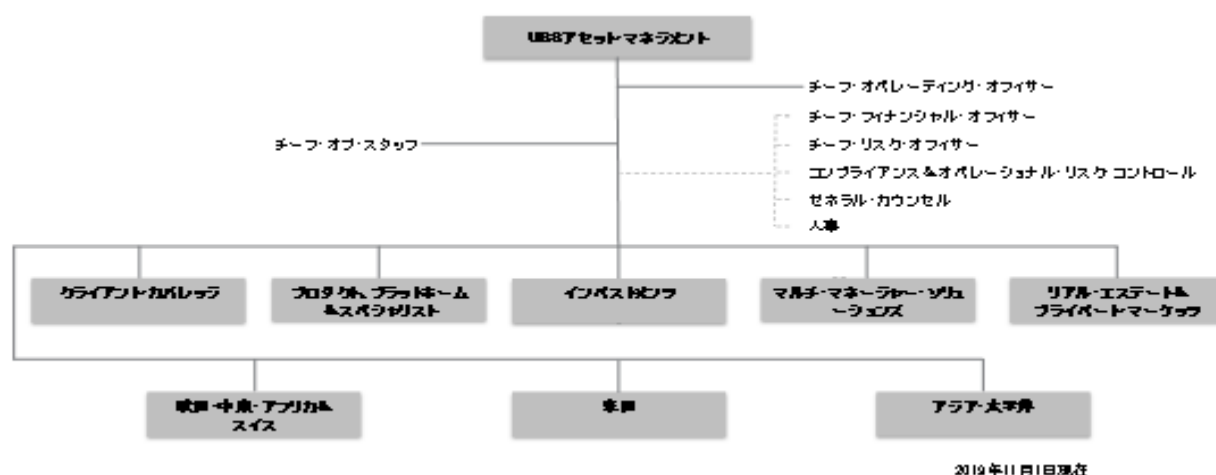
B. 投資運用会社

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、各投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により各投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。各投資運用会社は、投資運用任務をいずれの子会社または関係会社に委託する権利を有しており、また本投資法人の承認を得た場合その他の者に委託することができる。

各資産運用会社の運用体制は以下のとおりである。

投資運用体制（全投資運用）



2019年6月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に約900名の運用のプロフェッショナルを配している。

投資運用方針の意思決定プロセス

投資運用会社は、堅実に長期的なリスク調整済みパフォーマンスを上げることが目標として、統制された厳格なプロセスを設けている。投資運用会社のビジネスの成功は、この成果を反復させることである。そのため、投資運用会社は、個人というよりチームの役割を重視している。チーム体制は、個々のメンバーの優れた洞察力を結実させることを可能とし、規律あるプロセスがすべての顧客のポートフォリオに一貫性のある形で洞察力を活用することを確実にしている。

リサーチは、投資運用会社のグローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタル・リサーチを行っている。各ポートフォリオは、銘柄および業界の徹底的な精査に基づいている。グローバル経済に関して、真にグローバルな洞察や評価を行うためにはすべての地域の銘柄を調査することが不可欠である。運用チームは、最先端のリスク管理とポートフォリオ構築システムにより、実際の取引を行う前に実現する可能性のあるシナリオを評価することができる。ポートフォリオ構築は、ボトム・アップの体制を取っており、銘柄の選定が鍵を握っている。投資運用方針の決定プロセスは、投資決定段階

で終了するわけではない。投資運用会社は、義務の履行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが左右されると考えるからである。

投資運用会社は、2段階のリサーチに注力している。ファンダメンタル・リサーチは、現在の投資機会を掘り起こすために策定されており、業界リサーチは、資産運用業務に関連する主要事項に注目することにより、業界の見方の最前線にとどまるための助けとなっている。

- ファンダメンタル・リサーチ：従来のソースや慣例にとらわれないソースからの質の高いリサーチを提供するため、通常当該業務に要求される質以上のことに踏み込むことを目的とする。また、投資運用会社は、経験からの実践的な洞察に重きを置き、担当する業界出身のアナリストを多数雇用している。こうした深く掘り下げたリサーチにより多くの投資機会が掘り起こされ、顧客に対し真の価値を付加している。
- 業界リサーチ：投資運用会社の投資専門家らは、金融サービス業界に多くのリサーチ結果を寄稿している。投資運用会社の一連のホワイトペーパーは、理論上の投資概念の実践への適用に重きを置く一方、投資運用における最良の執行を推奨している。こうしたホワイトペーパーは、世界中の主要な業界の刊行物や学術誌に掲載されている。

投資運用会社のリサーチは投資アプローチと連携しており、グローバルに統合された運用体制を支えている。

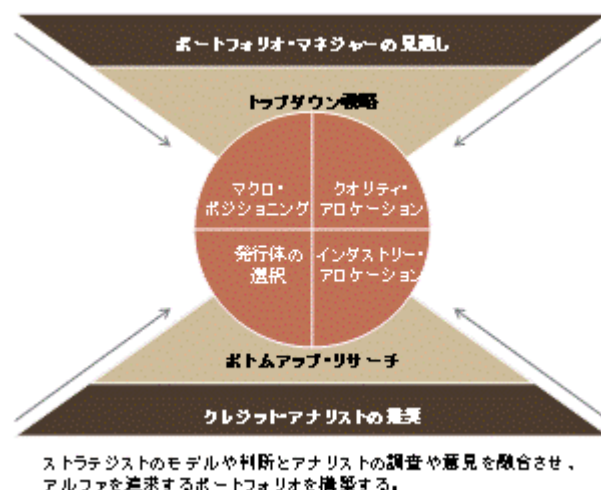
投資決定プロセス

(a) コーポレート・ボンド(米ドル)

投資運用会社の投資プロセスは、トップダウンとボトムアップの両方のダイナミックなアプローチを組み合わせ、多様なアルファの源泉を活用するものであり、これが長期的に一貫したパフォーマンスを上げるための鍵であると考えている。デュレーション、イールドカーブおよびセクターのポジショニングを含むトップダウンの要因をもって、戦略を決定し、定量的なフレームワークを設定することができる。これらのパラメータを設定した後、ポートフォリオ・マネジャーおよびクレジット・リサーチ・アナリストは緊密に協力し、業界のオーバーウェイトおよびアンダーウェイトについて投資テーマを設定し、最も魅力的なクレジット・カーブの部位を決定する。その後、ボトムアップの調査分析を用いて、最適なポートフォリオを構築するために銘柄選択を行う。

投資プロセス

一貫したリターンを達成するためには、アルファの源泉の分散が不可欠である。



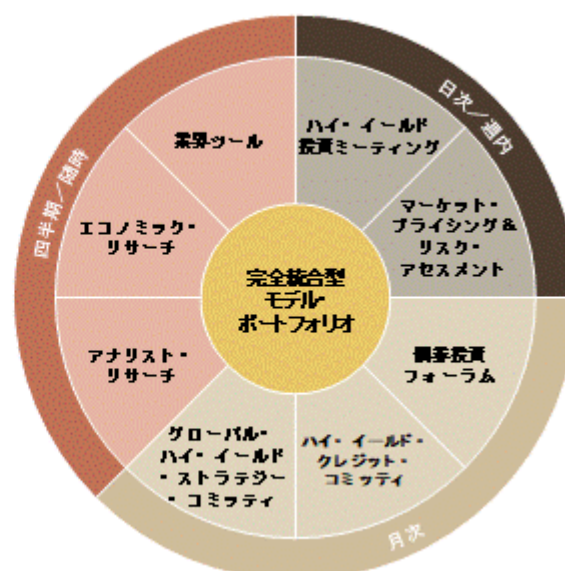
出所：UBSアセット・マネジメント（上記は例示を目的としたものである。）

(b) ハイ・イールド・ボンド（米ドル）

投資運用プロセス

チームの連携

- 債券投資スペシャリストのグローバルなリソースの活用
- キャリア・アナリストのグローバルチームの深く広範なカバレッジ
- ファンダメンタル・リサーチの一環として、一貫性および情報交換を促進する独自のツール
- 業界ツールおよび発行体分析により、セクター選択および銘柄選択のためのアナリストの洞察力を活用
- 定期的な意見交換および連携

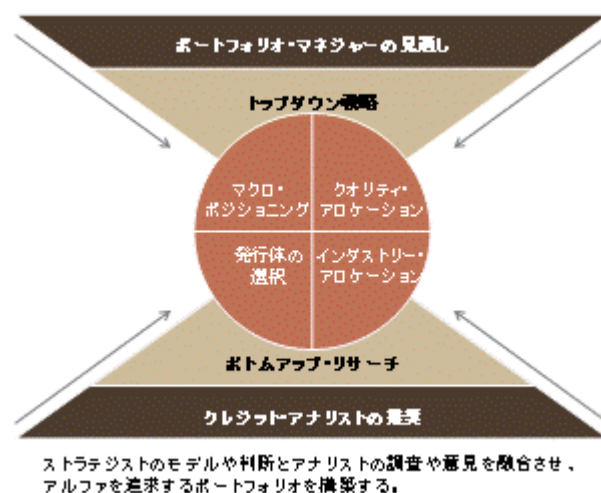


出所：UBSアセット・マネジメント（上記は例示を目的としたものである。）

マクロビューは、UBSアセット・マネジメントの幅広いリソースを活用した定量的モデルと定性的判断を組み合わせることで使用することにより、ポートフォリオ・マネジャーが作成する。

ボトムアップの観点から、チームは独自のファンダメンタル・クレジット・リサーチに基づいて発行体および銘柄選択を進める。信用分析のプロセスには、キャッシュフローおよびバランスシートのモデル化だけでなく、定量的・定性的な変数も組み込まれている。その他の要因としては、流動性、資本構成、企業経営の磐石さ、業界内における企業の地位などが評価される。

以下の図は、投資プロセスを要約したものである。



出所：UBS アセット・マネジメント（上記は例示を目的としたものである。）

リサーチ

ハイ・イールド債の投資プロセスにおいてはリサーチが重要であり、そのために多くの資源が投入されている。ポートフォリオ・マネジャーおよびクレジット・リサーチ・アナリストは緊密に協力し、業界、セクター、証券の種類のオーバーウェイトおよびアンダーウェイトについて投資テーマを設定し、最も魅力的なクレジット・カーブのポジションを決定する。

クレジット・アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの役割は異なるが、最良のリサーチ・アイデアを顧客のポートフォリオに組み込むために協働している。リサーチ・アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの報酬、評価およびキャリア・パスは一貫している。

クレジット・リサーチは、30名以上のグローバルなクレジット・アナリストのチームによって行われており、世界中の債券セクターの2,000社以上の発行体をカバーしている。専任のキャリア・アナリストは、自らのセクターに特化し、時間をかけて有益かつ綿密な情報を蓄積する。かかるリサーチはUBS アセット・マネジメント独自のものであり、彼らの洞察は顧客のポートフォリオの付加価値を高めるのに有益である。かかるチームは、業界別および市場別に組織され、世界中に配置されている。

追加情報

特定のクレジット・リサーチに加え、ハイ・イールド・チームには以下の分野が重要である。

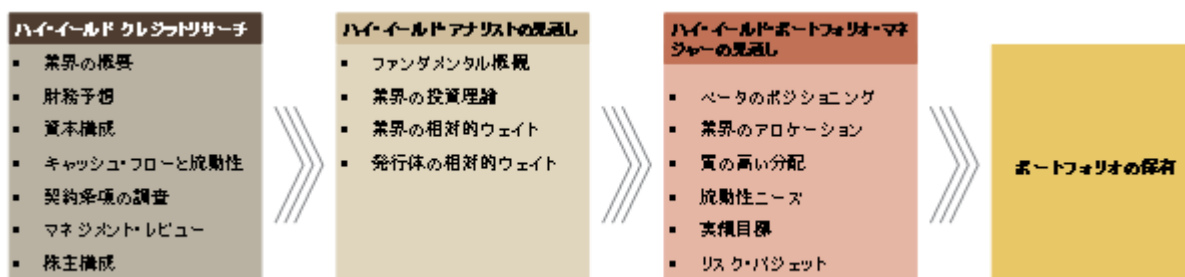
- アセット・アロケーション・アナリスト：すべての資産カテゴリーの評価および債券市場の外的な値動きに影響を与える可能性のある株式などの他の資産と、債券市場をどのように比較するかについての指針を提供する。
- リスク・アナリスト：ポートフォリオのリスクについて投資見通しを予測し、リスクが時間とともにどのように変化するかを推測する。
- 定量チーム：長期的な評価モデルを支援し、新しい投資アイデアや商品を検証し、投資運用会社が生み出す内部情報の使用を継続的に改善するためのツールを開発する。
- 新興市場債券チーム：新興市場の国別要因と構造的動向を特定する。

投資の実行

ポートフォリオ・マネジャーは個別の銘柄選択およびトップダウンのマクロビューにアナリストの見解を反映させることに責任を持つ。ポートフォリオ・マネジャーは、業界のオーバーウェイトおよびアンダーウェイトならびにクレジット・カーブのどこに投資するかという投資テーマを設定し、これらのテーマに沿った社債を探す。

ハイ・イールド・ポートフォリオのリスク管理においては、投資運用会社が確信するリスクを保有し、見通しや確信の限定されたアクティブ・リスク・ポジションは管理／制限するようにする。リスク特性は様々な指標により定量化され、その影響はポートフォリオ構築および実行プロセスの一部として評価される。

投資運用会社は、発行体だけでなく、業界も高度に分散されたポートフォリオを構築する。通常、活発な発行体のウェイトをベンチマークに対してプラス／マイナス 2 % に制限している。投資運用会社が保有するそれぞれのアクティブ・ウェイトについて、投資テーマを設定する。この投資テーマには、発行体の財務実績についての短期的および中期的な予想ならびにクレジット・スプレッドの目標が組み込まれる。投資運用会社は、アナリストのクレジットの判断ならびに価格およびテクニカルな観点からの相対的な投資魅力度を組み合わせ使用して使用する。



リスク管理／リスク統制

リスク管理は、責任や名声に関する損害を回避するためにも、資産運用業務にとっては特に重要な要素となる。最高水準のリスクの特定、リスク管理およびリスク統制は、運用グループの成功、評判および継続的な強さにとって不可欠であり、経営陣とスタッフはあらゆるリスクに対し最善の市場慣行を開発し適用することに注力している。

UBS アセット・マネジメントのリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。リスク管理・統制は、投資運用・リサーチ部門と共に業務分野全体で行われており、リスク担当最高責任者と緊密に連携しているグループ内のリスク管理部門により別途監視されている。

法務／コンプライアンス

法務／コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門と明確に分離されている。コンプライアンス・オフィサーと法務スタッフは、運用部門の規制上および業務上の手続きの検討を行う。さらに、顧客ガイドラインおよび契約遵守に関するポートフォリオのレビューを行う会議が定期的に設定されている。

ファンドの管理体制

管理会社

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

投資運用会社

UBS アセット・マネジメント (アメリカス) インク

(3) 【大株主の状況】

A . 管理会社

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

(2019年 9 月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBS アセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、CH-8001 チューリッヒ、スイス	6,500	100

B . 投資運用会社

コーポレート・ボンド (米ドル) およびハイ・イールド・ボンド (米ドル) の投資運用会社

UBS アセット・マネジメント (アメリカス) インク

(2019年 9 月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBS アメリカス・インク (UBS Americas Inc.)	コーポレーション・サービス・ カンパニー、 251 リトル・フォールズ・ドライブ、 ウィルミントン、 デラウェア州、アメリカ合衆国	50	100

(4) 【役員の状況】

A. 管理会社

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

(2019年9月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレ・ミュラー・ ウェグナー (André Müller-Wegner)	チェアマン	UBS アセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー、チューリッ ヒ、マネージング・ディレクター	該当なし
アンドレアス・シュラター (Andreas Schlatter)	ヴァイス・ チェアマン	スイス、キュッティンゲン、 インディペンデント・ ディレクター、数学者(博士)	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	ディレクター / ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、 ルクセンブルグ、ディレクター	該当なし
パスカル・キストラー (Pascal Kistler)	ディレクター / ボード・メンバー	UBS ビジネスソリューションズ・ エイ・ジー、チューリッヒ、 マネージング・ディレクター	該当なし

B. 投資運用会社

コーポレート・ボンド(米ドル)およびハイ・イールド・ボンド(米ドル)の投資運用会社

UBS アセット・マネジメント (アメリカス) インク

(2019年9月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ウィリアム・ジェイ・フェ リ (William J. Ferri)	ディレクター / ボード・メンバー	2017年2月28日就任	非公開
デイビッド・ スクワイアーズ (David Squires)	ディレクター / ボード・メンバー	2016年6月21日就任	非公開

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

A . 管理会社

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

2019年9月末現在、管理会社は以下のとおり、394本の投資信託 / 投資法人のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託 / 投資法人	360	535,673,654.72オーストラリア・ドル
			2,345,672,647.32カナダ・ドル
			12,148,599,349.23スイス・フラン
			903,394,542.29中国元
			934,298,029.07デンマーク・クローネ
			48,185,406,741.72ユーロ
			1,103,947,814.49英ポンド
			295,990,514.65香港ドル
			359,487,885,755.46日本円
			60,004,256.12シンガポール・ドル
			102,628,455,333.88米ドル
アイルランド	オープン・エンド型 投資信託 / 投資法人	34	366,310,623.03オーストラリア・ドル
			731,882,566.18スイス・フラン
			3,135,823,321.94ユーロ
			1,856,672,229.14英ポンド
			13,172,856,003.18米ドル

B. 投資運用会社

各投資運用会社は、本投資法人と投資運用契約を締結し、当該契約に基づき、投資について本投資法人に対し投資顧問業務を提供し、本投資法人のためその他の一定の業務を遂行する。

コーポレート・ボンド(米ドル)およびハイ・イールド・ボンド(米ドル)の投資運用会社

UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク

2019年9月末日現在、UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インクは45本のサブ・ファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファンドは、以下のとおりである。

	名称	基本的性格	設定日	純資産総額 (ユーロ)
1	UBS (Lux) Real Estate Funds Selection - Global	変動資本を有する投資法人	2008年4月24日	5,409,215,342
2	Focused Fund - Corporate Bond USD	契約型投資信託	2003年9月12日	3,332,739,982
3	UBS (Lux) Bond Sicav - USD Investment Grade Corporates (USD)	変動資本を有する投資法人	2017年1月30日	2,488,467,912
4	UBS (Lux) Equity Sicav - Long Term Themes (USD)	変動資本を有する投資法人	2016年1月28日	1,710,241,666
5	UBS (Lux) Emerging Economies Fund - Global Bonds (USD)	契約型投資信託	1998年3月20日	1,492,269,093
6	UBS (Lux) Equity Sicav - USA Growth (USD)	変動資本を有する投資法人	2004年10月13日	1,426,690,187
7	UBS (Lux) Bond Sicav - UBS (Lux) Bond Sicav - 2023 (USD)	変動資本を有する投資法人	2018年11月18日	1,278,515,737
8	UBS (Irl) Fund plc - UBS (Irl) Select Money Market Fund - US Treasury	公開有限責任会社	2018年12月14日	1,233,708,807
9	UBS (Lux) Bond Sicav - USD High Yield (USD)	変動資本を有する投資法人	1996年12月3日	919,964,119
10	UBS ETF Sicav - UBS ETF - Bloomberg Barclays USD Emerging Markets Sovereign UCITS ETF	変動資本を有する投資法人	2018年1月31日	740,593,019

(注1) 一単位当たり純資産価格は開示していない。

(注2) 上記は管理会社から提供された情報に基づく。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」「主支払事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

UBSヨーロッパSEの資本金は、2019年9月末日現在、446,001,000ユーロ(約526億円)である。なお、UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に資本金はない。

b. 事業の内容

UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS(ルクセンブルグ)エス・エイがUBSドイツ・チェランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社(Societas Europaea)の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE(「管理事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEの資本金は、2019年9月末日現在、416,513,837ユーロ(約492億円)である。

b. 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、欧州会社(Societas Europaea)であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則(EC)2157/2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動(投資会社のものを含む)に従事することである。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(「元引受会社」)

a. 資本金の額

2019年9月末日現在、500,000スイス・フラン(約5,444万円)

(注)スイス・フランの円貨換算は、便宜上、2019年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイス・フラン=108.88円)による。

b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

UBS証券株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2019年3月末日現在、321億円

b. 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

(2) 【関係業務の概要】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

本投資法人は保管受託銀行との間で保管および支払事務代行契約を締結した。当該契約により、保管受託銀行はファンド資産の保管銀行として行為し、2010年法に基づく保管者としての任務および責任を担い、すべての必要な支払事務代行業務を行うことに同意した。

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

UBS証券株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに販売会社としての業務を行う。

(3) 【資本関係】

該当事項なし。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 原文の財務書類は、UBS (Lux) ボンド・シキャブおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類の注記」については、原文は全文を記載している。
- 日本文の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、各サブ・ファンドにはP - a c c 投資証券以外の投資証券も存在するが、その他の投資証券は日本で販売されていないため、P - a c c 投資証券に関連する部分を抜粋して日本文に記載している。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.92円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2019年5月31日終了年度】

【貸借対照表】

U B S (L u x) ボンド・シキャブ

連結純資産計算書	米ドル	千円
資産	2019年5月31日	2019年5月31日
投資有価証券、取得原価	14,799,336,932.45	1,597,144,442
投資有価証券、未実現評価益 (評価損)	35,897,673.76	3,874,077
投資有価証券合計(注1)	14,835,234,606.21	1,601,018,519
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	385,904,786.23 *	41,646,845
その他当座資産(証拠金)	36,145,068.20	3,900,776
有価証券売却に係る未収金(注1)	84,620,184.95	9,132,210
発行に係る未収金	16,606,931.08	1,792,220
有価証券に係る未収利息	139,275,478.37	15,030,610
当座資産に係る未収利息	5,467.44	590
分配に係る未収金	55,128.10	5,949
その他未収金	845,525.22	91,249
金融先物に係る未実現利益 (損失)(注1)	51,702.93	5,580
外国為替先物予約に係る 未実現利益(損失)(注1)	-18,778,660.68	-2,026,593
スワップに係る未実現利益 (損失)(注1)	-18,277,098.43	-1,972,464
資産合計	15,461,689,119.62	1,668,625,490
負債		
当座借越	-6,372,917.08	-687,765
その他短期負債(証拠金)	-2,092,553.77	-225,828
当座借越に係る未払利息	-187,515.95	-20,237
有価証券購入に係る未払金(注1)	-30,572,252.18	-3,299,357
未払買戻代金	-28,429,899.19	-3,068,155
その他負債	-19,458.12	-2,100
報酬引当金(注2)	-2,808,552.85	-303,099
年次税引当金(注3)	-604,523.06	-65,240
その他の手数料および 報酬に係る引当金(注2)	-915,948.38	-98,849
引当金合計	-4,329,024.29	-467,188
負債合計	-72,003,620.58	-7,770,631
期末純資産	15,389,685,499.04	1,660,854,859

* 2019年5月31日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、パークレイズについては1,730,000米ドル、ゴールドマン・サックスについては1,970,000米ドルおよびモルガン・スタンレー(ロンドン)については210,000米ドルである。

注記は財務書類の不可分の一部である。

【損益計算書】

U B S (L u x) ボンド・シキャブ

連結運用計算書	米ドル	千円
	2018年6月1日 - 2019年5月31日	2018年6月1日 - 2019年5月31日
収益		
当座資産に係る利息	3,129,457.51	337,731
有価証券利息	510,860,360.88	55,132,050
配当金	5,738,457.91	619,294
スワップに係る受取利息(注1)	43,794,358.99	4,726,287
貸付証券に係る収益(注16)	3,483,245.02	375,912
その他収益(注4)	10,781,580.49	1,163,548
収益合計	577,787,460.80	62,354,823
費用		
スワップに係る支払利息(注1)	-39,979,649.33	-4,314,604
報酬(注2)	-60,290,963.84	-6,506,601
年次税(注3)	-3,417,957.89	-368,866
貸付証券に係る費用(注16)	-1,393,298.02	-150,365
その他の手数料および報酬(注2)	-2,447,835.53	-264,170
現金および当座借越に係る利息	-1,960,700.42	-211,599
費用合計	-109,490,405.03	-11,816,205
投資純利益(損失)	468,297,055.77	50,538,618
実現利益(損失)(注1)		
オプションなしの時価評価証券に係る実現利益(損失)	81,772,596.92	8,824,899
オプションに係る実現利益(損失)	1,648,541.01	177,911
利回り評価証券および金融市場商品に係る実現利益(損失)	-11,868,707.76	-1,280,871
金融先物に係る実現利益(損失)	6,475,552.77	698,842
外国為替先物予約に係る実現利益(損失)	-342,427,130.96	-36,954,736
スワップに係る実現利益(損失)	-5,741,036.34	-619,573
外国為替に係る実現利益(損失)	19,021,485.19	2,052,799
実現利益(損失)合計	-251,118,699.17	-27,100,730
当期実現純利益(損失)	217,178,356.60	23,437,888
未実現評価益(評価損)の変動(注1)		
オプションなしの時価評価証券に係る未実現評価益(評価損)	49,166,572.81	5,306,057
オプションに係る未実現評価益(評価損)	-1,277,296.05	-137,846
利回り評価証券および金融市場商品に係る未実現評価益(評価損)	5,601,769.96	604,543
金融先物に係る未実現評価益(評価損)	1,633,916.05	176,332
外国為替先物予約に係る未実現評価益(評価損)	36,754,832.78	3,966,582
スワップに係る未実現評価益(評価損)	-6,946,230.31	-749,637
未実現評価益(評価損)の変動合計	84,933,565.24	9,166,030
運用活動による純資産の純増加(減少)	302,111,921.84	32,603,919

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル)

純資産計算書	米ドル	千円
資産	2019年 5 月31日	2019年 5 月31日
投資有価証券、取得原価	516,649,985.27	55,756,866
投資有価証券、未実現評価益 (評価損)	12,316,188.59	1,329,163
投資有価証券合計(注1)	528,966,173.86	57,086,029
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	33,701,462.51	3,637,062
有価証券売却に係る未収金(注1)	8,632,622.89	931,633
発行に係る未収金	10,573,510.35	1,141,093
有価証券に係る未収利息	5,786,325.20	624,460
金融先物に係る未実現利益 (損失)(注1)	496,590.15	53,592
外国為替先物予約に係る 未実現利益(損失)(注1)	69,735.24	7,526
資産合計	588,226,420.20	63,481,395
負債		
その他短期負債(証拠金)	-193,294.49	-20,860
未払買戻代金	-11,792,471.67	-1,272,644
報酬引当金(注2)	-122,076.03	-13,174
年次税引当金(注3)	-27,632.02	-2,982
その他の手数料および報酬に係る 引当金(注2)	-27,496.75	-2,967
引当金合計	-177,204.80	-19,124
負債合計	-12,162,970.96	-1,312,628
期末純資産	576,063,449.24	62,168,767

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド (米ドル)

運用計算書	米ドル	千円
収益	2018年6月1日 - 2019年5月31日	2018年6月1日 - 2019年5月31日
当座資産に係る利息	93,959.53	10,140
有価証券利息	27,757,931.43	2,995,636
スワップに係る受取利息(注1)	262,611.11	28,341
貸付証券に係る収益(注16)	46,603.90	5,029
その他収益(注4)	75,957.33	8,197
収益合計	28,237,063.30	3,047,344
費用		
スワップに係る支払利息(注1)	-143,803.07	-15,519
報酬(注2)	-3,212,554.22	-346,699
年次税(注3)	-210,349.91	-22,701
貸付証券に係る費用(注16)	-18,641.56	-2,012
その他の手数料および報酬(注2)	-103,994.22	-11,223
現金および当座借越に係る利息	-112,679.95	-12,160
費用合計	-3,802,022.93	-410,314
投資純利益(損失)	24,435,040.37	2,637,030
実現利益(損失)(注1)		
オプションなしの時価評価証券に係る実現利益(損失)	-11,576,395.73	-1,249,325
オプションに係る実現利益(損失)	178,150.00	19,226
金融先物に係る実現利益(損失)	27,108.95	2,926
外国為替先物予約に係る実現利益(損失)	-17,363,701.80	-1,873,891
スワップに係る実現利益(損失)	-34,780.29	-3,753
外国為替に係る実現利益(損失)	-2,876,933.01	-310,479
実現利益(損失)合計	-31,646,551.88	-3,415,296
当期実現純利益(損失)	-7,211,511.51	-778,266
未実現評価益(評価損)の変動(注1)		
オプションなしの時価評価証券に係る未実現評価益(評価損)	28,118,735.43	3,034,574
オプションに係る未実現評価益(評価損)	-119,698.50	-12,918
金融先物に係る未実現評価益(評価損)	716,705.38	77,347
外国為替先物予約に係る未実現評価益(評価損)	1,477,849.51	159,490
未実現評価益(評価損)の変動合計	30,193,591.82	3,258,492
運用活動による純資産の純増加(減少)	22,982,080.31	2,480,226

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル)

純資産変動計算書

	米ドル	千円
	2018年6月1日 - 2019年5月31日	2018年6月1日 - 2019年5月31日
期首純資産	713,024,008.47	76,949,551
発行額	182,201,952.81	19,663,235
買戻額	-340,211,159.45	-36,715,588
合計純発行額(買戻額)	-158,009,206.64	-17,052,354
支払配当金	-1,933,432.90	-208,656
投資純収益(損失)	24,435,040.37	2,637,030
実現利益(損失)合計	-31,646,551.88	-3,415,296
未実現評価益(評価損)の変動合計	30,193,591.82	3,258,492
運用活動による純資産の 純増加(減少)	22,982,080.31	2,480,226
期末純資産	576,063,449.24	62,168,767

発行済投資証券口数の変動

	2018年6月1日 - 2019年5月31日
クラス	P-acc
期首発行済口数	5,382,104.7620
発行口数	2,814,253.2880
買戻口数	-3,008,643.3620
期末発行済口数	5,187,714.6880

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

純資産計算書	米ドル	千円
資産	2019年 5 月31日	2019年 5 月31日
投資有価証券、取得原価	947,806,315.00	102,287,258
投資有価証券、未実現評価益 (評価損)	-8,807,721.36	-950,529
投資有価証券合計(注1)	938,998,593.64	101,336,728
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	5,363,711.97	578,852
有価証券売却に係る未収金(注1)	10,592,374.55	1,143,129
発行に係る未収金	30,898.41	3,335
有価証券に係る未収利息	14,129,103.08	1,524,813
分配に係る未収金	898.85	97
その他未収金	504,900.00	54,489
金融先物に係る未実現利益 (損失)(注1)	855,078.13	92,280
外国為替先物予約に係る 未実現利益(損失)(注1)	176,257.81	19,022
スワップに係る未実現利益 (損失)(注1)	610,509.78	65,886
資産合計	971,262,326.22	104,818,630
負債		
当座借越	-24.51	-3
その他短期負債(証拠金)	-507,188.02	-54,736
当座借越に係る未払利息	-141.27	-15
有価証券購入に係る未払金(注1)	-4,968,987.50	-536,253
未払買戻代金	-370,754.54	-40,012
報酬引当金(注2)	-183,468.14	-19,800
年次税引当金(注3)	-33,860.77	-3,654
その他の手数料および 報酬に係る引当金(注2)	-47,242.27	-5,098
引当金合計	-264,571.18	-28,553
負債合計	-6,111,667.02	-659,571
期末純資産	965,150,659.20	104,159,059

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

運用計算書	米ドル	千円
収益	2018年6月1日 - 2019年5月31日	2018年6月1日 - 2019年5月31日
当座資産に係る利息	155,490.23	16,781
有価証券利息	63,118,677.85	6,811,768
配当金	188,399.24	20,332
スワップに係る受取利息(注1)	271,899.06	29,343
その他収益(注4)	60,659.56	6,546
収益合計	63,795,125.94	6,884,770
費用		
スワップに係る支払利息(注1)	-186,997.06	-20,181
報酬(注2)	-4,496,687.29	-485,282
年次税(注3)	-218,355.96	-23,565
その他の手数料および報酬(注2)	-161,919.79	-17,474
現金および当座借越に係る利息	-21,553.90	-2,326
費用合計	-5,085,514.00	-548,829
投資純利益(損失)	58,709,611.94	6,335,941
実現利益(損失)(注1)		
オプションなしの時価評価証券に係る実現利益(損失)	-13,058,098.83	-1,409,230
オプションに係る実現利益(損失)	6,419.30	693
利回り評価証券および金融市場商品に係る実現利益(損失)	2,580.47	278
金融先物に係る実現利益(損失)	72,915.46	7,869
外国為替先物予約に係る実現利益(損失)	-981,440.14	-105,917
スワップに係る実現利益(損失)	-702,576.83	-75,822
外国為替に係る実現利益(損失)	-241,998.41	-26,116
実現利益(損失)合計	-14,902,198.98	-1,608,245
当期実現純利益(損失)	43,807,412.96	4,727,696
未実現評価益(評価損)の変動(注1)		
オプションなしの時価評価証券に係る未実現評価益(評価損)	9,355,448.69	1,009,640
オプションに係る未実現評価益(評価損)	-436,536.05	-47,111
金融先物に係る未実現評価益(評価損)	855,078.13	92,280
外国為替先物予約に係る未実現評価益(評価損)	-1,069,264.82	-115,395
スワップに係る未実現評価益(評価損)	610,509.78	65,886
未実現評価益(評価損)の変動合計	9,315,235.73	1,005,300
運用活動による純資産の純増加(減少)	53,122,648.69	5,732,996

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

純資産変動計算書

	米ドル	千円
	2018年6月1日 - 2019年5月31日	2018年6月1日 - 2019年5月31日
期首純資産	1,098,109,693.43	118,507,998
発行額	206,912,217.19	22,329,966
買戻額	-383,522,198.27	-41,389,716
合計純発行額(買戻額)	-176,609,981.08	-19,059,749
支払配当金	-9,471,701.84	-1,022,186
投資純収益(損失)	58,709,611.94	6,335,941
実現利益(損失)合計	-14,902,198.98	-1,608,245
未実現評価益(評価損)の変動合計	9,315,235.73	1,005,300
運用活動による純資産の純増加(減少)	53,122,648.69	5,732,996
期末純資産	965,150,659.20	104,159,059

発行済投資証券口数の変動

	2018年6月1日 - 2019年5月31日
クラス	P-acc
期首発行済口数	411,401.9700
発行口数	204,041.1020
買戻口数	-310,762.2200
期末発行済口数	304,680.8520

注記は財務書類の不可分の一部である。

財務書類の注記

(2019年5月31日現在)

注1 - 重要な会計方針の要約

当財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められている会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下の通りである。

a) 純資産価額の計算

サブ・ファンドまたは投資証券クラスの1口当たり純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、毎営業日、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を、そのサブ・ファンドの投資証券クラスの発行済口数で除して計算される。

「営業日」という用語は、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、通常の営業時間中銀行が営業している日）で、かつ12月24日および12月31日、ルクセンブルグにおける非法定の個別休日ならびに各サブ・ファンドの主たる投資先国の証券取引所が閉鎖されている日、またはサブ・ファンド投資資産の50%以上について適切な評価ができない日を除いた日をいう。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額のパーセンテージは、投資証券の発行または買戻しがある都度変動する。このパーセンテージは、各投資証券クラスの発行済投資証券が、その投資証券クラスに請求される報酬を考慮した上で計算されたサブ・ファンドの発行済投資証券総数に占める比率により決定される。

あるサブ・ファンドの全投資証券クラスにおける発行または買戻しの総額が、単一の取引日において資本の純流入または純流出をもたらす場合、そのサブ・ファンドの純資産価額はそれに伴い増加または減少する（いわゆるシングル・スイング・プライシング）。調整の最高限度は、純資産価額の2%である。この場合、サブ・ファンドに生ずると思われる予想取引コストおよび法人税負担額、ならびにサブ・ファンドの投資資産の予想呼び値スプレッドも考慮される。純変動により影響を受ける関連するサブ・ファンドの投資証券口数が増加した場合は、この調整により純資産価額が増加する。純変動により投資証券の価値が減少した場合は、純資産価額が減少する。本投資法人の取締役会は、各サブ・ファンドに関して限度額を設定することができる。これは、ファンドの純資産または当該サブ・ファンドの通貨で表示した絶対金額に対する、1取引日の純変動額ということができる。純資産価額は、1取引日にこの限度額の超過が発生した場合に調整される。本調整は、サブ・ファンドに有利であり、「その他収益」として運用計算書に開示される。

b) 評価の原則

- 流動資金 - 現金、銀行預金、為替手形および一覧払いの有価証券ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言または発生した利息のいずれかを問わない - は、その全額で評価される。ただし、当該価額が全額支払われないかまたは受領できない可能性がある場合を除くものとし、この場合、その価値はその正しい価値を表すために適切とみなす控除額を勘案して決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、デリバティブおよびその他の投資資産は、入手可能な最新の市場価格で評価される。当該証券、デリバティブまたはその他の資産が、複数の証券取引所に上場されている場合は、その投資資産に関する代表的市場の取引所において入手可能な最終の価格が適用される。

証券取引所における取引が少ない証券、デリバティブおよびその他の資産で、証券取引者間で市場に連動する価格付がなされている流通市場が存在する場合、本投資法人は、かかる証券および投資資産を当該価格に基づいて評価することがある。

証券取引所に上場されていないものの、公認され、大衆に解放されている他の定期的に関われる規制市場において取引されている証券、デリバティブおよびその他の投資資産は、当該市場で入手可能な最新の価格により評価される。

- 証券取引所に上場されておらず、別の規制された市場でも取引されておらず、適切な価格が入手できない有価証券およびその他の投資資産は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていないデリバティブ(店頭派生商品)は、独立した価格提供者に基づいて評価される。デリバティブについて、利用できる独立した価格提供者がただ1社だけの場合、入手した評価額の妥当性は、デリバティブが派生した原商品の市場価格に基づき、本投資法人が認めた計算方法により検証される。
- 譲渡性証券集合投資事業(UCITS)および/または集合投資事業(UCI)の投資証券はこれらの最新の純資産価額で評価される。その他のUCITSおよび/またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、ポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立している信頼できるサービス提供者が提供したその価値の見積り(価格見積り)に基づき評価することができる。
- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない金融市場商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各金融市場商品には、残余期間が最も近い金利が加えられる。このように計算された金利は、裏付けとなる借り主を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、外国為替取引によるヘッジを行わない有価証券、金融市場商品、デリバティブおよびその他の資産は、ルクセンブルグの為替相場の仲値(買呼値と売呼値の中値)あるいは、もしルクセンブルグの為替相場の仲値が入手不能な場合は、それに最も近い、当該通貨の為替相場の仲値で評価される。
- 定期預金および信託投資資産は、その名目価額に累積利息を加算した金額で評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入額と正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算(ブルームバーグにより提供されたモデルと市場データに基づく。)および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に基づき決定される。

異常な状況の発生により上述した規則に準拠した評価が実行困難または不正確であることが明らかになった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を行うために、一般に認められかつ検証可能な他の評価基準を適用することを認められている。

異常な状況においては、追加評価は1日以内に行われる。新たな評価額は、それ以後に発行または買戻される投資証券の正式な価額となる。

c) 外国為替先物予約の評価

外国為替先物予約残高の未実現利益(損失)は、評価日の先物為替実勢レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用可能な最新の公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の増減は、運用計算書に計上される。実現損益はF I F O法に準拠して計算される（即ち、最初に取得した契約が最初に売却されたものとみなされる）。

e) オプションの評価

規制ある市場で取引されている未決済オプションは、当該商品の決済価格または入手可能な最終市場価格で評価される。公認の証券取引所に上場されていないオプション（O T Cオプション）の時価は、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナリティーより取得し第三者値付機関に対して確認した日足価格に基づいている。オプションに係る実現損益および未実現評価損益の変動は、それぞれ、運用計算書および純資産変動計算書上のオプションに係る実現損益および未実現評価損益の項目において開示される。

f) 公正価額の価格形成原則

公正価額の価格形成原則が、アジア市場の有価証券に主として投資するファンドに関して適用される。公正価額の原則は、特定時のスナップショット価格でファンドの組入証券の全対象資産を再評価することによって、直近の入手可能な取引所の終値に反映されない重要な変更を考慮する。純資産額はその後、再評価価格に基づいて計算される。公正価額の原則は、ファンドに固有のベンチマークの乖離が3%を超える場合にのみ適用される。

g) 有価証券の売却に係る実現純利益（損失）

有価証券の売却に係る実現利益または損失は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

h) 外国通貨の換算

種々のサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨表示で保有されている銀行勘定、その他純資産、および保有投資有価証券の評価は、評価日における直物終値の仲値で換算される。異なるサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示されている収益および費用は、支払日の直物終値の仲値で換算される。外国為替損益は、運用計算書に計上されている。

種々のサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示されている有価証券の取得原価は、取得日の直物終値の仲値で換算されている。

i) 有価証券のポートフォリオ取引の会計処理

有価証券のポートフォリオ取引は取引日の翌銀行営業日に計上されている。

j) 連結財務書類

連結財務書類は米ドル建てで表示されている。投資会社の2019年5月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書に記載されたさまざまな項目の金額は、各サブ・ファンドの財務書類に計上された対応する項目の金額を、下記の為替レートで米ドルに転換した金額の総額に等しい。

下記の為替レートは、2019年5月31日現在の連結財務書類の換算に使用されたものである。

為替レート
1 米ドル = 0.897384 ユーロ
1 米ドル = 1.005850 スイスフラン
1 米ドル = 6.903000 人民元

償還または統合したサブ・ファンドに関して、償還または統合された日付現在の為替レートが使用された。

k) 「モーゲージ担保証券」

本投資法人はその投資方針に従い、「モーゲージ担保証券」に投資することができる。「モーゲージ担保証券」は、証券の形態に統合されたモーゲージ・プールへの参加を意味するものである。対象モーゲージに係る元本および利息の支払いはモーゲージ担保証券の所有者にパススルーされ、そのうちの元本部分により証券のコスト・ベースが減少する。元本および利息の支払いは、米国の準政府機関により保証されることがある。利益または損失は、各元本に対する支払いがある都度計算される。この利益または損失は、運用計算書の「有価証券の売却に係る実現純利益または損失」に計上されている。さらに、対象モーゲージの期限前返済により証券の残存期間が短縮することがあり、それにより本投資法人の予想利回りが影響を受けることがある。

l) 有価証券売却に係る未収金、有価証券購入に係る未払金

「有価証券売却に係る未収金」という勘定は、外国通貨取引で生じた未収金も含んでいる。「有価証券購入に係る未払金」という勘定には、外国通貨取引により生じた未払金も含まれている。

m) スワップ

本投資法人は、それぞれの分野で専門性を持つ一流金融機関を相手方として、金利スワップ契約、金利スワップションに係る先渡レート契約、およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書の「スワップに係る未実現評価益(評価損)」の変動の個所に含まれている。

スワップの手じまいまたは満期到来により生じた利益または損失は、運用計算書の「スワップに係る実現利益(損失)」に計上されている。

n) サブ・ファンド間投資

2019年5月31日現在、或るサブ・ファンドおよびU B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド(米ドル)は、U B S (L u x) ボンド・シキャブの他のサブ・ファンドに以下の投資を行った。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド(米ドル)	金額(米ドル)
U B S (L u x) ボンド・シキャブ - アジア・ハイ・イールド・ボンド(米ドル) クラスU - X - A C C 投資証券	10,527,716.65
U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・デュレーション・ハイ・イールド ・ボンド(米ドル)クラスI - X - A C C 投資証券	20,063,400.00
合計	30,591,116.65

サブ・ファンド間投資の総額は、42,921,342.54米ドルである。したがって、事業年度末現在の調整済み連結純資産は、15,346,764,156.50米ドルであった。

注2 - 報酬

本投資法人は、各投資証券クラスに対して、下の表に示されているように、サブ・ファンドの平均純資産価額に基づいて計算される月次報酬を支払う。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル)	上限年率報酬
名称に「P」が付く投資証券クラス	1.140%
U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド(米ドル)	上限年率報酬
名称に「P」が付く投資証券クラス	1.260%

上記の報酬の中から、以下の報酬が支払われる。

1. 本投資法人の運用、事務管理、ポートフォリオ管理および販売に関して(該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務(本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、以下の規則に従って本投資法人の純資産価額に基づく上限報酬料率が本投資法人の資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる(上限報酬料率)。

関連する上限報酬料率は、該当する投資証券クラスの運用が開始されるまで請求されない。上限報酬料率の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよび特別な投資方針」の項に記載されている。

2. 上限報酬料率は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、投資証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む。)。
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、K I I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。)。
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率(T E R)の開示において考慮される。

3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

運用管理手数料の中から本投資法人の販売業者および資産マネジャーに対し販売報酬が支払われる。

保管銀行、事務管理代行会社および本投資法人は、投資家の利益のために行った特別手配のコストについて払戻しを受ける権利を有する。それ以外の場合、それらの費用は直接本投資法人に請求される。

報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「最大管理報酬」は報酬の80%と定める。

本投資法人は、本投資法人資産の事務管理に関連して発生した全ての取引費用(市場水準並みの委託手数料、報酬、公課など)も負担する。

本投資法人の収益および資産に課せられる全ての税金 - 特に「年次税」 - も本投資法人が負担する。

個別サブ・ファンドに割り当てることができる全てのコストは、それぞれのサブ・ファンドに賦課される。

投資証券クラスに割り当てることができるコストは、それらの投資証券クラスに賦課される。しかしながら、コストが幾つかのサブ・ファンド/投資証券クラスまたは全てのサブ・ファンド/投資証券クラスに関係するものである場合は、そのコストは関係するサブ・ファンド/投資証券クラスの純資産価額に比例した形で、それぞれのサブ・ファンドに賦課される。

それぞれの投資方針に基づきUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、報酬はサブ・ファンド・レベルと同様に、各投資先ファンド・レベルでも発生する。サブ・ファンドの資産が投資される投資先ファンドの管理報酬の上限は、全ての販売報酬を考慮し3%である。

管理会社または、関連する別の会社によって、直接または間接的に、経営陣が共通であること、共通の支配下にあること、直接または間接に実質的に所有されることにより運用されているファンドの受益証券に対する投資の場合、サブ・ファンドによる投資には、投資対象ファンドの発行または買戻しに関する手数料が科せられないことがある。

本投資法人の現行の手数料については、KIIDで参照することができる。

注3 - 年次税

現在効力を有する法律および規則に従い、本投資法人はルクセンブルグにおいて、各四半期末の本投資法人純資産に基づき年率0.05%または、一定の投資証券クラスについては0.01%の軽減年率で計算され、四半期毎に支払うべき取得税を課せられる。

この年次税は、ルクセンブルグ法の規定に従い既に年次税を支払った他の集合投資会社のユニットまたは投資証券に投資された純資産部分には適用されない。

注4 - その他収益

その他収益は、主にシングル・スイング・プライシングから生じる収益で構成される。

注5 - 収益の分配

各サブ・ファンドの投資主総会では、取締役会の提案に基づき、かつサブ・ファンド別の年次会計報告終了後に、各サブ・ファンドの各投資証券クラスに関する分配金支払の可否および支払う分配金の程度が

決定される。分配金の支払いにより、本投資法人の純資産価額が法に定められた最低資産価額を下回るこ
とがあってはならない。分配を行う場合、その支払いは期末日後4ヶ月以内に行われる。

取締役会は中間配当を支払う権限を与えられており、分配金の支払いを停止する権限も与えられてい
る。

分配金が実際の収益に対する権利に対応するように、収益均衡化額の計算が行われる。

注6 - 金融先物およびスワップに関する契約

2019年5月31日現在のサブ・ファンドによる金融先物およびスワップに関する契約ならびにその通貨は
以下のとおりである。

a) 金融先物

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	債券に係る金融先物 (買い)	債券に係る金融先物 (売り)
- コーポレート・ボンド(米ドル)	52,347,750.00米ドル	-米ドル
- ハイ・イールド・ボンド(米ドル)	69,712,500.00米ドル	-米ドル

債券または指数に係る金融先物契約(もしあれば)は、金融先物の時価(契約数×想定契約規模×先物
の市場価格)に基づき計算される。

b) スワップ

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	クレジット・デフォルト・スワップ (買い)	クレジット・デフォルト・スワップ (売り)
- ハイ・イールド・ボンド (米ドル)	-米ドル	11,500,509.78米ドル
UBS (Lux) ボンド・シキャブ	金利に係るスワップおよび先渡しスワップ (買い)	金利に係るスワップおよび先渡しスワップ (売り)
	該当なし	
UBS (Lux) ボンド・シキャブ	指数に係るスワップおよび先渡しスワップ (買い)	指数に係るスワップおよび先渡しスワップ (売り)
	該当なし	
UBS (Lux) ボンド・シキャブ	クロス・カレンシーに係るスワップおよび先渡しスワップ (買い)	クロス・カレンシーに係るスワップおよび先渡しスワップ (売り)
	該当なし	
UBS (Lux) ボンド・シキャブ	通貨に係るスワップおよび先渡しスワップ (買い)	通貨に係るスワップおよび先渡しスワップ (売り)
	該当なし	

注7 - ソフト・ダラー協定

2018年6月1日から2019年5月31日までの事業年度には、UBS (Lux) ボンド・シキャブのために締結された「ソフト・ダラー協定」はなく、「ソフト・ダラー」はゼロである。

注8 - 総費用比率 (TER)

この比率は、スイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント協会 (SFAMA) の現行の「TERの計算と開示に関するガイドライン」に準拠して計算されたもので、純資産に対し継続的に賦課されている全てのコストおよび手数料 (営業費用) の純資産に対するパーセンテージを過去に遡及して表示している。

過去12ヶ月のTER

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	総費用比率 (TER)
- コーポレート・ボンド (米ドル) クラス P - a c c 投資証券	1.21%
- ハイ・イールド・ボンド (米ドル) クラス P - a c c 投資証券	1.32%

本報告期間中に、適用される報酬は変動する場合がある (注記2を参照のこと。)。

運用期間が12か月未満の投資証券クラスに関するTERは、年率換算されている。

取引コストおよび為替ヘッジに関連して生じたその他コストは、TERに含まれていない。

注9 - 取引コスト

取引コストは、当期中に発生した場合の委託手数料、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用は、有価証券の購入および買戻しのコストに含まれる。

2019年5月31日終了年度において、ファンドに、投資有価証券の購入または買戻しおよび類似の取引に関連する取引コストが、以下のとおり発生した。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	取引コスト
- コーポレート・ボンド(米ドル)	26,761.20米ドル
- ハイ・イールド・ボンド(米ドル)	8,554.82米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、為替予約契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注10 - 合併

以下の合併が生じた。

サブ・ファンド	合併先	日付
	該当なし	

注11 - 名称の変更

2019年5月31日現在、以下の名称の変更が生じた。

旧名称	新名称
	該当なし

注12 - 償還

2018年12月17日現在、以下のサブ・ファンドが償還した。

該当なし

注13 - 名称の変更

本投資法人の取締役会は、2018年11月30日付で或るサブ・ファンドの投資証券クラスの名称を変更することを決定した。

旧名称	新名称
	該当なし

注14 - 後発事象

スイスUBSアセット・マネジメントの事業は、ユービーエス・エイ・ジーからUBSグループの一員であるUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーへ譲渡された。当該譲渡は、2019年6月17日付で効力が発生した。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーは、スイス金融市場調査局により承認された集団投資スキームの資産運用管理会社である。

注15 - 適用ある法律、実行の場所、および正式言語

投資主、本投資法人および保管受託銀行の間で生じた全ての法的紛争の実行場所はルクセンブルグ地方裁判所であり、適用される法律はルクセンブルグ法である。しかしながら、他の国の投資家からクレームがあった場合は、本投資法人および/もしくは保管受託銀行は、本投資法人の投資証券が購入または販売された国の裁判管轄権に服することを選択することができる。

この財務書類の正式なものはドイツ語版であり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかしながら、本投資法人の投資証券の購入または販売が可能であった他国の投資家に対して売却された投資証券の場合は、本投資法人および保管受託銀行は関係する言語への承認された翻訳（即ち本投資法人および保管銀行が承認した翻訳）を、彼らならびに当行を拘束するものとして認めることがある。

注16 - 店頭派生商品および貸付証券

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。本投資法人が適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、本投資法人のため保管受託銀行により保管される。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関する本投資法人の権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、本投資法人は、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

本投資法人は、第三者に本投資法人の組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。貸付証券の収益およびコストは、運用計算書に別個に表示される。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

店頭派生商品*

担保を有していない以下のサブ・ファンドの店頭派生商品は、その代わりに証拠金勘定を有している。

サブ・ファンド 取引相手	未実現利益(損失)	受領担保
U B S (L u x) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル)		
バンク・オブ・アメリカ	75.00 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	2,150.40 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	65,213.43 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック銀行	2,371.41 米ドル	0.00 米ドル
U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド(米ドル)		
パークレイズ	-11,354.51 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	17,620.00 米ドル	0.00 米ドル
モルガン・スタンレー	0.00 米ドル	330,000.00 米ドル
ステート・ストリート	187,918.35 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック銀行	-306.03 米ドル	0.00 米ドル

* 公認の取引所市場で取引されるデリバティブは、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手に債務不履行が生じた場合、決済機関は、損失リスクを想定する。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド(米ドル)	
資産種別担保の内訳	比重(%)
モルガン・スタンレー	
現金	100.00%
債券	0.00%
株式	0.00%

貸付証券

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル)	2019年5月31日現在の貸付証券による 相手方エクスポージャー		2019年5月31日現在の 担保内訳 (比重%)		
	貸付証券の時価	担保(ユービーエス・ スイス・エイ・ジー)	株式	債券	現金
	2,913,370.78 米ドル	3,101,747.23 米ドル	40.21	59.79	0.00

注記は財務書類の不可分の一部である。

【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

【投資有価証券明細表等】

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド (米ドル)

2019年5月31日現在の投資有価証券ならびにその他純資産明細書

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / 純資産額に スワップに係る 占める % 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注1)
----	--------------	--

公認証券取引所に上場されている譲渡可能証券および金融市場商品

ノート - 固定金利

米ドル				
USD	ABBOTT LABORATORIES 4.90000% 16-30.11.46	3 000 000.00	3 523 523.40	0.61
USD	AEP TEXAS INC 4.15000% 19-01.05.49	3 625 000.00	3 771 289.77	0.65
USD	AERCAP IRE CAP LTD/GLB AVIA TRUST 5.00000% 15-01.10.21	1 500 000.00	1 562 785.05	0.27
USD	ALTRIA GROUP INC 5.95000% 19-14.02.49	2 500 000.00	2 730 941.25	0.47
USD	AMAZON.COM INC 4.80000% 14-05.12.34	1 750 000.00	2 066 611.05	0.36
USD	AMERICAN EXPRESS CO-SUB 3.62500% 14-05.12.24	7 000 000.00	7 267 178.10	1.26
USD	ANADARKO PETROLEUM CORP 4.85000% 16-15.03.21	1 394 000.00	1 439 720.55	0.25
USD	ANGLO AMERICAN CAPITAL PLC-144A 4.12500% 14-15.04.21	1 500 000.00	1 524 675.00	0.26
USD	ANGLO AMERICAN CAPITAL PLC-144A 4.87500% 15-14.05.25	2 000 000.00	2 112 775.20	0.37
USD	ANHEUSER-BUSCH COS 4.70000% 19-01.02.36	4 750 000.00	4 900 556.95	0.85
USD	ANTHEM INC 3.12500% 12-15.05.22	2 215 000.00	2 235 903.40	0.39
USD	APPLE INC 3.85000% 13-04.05.43	5 750 000.00	5 827 307.60	1.01
USD	AT&T INC 4.10000% 18-15.02.28	1 500 000.00	1 544 612.40	0.27
USD	AT&T INC 4.30000% 18-15.02.30	4 000 000.00	4 135 114.80	0.72
USD	AT&T INC 4.85000% 19-01.03.39	3 750 000.00	3 843 364.13	0.67
USD	AT&T INC 5.15000% 18-15.11.46	1 000 000.00	1 042 351.80	0.18
USD	BALL CORP 4.37500% 15-15.12.20	3 800 000.00	3 866 500.00	0.67
USD	BARCLAYS PLC 3.68400% 17-10.01.23	2 750 000.00	2 756 603.85	0.48
USD	BARCLAYS PLC-SUB 4.37500% 14-11.09.24	2 250 000.00	2 259 895.50	0.39
USD	BAT CAPITAL CORP 4.54000% 18-15.08.47	4 000 000.00	3 592 929.36	0.62
USD	BERKSHIRE HATHAWAY 4.25000% 19-15.01.49	1 500 000.00	1 609 123.80	0.28
USD	BERKSHIRE HATHAWAY ENERGY CO 4.45000% 19-15.01.49	3 000 000.00	3 262 266.00	0.57
USD	CCO LLC/CAPITAL 3.57900% 16-23.07.20	1 750 000.00	1 764 644.35	0.31
USD	CELGENE CORP 3.87500% 15-15.08.25	4 000 000.00	4 201 887.20	0.73
USD	CENTERPOINT ENERGY INC 4.25000% 18-01.11.28	2 500 000.00	2 665 070.00	0.46
USD	CITIGROUP INC 3.70000% 16-12.01.26	6 250 000.00	6 441 435.00	1.12
USD	CITIGROUP INC-SUB 6.67500% 13-13.09.43	2 750 000.00	3 637 775.35	0.63
USD	COMCAST CORP 4.60000% 18-15.10.38	6 750 000.00	7 374 122.55	1.28
USD	CONAGRA BRANDS INC 3.25000% 12-15.09.22	2 750 000.00	2 780 036.05	0.48
USD	CREDIT AGRICOLE SA-144A-SUB 4.37500% 15-17.03.25	2 000 000.00	2 052 140.00	0.36
USD	CREDIT SUISSE GROUP AG-144A 3.57400% 17-09.01.23	1 500 000.00	1 517 316.00	0.26
USD	CREDIT SUISSE GRP FDNG GUERNSEY 3.45000% 16-16.04.21	2 250 000.00	2 272 166.32	0.39
USD	CREDIT SUISSE GRP FDNG GUERNSEY 4.55000% 16-17.04.26	2 750 000.00	2 913 227.35	0.51
USD	CVS HEALTH CORP 5.05000% 18-25.03.48	3 500 000.00	3 559 684.80	0.62
USD	DUKE ENERGY CORP 3.95000% 13-15.10.23	2 580 000.00	2 697 647.49	0.47
USD	ENABLE MIDSTREAM PARTNERS LP 4.95000% 18-15.05.28	2 000 000.00	2 042 043.80	0.35
USD	ENERGY TRANSFER PARTNERS LP 5.30000% 17-15.04.47	2 193 000.00	2 166 731.31	0.38
USD	EXELON CORP 4.95000% 16-15.06.35	1 750 000.00	1 941 648.28	0.34
USD	FEDEX CORP 4.55000% 16-01.04.46	3 000 000.00	2 966 151.45	0.52
USD	FIRSTENERGY CORP 4.25000% 13-15.03.23	1 000 000.00	1 047 829.50	0.18
USD	FREEPORT-MCMORAN INC 3.55000% 12-01.03.22	1 500 000.00	1 468 125.00	0.26
USD	GE CAPITAL INTL FUNDING CO 3.37300% 16-15.11.25	4 000 000.00	3 953 018.28	0.69
USD	GE CAPITAL INTL FUNDING CO 2.34200% 16-15.11.20	2 300 000.00	2 276 914.39	0.40
USD	GENERAL MOTORS FINANCIAL CO INC 4.20000% 16-01.03.21	3 537 000.00	3 594 189.40	0.62
USD	GENERAL MOTORS FINANCIAL CO INC 4.00000% 16-06.10.26	2 250 000.00	2 196 835.25	0.38
USD	GENERAL MOTORS FINANCIAL CO 3.55000% 18-09.04.21	4 000 000.00	4 033 379.20	0.70

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / 純資産額に スワップに係る 占める % 未実現利益(損失)の 米ドル建て評価額 (注1)	
USD GILEAD SCIENCES INC 3.65000% 15-01.03.26	3 500 000.00	3 628 774.80	0.63
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC-SUB 6.75000% 07-01.10.37	1 750 000.00	2 200 865.10	0.38
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC 5.75000% 12-24.01.22	12 500 000.00	13 437 647.50	2.33
USD HARLEY-DAVIDSON INC 4.62500% 15-28.07.45	1 500 000.00	1 465 500.76	0.25
USD HOME DEPOT INC/THE 4.50000% 18-06.12.48	2 750 000.00	3 080 154.83	0.53
USD HSBC HOLDINGS PLC-SUB 5.25000% 14-14.03.44	2 750 000.00	3 041 621.00	0.53
USD HSBC HOLDINGS PLC-SUB 4.37500% 16-23.11.26	2 250 000.00	2 319 590.70	0.40
USD INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP 3.45000% 16-19.02.26	2 750 000.00	2 812 013.88	0.49
USD INTERNATIONAL LEASE FINANCE CORP 5.87500% 12-15.08.22	1 500 000.00	1 621 783.20	0.28
USD JPMORGAN CHASE & CO 4.50000% 12-24.01.22	5 000 000.00	5 235 916.00	0.91
USD JPMORGAN CHASE & CO-SUB 3.87500% 14-10.09.24	3 500 000.00	3 636 652.25	0.63
USD KIA MOTORS CORP-144A 3.00000% 17-25.04.23	3 000 000.00	2 979 225.00	0.52
USD KINROSS GOLD CORP 5.95000% 14-15.03.24	3 500 000.00	3 718 750.00	0.65
USD KROGER CO 3.87500% 16-15.10.46	1 000 000.00	864 194.30	0.15
USD LINCOLN NATIONAL CORP 4.35000% 18-01.03.48	3 000 000.00	3 081 692.10	0.54
USD LLOYDS BANKING GROUP PLC 3.00000% 17-11.01.22	1 500 000.00	1 499 191.83	0.26
USD MARATHON OIL CORP 3.85000% 15-01.06.25	2 000 000.00	2 038 657.80	0.35
USD MARATHON PETROLEUM CORP 5.12500% 11-01.03.21	2 750 000.00	2 865 195.30	0.50
USD MICROSOFT CORP 4.25000% 17-06.02.47	6 000 000.00	6 813 095.40	1.18
USD MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 3.45500% 18-02.03.23	3 000 000.00	3 071 820.00	0.53
USD MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 3.76100% 18-26.07.23	2 500 000.00	2 590 275.00	0.45
USD MIZUHO FINANCIAL GROUP INC 2.60100% 17-11.09.22	2 250 000.00	2 241 922.50	0.39
USD MPLX LP 4.87500% 16-01.12.24	2 500 000.00	2 677 063.00	0.47
USD NOKIA OYJ 4.37500% 17-12.06.27	2 500 000.00	2 450 000.00	0.43
USD NUTRIEN LTD 5.00000% 19-01.04.49	3 000 000.00	3 141 120.90	0.55
USD OCCIDENTAL PETROLEUM CORP 4.20000% 18-15.03.48	3 000 000.00	2 903 323.41	0.50
USD ORACLE CORP 4.00000% 16-15.07.46	3 000 000.00	3 013 570.80	0.52
USD PNC BANK NATIONAL ASSOCIATION 2.95000% 15-23.02.25	2 500 000.00	2 524 457.00	0.44
USD PPL CAPITAL FUNDING INC 3.95000% 14-15.03.24	1 250 000.00	1 297 552.88	0.23
USD PRUDENTIAL FINANCIAL INC 3.93500% 18-07.12.49	2 396 000.00	2 397 444.07	0.42
USD QUALCOMM INC 4.30000% 17-20.05.47	1 500 000.00	1 510 373.24	0.26
USD RABOBANK NEDERLAND NV-SUB 3.75000% 16-21.07.26	1 000 000.00	998 855.68	0.17
USD RABOBANK NEDERLAND-SUB 4.62500% 13-01.12.23	2 250 000.00	2 366 794.80	0.41
USD ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC 4.80000% 16-05.04.26	2 000 000.00	2 095 736.00	0.36
USD ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD 5.25000% 12-15.11.22	2 250 000.00	2 428 232.17	0.42
USD RPM INTERNATIONAL INC 4.25000% 17-15.01.48	3 500 000.00	3 075 998.77	0.53
USD SABINE PASS LIQUEFACTION LLC 5.00000% 17-15.03.27	1 750 000.00	1 867 074.83	0.32
USD SANTANDER UK GROUP HOLD PLC 2.87500% 16-05.08.21	2 600 000.00	2 587 006.45	0.45
USD SHELL INTERNATIONAL FINANCE BV 4.00000% 16-10.05.46	2 000 000.00	2 097 370.60	0.36
USD SOUTHWEST AIRLINES CO 3.45000% 17-16.11.27	5 000 000.00	5 061 171.00	0.88
USD SOUTHWESTERN ELECTRIC POWER 3.55000% 12-15.02.22	2 487 000.00	2 538 881.06	0.44
USD STEEL DYNAMICS INC 5.00000% 17-15.12.26	4 500 000.00	4 601 250.00	0.80
USD SUNOCO LOGISTICS PARTNERS OPERATIONS LP 5.40000% 17-01.10.47	2 000 000.00	2 005 600.00	0.35
USD T-MOBILE USA INC 5.12500% 17-15.04.25	2 000 000.00	2 032 500.00	0.35
USD T-MOBILE USA INC 5.37500% 17-15.04.27	1 000 000.00	1 040 940.00	0.18
USD TELEFONICA EMISIONES SA 4.89500% 18-06.03.48	1 615 000.00	1 586 040.39	0.28
USD TIME WARNER CABLE LLC 7.30000% 08-01.07.38	1 000 000.00	1 176 515.40	0.20
USD TIME WARNER INC 3.55000% 14-01.06.24	2 250 000.00	2 310 427.58	0.40
USD TOLL BROTHERS FINANCE CORP 4.87500% 15-15.11.25	1 250 000.00	1 270 312.50	0.22
USD UNITED PARCEL SERVICE INC 3.75000% 17-15.11.47	1 000 000.00	968 839.09	0.17
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.01200% 17-15.04.49	5 000 000.00	5 643 574.50	0.98
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.37600% 18-15.02.25	1 134 000.00	1 164 603.83	0.20
USD VIRGINIA ELECTRIC & POWER CO 4.60000% 18-01.12.48	3 500 000.00	3 948 472.50	0.69
USD WELLS FARGO & CO-SUB 4.12500% 13-15.08.23	2 500 000.00	2 611 179.25	0.45
USD WESTERN GAS PARTNERS LP 5.50000% 18-15.08.48	1 000 000.00	959 071.90	0.17
USD WESTERN MIDSTREAM OPERATING LP 5.37500% 11-01.06.21	2 112 000.00	2 176 132.36	0.38
USD ZOETIS INC 4.45000% 18-20.08.48	2 150 000.00	2 299 469.08	0.40
米ドル合計		295 511 541.57	51.30
ノート合計 - 固定金利		295 511 541.57	51.30

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益(損失)の 米ドル建て評価額 (注1)	純資産額に 占める%
中期債券 - 固定金利			
米ドル			
USD BANK OF AMERICA CORP-SUB 4.20000% 14-26.08.24	7 000 000.00	7 328 141.80	1.27
USD BANK OF AMERICA CORP-SUB 4.45000% 16-03.03.26	5 750 000.00	6 059 628.88	1.05
USD MCDONALD ' S CORP 4.45000% 17-01.03.47	3 225 000.00	3 374 887.68	0.59
USD MORGAN STANLEY-SUB 4.10000% 13-22.05.23	2 500 000.00	2 595 130.75	0.45
USD SAUDI ARABIAN OIL CO-144A 2.75000% 19-16.04.22	2 500 000.00	2 490 750.00	0.43
USD SAUDI ARABIAN OIL CO-144A 4.37500% 19-16.04.49	2 000 000.00	1 950 500.00	0.34
USD STANDARD CHARTERED BANK (HONG KONG)-SUB 5.87500% 10-24.06.20	1 500 000.00	1 544 011.35	0.27
米ドル合計		25 343 050.46	4.40
中期債券合計 - 固定金利		25 343 050.46	4.40
中期債券 - 変動金利			
米ドル			
USD JPMORGAN CHASE & CO-SUB 6.750%/3M LIBOR+378BP 14-PRP	1 750 000.00	1 922 760.00	0.33
米ドル合計		1 922 760.00	0.33
中期債券合計 - 変動金利		1 922 760.00	0.33
長期債券 - 固定金利			
米ドル			
USD ALLY FINANCIAL INC 4.62500% 15-19.05.22	1 250 000.00	1 275 000.00	0.22
USD BALTIMORE GAS & ELECTRIC CO 3.50000% 16-15.08.46	1 250 000.00	1 222 013.50	0.21
USD CONSOLIDATED EDISON CO OF NEW YORK INC 4.65000% 18-01.12.48	1 500 000.00	1 699 637.10	0.29
USD DTE ELECTRIC CO 3.95000% 19-01.03.49	1 000 000.00	1 049 607.60	0.18
USD DUKE ENERGY CAROLINAS LLC 6.05000% 08-15.04.38	925 000.00	1 221 173.63	0.21
USD DUKE ENERGY OHIO INC 4.30000% 19-01.02.49	3 000 000.00	3 261 986.40	0.57
USD ENTERPRISE PRODUCTS OPERATING LP 6.87500% 03-01.03.33	900 000.00	1 151 094.42	0.20
USD FLORIDA POWER & LIGHT CO 3.95000% 18-01.03.48	2 000 000.00	2 095 767.60	0.36
USD HUMANA INC 4.80000% 17-15.03.47	650 000.00	667 838.60	0.12
USD PNC BANK NATIONAL ASSOCIATION-SUB 2.70000% 12-01.11.22	2 000 000.00	2 005 180.80	0.35
USD PRUDENTIAL FINANCIAL INC 6.62500% 10-21.06.40	516 000.00	697 633.71	0.12
USD TIME WARNER ENTERTAINMENT CO L P 8.37500% 93-15.03.23	1 300 000.00	1 530 614.67	0.27
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.25000% 17-16.03.37	5 000 000.00	5 740 172.00	1.00
米ドル合計		23 617 720.03	4.10
長期債券合計 - 固定金利		23 617 720.03	4.10
長期債券 - 変動金利			
米ドル			
USD DEUTSCHE TELEKOM INTL FIN 8.250%/RATING LINKED 00-15.06.30	2 750 000.00	3 868 168.15	0.67
米ドル合計		3 868 168.15	0.67
長期債券合計 - 変動金利		3 868 168.15	0.67
公認証券取引所に上場されている譲渡可能証券および金融市場商品合計		350 263 240.21	60.80

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / 純資産額に スワップに係る 占める % 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注 1)
----	--------------	---

他の規制市場で取引されている譲渡可能証券および金融市場商品

モーゲージ担保証券 - 固定金利

米ドル			
USD MORGAN STANLEY CAP BARC BK TST-144A-SUB 3.30890% 16-01.09.31	3 125 000.00	3 119 334.68	0.54
米ドル合計		3 119 334.68	0.54
モーゲージ担保証券合計 - 固定金利		3 119 334.68	0.54

モーゲージ担保証券 - 変動金利

米ドル			
USD CG-CCRE CMCL MRTG TRUST-144A-SUB 1M LIBOR+175BP 14-15.06.31	2 375 000.00	2 373 058.67	0.41
USD CSWF TOP-144A-SUB FLR 18-15.08.35	2 000 000.00	1 998 374.00	0.35
USD JP MORGAN CHASE COMRCL MTG SEC-144A-SUB VAR 15-01.09.32	3 500 000.00	3 508 238.30	0.61
USD LONE STAR PORTFOLIO TRUST-144A 1M LIBOR+400BP 15-15.09.28	3 500 000.00	3 010 679.22	0.52
USD MORGAN STANLEY CAPITAL INC-144A-SUB FLR 14-01.07.29	750 000.00	755 401.50	0.13
米ドル合計		11 645 751.69	2.02
モーゲージ担保証券合計 - 変動金利		11 645 751.69	2.02

ノート - 固定金利

米ドル			
USD ADT CORP 3.50000% 13-15.07.22	2 000 000.00	1 937 500.00	0.34
USD ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC 5.45000% 19-23.01.39	3 000 000.00	3 346 706.10	0.58
USD ARC PROPERTIES OPERATING PSHIP LP/CLARK 4.60000% 14-06.02.24	2 750 000.00	2 889 083.18	0.50
USD BRISTOL-MYERS SQUIBB CO-144A 4.12500% 19-15.06.39	3 500 000.00	3 650 131.45	0.63
USD BROADCOM CORP/CAYMAN FIN LTD 3.87500% 18-15.01.27	2 000 000.00	1 901 919.24	0.33
USD CCO LLC/CAPITAL 6.38400% 16-23.10.35	2 500 000.00	2 799 527.75	0.49
USD CF INDUSTRIES INC 7.12500% 10-01.05.20	2 043 000.00	2 096 097.57	0.36
USD CHENIERE ENERGY PARTNERS LP 5.25000% 18-01.10.25	3 500 000.00	3 508 750.00	0.61
USD CHEVRON PHILLIPS CHEMICAL CO LLC-144A 3.30000% 18-01.05.23	3 000 000.00	3 071 772.90	0.53
USD DELL INTERNATIONAL LLC / EMC CORP-144A 4.42000% 16-15.06.21	4 250 000.00	4 354 691.10	0.76
USD ELANCO ANIMAL HEALTH INC-144A 4.90000% 18-28.08.28	1 500 000.00	1 625 302.05	0.28
USD GENERAL ELECTRIC CO 4.62500% 11-07.01.21	5 000 000.00	5 122 536.50	0.89
USD GENERAL MOTORS FINANCIAL CO INC 4.25000% 14-15.05.23	2 000 000.00	2 033 361.00	0.35
USD GLENCORE FUNDING LLC-144A 4.12500% 19-12.03.24	1 500 000.00	1 529 998.65	0.27
USD GLP CAPITAL LP / GLP FINANC II INC 4.87500% 14-01.11.20	750 000.00	762 825.00	0.13
USD GLP CAPITAL LP / GLP FINANC II INC 5.37500% 14-01.11.23	500 000.00	531 040.00	0.09
USD HALFMOON PARENT INC-144A 4.37500% 18-15.10.28	3 000 000.00	3 144 546.90	0.55
USD HALFMOON PARENT INC-144A 4.90000% 18-15.12.48	1 000 000.00	1 021 595.30	0.18
USD HARLEY-DAVIDSON FIN.SERV INC-144A 3.35000% 18-15.02.23	2 500 000.00	2 500 202.25	0.43
USD HCA INC 5.00000% 14-15.03.24	2 250 000.00	2 390 172.53	0.42
USD JPMORGAN CHASE & CO-SUB 3.62500% 16-01.12.27	6 000 000.00	6 052 855.20	1.05
USD KINDER MORGAN INC-144A 5.62500% 13-15.11.23	4 000 000.00	4 380 018.00	0.76
USD KKR GROUP FINANCE CO II LLC-144A 5.50000% 13-01.02.43	1 150 000.00	1 266 577.57	0.22
USD LENNAR CORP 2.95000% 18-29.11.20	2 000 000.00	1 985 000.00	0.34
USD MARATHON OIL CORP 2.80000% 12-01.11.22	2 250 000.00	2 228 458.57	0.39
USD METLIFE INC 4.05000% 15-01.03.45	1 000 000.00	1 036 093.50	0.18
USD MORGAN STANLEY 3.70000% 14-23.10.24	10 000 000.00	10 344 624.00	1.80
USD MORGAN STANLEY 3.87500% 14-29.04.24	8 500 000.00	8 863 825.50	1.54
USD NORDEA BANK ABP-144A-SUB 4.25000% 12-21.09.22	3 060 000.00	3 171 325.86	0.55
USD NOVA CHEMICALS CORP-144A 5.25000% 13-01.08.23	500 000.00	486 250.00	0.08
USD NOVA CHEMICALS CORP-144A 5.00000% 14-01.05.25	1 250 000.00	1 153 125.00	0.20
USD NOVA CHEMICALS CORP-144A 5.25000% 17-01.06.27	1 500 000.00	1 365 000.00	0.24
USD NXP BV / NXP FUNDING LLC-144A 5.55000% 18-01.12.28	6 000 000.00	6 572 760.00	1.14

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / 純資産額に スワップに係る 占める % 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注 1)	
USD OWENS-BROCKWAY GLASS CONTAINER INC-144A 5.37500% 14-15.01.25	750 000.00	755 625.00	0.13
USD PPL CAPITAL FUNDING INC 4.70000% 13-01.06.43	3 760 000.00	4 008 970.66	0.70
USD PUBLIC STORAGE 3.09400% 17-15.09.27	5 000 000.00	5 007 462.50	0.87
USD SABINE PASS LIQUEFACTION LLC STEP-UP/DOWN 14-01.02.21	2 000 000.00	2 074 652.20	0.36
USD SHERWIN-WILLIAMS CO 4.20000% 17-15.01.22	2 250 000.00	2 327 478.53	0.40
USD SOCIETE GENERALE SA-144A 4.00000% 17-12.01.27	3 500 000.00	3 554 143.60	0.62
USD TARGET CORP 4.00000% 12-01.07.42	2 500 000.00	2 598 845.25	0.45
USD UNION PACIFIC CORP 3.60000% 17-15.09.37	2 000 000.00	1 954 943.72	0.34
USD UNITED TECHNOLOGIES CORP 4.50000% 12-01.06.42	3 500 000.00	3 709 035.75	0.64
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC-144A 4.01600% 19-03.12.29	1 000 000.00	1 056 231.00	0.18
USD VOLKSWAGEN GRP OF AMERICA FINANCE-144A 4.62500% 18-13.11.25	1 500 000.00	1 598 278.95	0.28
USD WALT DISNEY CO-REG-S 4.75000% 19-15.11.46	1 500 000.00	1 778 038.20	0.31
USD YAMANA GOLD INC 4.95000% 14-15.07.24	3 320 000.00	3 440 516.00	0.60
米ドル合計		132 987 894.03	23.09
ノート合計 - 固定金利		132 987 894.03	23.09
ノート - 変動金利			
米ドル			
USD BK OF AMERICA CORP 3.004%/VAR 18-20.12.23	2 430 000.00	2 439 213.10	0.42
米ドル合計		2 439 213.10	0.42
ノート合計 - 変動金利		2 439 213.10	0.42
中期債券 - 固定金利			
米ドル			
USD INTESA SANPAOLO SPA-144A 6.50000% 11-24.02.21	5 000 000.00	5 222 539.50	0.91
米ドル合計		5 222 539.50	0.91
中期債券合計 - 固定金利		5 222 539.50	0.91
長期債券 - 固定金利			
米ドル			
USD BURLINGTON NORTHERN SANTA FE LLC 4.05000% 18-15.06.48	2 000 000.00	2 097 465.40	0.36
USD EL PASO NATURAL GAS CO 8.37500% 03-15.06.32	1 050 000.00	1 376 075.08	0.24
USD ENERGY TRANSFER OPERATING LP 4.25000% 19-15.03.23	2 500 000.00	2 568 268.25	0.45
USD KKR GROUP FINANCE CO III LLC-144A 5.12500% 14-01.06.44	3 000 000.00	3 192 670.50	0.55
USD NATIONAL RURAL UTILITIES COOP FIN CORP 4.40000% 18-01.11.48	2 000 000.00	2 236 933.20	0.39
USD NEVADA POWER CO 6.65000% 06-01.04.36	1 174 000.00	1 593 151.11	0.28
USD RABOBANK NEDERLAND NV-SUB 3.95000% 12-09.11.22	1 250 000.00	1 282 719.13	0.22
米ドル合計		14 347 282.67	2.49
長期債券合計 - 固定金利		14 347 282.67	2.49
他の規制市場で取引されている譲渡可能証券および金融市場商品合計		169 762 015.67	29.47
公認証券取引所に上場されておらず他の規制市場において取引もされていない譲渡可能証券および金融市場商品			
ノート - 固定金利			
米ドル			
USD CCO LLC/CAPITAL 4.20000% 17-15.03.28	1 000 000.00	1 004 001.90	0.17
USD FOX CORP-144A 4.70900% 19-25.01.29	5 000 000.00	5 460 451.00	0.95

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益(損失)の 米ドル建て評価額 (注1)	純資産額に 占める%
USD NRG ENERGY INC-144A 3.75000% 19-15.06.24	425 000.00	430 151.00	0.07
USD PRINCIPAL FINANCIAL GROUP 3.70000% 19-15.05.29	2 000 000.00	2 046 238.80	0.36
USD T-MOBILE USA INC *ESCROW* 5.12500% 17-15.04.25	2 000 000.00	0.20	0.00
USD T-MOBILE USA INC *ESCROW* 5.37500% 17-15.04.27	800 000.00	0.08	0.00
米ドル合計		8 940 842.98	1.55
ノート合計 - 固定金利		8 940 842.98	1.55
公認証券取引所に上場されておらず他の規制市場において取引もされて いない譲渡可能証券および金融市場商品合計		8 940 842.98	1.55
公認証券取引所に上場されておらず他の規制市場において取引もされていないデリバティブ商品			
金利スワップに係るオプション、従来型			
米ドル			
USD BOA/CDX.NA.HY.S32 SWAPTION CALL 107.50000 19-19.06.19	30 000 000.00	75.00	0.00
米ドル合計		75.00	0.00
金利スワップに係るオプション、従来型合計		75.00	0.00
公認証券取引所に上場されておらず他の規制市場において取引もされて いないデリバティブ商品合計		75.00	0.00
投資有価証券合計		528 966 173.86	91.82
デリバティブ商品			
公認証券取引所に上場されたデリバティブ商品			
債券先物			
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.09.19	413.00	496 590.15	0.09
債券先物合計		496 590.15	0.09
公認証券取引所に上場されたデリバティブ商品合計		496 590.15	0.09
デリバティブ商品合計		496 590.15	0.09
外国為替先物予約			
外国為替先物予約(買い/売り)			
EUR 145 330 100.00 USD 162 315 264.78 28.6.2019		2 371.41	0.00
CHF 16 914 900.00 USD 16 804 411.00 28.6.2019		56 022.48	0.01
USD 2 188 800.45 EUR 1 951 500.00 28.6.2019		9 190.95	0.00
EUR 1 890 100.00 USD 2 108 882.10 28.6.2019		2 150.40	0.00
外国為替先物予約(買い/売り)合計		69 735.24	0.01
現金性銀行預金、要求払預金および預金勘定およびその他の当座資産		33 701 462.51	5.85
当座借越およびその他の短期負債		-193 294.49	-0.03
その他の資産および負債		13 022 781.97	2.26
純資産合計		576 063 449.24	100.00

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

2019年5月31日現在の投資有価証券ならびにその他純資産明細書

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / 純資産額に スワップに係る 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注1)	占める%
----	--------------	--	------

公認証券取引所に上場されている譲渡可能証券および金融市場商品

ノート - 固定金利

ユーロ

EUR	DKT FINANCE APS-REG-S 7.00000% 18-17.06.23	3 000 000.00	3 601 668.35	0.37
EUR	INFOR US INC 5.75000% 16-15.05.22	3 300 000.00	3 713 187.15	0.38
EUR	NETFLIX INC-REG-S 4.62500% 18-15.05.29	3 100 000.00	3 716 369.51	0.39
EUR	VALEANT PHARMACEUTICALS INTL-REG-S 4.50000% 15-15.05.23	1 525 000.00	1 717 006.36	0.18
ユーロ合計			12 748 231.37	1.32

米ドル

USD	AECOM TECHNOLOGY CORP 5.87500% 15-15.10.24	3 115 000.00	3 209 446.80	0.33
USD	AECOM TECHNOLOGY CORP 5.12500% 17-15.03.27	3 000 000.00	2 945 625.00	0.30
USD	ALTICE FINANCING SA-144A 6.62500% 15-15.02.23	5 475 000.00	5 557 125.00	0.58
USD	ALTICE FRANCE-144A 7.37500% 16-01.05.26	5 625 000.00	5 494 921.87	0.57
USD	ALTICE LUXEMBOURG SA-144A 10.50000% 19-15.05.27	2 960 000.00	2 957 780.00	0.31
USD	CABLEVISION SYSTEMS CORP 5.87500% 12-15.09.22	3 500 000.00	3 621 450.00	0.37
USD	CALLON PETROLEUM CO 6.12500% 17-01.10.24	1 550 000.00	1 534 190.00	0.16
USD	CALPINE CORP 5.37500% 14-15.01.23	5 590 000.00	5 527 112.50	0.57
USD	CENTURYLINK INC 7.50000% 16-01.04.24	1 980 000.00	2 113 650.00	0.22
USD	CF INDUSTRIES INC 5.37500% 14-15.03.44	2 775 000.00	2 469 750.00	0.26
USD	CHESAPEAKE ENERGY CORP 7.50000% 18-01.10.26	1 235 000.00	1 083 712.50	0.11
USD	CINEMARK USA INC 4.87500% 13-01.06.23	2 950 000.00	2 968 437.50	0.31
USD	COVANTA HOLDING CORP 5.87500% 17-01.07.25	3 475 000.00	3 548 843.75	0.37
USD	CRESTWOOD MIDSTREAM PART LP/FIN 5.75000% 17-01.04.25	3 420 000.00	3 445 650.00	0.36
USD	EQUINIX INC 5.37500% 17-15.05.27	4 710 000.00	4 933 725.00	0.51
USD	FREEPORT-MCMORAN INC 4.55000% 14-14.11.24	1 910 000.00	1 845 537.50	0.19
USD	GANNETT CO INC 6.37500% 13-15.10.23	5 894 000.00	6 041 350.00	0.63
USD	GENESIS ENERGY LP 6.25000% 17-15.05.26	3 325 000.00	3 071 468.75	0.32
USD	GULFPORT ENERGY CORP 6.00000% 17-15.10.24	1 115 000.00	919 875.00	0.09
USD	HCA INC 5.25000% 16-15.06.26	2 400 000.00	2 577 505.92	0.27
USD	HCA INC 7.50000% 11-15.02.22	3 265 000.00	3 571 093.75	0.37
USD	HILTON GRAND VACATION BORROWER LLC 6.12500% 18-01.12.24	2 825 000.00	2 941 531.25	0.30
USD	ICAHN ENTERPRISES LP/FINANCE CORP 6.25000% 17-01.02.22	2 625 000.00	2 674 218.75	0.28
USD	INTERNATIONAL GAME TECHNOLOGY PLC-144A 6.50000% 15-15.02.25	4 550 000.00	4 788 875.00	0.50
USD	INTERNATIONAL GAME TECHNOLOGY PLC-144A 6.25000% 18-15.01.27	1 975 000.00	2 036 718.75	0.21
USD	KB HOME 6.87500% 19-15.06.27	985 000.00	1 014 550.00	0.10
USD	L BRANDS INC 5.62500% 13-15.10.23	1 900 000.00	1 937 620.00	0.20
USD	L BRANDS INC 6.87500% 15-01.11.35	2 150 000.00	1 870 500.00	0.19
USD	LEVEL 3 FINANCING INC 5.37500% 16-01.05.25	3 300 000.00	3 304 125.00	0.34
USD	M/I HOMES INC 5.62500% 17-01.08.25	3 825 000.00	3 738 937.50	0.39
USD	NOBLE HOLDING INTERNATIONAL LTD 6.20000% 10-01.08.40	2 815 000.00	1 674 925.00	0.17
USD	NRG ENERGY INC 7.25000% 17-15.05.26	2 615 000.00	2 820 931.25	0.29
USD	PULTEGROUP INC 5.50000% 16-01.03.26	2 840 000.00	2 957 150.00	0.31
USD	RHP HOTEL PROPERTIES/RHP FINANCE 5.00000% 15-15.04.23	2 375 000.00	2 386 875.00	0.25
USD	SERVICE CORP INTERNATIONAL 5.12500% 19-01.06.29	925 000.00	940 974.75	0.10
USD	SM ENERGY CO 6.12500% 15-15.11.22	1 607 000.00	1 554 772.50	0.16
USD	SM ENERGY CO 6.62500% 18-15.01.27	870 000.00	765 600.00	0.08
USD	SM ENERGY CO 6.75000% 16-15.09.26	2 250 000.00	2 009 250.00	0.21
USD	SOUTHWESTERN ENERGY CO 7.50000% 17-01.04.26	4 325 000.00	4 152 000.00	0.43
USD	SPRINGLEAF FINANCE CORP 5.62500% 17-15.03.23	3 325 000.00	3 412 281.25	0.35
USD	SPRINGLEAF FINANCE CORP 6.87500% 18-15.03.25	2 155 000.00	2 245 941.00	0.23

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益(損失)の 米ドル建て評価額 (注1)	純資産額に 占める%
USD SPRINGLEAF FINANCE CORP 7.12500% 18-15.03.26	2 470 000.00	2 589 671.50	0.27
USD SPRINGLEAF FINANCE CORP 6.12500% 19-15.03.24	2 500 000.00	2 593 750.00	0.27
USD T-MOBILE USA INC 6.37500% 14-01.03.25	4 625 000.00	4 793 118.75	0.50
USD TECK RESOURCES LTD 6.25000% 11-15.07.41	4 450 000.00	4 657 093.66	0.48
USD TELECOM ITALIA CAPITAL 7.20000% 06-18.07.36	940 000.00	954 100.00	0.10
USD TENET HEALTHCARE CORP 4.62500% 17-15.07.24	3 870 000.00	3 841 749.00	0.40
USD TENET HEALTHCARE CORP III 5.12500% 17-01.05.25	3 360 000.00	3 334 800.00	0.34
USD TRANSOCEAN LTD 6.80000% 07-15.03.38	1 350 000.00	985 500.00	0.10
USD TRANSOCEAN PHOENIX 2 LTD-144A 7.75000% 16-15.10.24	2 700 000.00	2 118 656.25	0.22
USD UNITED RENTALS NORTH AMERICA INC 5.87500% 16-15.09.26	2 875 000.00	2 979 218.75	0.31
USD UNITED RENTALS NORTH AMERICA INC 6.50000% 18-15.12.26	1 815 000.00	1 923 900.00	0.20
USD UNITYMEDIA KABELBW GMBH-144A 6.12500% 14-15.01.25	4 800 000.00	4 922 400.00	0.51
USD VIRGIN MEDIA SECURED FINANCE PLC-144A 5.50000% 16-15.08.26	1 325 000.00	1 331 823.75	0.14
USD WELLCARE HEALTH PLANS INC 5.25000% 17-01.04.25	3 780 000.00	3 830 841.00	0.40
USD WESTERN DIGITAL CORP 4.75000% 18-15.02.26	4 675 000.00	4 433 162.25	0.46
USD WHITING PETROLEUM CORP 6.25000% 15-01.04.23	3 015 000.00	2 917 012.50	0.30
USD WPX ENERGY INC 5.75000% 18-01.06.26	2 965 000.00	2 940 909.38	0.30
米ドル合計		169 813 734.63	17.59
ノート合計 - 固定金利		182 561 966.00	18.91
ノート - 変動金利			
米ドル			
USD CREDIT AGRICOLE SA-144A-SUB 8.125%/VAR 16-PRP	3 725 000.00	4 151 885.00	0.43
米ドル合計		4 151 885.00	0.43
ノート合計 - 変動金利		4 151 885.00	0.43
中期債券 - 固定金利			
ユーロ			
EUR COTT CORP-144A 5.50000% 16-01.07.24	2 000 000.00	2 316 934.23	0.24
ユーロ合計		2 316 934.23	0.24
米ドル			
USD ALTICE LUXEMBOURG SA-144A 7.75000% 14-15.05.22	529 000.00	538 257.50	0.06
USD NAVIENT CORP 7.25000% 12-25.01.22	2 525 000.00	2 662 663.00	0.28
USD SPRINT CAPITAL CORPORATION 8.75000% 02-15.03.32	3 990 000.00	4 578 525.00	0.47
米ドル合計		7 779 445.50	0.81
中期債券合計 - 固定金利		10 096 379.73	1.05
長期債券 - 固定金利			
米ドル			
USD ALTICE FRANCE-144A 6.25000% 14-15.05.24	4 921 000.00	4 988 663.75	0.52
USD DENBURY RESOURCES INC-144A 9.00000% 16-15.05.21	3 300 000.00	3 209 250.00	0.33
USD HCA INC 5.37500% 15-01.02.25	3 765 000.00	3 928 589.25	0.41
USD T-MOBILE USA INC 6.50000% 15-15.01.26	2 700 000.00	2 848 500.00	0.29
米ドル合計		14 975 003.00	1.55
長期債券合計 - 固定金利		14 975 003.00	1.55

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益(損失)の 米ドル建て評価額 (注1)	純資産額に 占める%
長期債券 - 変動金利			
米ドル			
USD CITIGROUP INC-SUB 5.950%/3M LIBOR+406.8BP 12-PRP	3 335 000.00	3 430 881.25	0.36
USD JPMORGAN CHASE &CO-SUB 5.000%/VAR 14-PRP	3 900 000.00	3 885 375.00	0.40
USD ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC 7.64800%/VAR 01-PRP	1 940 000.00	2 485 625.00	0.26
USD STANDARD CHARTERED PLC-144A-SUB 7.014%/VAR 07-PRP	1 200 000.00	1 291 344.00	0.13
米ドル合計		11 093 225.25	1.15
長期債券合計 - 変動金利		11 093 225.25	1.15
中期財務省証券 - 変動金利			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3M USTMMR+3.6BP 18-31.10.20	28 700 000.00	28 683 433.21	2.97
米ドル合計		28 683 433.21	2.97
中期財務省証券合計 - 変動金利		28 683 433.21	2.97
公認証券取引所に上場されている譲渡可能証券および金融市場商品合計		251 561 892.19	26.06
他の規制市場で取引されている譲渡可能証券および金融市場商品			
モーゲージ担保証券 - 固定金利			
米ドル			
USD PALISADES CENTER TRUST-144A-SUB 4.73700% 16-09.04.33	2 700 000.00	2 561 644.44	0.27
米ドル合計		2 561 644.44	0.27
モーゲージ担保証券合計 - 固定金利		2 561 644.44	0.27
モーゲージ担保証券 - 変動金利			
米ドル			
USD BX COMMERC MORT TRST-144A-SUB 1M LIBOR+247.105BP 18-15.03.37	1 400 000.00	1 400 630.00	0.15
USD BX COMMERCIAL MORTGAGE TRUST-144A 1M LIBOR+180BP 18-15.11.35	1 000 000.00	813 343.81	0.08
USD CAESARS PALACE LAS VEGAS TRUST-144A-SUB VAR 17-01.10.34	3 025 000.00	3 105 128.93	0.32
USD CAMB COMM MORTGAGE TRUST-144A-SUB 1M LIBOR+175BP 19-15.12.37	2 780 000.00	2 790 900.94	0.29
USD CHT COSMO MORTGAGE TRUST-144A-SUB 1M LIBOR+300BP 17-15.11.36	3 475 000.00	3 479 178.68	0.36
USD GS MORTGAGE SECURITIES TRUST-144A-SUB VAR 17-01.10.32	2 925 000.00	2 900 093.34	0.30
USD J.P. MORGAN CHASE COMMERCIAL-144A-SUB VAR 18-15.06.35	3 100 000.00	3 118 644.02	0.32
USD JPMCC MORTGAGE SECURITIE-144A-SUB 1M LIBOR+214BP 17-15.10.32	3 000 000.00	2 988 975.90	0.31
米ドル合計		20 596 895.62	2.13
モーゲージ担保証券合計 - 変動金利		20 596 895.62	2.13
ノート - 固定金利			
ユーロ			
EUR ARD FINANCE SA (PIK) 6.62500% 17-15.09.23	2 860 000.00	3 229 492.38	0.33
ユーロ合計		3 229 492.38	0.33
米ドル			
USD 1011778 BC ULC/NEW RED FINANCE INC-144A 5.00000% 17-15.10.25	2 600 000.00	2 561 000.00	0.27
USD ALBERTSONS COS LLC / SAFEWAY INC-144A 7.50000% 19-15.03.26	1 470 000.00	1 536 150.00	0.16
USD ALBERTSONS COS LLC / SAFEWAY INC 6.62500% 17-15.06.24	3 410 000.00	3 444 100.00	0.36
USD ALCOA NEDERLAND HOLDING BV-144A 6.75000% 16-30.09.24	765 000.00	780 300.00	0.08

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / 純資産額に スワップに係る 占める % 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注 1)
USD ALLY FINANCIAL INC 8.00000% 08-01.11.31	3 150 000.00	3 992 625.00 0.41
USD AMSTED INDUSTRIES INC-144A 5.62500% 19-01.07.27	985 000.00	992 377.65 0.10
USD ANTERO MIDSTREAM PARTNERS/FIN CORP-144A 5.75000% 19-01.03.27	2 470 000.00	2 488 525.00 0.26
USD ARCHROCK PARTNERS LP/FIN CORP-144A 6.87500% 19-01.04.27	2 415 000.00	2 481 412.50 0.26
USD ASCENT RESOURCES UTICA HOLDINGS-144A 10.00000% 17-01.04.22	2 827 000.00	2 999 842.78 0.31
USD ASCENT RESOURCES UTICA HOLDINGS-144A 7.00000% 18-01.11.26	1 355 000.00	1 269 906.00 0.13
USD ASHTEAD CAPITAL INC-144A 5.25000% 18-01.08.26	1 300 000.00	1 335 750.00 0.14
USD AVON INTERNATIONAL OPERATIONS INC-144A 7.87500% 16-15.08.22	1 400 000.00	1 457 750.00 0.15
USD BEAZER HOMES USA INC 5.87500% 18-15.10.27	2 455 000.00	2 007 870.85 0.21
USD BOISE CASCADE CO-144A 5.62500% 16-01.09.24	3 686 000.00	3 686 000.00 0.38
USD BOMBARDIER INC-144A 7.87500% 19-15.04.27	2 965 000.00	2 844 546.87 0.29
USD BOOZ ALLEN HAMILTON INC-144A 5.12500% 17-01.05.25	3 350 000.00	3 354 187.50 0.35
USD BOYNE USA INC-144A 7.25000% 18-01.05.25	1 805 000.00	1 949 400.00 0.20
USD BRAND ENERGY & INFRASTRUCTURE SERV-144A 8.50000% 17-15.07.25	1 775 000.00	1 508 750.00 0.16
USD BUILDERS FIRSTSOURCE INC-144A 5.62500% 16-01.09.24	6 044 000.00	6 036 445.00 0.63
USD BUILDERS FIRSTSOURCE INC-144A 6.75000% 19-01.06.27	495 000.00	499 950.00 0.05
USD BWAY HOLDING CO-144A 7.25000% 17-15.04.25	2 800 000.00	2 695 280.00 0.28
USD CALFRAC HOLDINGS LP-144A 8.50000% 18-15.06.26	3 165 000.00	2 294 625.00 0.24
USD CALIFORNIA RESOURCES CORP-144A 8.00000% 15-15.12.22	3 350 000.00	2 336 625.00 0.24
USD CARRIZO OIL & GAS INC 6.25000% 15-15.04.23	4 060 000.00	3 755 500.00 0.39
USD CCO HOLDINGS LLC/CAPITAL CORP-144A 5.87500% 15-01.05.27	3 100 000.00	3 196 875.00 0.33
USD CCO HOLDINGS LLC/CAPITAL CORP-144A 5.75000% 15-15.02.26	7 915 000.00	8 206 865.62 0.85
USD CCO HOLDINGS LLC/CAPITAL CORP-144A 5.87500% 16-01.04.24	9 800 000.00	10 106 250.00 1.05
USD CCO HOLDINGS LLC/CAPITAL CORP-144A 5.50000% 16-01.05.26	5 000 000.00	5 112 500.00 0.53
USD CCO HOLDINGS LLC/CAPITAL CORP-144A 5.12500% 17-01.05.27	460 000.00	460 287.50 0.05
USD CDK GLOBAL INC-144A 5.25000% 19-15.05.29	925 000.00	922 687.50 0.10
USD CDW LLC/CDW FINANCE CORP 5.50000% 14-01.12.24	2 950 000.00	3 071 687.50 0.32
USD CENTENE CORP-144A 5.37500% 18-01.06.26	1 175 000.00	1 218 710.00 0.13
USD CENTENNIAL RESOURCE PRODUCTION LLC-144A 6.87500% 19-01.04.27	1 975 000.00	1 960 582.50 0.20
USD CENTURYLINK INC 7.60000% 09-15.09.39	1 820 000.00	1 583 400.00 0.16
USD CHANGE HC HLDS LLC/CHNG HC FIN INC-144A 5.75000% 17-01.03.25	3 360 000.00	3 242 400.00 0.34
USD CHENIERE CORPUS CHRISTI HLDGS LLC 5.87500% 17-31.03.25	5 230 000.00	5 622 250.00 0.58
USD CHENIERE CORPUS CHRISTI HLDGS LLC 7.00000% 17-30.06.24	2 600 000.00	2 898 220.00 0.30
USD CLEAR CHANNEL WORLDWIDE HLDGS INC 6.50000% 13-15.11.22	3 725 000.00	3 798 419.75 0.39
USD CLOUD CRANE LLC-144A 10.12500% 16-01.08.24	3 095 000.00	3 288 437.50 0.34
USD CNO FINANCIAL GROUP INC 5.25000% 19-30.05.29	985 000.00	992 505.70 0.10
USD COMMScope FINANCE LLC-144A 8.25000% 19-01.03.27	985 000.00	975 150.00 0.10
USD COMMScope TECHNOLOGIES LLC-144A 6.00000% 15-15.06.25	6 770 000.00	6 140 525.40 0.64
USD CONSTELLUM NV-144A 6.62500% 17-01.03.25	1 425 000.00	1 446 375.00 0.15
USD CRC ESCROW ISSUER LLC / FINCO INC-144A 5.25000% 17-15.10.25	3 345 000.00	3 271 409.99 0.34
USD CREDIT ACCEPTANCE CORP 7.37500% 15-15.03.23	3 420 000.00	3 543 975.00 0.37
USD CROWN AMERICAS CAPITAL CORP VI 4.75000% 19-01.02.26	1 600 000.00	1 608 800.00 0.17
USD CSC HOLDINGS INC-144A 5.37500% 18-01.02.28	1 300 000.00	1 303 250.00 0.13
USD CSC HOLDINGS LLC-144A 5.37500% 18-15.07.23	2 800 000.00	2 842 000.00 0.29
USD CSC HOLDINGS LLC-144A 5.50000% 18-15.05.26	5 475 000.00	5 555 482.50 0.58
USD CSC HOLDINGS LLC-144A 6.50000% 19-01.02.29	3 000 000.00	3 171 600.00 0.33
USD CSC HOLDINGS LLC-144A 10.87500% 15-15.10.25	2 525 000.00	2 866 001.25 0.30
USD CSC HOLDINGS LLC-144A 6.62500% 15-15.10.25	1 925 000.00	2 018 266.25 0.21
USD CSN RESOURCES SA-144A 7.62500% 18-13.02.23	2 500 000.00	2 568 750.00 0.27
USD DANA FINANCING LUXEMBOURG SARL-144A 5.75000% 17-15.04.25	2 390 000.00	2 384 025.00 0.25
USD DCP MIDSTREAM OPERATING LP-144A 6.75000% 07-15.09.37	1 725 000.00	1 776 750.00 0.18
USD DELL INTERNATIONAL LLC / EMC CORP-144A 6.02000% 16-15.06.26	4 000 000.00	4 322 439.60 0.45
USD DENBURY RESOURCES INC-SUB 5.50000% 14-01.05.22	2 880 000.00	1 965 600.00 0.20
USD DIAMONDBACK ENERGY INC 5.37500% 17-31.05.25	1 655 000.00	1 721 200.00 0.18
USD DISH DBS CORP 5.87500% 14-15.11.24	4 700 000.00	4 225 535.00 0.44
USD EAGLE HOLDING CO II LLC-144A (PIK) 7.62500% 17-15.05.22	915 000.00	916 143.75 0.09
USD ELDORADO RESORTS INC 6.00000% 19-15.09.26	3 225 000.00	3 337 875.00 0.35
USD ENDEAVOR ENERGY RESOURCES LP/FIN-144A 5.50000% 17-30.01.26	1 660 000.00	1 693 200.00 0.18
USD ENERGIZER HOLDINGS INC-144A 6.37500% 18-15.07.26	1 400 000.00	1 403 500.00 0.15
USD ENSCO PLC 7.75000% 18-01.02.26	2 300 000.00	1 707 750.00 0.18

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / 純資産額に スワップに係る 占める % 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注 1)
USD ENTERCOM MEDIA CORP-144A 7.25000% 16-01.11.24	3 655 000.00	3 737 237.50 0.39
USD ENTERPRISE MERGER SUB INC-144A 8.75000% 18-15.10.26	1 975 000.00	1 663 937.50 0.17
USD FINANCIAL & RISK US HOLDINGS INC-144A 8.25000% 18-15.11.26	990 000.00	985 050.00 0.10
USD FLEX ACQUISITION CO INC-144A 7.87500% 18-15.07.26	5 450 000.00	4 905 000.00 0.51
USD FREEPORT-MCMORAN INC 5.45000% 13-15.03.43	3 185 000.00	2 716 805.00 0.28
USD FREEPORT-MCMORAN INC 6.87500% 17-15.02.23	1 235 000.00	1 290 575.00 0.13
USD FRONTIER COMMUNICATIONS CORPORATION 9.00000% 01-15.08.31	5 070 000.00	2 991 300.00 0.31
USD FRONTIER COMMUNICATIONS CORP 11.00000% 16-15.09.25	6 815 000.00	4 293 450.00 0.44
USD GARDA WORLD SECURITY CORP-144A 8.75000% 17-15.05.25	3 820 000.00	3 648 100.00 0.38
USD GENESIS ENERGY LP 5.62500% 14-15.06.24	1 700 000.00	1 598 000.00 0.17
USD GENESIS ENERGY LP 6.00000% 15-15.05.23	1 800 000.00	1 738 620.00 0.18
USD GOLDEN NUGGET INC-144A 6.75000% 17-15.10.24	2 950 000.00	2 927 875.00 0.30
USD GRAY ESCROW INC-144A 7.00000% 18-15.05.27	2 465 000.00	2 611 026.60 0.27
USD GREIF INC-144A 6.50000% 19-01.03.27	985 000.00	989 925.00 0.10
USD GULFPORT ENERGY CORP 6.37500% 17-15.05.25	5 470 000.00	4 540 100.00 0.47
USD HD SUPPLY INC-144A 5.37500% 18-15.10.26	1 820 000.00	1 851 850.00 0.19
USD HERTZ CORP/THE 5.87500% 13-15.10.20	3 800 000.00	3 781 000.00 0.39
USD HESS INFRASTRUCTURE PART/FIN CORP-144A 5.62500% 17-15.02.26	3 075 000.00	3 167 250.00 0.33
USD HILCORP ENERGY I LP/FINANCE CO-144A 5.75000% 15-01.10.25	3 225 000.00	3 168 562.50 0.33
USD HILCORP ENERGY I LP/FINANCE CO-144A 6.25000% 18-01.11.28	910 000.00	911 155.70 0.09
USD HILL-ROM HOLDINGS INC-144A 5.75000% 15-01.09.23	3 200 000.00	3 276 000.00 0.34
USD HILTON DOMESTIC OPERATING CO INC 4.25000% 17-01.09.24	3 125 000.00	3 084 437.50 0.32
USD HOLOGIC INC-144A 4.37500% 17-15.10.25	875 000.00	865 156.25 0.09
USD HOLOGIC INC-144A 4.62500% 18-01.02.28	850 000.00	829 812.50 0.09
USD HUB INTERNATIONAL LTD-144A 7.00000% 18-01.05.26	4 550 000.00	4 474 470.00 0.46
USD HUDBAY MINERALS INC-144A 7.25000% 16-15.01.23	2 405 000.00	2 423 037.50 0.25
USD IAA SPINCO INC-144A 5.50000% 19-15.06.27	2 490 000.00	2 527 325.10 0.26
USD INFOR US INC 6.50000% 16-15.05.22	2 625 000.00	2 655 318.75 0.27
USD INTELSAT JACKSON HOLDINGS SA 5.50000% 14-01.08.23	9 585 000.00	8 578 575.00 0.89
USD INTELSAT JACKSON HOLDINGS SA-144A 9.75000% 17-15.07.25	2 660 000.00	2 678 673.20 0.28
USD INTELSAT JACKSON HOLDINGS SA-144A 8.50000% 18-15.10.24	1 975 000.00	1 920 687.50 0.20
USD IRON MOUNTAIN INC-144A 4.87500% 17-15.09.27	2 060 000.00	1 936 400.00 0.20
USD JACOBS ENTERTAINMENT INC-144A 7.87500% 17-01.02.24	3 300 000.00	3 514 500.00 0.36
USD JAGUAR HOLDINGS/PHARMA PROD DEV-144A 6.37500% 15-01.08.23	2 480 000.00	2 517 696.00 0.26
USD JBS USA LUX SA/FOOD/FINANCE INC-144A 6.50000% 19-15.04.29	2 470 000.00	2 593 500.00 0.27
USD JEFFERIES FINANCE LLC-144A 6.87500% 14-15.04.22	3 190 000.00	3 244 836.10 0.34
USD JELD-WEN INC-144A 4.62500% 17-15.12.25	830 000.00	792 650.00 0.08
USD JELD-WEN INC-144A 4.87500% 17-15.12.27	1 665 000.00	1 565 100.00 0.16
USD JSL EUROPE SA-144A 7.75000% 17-26.07.24	2 220 000.00	2 197 800.00 0.23
USD KRATON POLYMERS LLC/CAPITAL CORP-144A 7.00000% 17-15.04.25	3 790 000.00	3 790 000.00 0.39
USD LADDER CAPITAL FIN HLDG LLLP/CORP-144A 5.25000% 17-01.10.25	6 245 000.00	6 104 487.50 0.63
USD LAMAR MEDIA CORPORATION-SUB 5.00000% 13-01.05.23	2 400 000.00	2 436 000.00 0.25
USD LENNAR CORP 5.25000% 18-01.06.26	2 280 000.00	2 351 250.00 0.24
USD LEVEL 3 FINANCING INC 5.25000% 17-15.03.26	5 410 000.00	5 394 852.00 0.56
USD MATTEL INC-144A 6.75000% 17-31.12.25	1 400 000.00	1 378 594.00 0.14
USD MCDERMOTT TECH AMERICAS/US-144A 10.62500% 18-01.05.24	1 210 000.00	1 028 233.80 0.11
USD MEDNAX INC-144A 6.25000% 18-15.01.27	1 480 000.00	1 494 800.00 0.15
USD MEG ENERGY CORP-144A 7.00000% 13-31.03.24	1 260 000.00	1 124 550.00 0.12
USD MEG ENERGY CORP-144A 6.50000% 17-15.01.25	1 260 000.00	1 212 372.00 0.13
USD MERITOR INC 6.25000% 14-15.02.24	3 245 000.00	3 312 982.75 0.34
USD MGM GROWTH POP LP/CO-ISSUER INC 4.50000% 17-01.09.26	3 457 000.00	3 369 537.90 0.35
USD MGM RESORTS INTL 6.00000% 14-15.03.23	3 000 000.00	3 150 000.00 0.33
USD MOLINA HEALTHCARE INC-144A 4.87500% 17-15.06.25	3 565 000.00	3 533 806.25 0.37
USD MPH ACQUISITION HOLDINGS LLC-144A 7.12500% 16-01.06.24	2 420 000.00	2 407 900.00 0.25
USD MSCI INC-144A 5.37500% 18-15.05.27	835 000.00	877 793.75 0.09
USD MSCI INC-144A 5.75000% 15-15.08.25	2 800 000.00	2 918 440.00 0.30
USD MUELLER WATER PRODUCTS INC-144A 5.50000% 18-15.06.26	2 695 000.00	2 721 950.00 0.28
USD NCR CORP 6.37500% 14-15.12.23	5 153 000.00	5 264 201.74 0.55
USD NETFLIX INC 5.87500% 15-15.02.25	8 165 000.00	8 662 656.75 0.90
USD NEW ENTERPRISE STONE&LIME CO INC-144A 10.12500% 17-01.04.22	5 850 000.00	5 967 000.00 0.62

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / 純資産額に スワップに係る 占める % 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注 1)
USD NEW ENTERPRISE STONE&LIME CO INC-144A 6.25000% 18-15.03.26	3 165 000.00	3 141 262.50 0.33
USD NEXSTAR BROADCASTING INC-144A 5.62500% 16-01.08.24	3 300 000.00	3 324 750.00 0.34
USD NIELSEN FINANCE LLC/CO-144A 5.00000% 14-15.04.22	5 050 000.00	4 994 955.00 0.52
USD NOBLE HOLDING INTERNATIONAL LTD-144A 7.87500% 18-01.02.26	2 600 000.00	2 249 000.00 0.23
USD NOVA CHEMICALS CORP-144A 5.25000% 17-01.06.27	6 355 000.00	5 783 050.00 0.60
USD NOVELIS CORP-144A 5.87500% 16-30.09.26	2 750 000.00	2 679 545.00 0.28
USD NRG ENERGY INC 6.62500% 17-15.01.27	2 960 000.00	3 148 700.00 0.33
USD NRG ENERGY INC-144A 5.25000% 19-15.06.29	925 000.00	950 594.75 0.10
USD OASIS PETROLEUM INC-144A 6.25000% 18-01.05.26	2 070 000.00	1 831 950.00 0.19
USD ORCHESTRA BORROWER/CO-ISSUER INC-144A 6.75000% 17-15.06.22	3 540 000.00	3 647 439.00 0.38
USD PANTHER BF AGGR 2/PANTHER FIN CO-144A 8.50000% 19-15.05.27	495 000.00	493 762.50 0.05
USD PAR PHARMACEUTICAL INC-144A 7.50000% 19-01.04.27	915 000.00	885 262.50 0.09
USD PARK AEROSPACE HOLDINGS LTD-144A 5.50000% 17-15.02.24	3 700 000.00	3 878 747.00 0.40
USD PARK AEROSPACE HOLDINGS LTD-144A 4.50000% 17-15.03.23	2 450 000.00	2 477 366.50 0.26
USD PARSLEY ENERGY LLC/FINANCE CORP-144A 5.62500% 17-15.10.27	1 635 000.00	1 614 595.20 0.17
USD PARTY CITY HOLDINGS INC-144A 6.12500% 15-15.08.23	3 840 000.00	3 888 000.00 0.40
USD PBF LOGISTICS LP/FINANCE CORP 6.87500% 15-15.05.23	2 840 000.00	2 868 400.00 0.30
USD PENN NATIONAL GAMING INC-144A 5.62500% 17-15.01.27	6 080 000.00	5 958 400.00 0.62
USD POST HOLDINGS INC-144A 5.50000% 17-01.03.25	3 930 000.00	3 964 387.50 0.41
USD PRECISION DRILLING CORP 5.25000% 15-15.11.24	1 630 000.00	1 487 375.00 0.15
USD PRESTIGE BRANDS INC-144A 6.37500% 16-01.03.24	2 290 000.00	2 352 975.00 0.24
USD PRIME SEC SER BORROWER LLC/FIN INC-144A 9.25000% 16-15.05.23	1 284 000.00	1 344 990.00 0.14
USD QEP RESOURCES INC 5.25000% 12-01.05.23	3 360 000.00	3 166 800.00 0.33
USD QORVO INC-144A 5.50000% 18-15.07.26	2 670 000.00	2 716 725.00 0.28
USD QUICKEN LOANS INC -144A 5.75000% 15-01.05.25	2 925 000.00	2 889 022.50 0.30
USD ROWAN COS INC 7.37500% 16-15.06.25	2 100 000.00	1 608 327.00 0.17
USD ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD 7.50000% 97-15.10.27	2 700 000.00	3 334 866.39 0.35
USD RR DONNELLEY & SONS CO 7.87500% 13-15.03.21	886 000.00	901 505.00 0.09
USD SCIENTIFIC GAMES INTERNATIONAL 10.00000% 14-01.12.22	3 052 000.00	3 200 785.00 0.33
USD SCIENTIFIC GAMES INTERNATIONAL-144A 8.25000% 19-15.03.26	3 380 000.00	3 399 063.20 0.35
USD SERVICE CORP INTERNATIONAL/US 5.37500% 14-15.05.24	2 150 000.00	2 203 750.00 0.23
USD SHEA HOMES LP/FNDG CORP-144A 5.87500% 15-01.04.23	2 840 000.00	2 811 600.00 0.29
USD SIRIUS XM RADIO INC-144A 5.37500% 16-15.07.26	7 375 000.00	7 428 100.00 0.77
USD SPRINT CORP 7.25000% 14-15.09.21	3 100 000.00	3 258 875.00 0.34
USD SPRINT CORP 7.62500% 15-15.02.25	2 345 000.00	2 479 837.50 0.26
USD SPRINT CORP 7.87500% 14-15.09.23	8 825 000.00	9 464 812.50 0.98
USD SPX FLOW INC-144A 5.62500% 16-15.08.24	2 680 000.00	2 740 300.00 0.28
USD SUMMIT MATERIALS LLC/FIN-144A 6.50000% 19-15.03.27	985 000.00	1 009 625.00 0.10
USD TALEN ENERGY SUPPLY LLC-144A 10.50000% 17-15.01.26	3 125 000.00	3 125 000.00 0.32
USD TALLGRASS ENRGY PART LP/FIN CORP-144A 5.50000% 17-15.01.28	3 395 000.00	3 378 025.00 0.35
USD TENET HEALTHCARE CORP 8.12500% 13-01.04.22	10 095 000.00	10 553 111.10 1.09
USD TENNANT CO 5.62500% 18-01.05.25	3 425 000.00	3 467 812.50 0.36
USD TEREX CORP-144A 5.62500% 17-01.02.25	2 445 000.00	2 404 046.25 0.25
USD TMS INTERNATIONAL CORP-144A 7.25000% 17-15.08.25	3 050 000.00	2 973 750.00 0.31
USD TRANSDIGM INC-SUB 6.50000% 14-15.07.24	6 000 000.00	5 978 100.00 0.62
USD TRANSOCEAN GUARDIAN LTD-144A 5.87500% 18-15.01.24	490 000.00	465 365.25 0.05
USD TRANSOCEAN INC-144A 9.00000% 16-15.07.23	795 000.00	816 822.75 0.08
USD TRANSOCEAN PONTUS LTD-144A 6.12500% 18-01.08.25	910 000.00	867 474.56 0.09
USD TRIDENT MERGER SUB INC-144A 6.62500% 17-01.11.25	2 615 000.00	2 392 725.00 0.25
USD TRONOX INC-144A 6.50000% 18-15.04.26	1 975 000.00	1 856 500.00 0.19
USD USA COMPRESSION PARTNERS LLC 6.87500% 19-01.04.26	2 545 000.00	2 608 625.00 0.27
USD VALEANT PHARMACEUTICALS INTL-144A 7.00000% 17-15.03.24	2 950 000.00	3 080 906.25 0.32
USD VALEANT PHARMACEUTICALS INTL-144A 9.00000% 17-15.12.25	6 915 000.00	7 442 268.75 0.77
USD VALEANT PHARMACEUTICALS INTL-144A 8.50000% 18-31.01.27	4 485 000.00	4 707 859.65 0.49
USD VIASAT INC-144A 5.62500% 17-15.09.25	2 525 000.00	2 449 250.00 0.25
USD VIASAT INC-144A 5.62500% 19-15.04.27	915 000.00	927 581.25 0.10
USD VIKING CRUISES LTD-144A 5.87500% 17-15.09.27	2 370 000.00	2 298 473.40 0.24
USD VISTRA OPERATIONS CO LLC-144A 5.50000% 18-01.09.26	6 915 000.00	7 087 875.00 0.73
USD WASTE PRO USA INC-144A 5.50000% 18-15.02.26	2 766 000.00	2 738 340.00 0.28
USD WEIGHT WATCHERS INTERNATIONAL INC-144A 8.62500% 17-01.12.25	2 500 000.00	2 350 075.00 0.24

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / 純資産額に スワップに係る 未実現利益(損失)の 米ドル建て評価額 (注1)	占める%
USD WHITING PETROLEUM CORP 6.62500% 18-15.01.26	1 280 000.00	1 171 200.00	0.12
USD WILLIAM CARTER COMPANY-144A 5.62500% 19-15.03.27	660 000.00	674 025.00	0.07
USD WILLIAMS SCOTSMAN INTNL INC-144A 6.87500% 18-15.08.23	2 470 000.00	2 470 000.00	0.26
USD WPX ENERGY INC 5.25000% 14-15.09.24	1 820 000.00	1 788 150.00	0.18
USD WR GRACE & CO-CONN-144A 5.62500% 14-01.10.24	3 175 000.00	3 317 875.00	0.34
米ドル合計		549 421 543.35	56.93
ノート合計 - 固定金利		552 651 035.73	57.26
長期債券 - 固定金利			
米ドル			
USD ALLISON TRANSMISSION INC-144A 5.00000% 16-01.10.24	3 105 000.00	3 083 886.00	0.32
USD IHO VERWALTUNGS GMBH-144A-SUB (PIK) 4.50000% 16-15.09.23	3 000 000.00	3 076 500.00	0.32
USD INTELSAT JACKSON HOLDINGS SA-144A 8.00000% 16-15.02.24	1 865 000.00	1 944 262.50	0.20
USD LIBERTY INTERACTIVE LLC 8.25000% 00-01.02.30	2 345 000.00	2 356 725.00	0.24
USD LIBERTY MUTUAL GROUP INC-144A-SUB 7.80000% 07-15.03.37	1 295 000.00	1 605 800.00	0.17
USD NGPL PIPECO LLC-144A 4.87500% 17-15.08.27	3 400 000.00	3 493 500.00	0.36
USD UNITYMEDIA NRW/HESS-144A 5.00000% 14-15.01.25	3 075 000.00	3 144 187.50	0.33
米ドル合計		18 704 861.00	1.94
長期債券合計 - 固定金利		18 704 861.00	1.94
他の規制市場で取引されている譲渡可能証券および金融市場商品合計		594 514 436.79	61.60
公認証券取引所に上場されておらず他の規制市場において取引もされていない譲渡可能証券および金融市場商品			
ノート - 固定金利			
米ドル			
USD ALLISON TRANSMISSION INC-144A 5.87500% 19-01.06.29	985 000.00	993 618.75	0.10
USD CHESAPEAKE ENERGY CORP 8.00000% 18-15.06.27	1 600 000.00	1 416 000.00	0.15
USD CHS/COMMUNITY HEALTH SYSTEMS INC-144A 8.62500% 18-15.01.24	2 320 000.00	2 320 000.00	0.24
USD DENBURY RESOURCES INC-144A 7.50000% 18-15.02.24	990 000.00	858 825.00	0.09
USD DYNACORP INTERNATIONAL INC (PIK) 11.87500% 16-30.11.20	6 197 374.00	6 166 387.13	0.64
USD FRONTIER COMMUNICATIONS CORP-144A 8.00000% 19-01.04.27	985 000.00	1 019 475.00	0.10
USD HUDBAY MINERALS INC-144A 7.62500% 16-15.01.25	2 626 000.00	2 606 305.00	0.27
USD JACK OHIO FIN/ JO FINANCE 1 CORP-144A 6.75000% 16-15.11.21	2 335 000.00	2 389 755.75	0.25
USD JACK OHIO FIN/ JO FINANCE 1 CORP-144A 10.25000% 16-15.11.22	1 865 000.00	2 000 212.50	0.21
USD JBS USA LLC/JBS USA FINANCE INC-144A 6.75000% 18-15.02.28	3 100 000.00	3 302 662.50	0.34
USD JEFFERIES FINANCE LLC-144A 7.25000% 17-15.08.24	1 955 000.00	1 915 900.00	0.20
USD KFC HLDG/PIZZA HUT HLDG/TACO BELL-144A 4.75000% 17-01.06.27	2 175 000.00	2 131 500.00	0.22
USD MEG ENERGY CORP-144A 6.37500% 12-30.01.23	990 000.00	873 675.00	0.09
USD PARSLEY ENERGY LLC/FINANCE CORP-144A 5.37500% 16-15.01.25	4 415 000.00	4 403 962.50	0.46
USD PARTY CITY HOLDINGS INC-144A 6.62500% 18-01.08.26	1 435 000.00	1 427 825.00	0.15
USD PRECISION DRILLING CORP 7.75000% 17-15.12.23	1 600 000.00	1 620 000.00	0.17
USD PRECISION DRILLING CORP-144A 7.12500% 17-15.01.26	2 825 000.00	2 676 687.50	0.28
USD SUNOCO LP/FINANCE CORP 5.87500% 18-15.03.28	1 640 000.00	1 664 600.00	0.17
USD T-MOBILE USA INC * ESCROW * 6.37500% 14-01.03.25	4 625 000.00	0.46	0.00
USD TALEN ENERGY SUPPLY LLC-144A 7.25000% 19-15.05.27	460 000.00	466 095.00	0.05
USD TARGA RESOURCES PARTNERS 5.12500% 16-01.02.25	4 745 000.00	4 756 862.50	0.49
USD TARGA RESOURCES PARTNERS-144A 6.50000% 19-15.07.27	985 000.00	1 025 828.25	0.11
USD USA COMPRESSION PRTNR/FIN CORP-144A 6.87500% 19-01.09.27	1 480 000.00	1 511 450.00	0.16
USD VOC ESCROW LTD-144A 5.00000% 18-15.02.28	2 595 000.00	2 523 637.50	0.26
USD WEEKLEY HOMES LLC/FINANCE CORP 6.62500% 17-15.08.25	3 890 000.00	3 821 925.00	0.39
米ドル合計		53 893 190.34	5.59
ノート合計 - 固定金利		53 893 190.34	5.59

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益(損失)の 米ドル建て評価額 (注1)	純資産額に 占める%
長期債券 - 固定金利			
米ドル			
USD DELEK LOGISTICS PARTNERS LP 6.75000% 18-15.05.25	3 595 000.00	3 577 025.00	0.37
USD T-MOBILE USA INC *ESCROW* 6.50000% 15-15.01.26	2 700 000.00	0.27	0.00
米ドル合計		3 577 025.27	0.37
長期債券合計 - 固定金利			3 577 025.27 0.37
公認証券取引所に上場されておらず他の規制市場において取引もされて いない譲渡可能証券および金融市場商品合計			57 470 215.61 5.96
最近発行された譲渡可能証券および金融市場商品			
ノート - 固定金利			
米ドル			
USD CRESTWOOD MIDSTREAM PART LP/FIN-144A 5.62500% 19-01.05.27	1 840 000.00	1 803 200.00	0.19
USD GFL ENVIRONMENTAL INC-144A 8.50000% 19-01.05.27	1 150 000.00	1 173 598.00	0.12
USD IQVIA INC-144A 5.00000% 19-15.05.27	1 840 000.00	1 866 514.40	0.19
米ドル合計		4 843 312.40	0.50
ノート合計 - 固定金利			4 843 312.40 0.50
最近発行された譲渡可能証券および金融市場商品合計			4 843 312.40 0.50
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改正済)の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
ルクセンブルグ			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - ASIAN HIGH YIELD (USD) U-X-ACC	935.00	10 527 716.65	1.09
USD UBS (LUX) BOND SICAV - SHORT DURATION HIGH YIELD (USD) I-X-ACC	170 000.00	20 063 400.00	2.08
ルクセンブルグ合計		30 591 116.65	3.17
投資信託、オープン・エンド型合計			30 591 116.65 3.17
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改正済)の第41条(1)e)に規定された UCITS/その他のUCIs合計			30 591 116.65 3.17
公認証券取引所に上場されておらず他の規制市場において取引もされていないデリバティブ商品			
その他のスワップに係るオプション、従来型			
米ドル			
USD CITIGROUP/CDX.NA.HY.S32 SWAPTION CALL 107.50000 19- 21.08.19	100 000 000.00	17 620.00	0.00
米ドル合計		17 620.00	0.00
その他のスワップに係るオプション、従来型合計			17 620.00 0.00
公認証券取引所に上場されておらず他の規制市場において取引もされて いないデリバティブ商品合計			17 620.00 0.00
投資有価証券合計			938 998 593.64 97.29

内容

数量 / 先物 / 為替先物予約 / 純資産額に
 名目金額 スワップに係る 占める %
 未実現利益（損失）の
 米ドル建て評価額
 （注１）

デリバティブ商品

公認証券取引所に上場されたデリバティブ商品

債券先物

USD	US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.09.19	550.00	855 078.13	0.09
債券先物合計			855 078.13	0.09

公認証券取引所に上場されたデリバティブ商品合計	855 078.13	0.09
-------------------------	------------	------

公認証券取引所に上場されておらず他の規制市場において取引もされていないデリバティブ商品

クレジット・デフォルト・スワップ*

USD	ICE/CDX.NA.HY.S32 CDI REC 5.00000% 19-20.06.24	11 000 000.00	610 509.78	0.06
クレジット・デフォルト・スワップ合計			610 509.78	0.06

公認証券取引所に上場されておらず他の規制市場において取引もされて いないデリバティブ商品合計	610 509.78	0.06
---	------------	------

デリバティブ商品合計	1 465 587.91	0.15
------------	--------------	------

外国為替先物予約

外国為替先物予約（買い／売り）

USD	20 946 953.12	EUR	18 755 000.00	28.6.2019	-306.03	0.00
EUR	2 879 900.00	USD	3 216 448.28	28.6.2019	81.27	0.00
CHF	56 738 300.00	USD	56 367 682.49	28.6.2019	187 918.35	0.02
CHF	2 858 200.00	USD	2 860 432.28	28.6.2019	-11 435.78	0.00
外国為替先物予約（買い／売り）合計					176 257.81	0.02

現金性銀行預金、要求払預金および預金勘定およびその他の当座資産	5 363 711.97	0.56
当座借越およびその他の短期負債	-507 212.53	-0.05
その他の資産および負債	19 653 720.40	2.03
純資産合計	965 150 659.20	100.00

* 正の名目金額：サブ・ファンドは「受領側」、負の名目金額：サブ・ファンドは「支払側」

注記は財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

UBS (Lux) Bond SICAV

Combined Statement of Net Assets

	USD
	31.5.2019
Assets	
Investments in securities, cost	14 799 336 932.45
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	35 897 673.76
Total investments in securities (Note 1)	14 835 234 606.21
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	385 904 786.23*
Other liquid assets (Margins)	36 145 068.20
Receivable on securities sales (Note 1)	84 620 184.95
Receivable on subscriptions	16 606 931.08
Interest receivable on securities	139 275 478.37
Interest receivable on liquid assets	5 467.44
Receivable on dividends	55 128.10
Other receivables	845 525.22
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	51 702.93
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-18 778 660.68
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	-18 277 098.43
Total Assets	15 461 689 119.62
Liabilities	
Bank overdraft	-6 372 917.08
Other short-term liabilities (Margins)	-2 092 553.77
Interest payable on bank overdraft	-187 515.95
Payable on securities purchases (Note 1)	-30 572 252.18
Payable on redemptions	-28 429 899.19
Other liabilities	-19 458.12
Provisions for flat fee (Note 2)	-2 808 552.85
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-604 523.06
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-915 948.38
Total provisions	-4 329 024.29
Total Liabilities	-72 003 620.58
Net assets at the end of the financial year	15 389 685 499.04

* As at 31 May 2019, cash amounts serve as collateral for the counterparties Barclays for an amount of USD 1 730 000, Goldman Sachs for an amount of USD 1 970 000 and Morgan Stanley London for an amount of USD 210 000.

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

17

Combined Statement of Operations

	USD
Income	1.6.2018-31.5.2019
Interest on liquid assets	3 129 457.51
Interest on securities	510 860 360.88
Dividends	5 738 457.91
Interest received on swaps (Note 1)	43 794 358.99
Income on securities lending (Note 16)	3 483 245.02
Other income (Note 4)	10 781 580.49
Total income	577 787 460.80
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-39 979 649.33
Flat fee (Note 2)	-60 290 963.84
Taxe d'abonnement (Note 3)	-3 417 957.89
Cost on securities lending (Note 16)	-1 393 298.02
Other commissions and fees (Note 2)	-2 447 835.53
Interest on cash and bank overdraft	-1 960 700.42
Total expenses	-109 490 405.03
Net income (loss) on investments	468 297 055.77
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	81 772 596.92
Realized gain (loss) on options	1 648 541.01
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	-11 868 707.76
Realized gain (loss) on financial futures	6 475 552.77
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-342 427 130.96
Realized gain (loss) on swaps	-5 741 036.34
Realized gain (loss) on foreign exchange	19 021 485.19
Total realized gain (loss)	-251 118 699.17
Net realized gain (loss) of the financial year	217 178 356.60
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	49 166 572.81
Unrealized appreciation (depreciation) on options	-1 277 296.05
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	5 601 769.96
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	1 633 916.05
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	36 754 832.78
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-6 946 230.31
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	84 933 565.24
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	302 111 921.84

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.5.2019
Investments in securities, cost	516 649 985.27
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	12 316 188.59
Total investments in securities (Note 1)	528 966 173.86
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	33 701 462.51
Receivable on securities sales (Note 1)	8 632 622.89
Receivable on subscriptions	10 573 510.35
Interest receivable on securities	5 786 325.20
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	496 590.15
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	69 735.24
Total Assets	588 226 420.20
Liabilities	
Other short-term liabilities (Margins)	-193 294.49
Payable on redemptions	-11 792 471.67
Provisions for flat fee (Note 2)	-122 076.03
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-27 632.02
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-27 496.75
Total provisions	-177 204.80
Total Liabilities	-12 162 970.96
Net assets at the end of the financial year	576 063 449.24

Statement of Operations

	USD
Income	1.6.2018-31.5.2019
Interest on liquid assets	93 959.53
Interest on securities	27 757 931.43
Interest received on swaps (Note 1)	262 611.11
Income on securities lending (Note 16)	46 603.90
Other income (Note 4)	75 957.33
Total income	28 237 063.30
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-143 803.07
Flat fee (Note 2)	-3 212 554.22
Taxe d'abonnement (Note 3)	-210 349.91
Cost on securities lending (Note 16)	-18 641.56
Other commissions and fees (Note 2)	-103 994.22
Interest on cash and bank overdraft	-112 679.95
Total expenses	-3 802 022.93
Net income (loss) on investments	24 435 040.37
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-11 576 395.73
Realized gain (loss) on options	178 150.00
Realized gain (loss) on financial futures	27 108.95
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-17 363 701.80
Realized gain (loss) on swaps	-34 780.29
Realized gain (loss) on foreign exchange	-2 876 933.01
Total realized gain (loss)	-31 646 551.88
Net realized gain (loss) of the financial year	-7 211 511.51
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	28 118 735.43
Unrealized appreciation (depreciation) on options	-119 698.50
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	716 705.38
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	1 477 849.51
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	30 193 591.82
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	22 982 080.31

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

219

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.6.2018-31.5.2019
Net assets at the beginning of the financial year	713 024 008.47
Subscriptions	182 201 952.81
Redemptions	-340 211 159.45
Total net subscriptions (redemptions)	-158 009 206.64
Dividend paid	-1 933 432.90
Net income (loss) on investments	24 435 040.37
Total realized gain (loss)	-31 646 551.88
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	30 193 591.82
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	22 982 080.31
Net assets at the end of the financial year	576 063 449.24

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.6.2018-31.5.2019
Class	F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 154 508,8750
Number of shares issued	1 535 692,0000
Number of shares redeemed	-316 465,0280
Number of shares outstanding at the end of the financial year	2 373 735.8470
Class	I-A1-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	68 736,4000
Number of shares issued	99 813,5760
Number of shares redeemed	-13 089,3590
Number of shares outstanding at the end of the financial year	155 460.6170
Class	I-A3-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	537 562,1300
Number of shares issued	97 501,0000
Number of shares redeemed	-17 945,0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	617 118.1300
Class	I-B-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	45 826,7760
Number of shares issued	0,0000
Number of shares redeemed	-38 107,0140
Number of shares outstanding at the end of the financial year	7 719.7620
Class	(EUR hedged) I-B-dist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	410 000,0000
Number of shares issued	30 000,0000
Number of shares redeemed	0,0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	440 000.0000
Class	I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	72 895,2950
Number of shares issued	11 795,0230
Number of shares redeemed	-12 314,7800
Number of shares outstanding at the end of the financial year	72 375.5380
Class	P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	5 382 104,7620
Number of shares issued	2 814 253,2880
Number of shares redeemed	-3 008 643,3620
Number of shares outstanding at the end of the financial year	5 187 714.6880
Class	(CHF hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	48 206,9950
Number of shares issued	4 012,7860
Number of shares redeemed	-11 551,5740
Number of shares outstanding at the end of the financial year	40 668.2070
Class	Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	653 295,7510
Number of shares issued	103 021,9950
Number of shares redeemed	-485 727,2420
Number of shares outstanding at the end of the financial year	270 590.5040
Class	(CHF hedged) Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	130 387,1640
Number of shares issued	21 833,6290
Number of shares redeemed	-29 052,5840
Number of shares outstanding at the end of the financial year	123 168.2090

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

Class	(EUR hedged) Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 828 266.7050
Number of shares issued	410 048.6390
Number of shares redeemed	-1 274 368.1310
Number of shares outstanding at the end of the financial year	963 947.2130
Class	U-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	11 442.0000
Number of shares issued	227.0000
Number of shares redeemed	-2 929.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	8 740.0000

Annual Distribution¹

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
(EUR hedged) I-B-dist	1.8.2018	6.8.2018	EUR	4.04

¹ See note 5

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

221

Statement of Net Assets

	USD
	31.5.2019
Assets	
Investments in securities, cost	947 806 315.00
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-8 807 721.36
Total investments in securities (Note 1)	938 998 593.64
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	5 363 711.97
Receivable on securities sales (Note 1)	10 592 374.55
Receivable on subscriptions	30 898.41
Interest receivable on securities	14 129 103.08
Receivable on dividends	898.85
Other receivables	504 900.00
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	855 078.13
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	176 257.81
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	610 509.78
Total Assets	971 262 326.22
Liabilities	
Bank overdraft	-24.51
Other short-term liabilities (Margins)	-507 188.02
Interest payable on bank overdraft	-141.27
Payable on securities purchases (Note 1)	-4 968 987.50
Payable on redemptions	-370 754.54
Provisions for flat fee (Note 2)	-183 468.14
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-33 860.77
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-47 242.27
Total provisions	-264 571.18
Total Liabilities	-6 111 667.02
Net assets at the end of the financial year	965 150 659.20

Statement of Operations

	USD
	1.6.2018-31.5.2019
Income	
Interest on liquid assets	155 490.23
Interest on securities	63 118 677.85
Dividends	188 399.24
Interest received on swaps (Note 1)	271 899.06
Other income (Note 4)	60 659.56
Total income	63 795 125.94
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-186 997.06
Flat fee (Note 2)	-4 496 687.29
Taxe d'abonnement (Note 3)	-218 355.96
Other commissions and fees (Note 2)	-161 919.79
Interest on cash and bank overdraft	-21 553.90
Total expenses	-5 085 514.00
Net income (loss) on investments	58 709 611.94
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-13 058 098.83
Realized gain (loss) on options	6 419.30
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	2 580.47
Realized gain (loss) on financial futures	72 915.46
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-981 440.14
Realized gain (loss) on swaps	-702 576.83
Realized gain (loss) on foreign exchange	-241 998.41
Total realized gain (loss)	-14 902 198.98
Net realized gain (loss) of the financial year	43 807 412.96
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	9 355 448.69
Unrealized appreciation (depreciation) on options	-436 536.05
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	855 078.13
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-1 069 264.82
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	610 509.78
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	9 315 235.73
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	53 122 648.69

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

229

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.6.2018-31.5.2019
Net assets at the beginning of the financial year	1 098 109 693.43
Subscriptions	206 912 217.19
Redemptions	-383 522 198.27
Total net subscriptions (redemptions)	-176 609 981.08
Dividend paid	-9 471 701.84
Net income (loss) on investments	58 709 611.94
Total realized gain (loss)	-14 902 198.98
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	9 315 235.73
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	53 122 648.69
Net assets at the end of the financial year	965 150 659.20

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.6.2018-31.5.2019
Class	F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	330 158.5000
Number of shares issued	111 457.0000
Number of shares redeemed	-36 314.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	405 301.5000
Class	(GBP hedged) F-UKdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	6 532.6580
Number of shares issued	2 042.8890
Number of shares redeemed	-8 575.5470
Number of shares outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	I-A1-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	316 125.9590
Number of shares issued	195 682.7020
Number of shares redeemed	-265 046.3340
Number of shares outstanding at the end of the financial year	246 762.3270
Class	I-A2-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	9 428.6270
Number of shares issued	1 971.0000
Number of shares redeemed	0.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	11 399.6270
Class	I-B-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	86 131.0700
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-38 833.6110
Number of shares outstanding at the end of the financial year	47 297.4590
Class	I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	152 159.0730
Number of shares issued	21 936.1320
Number of shares redeemed	-75 487.6850
Number of shares outstanding at the end of the financial year	98 607.5200
Class	(CHF hedged) I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	149 827.0000
Number of shares issued	54 943.7450
Number of shares redeemed	-483.2800
Number of shares outstanding at the end of the financial year	204 287.4650
Class	(EUR hedged) I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	23 605.8120
Number of shares issued	12 791.7320
Number of shares redeemed	-23 391.7320
Number of shares outstanding at the end of the financial year	13 005.8120
Class	K-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	30 900.0000
Number of shares issued	30 088.6090
Number of shares redeemed	-30 900.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	30 088.6090
Class	P-6%-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	92 723.6770
Number of shares issued	13 876.8500
Number of shares redeemed	-21 618.0250
Number of shares outstanding at the end of the financial year	84 982.5020
Class	P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	411 401.9700
Number of shares issued	204 041.1020
Number of shares redeemed	-310 762.2200
Number of shares outstanding at the end of the financial year	304 680.8520
Class	(CHF hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	196 152.9680
Number of shares issued	1 610.4940
Number of shares redeemed	-42 834.0200
Number of shares outstanding at the end of the financial year	154 929.4420

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

Class	P-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 685 225.0360
Number of shares issued	245 330.3910
Number of shares redeemed	-579 001.4440
Number of shares outstanding at the end of the financial year	1 351 553.9830
Class	Q-6%-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	6 872.0260
Number of shares issued	1 593.4950
Number of shares redeemed	-2 220.2740
Number of shares outstanding at the end of the financial year	6 245.2470
Class	Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	107 401.8770
Number of shares issued	93 066.0460
Number of shares redeemed	-57 083.2130
Number of shares outstanding at the end of the financial year	143 384.7100
Class	(CHF hedged) Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	269 066.8770
Number of shares issued	2 431.2550
Number of shares redeemed	-106 279.1590
Number of shares outstanding at the end of the financial year	165 218.9730
Class	(EUR hedged) Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	57 502.8100
Number of shares issued	2 203.9850
Number of shares redeemed	-46 276.6160
Number of shares outstanding at the end of the financial year	13 430.1790
Class	Q-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	22 299.9170
Number of shares issued	46 988.3000
Number of shares redeemed	-10 609.6280
Number of shares outstanding at the end of the financial year	58 678.5890
Class	U-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	30 787.2360
Number of shares issued	1 423.0000
Number of shares redeemed	-7 404.5020
Number of shares outstanding at the end of the financial year	24 805.7340
Class	U-X-UKdist-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of shares issued	594.0000
Number of shares redeemed	-51.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	543.0000

Annual Distribution¹

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
(GBP hedged) F-UKdist	15.6.2018	20.6.2018	GBP	5.56

Monthly Distribution¹

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
I-A2-mdist	15.6.2018	20.6.2018	USD	0.33
I-A2-mdist	16.7.2018	19.7.2018	USD	0.33
I-A2-mdist	16.8.2018	21.8.2018	USD	0.33
I-A2-mdist	17.9.2018	20.9.2018	USD	0.33
I-A2-mdist	15.10.2018	18.10.2018	USD	0.33
I-A2-mdist	15.11.2018	20.11.2018	USD	0.33
I-A2-mdist	17.12.2018	20.12.2018	USD	0.33
I-A2-mdist	15.1.2019	18.1.2019	USD	0.33
I-A2-mdist	15.2.2019	20.2.2019	USD	0.33
I-A2-mdist	15.3.2019	20.3.2019	USD	0.33
I-A2-mdist	15.4.2019	18.4.2019	USD	0.33
I-A2-mdist	15.5.2019	20.5.2019	USD	0.33
P-6%-mdist	11.6.2018	14.6.2018	USD	0.43
P-6%-mdist	10.7.2018	13.7.2018	USD	0.43
P-6%-mdist	10.8.2018	16.8.2018	USD	0.43
P-6%-mdist	10.9.2018	13.9.2018	USD	0.44
P-6%-mdist	10.10.2018	15.10.2018	USD	0.44
P-6%-mdist	12.11.2018	15.11.2018	USD	0.42
P-6%-mdist	10.12.2018	13.12.2018	USD	0.42
P-6%-mdist	10.1.2019	15.1.2019	USD	0.41
P-6%-mdist	11.2.2019	14.2.2019	USD	0.42
P-6%-mdist	11.3.2019	14.3.2019	USD	0.43
P-6%-mdist	10.4.2019	15.4.2019	USD	0.43
P-6%-mdist	10.5.2019	15.5.2019	USD	0.44
P-mdist	15.6.2018	20.6.2018	USD	0.46
P-mdist	16.7.2018	19.7.2018	USD	0.46
P-mdist	16.8.2018	21.8.2018	USD	0.46
P-mdist	17.9.2018	20.9.2018	USD	0.46

¹ See note 5.

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

231

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
P-mdist	15.10.2018	18.10.2018	USD	0.46
P-mdist	15.11.2018	20.11.2018	USD	0.46
P-mdist	17.12.2018	20.12.2018	USD	0.46
P-mdist	15.1.2019	18.1.2019	USD	0.46
P-mdist	15.2.2019	20.2.2019	USD	0.46
P-mdist	15.3.2019	20.3.2019	USD	0.46
P-mdist	15.4.2019	18.4.2019	USD	0.46
P-mdist	15.5.2019	20.5.2019	USD	0.46
Q-6%-mdist	11.6.2018	14.6.2018	USD	0.51
Q-6%-mdist	10.7.2018	13.7.2018	USD	0.50
Q-6%-mdist	10.8.2018	16.8.2018	USD	0.51
Q-6%-mdist	10.9.2018	13.9.2018	USD	0.51
Q-6%-mdist	10.10.2018	15.10.2018	USD	0.51
Q-6%-mdist	12.11.2018	15.11.2018	USD	0.50
Q-6%-mdist	10.12.2018	13.12.2018	USD	0.49
Q-6%-mdist	10.1.2019	15.1.2019	USD	0.48
Q-6%-mdist	11.2.2019	14.2.2019	USD	0.50
Q-6%-mdist	11.3.2019	14.3.2019	USD	0.50
Q-6%-mdist	10.4.2019	15.4.2019	USD	0.51
Q-6%-mdist	10.5.2019	15.5.2019	USD	0.51
Q-mdist	15.6.2018	20.6.2018	USD	0.53
Q-mdist	16.7.2018	19.7.2018	USD	0.53
Q-mdist	16.8.2018	21.8.2018	USD	0.53
Q-mdist	17.9.2018	20.9.2018	USD	0.35
Q-mdist	15.10.2018	18.10.2018	USD	0.35
Q-mdist	15.11.2018	20.11.2018	USD	0.53
Q-mdist	17.12.2018	20.12.2018	USD	0.53
Q-mdist	15.1.2019	18.1.2019	USD	0.53
Q-mdist	15.2.2019	20.2.2019	USD	0.53
Q-mdist	15.3.2019	20.3.2019	USD	0.53
Q-mdist	15.4.2019	18.4.2019	USD	0.53
Q-mdist	15.5.2019	20.5.2019	USD	0.53
U-X-UKdist-mdist	16.8.2018	21.8.2018	USD	34.83
U-X-UKdist-mdist	17.9.2018	20.9.2018	USD	51.73
U-X-UKdist-mdist	15.10.2018	18.10.2018	USD	47.04
U-X-UKdist-mdist	15.11.2018	20.11.2018	USD	58.21
U-X-UKdist-mdist	17.12.2018	20.12.2018	USD	51.41
U-X-UKdist-mdist	15.1.2019	18.1.2019	USD	53.65
U-X-UKdist-mdist	15.2.2019	20.2.2019	USD	50.28
U-X-UKdist-mdist	15.3.2019	20.3.2019	USD	45.71
U-X-UKdist-mdist	15.4.2019	18.4.2019	USD	53.10
U-X-UKdist-mdist	15.5.2019	20.5.2019	USD	53.26

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the Net Asset Value

The net asset value and the issue, redemption and conversion price per share of each subfund or share class are expressed in the reference currency of the subfund or share class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each share class by the number of shares in circulation in this share class of the subfund.

A "business day" is a normal bank business day in Luxembourg (i.e. a day when the banks are open during normal business hours), except for 24 and 31 December; individual, non-statutory days of rest in Luxembourg; and days on which stock exchanges in the main countries in which the respective subfund invests are closed, or on which 50% or more of the investments of the subfund cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of subfund shares in circulation, taking into account the fees charged to that share class.

If the total subscriptions or redemptions of all the share classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the respective subfund's net asset value may be increased or reduced accordingly (so-called single swing pricing). The maximum adjustment amounts to 2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the subfund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a rise in the number of shares in the subfund concerned. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the shares. The Board of Directors of the Company can set a threshold value for each subfund. This may consist in the net movement on a trading day in relation to the net Fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value per share would be adjusted only if this threshold were to be exceeded on a trading day. This adjustment is

in favour of the subfund and disclosed in the Statement of Operations as "Other income".

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the last available price on the stock exchange that represents the major market for this investment will apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities and investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange but which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.
- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- Derivatives not listed at a stock exchange (OTC-derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation price obtained will be verified by means calculation methods recognised by the Company, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative is originates.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCI) are valued at their last-known net asset value. Certain units or shares of other UCITS and/or UCI can be valued on the basis of an estimation of their value that has been provided by reliable service providers, which are independent from the portfolio manager or the investment advisor (value estimation).

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the reference currency of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the applicable UBS Valuation Policy.

The Company is authorised to apply other generally recognised and verifiable valuation criteria in order to achieve an appropriate valuation of the net assets if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemptions of shares.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Valuation on options

Outstanding options traded on a regulated market are valued on the settlement price or the last available market price of the instruments. Options which are not listed on an official stock exchange (OTC options) are marked to market based upon daily prices obtained from Bloomberg option pricer functionality and checked against third party pricing agents. The realized gains or losses on options and the change in unrealized appreciation or depreciation on options are disclosed in the statement of operations and in the changes in net assets respectively under the positions realized gains (losses) on options and Unrealized appreciation (depreciation) on options.

f) Fair Value pricing principle

The fair value pricing principle applies for funds with main investments in Asian markets. The fair value principle takes into account important movements not reflected in the last available Exchange closing prices, by reevaluating all underlying assets of the Fund portfolio with snapshot prices at a specified time. The net asset value is then calculated based on these re-evaluated prices. The fair value principle is applicable only in case the deviation of a Fund specific benchmark exceeds 3%.

g) Net realized gains (losses) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

h) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

i) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction day.

j) Combined financial statements

The combined financial statements are expressed in USD. The various items of the combined statement of net assets and the combined statement of operations at 31 May 2019 of the investment company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into USD at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as of 31 May 2019:

Exchange rates		
USD 1 = EUR	0.897384	
USD 1 = CHF	1.005850	
USD 1 = CNY	6.903000	

For the liquidated or merged subfunds the exchange rates as at liquidation or merger date were used.

k) "Mortgage-backed securities"

The Company, in accordance with its investment policies, may invest in "mortgage-backed securities". A "mortgage-backed security" is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the "mortgage-backed security" of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasi-governmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each payoffdown associated with each payment of principal. This gain or loss has been included in "Net realized gain or loss on sales of securities" in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the Company's expected yield.

l) Receivable on securities sales,

Payable on securities purchases

The account "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The account "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

m) Swaps

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

n) Cross-subfunds investments

As per 31 May 2019 the subfunds of UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD), UBS (Lux) Bond SICAV – Multi Income (USD) and UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD) had the following investments in other subfunds of UBS (Lux) Bond SICAV:

UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD)	Amount in USD
UBS (Lux) Bond SICAV – ASIAN HIGH YIELD (USD) U-X-ACC	6 035 140.24
UBS (Lux) Bond SICAV – SHORT DURATION HIGH YIELD (USD) I-X-ACC	5 901 000.00
Total	11 936 140.24

UBS (Lux) Bond SICAV – Multi Income (USD)	Amount in USD
UBS (Lux) Bond SICAV – ASIAN HIGH YIELD (USD) U-X-ACC	394 085.65
Total	394 085.65

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)	Amount in USD
UBS (Lux) Bond SICAV – ASIAN HIGH YIELD (USD) U-X-ACC	10 527 716.65
UBS (Lux) Bond SICAV – SHORT DURATION HIGH YIELD (USD) I-X-ACC	20 063 400.00
Total	30 591 116.65

The total amount of cross subfund investments amounts to 42 921 342.54 USD. Accordingly, the adjusted combined net assets at the end of the financial year are 15 346 764 156.50 USD.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a monthly flat fee for each shareclass calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the table below:

UBS (Lux) Bond SICAV – 2023 (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	0.850%	0.900%
Share classes with "N" in their name	1.000%	1.050%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "I-A1" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%	0.510%
Share classes with "I-A3" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

UBS (Lux) Bond SICAV
– Asian Investment Grade Bonds (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.140%	1.190%
Share classes with "N" in their name	1.750%	1.800%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "I-A1" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A2" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Asian Local Currency Bond (USD)
UBS (Lux) Bond SICAV – Asian High Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.400%	1.450%
Share classes with "N" in their name	1.750%	1.800%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "Q" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "I-A1" in their name	0.680%	0.710%
Share classes with "I-A2" in their name	0.620%	0.650%
Share classes with "I-A3" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Convert Global (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "N" in their name	2.100%	2.150%
Share classes with "K-1" in their name	1.020%	1.050%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.480% ¹	0.510%
Share classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "I-A1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A2" in their name	0.560%	0.590%
Share classes with "I-A3" in their name	0.480%	0.510%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ UBS (Lux) Bond SICAV – Convert Global (EUR): Max 0.480% / Min 0.400%

UBS (Lux) Bond SICAV
– Global Short Term Flexible (USD)*

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	0.820%	0.870%
Share classes with "N" in their name	1.060%	1.110%
Share classes with "K-1" in their name	0.470%	0.500%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "Q" in their name	0.490%	0.540%
Share classes with "I-A1" in their name	0.370%	0.400%
Share classes with "I-A2" in their name	0.340%	0.370%
Share classes with "I-A3" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-B" in their name	0.040%	0.040%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* formerly UBS (Lux) Bond SICAV – Currency Diversifier 0/100

UBS (Lux) Bond SICAV – EUR Corporates (EUR)
UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.140%	1.190%
Share classes with "N" in their name	1.750%	1.800%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "I-A1" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A2" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.140%	1.190%
Share classes with "N" in their name	1.750%	1.800%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.440%	0.470%
Share classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "I-A1" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A2" in their name	0.510%	0.540%
Share classes with "I-A3" in their name	0.440%	0.470%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
– Emerging Markets Bonds 2018 (CHF)
UBS (Lux) Bond SICAV
– Emerging Markets Bonds 2018 (EUR)
UBS (Lux) Bond SICAV
– Emerging Markets Bonds 2018 (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "N" in their name	1.000%	1.050%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "Q" in their name	0.650%	0.700%
Share classes with "I-A1" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%	0.510%
Share classes with "I-A3" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.300%	1.350%
Share classes with "N" in their name	1.600%	1.650%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "Q" in their name	0.750%	0.800%
Share classes with "I-A1" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

UBS (Lux) Bond SICAV
– Emerging Markets Bonds 2021 (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	0.850%	0.900%
Share classes with "N" in their name	1.000%	1.050%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "I-A1" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%	0.510%
Share classes with "I-A3" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (EUR)
UBS (Lux) Bond SICAV
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.050%	1.100%
Share classes with "N" in their name	1.200%	1.250%
Share classes with "K-1" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "Q" in their name	0.750%	0.800%
Share classes with "I-A1" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%	0.510%
Share classes with "I-A3" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Europe (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.320%	1.370%
Share classes with "N" in their name	1.750%	1.800%
Share classes with "K-1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.380%	0.410%
Share classes with "Q" in their name	0.720%	0.770%
Share classes with "I-A1" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%	0.510%
Share classes with "I-A3" in their name	0.380%	0.410%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
– Short Term EUR Corporates (EUR)
UBS (Lux) Bond SICAV
– Short Term USD Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "N" in their name	1.600%	1.650%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.340%	0.370%
Share classes with "Q" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "I-A1" in their name	0.480%	0.510%
Share classes with "I-A2" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "I-A3" in their name	0.340%	0.370%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.260%	1.310%
Share classes with "N" in their name	1.750%	1.800%
Share classes with "K-1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "Q" in their name	0.720%	0.770%
Share classes with "I-A1" in their name	0.620%	0.650%
Share classes with "I-A2" in their name	0.580%	0.610%
Share classes with "I-A3" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
– Short Duration High Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.260%	1.310%
Share classes with "N" in their name	1.750%	1.800%
Share classes with "K-1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "Q" in their name	0.720%	0.770%
Share classes with "I-A1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A2" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A3" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – EUR Inflation-linked (EUR)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	0.900%
Share classes with "N" in their name	1.600%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.340%
Share classes with "Q" in their name	0.500%
Share classes with "I-A1" in their name	0.460%
Share classes with "I-A2" in their name	0.400%
Share classes with "I-A3" in their name	0.340%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Inflation-linked (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "N" in their name	1.600%	1.650%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "Q" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "I-A1" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%	0.510%
Share classes with "I-A3" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

UBS (Lux) Bond SICAV
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.500%	1.550%
Share classes with "N" in their name	1.750%	1.800%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.560%	0.590%
Share classes with "Q" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "I-A1" in their name	0.630%	0.660%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.560%	0.590%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
– Emerging Economies Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "N" in their name	2.000%	2.050%
Share classes with "K-1" in their name	1.020%	1.050%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "Q" in their name	0.980%	1.030%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – China Fixed Income (RMB)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.150%	1.200%
Share classes with "N" in their name	1.400%	1.450%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "Q" in their name	0.750%	0.800%
Share classes with "I-A1" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-B" in their name	0.180%	0.180%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.400%	1.450%
Share classes with "N" in their name	1.750%	1.800%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "Q" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "I-A1" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
– USD Investment Grade Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.140%	1.190%
Share classes with "N" in their name	1.750%	1.800%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "I-A1" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A2" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Multi Income (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.350%	1.400%
Share classes with "N" in their name	1.650%	1.700%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "Q" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "I-A1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

Out of the aforementioned flat fee the following fees are paid:

1. For the management, administration, portfolio management and distribution of the Company (if applicable), as well as for all the tasks of the Depositary, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the handling of payment transactions and all other tasks listed in the section "Depositary and main paying agent" of the sales prospectus, a maximum flat fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets, in accordance with the following provisions: This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat fee).

The relevant maximum flat fee will not be charged until the corresponding share classes have been launched. An overview of the maximum flat fees can be seen in the section "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.

2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses which are also charged to the Company:
 - a) all additional expenses related to management of the Company's assets for the sale and purchase of assets (bid/offer spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). These expenses are generally calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of shares, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section entitled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
 - b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as all fees of the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as any other fees paid to the auditor for the services it provides in relation to the administration of the Fund and as permissible by law;
 - d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Company, as well as for the general safeguarding of the interests of the Company and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

- e) costs for the publication of the Company's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
 - f) costs for the Company's legal documents (prospectuses, KIID, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
 - g) costs for the Company's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees, translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
 - h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Company, including fees for external advisers;
 - i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or usufructuary rights of the Company;
 - j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary for protecting the interests of the investors;
 - k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Company's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable and disclosed, and taken into account in the disclosure of the Company's total expense ratio (TER).
3. The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Company.

Out of the management commission sales fees are paid to distributors and asset managers of the Company.

The depositary, administrative agency and Company are nevertheless entitled to be reimbursed the costs of non-routine arrangements made by them in the interests of the investors; otherwise such expenses will be charged directly to the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat fee.

The Company will also bear all transaction expenses arising in connection with the administration of the Company's assets (brokerage commission in line with the market, fees, fiscal charges, etc.).

All taxes are levied on the income and assets of the Company, particularly the "taxe d'abonnement", will also be borne by the Company.

All costs which can be allocated to individual subfunds will be charged to these subfunds.

Costs which can be allocated to share classes will be charged to these share classes. If costs pertain to several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to the subfunds/share classes concerned in proportion to their relative net asset values.

In the subfunds that may invest in other UCI or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The upper limit for management fees of target funds in which the assets of the subfunds are invested amounts to a maximum of 3%, taking into account any trail fees.

In the case of investments in units of funds managed directly or indirectly by the Management Company or another company related to it by common management or control, or by a substantial direct or indirect holding, the subfund making the investment may not be charged with any of the target fund's issue or redemption commissions.

Details on the ongoing charges of the Company can be found in the KIID.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject in Luxembourg to the subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced taxe d'abonnement amounting to 0.01% p.a. for some share classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Company at the end of each quarter.

The taxe d'abonnement is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the taxe d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Income Distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfunds shall decide, at the proposal of the Board of Directors and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund resp each share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount of assets prescribed by law. If a distribution is made, payment will be effected no later than four months after the end of the financial year.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 6 – Commitments on Financial Futures and Swaps

Commitments on Financial Futures and Swaps subfund and respective currency as of 31 May 2019 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Bond SICAV	Financial Futures on bonds (bought)	Financial Futures on bonds (sold)
– Asian High Yield (USD)	3 929 250.00 USD	- USD
– Asian Investment Grade Bonds (USD)	2 674 062.51 USD	4 816 500.00 USD
– Emerging Economies Corporates (USD)	58 689 718.96 USD	34 982 953.13 USD
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	- USD	2 048 203.13 USD
– Emerging Europe (EUR)	1 537 020.00 EUR	813 787.19 EUR
– Global Corporates (USD)	68 723 964.41 USD	53 583 440.93 USD
– Global Dynamic (USD)	45 441 730.11 USD	238 392 738.91 USD
– Global Inflation-linked (USD)	35 779 257.76 USD	64 550 936.61 USD
– Global Short Term Flexible (USD)*	2 498 261.26 USD	6 578 534.46 USD
– Multi Income (USD)	136 546.88 USD	926 685.02 USD
– Short Term USD Corporates (USD)	279 073 438.80 USD	96 241 094.16 USD
– USD Corporates (USD)	52 347 750.00 USD	- USD
– USD High Yield (USD)	69 712 500.00 USD	- USD
– USD Investment Grade Corporates (USD)	374 322 031.73 USD	- USD

* Formerly UBS (Lux) Bond SICAV – Currency Diversifier (USD)

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Swaps

UBS (Lux) Bond SICAV	Credit default swaps (bought)	Credit default swaps (sold)
– Asian High Yield (USD)	20 300 473.00 USD	- USD
– Asian Investment Grade Bonds (USD)	4 060 094.60 USD	- USD
– Emerging Economies Corporates (USD)	2 518 287.30 USD	- USD
– Global Corporates (USD)	- USD	408 388.45 USD
– Global Dynamic (USD)	15 768 603.18 USD	15 858 172.54 USD
– Multi Income (USD)	522 750.44 USD	- USD
– Short Duration High Yield (USD)	- USD	6 273 005.33 USD
– USD High Yield (USD)	- USD	11 500 509.78 USD

UBS (Lux) Bond SICAV	Swaps and forward swaps on interest rates (bought)	Swaps and forward swaps on interest rates (sold)
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	- USD	58 985 005.17 USD
– Floating Rate Income (USD)	327 161 150.00 USD	- USD
– Global Dynamic (USD)	431 849 827.40 USD	328 043 102.41 USD
– Global Inflation-linked (USD)	94 978 900.30 USD	79 205 026.81 USD
– Global Short Term Flexible (USD)*	2 323 958.93 USD	- USD

* Formerly UBS (Lux) Bond SICAV – Currency Diversifier (USD)

UBS (Lux) Bond SICAV	Swaps and forward swaps on indices (bought)	Swaps and forward swaps on indices (sold)
– Floating Rate Income (USD)	- USD	13 211 798.34 USD

UBS (Lux) Bond SICAV	Swaps and forward swaps on cross currencies (bought)	Swaps and forward swaps on cross currencies (sold)
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	- USD	3 427 210.34 USD
– Global Dynamic (USD)	- USD	9 082 107.39 USD

UBS (Lux) Bond SICAV	Swaps and forward swaps on currencies (bought)	Swaps and forward swaps on currencies (sold)
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	- USD	651 169.96 USD

Note 7 – Soft dollar arrangements

During the financial year from 1 June 2018 until 31 May 2019, no “soft dollar arrangements” were entered into on behalf of UBS (Lux) Bond SICAV and “soft dollars” amount to nil.

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER” in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– 2023 (USD) I-A1-acc	0.57%
– 2023 (USD) K-1-acc	0.67%
– 2023 (USD) K-1-dist	0.67%
– 2023 (USD) K-1-qdist	0.67%
– 2023 (USD) P-acc	0.92%
– 2023 (USD) P-dist	0.92%
– 2023 (USD) P-qdist	0.92%
– 2023 (USD) (HKD) P-qdist	0.92%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)	UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
- 2023 (USD) Q-acc	0.67%	- Emerging Economies Corporates (USD) F-acc	0.68%
- 2023 (USD) Q-dist	0.67%	- Emerging Economies Corporates (USD) I-X-acc	0.03%
- 2023 (USD) Q-UKdist-qdist	0.67%	- Emerging Economies Corporates (USD) I-X-dist	0.03%
- Asian High Yield (USD) F-acc	0.54%	- Emerging Economies Corporates (USD) K-X-acc	0.08%
- Asian High Yield (USD) I-A1-acc	0.71%	- Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) K-X-mdist	0.07%
- Asian High Yield (USD) I-B-acc	0.14%	- Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) P-4%-qdist	1.91%
- Asian High Yield (USD) I-X-dist	0.03%	- Emerging Economies Corporates (USD) P-acc	1.86%
- Asian High Yield (USD) K-1-acc	0.97%	- Emerging Economies Corporates (USD) (CHF hedged) P-acc	1.86%
- Asian High Yield (USD) K-X-acc	0.06%	- Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) P-acc	1.86%
- Asian High Yield (USD) (EUR hedged) K-X-mdist	0.07%	- Emerging Economies Corporates (USD) P-dist	1.86%
- Asian High Yield (USD) P-acc	1.47%	- Emerging Economies Corporates (USD) (CHF hedged) P-dist	1.86%
- Asian High Yield (USD) (CHF hedged) P-acc	1.47%	- Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) P-dist	1.87%
- Asian High Yield (USD) (EUR hedged) P-acc	1.47%	- Emerging Economies Corporates (USD) Q-acc	1.04%
- Asian High Yield (USD) P-dist	1.46%	- Emerging Economies Corporates (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.04%
- Asian High Yield (USD) P-mdist	1.47%	- Emerging Economies Corporates (USD) Q-dist	1.04%
- Asian High Yield (USD) Q-acc	0.87%	- Emerging Economies Corporates (USD) (CHF hedged) Q-dist	1.04%
- Asian High Yield (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.89%	- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) I-A1-acc	0.66%
- Asian High Yield (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.88%	- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) I-B-acc	0.15%
- Asian High Yield (USD) Q-dist	0.88%	- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) I-X-acc	0.03%
- Asian High Yield (USD) Q-mdist	0.89%	- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) K-1-acc	0.96%
- Asian High Yield (USD) U-X-acc	0.00%	- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) P-acc	1.56%
- Asian Investment Grade Bonds (USD) I-B-acc	0.09%	- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) P-dist	1.56%
- Asian Investment Grade Bonds (USD) U-X-acc	0.03%	- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) P-mdist	1.56%
- China Fixed Income (RMB) I-A2-acc	0.85%	- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) Q-acc	0.89%
- China Fixed Income (RMB) I-B-acc	0.21%	- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) U-X-acc	0.03%
- China Fixed Income (RMB) (JPY) I-B-mdist	0.22%	- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) U-X-UKdist-mdist	0.03%
- China Fixed Income (RMB) (USD) K-X-acc	0.08%	- Emerging Europe (EUR) I-A3-dist	0.40%
- China Fixed Income (RMB) P-acc	1.22%	- Emerging Europe (EUR) P-4%-qdist	1.44%
- China Fixed Income (RMB) (EUR) P-acc	1.27%	- Emerging Europe (EUR) P-acc	1.38%
- China Fixed Income (RMB) (USD) P-acc	1.35%	- Emerging Europe (EUR) P-dist	1.38%
- China Fixed Income (RMB) Q-acc	0.84%	- Emerging Europe (EUR) Q-acc	0.78%
- China Fixed Income (RMB) (EUR) Q-acc	0.84%	- Emerging Europe (EUR) Q-dist	0.78%
- China Fixed Income (RMB) (USD) Q-acc	0.83%	- Emerging Markets Bonds 2021 (USD) K-1-acc	0.67%
- China Fixed Income (RMB) U-X-acc	0.05%	- Emerging Markets Bonds 2021 (USD) K-1-dist	0.67%
- China Fixed Income (RMB) U-X-UKdist-mdist	0.04%	- Emerging Markets Bonds 2021 (USD) K-1-qdist	0.67%
- Convert Global (EUR) F-acc	0.43%	- Emerging Markets Bonds 2021 (USD) K-X-acc	0.07%
- Convert Global (EUR) (CHF hedged) F-acc	0.43%	- Emerging Markets Bonds 2021 (USD) P-acc	0.91%
- Convert Global (EUR) (USD hedged) F-acc	0.43%	- Emerging Markets Bonds 2021 (USD) P-dist	0.92%
- Convert Global (EUR) I-A1-acc	0.63%	- Emerging Markets Bonds 2021 (USD) P-qdist	0.91%
- Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-A1-acc	0.63%	- Emerging Markets Bonds 2021 (USD) Q-acc	0.67%
- Convert Global (EUR) I-A2-acc	0.59%	- Emerging Markets Bonds 2021 (USD) Q-dist	0.67%
- Convert Global (EUR) I-A2-dist	0.59%	- EUR Corporates (EUR) F-acc	0.38%
- Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-A2-dist	0.59%	- EUR Corporates (EUR) P-acc	1.21%
- Convert Global (EUR) I-A3-acc	0.50%	- EUR Corporates (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.20%
- Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-A3-acc	0.50%	- EUR Corporates (EUR) Q-acc	0.66%
- Convert Global (EUR) (USD hedged) I-A3-acc	0.51%	- EUR Corporates (EUR) (CHF hedged) Q-acc	0.67%
- Convert Global (EUR) I-A3-dist	0.51%	- EUR Corporates (EUR) U-X-acc	0.03%
- Convert Global (EUR) (USD hedged) I-B-acc	0.09%	- EUR Corporates (EUR) (CHF hedged) U-X-acc	0.03%
- Convert Global (EUR) I-X-acc	0.03%	- Floating Rate Income (USD) I-X-acc	0.03%
- Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%	- Floating Rate Income (USD) K-1-acc	0.96%
- Convert Global (EUR) I-X-dist	0.03%	- Floating Rate Income (USD) K-1-mdist	0.96%
- Convert Global (EUR) K-X-acc	0.07%	- Floating Rate Income (USD) (HKD) K-1-mdist	0.96%
- Convert Global (EUR) P-acc	1.86%	- Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) K-X-acc	0.06%
- Convert Global (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.86%	- Floating Rate Income (USD) P-acc	1.35%
- Convert Global (EUR) (USD hedged) P-acc	1.88%	- Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) P-acc	1.36%
- Convert Global (EUR) P-dist	1.86%	- Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) P-acc	1.36%
- Convert Global (EUR) Q-acc	0.97%	- Floating Rate Income (USD) (GBP hedged) P-acc	1.35%
- Convert Global (EUR) (CHF hedged) Q-acc	0.97%	- Floating Rate Income (USD) P-dist	1.36%
- Convert Global (EUR) (USD hedged) Q-acc	0.97%	- Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) P-dist	1.36%
- Convert Global (EUR) Q-dist	0.97%	- Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) P-dist	1.35%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Floating Rate Income (USD) P-mdist	1.35%
– Floating Rate Income (USD) (HKD) P-mdist	1.36%
– Floating Rate Income (USD) Q-acc	0.81%
– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.81%
– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.81%
– Floating Rate Income (USD) (GBP hedged) Q-acc	0.81%
– Floating Rate Income (USD) Q-dist	0.80%
– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) Q-dist	0.81%
– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.81%
– Floating Rate Income (USD) (GBP hedged) Q-dist	0.80%
– Floating Rate Income (USD) Q-mdist	0.84%
– Floating Rate Income (USD) U-X-UKdist-mdist	0.03%
– Global Corporates (USD) (CHF hedged) I-A1-acc	0.60%
– Global Corporates (USD) I-A2-acc	0.24%
– Global Corporates (USD) I-B-acc	0.11%
– Global Corporates (USD) (CHF hedged) I-B-acc	0.11%
– Global Corporates (USD) I-X-acc	0.05%
– Global Corporates (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.05%
– Global Corporates (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.05%
– Global Corporates (USD) I-X-UKdist	0.05%
– Global Corporates (USD) (CHF hedged) U-X-acc	0.05%
– Global Corporates (USD) U-X-dist	0.05%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) F-acc	0.57%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) I-B-acc	0.09%
– Global Dynamic (USD) I-X-acc	0.03%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.03%
– Global Dynamic (USD) K-X-acc	0.07%
– Global Dynamic (USD) P-acc	1.48%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) P-acc	1.48%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) P-acc	1.48%
– Global Dynamic (USD) P-dist	1.48%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) P-dist	1.47%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) P-dist	1.48%
– Global Dynamic (USD) Q-acc	0.89%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.86%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.89%
– Global Dynamic (USD) Q-dist	0.88%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) Q-dist	0.88%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.87%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-A1-acc	0.54%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-A1-dist	0.55%
– Global Inflation-linked (USD) I-A2-acc	0.51%
– Global Inflation-linked (USD) I-A3-acc	0.45%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-A3-acc	0.44%
– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) I-A3-acc	0.44%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-B-acc	0.09%
– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) K-1-acc	0.62%
– Global Inflation-linked (USD) P-acc	0.96%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) P-acc	0.97%
– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) P-acc	0.96%
– Global Inflation-linked (USD) Q-acc	0.57%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.57%
– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.56%
– Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) K-1-acc ^{1a}	0.58%
– Global Short Term Flexible (USD) P-acc ¹	0.93%
– Global Short Term Flexible (USD) (CHF hedged) P-acc ^{1a}	0.92%
– Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) P-acc ^{1a}	0.93%
– Global Short Term Flexible (USD) P-dist ¹	0.93%
– Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) Q-acc ^{1a}	0.56%

¹ Formerly UBS Bond SICAV – Currency Diversifier (USD)² See note 13

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Multi Income (USD) (EUR hedged) N-acc	1.71%
– Multi Income (USD) P-acc	1.42%
– Multi Income (USD) (EUR hedged) P-acc	1.41%
– Multi Income (USD) P-mdist	1.42%
– Multi Income (USD) Q-acc	0.87%
– Multi Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.86%
– Short Duration High Yield (USD) (CHF hedged) F-acc	0.51%
– Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) F-acc	0.52%
– Short Duration High Yield (USD) I-A1-acc	0.62%
– Short Duration High Yield (USD) (CHF hedged) I-A1-acc	0.62%
– Short Duration High Yield (USD) I-A2-acc	0.58%
– Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) I-A2-acc	0.58%
– Short Duration High Yield (USD) I-B-acc	0.10%
– Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) I-B-acc	0.09%
– Short Duration High Yield (USD) I-X-acc	0.03%
– Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.03%
– Short Duration High Yield (USD) I-X-UKdist	0.03%
– Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) K-1-acc	0.76%
– Short Duration High Yield (USD) K-X-acc	0.06%
– Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) K-X-acc	0.04%
– Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) N-dist	1.81%
– Short Duration High Yield (USD) P-acc	1.32%
– Short Duration High Yield (USD) (CHF hedged) P-acc	1.32%
– Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) P-acc	1.32%
– Short Duration High Yield (USD) P-mdist	1.32%
– Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) P-qdist	1.36%
– Short Duration High Yield (USD) Q-acc	0.78%
– Short Duration High Yield (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.78%
– Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.78%
– Short Duration High Yield (USD) Q-dist	0.78%
– Short Duration High Yield (USD) Q-mdist	0.79%
– Short Term EUR Corporates (EUR) F-acc	0.37%
– Short Term EUR Corporates (EUR) (CHF hedged) F-acc	0.37%
– Short Term EUR Corporates (EUR) (USD hedged) F-acc	0.37%
– Short Term EUR Corporates (EUR) I-A1-acc	0.51%
– Short Term EUR Corporates (EUR) I-A3-acc	0.37%
– Short Term EUR Corporates (EUR) I-B-acc	0.09%
– Short Term EUR Corporates (EUR) I-X-acc	0.03%
– Short Term EUR Corporates (EUR) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%
– Short Term EUR Corporates (EUR) (USD hedged) I-X-acc	0.03%
– Short Term EUR Corporates (EUR) P-acc	0.97%
– Short Term EUR Corporates (EUR) Q-acc	0.58%
– Short Term EUR Corporates (EUR) (CHF hedged) U-X-acc	0.03%
– Short Term USD Corporates (USD) F-acc	0.37%
– Short Term USD Corporates (USD) (CHF hedged) F-acc	0.37%
– Short Term USD Corporates (USD) (EUR hedged) F-acc	0.36%
– Short Term USD Corporates (USD) I-A1-acc	0.51%
– Short Term USD Corporates (USD) I-A2-acc	0.44%
– Short Term USD Corporates (USD) I-B-acc	0.09%
– Short Term USD Corporates (USD) (EUR hedged) I-B-acc	0.09%
– Short Term USD Corporates (USD) I-X-acc	0.03%
– Short Term USD Corporates (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%
– Short Term USD Corporates (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.03%
– Short Term USD Corporates (USD) (EUR hedged) I-X-UKdist	0.02%
– Short Term USD Corporates (USD) K-X-acc	0.07%
– Short Term USD Corporates (USD) (EUR hedged) K-X-acc	0.07%
– Short Term USD Corporates (USD) P-acc	0.97%
– Short Term USD Corporates (USD) Q-acc	0.56%
– Short Term USD Corporates (USD) U-X-acc	0.03%
– Short Term USD Corporates (USD) U-X-UKdist-mdist	0.03%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– USD Corporates (USD) F-acc	0.39%
– USD Corporates (USD) I-A1-acc	0.53%
– USD Corporates (USD) I-A3-acc	0.39%
– USD Corporates (USD) I-B-acc	0.09%
– USD Corporates (USD) (EUR hedged) I-B-dist	0.09%
– USD Corporates (USD) I-X-acc	0.03%
– USD Corporates (USD) P-acc	1.21%
– USD Corporates (USD) (CHF hedged) P-acc	1.20%
– USD Corporates (USD) Q-acc	0.66%
– USD Corporates (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.67%
– USD Corporates (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.66%
– USD Corporates (USD) U-X-acc	0.03%
– USD High Yield (USD) F-acc	0.55%
– USD High Yield (USD) I-A1-acc	0.64%
– USD High Yield (USD) I-A2-mdist	0.61%
– USD High Yield (USD) I-B-acc	0.09%
– USD High Yield (USD) I-X-acc	0.03%
– USD High Yield (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%
– USD High Yield (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.03%
– USD High Yield (USD) K-X-acc	0.05%
– USD High Yield (USD) P-6%-mdist	1.32%
– USD High Yield (USD) P-acc	1.32%
– USD High Yield (USD) (CHF hedged) P-acc	1.32%
– USD High Yield (USD) P-mdist	1.32%
– USD High Yield (USD) Q-6%-mdist	0.78%
– USD High Yield (USD) Q-acc	0.79%
– USD High Yield (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.78%
– USD High Yield (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.77%
– USD High Yield (USD) Q-mdist	0.80%
– USD High Yield (USD) U-X-acc	0.03%
– USD High Yield (USD) U-X-UKdist-mdist	0.03%
– USD Investment Grade Corporates (USD) F-acc	0.39%
– USD Investment Grade Corporates (USD) U-X-acc	0.03%
– USD Investment Grade Corporates (USD) (CHF hedged) U-X-acc	0.03%

The effective flat fee may change during the reporting period (see note 2).

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 May 2019, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions, as follows:

UBS (Lux) Bond SICAV	Transaction costs
– 2023 (USD)	– USD
– Asian High Yield (USD)	11 249.10 USD
– Asian Investment Grade Bonds (USD)	4 071.60 USD
– Asian Local Currency Bond (USD)	54 712.91 USD
– China Fixed Income (RMB)	222 686.06 CNY
– Convert Global (EUR)	15 182.51 EUR
– Emerging Economies Corporates (USD)	25 772.06 USD
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	3 883.10 USD
– Emerging Europe (EUR)	596.34 EUR
– Emerging Markets Bonds 2018 (CHF)	– CHF
– Emerging Markets Bonds 2018 (EUR)	– EUR
– Emerging Markets Bonds 2018 (USD)	– USD
– Emerging Markets Bonds 2021 (USD)	– USD
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (EUR)	– EUR
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (USD)	– USD
– EUR Corporates (EUR)	2 753.10 EUR
– EUR Inflation-linked (EUR)	– EUR
– Floating Rate Income (USD)	1 119.22 USD
– Global Corporates (USD)	27 440.17 USD
– Global Dynamic (USD)	61 370.81 USD
– Global Inflation-linked (USD)	29 473.55 USD
– Global Short Term Flexible (USD)*	4 420.58 USD
– Multi Income (USD)	1 177.91 USD
– Short Duration High Yield (USD)	1 972.00 USD
– Short Term EUR Corporates (EUR)	– EUR
– Short Term USD Corporates (USD)	61 190.00 USD
– USD Corporates (USD)	26 761.20 USD
– USD High Yield (USD)	8 554.82 USD
– USD Investment Grade Corporates (USD)	119 709.10 USD

* formerly UBS (Lux) Bond SICAV – Currency Diversifier (USD)

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

Note 10 – Mergers

The following mergers occurred:

Subfunds	Merged into	Date
UBS (Lux) Bond SICAV – Asian Local Currency Bond (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	21.6.2018
UBS (Lux) Bond SICAV – EUR Inflation-linked (EUR)	UBS (Lux) Bond SICAV – Global Inflation- linked (USD)	17.9.2018

Note 11 – Change of name

As of 31 May 2019 the following change of name occurred:

Previous name	New name
UBS (Lux) Bond SICAV – Currency Diversifier (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Global Short Term Flexible (USD)

Note 12 – Maturity

As of 17 December 2018 the following subfunds came to maturity:

UBS (Lux) Bond SICAV
 – Emerging Markets Bonds 2018 (CHF)
 UBS (Lux) Bond SICAV
 – Emerging Markets Bonds 2018 (EUR)
 UBS (Lux) Bond SICAV
 – Emerging Markets Bonds 2018 (USD)
 UBS (Lux) Bond SICAV
 – Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (EUR)
 UBS (Lux) Bond SICAV
 – Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (USD)

Note 13 – Change of name

The Board of Directors of the Company decided to change the name of the share classes of the subfund UBS (Lux) Bond SICAV – Global Short Term Flexible (USD)* with effect 30 November 2018 as follows:

Previous description	New description
(EUR) K-1-acc	(EUR hedged) K-1-acc
(CHF) P-acc	(CHF hedged) P-acc
(EUR) P-acc	(EUR hedged) P-acc
(EUR) Q-acc	(EUR hedged) Q-acc

* Formerly UBS (Lux) Bond SICAV – Currency Diversifier (USD)

Note 14 – Subsequent event

The Swiss UBS asset management business was transferred from UBS AG to UBS Asset Management Switzerland AG, a member of UBS Group. The transfer became effective on 17 June 2019.

UBS Asset Management Switzerland AG is a FINMA approved asset manager of collective investment schemes.

Note 15 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the Depositary can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which Company shares were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only the German version was audited by the auditors. However, in the case of shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Company and the depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Company.

Note 16 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepositary/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond SICAV – Asian High Yield (USD)		
Bank of America	-157.38 USD	0.00 USD
Barclays	-340 473.00 USD	0.00 USD
Citibank	-11 167.12 USD	0.00 USD
HSBC	37 120.52 USD	0.00 USD
J.P. Morgan	-20 187.16 USD	0.00 USD
State Street	87 945.37 USD	0.00 USD
UBS AG	179 301.61 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	441.61 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Asian Investment Grade Bonds (USD)		
Barclays	-68 094.60 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Convert Global (EUR)		
Goldman Sachs	2 403 271.22 EUR	0.00 EUR
J.P. Morgan	-546 788.92 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-31 899 821.69 EUR	1 890 000.00 EUR
Westpac Banking Corp	-23 172.58 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Corporates (USD)		
Barclays	3 447.44 USD	0.00 USD
HSBC	475 712.70 USD	404 509.05 USD
State Street	32 822.45 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	362.08 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD)		
Bank of America	156 506.54 USD	0.00 USD
Barclays	-1 577 639.30 USD	0.00 USD
Citibank	-226 746.64 USD	0.00 USD
Credit Suisse	6 453.36 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-1 892 063.51 USD	0.00 USD
HSBC	54 423.46 USD	0.00 USD
J.P. Morgan	65 369.23 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-83 046.23 USD	0.00 USD
State Street	115 119.90 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Europe (EUR)		
Bank of America	-10 819.38 EUR	0.00 EUR
Bardays	9 750.69 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	325.89 EUR	0.00 EUR
Citibank	20 736.09 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	-26 306.31 EUR	0.00 EUR
HSBC	-29 214.38 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-4 335.34 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	46 624.05 EUR	0.00 EUR
State Street	-61 729.06 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – EUR Corporates (EUR)		
Citibank	2 079 990.22 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	63 932.85 EUR	0.00 EUR
State Street	-2 052.14 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD)		
Bank of America	-40 328.71 USD	0.00 USD
Bardays	-446.62 USD	0.00 USD
Citibank	3 873.03 USD	0.00 USD
HSBC	-42 717.42 USD	0.00 USD
JP Morgan	113 523.56 USD	0.00 USD
State Street	-8 236.32 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Corporates (USD)		
Bank of America	142 118.40 USD	0.00 USD
Bardays	2 495.46 USD	0.00 USD
Citibank	2 318 026.29 USD	0.00 USD
HSBC	1 034 379.27 USD	0.00 USD
JP Morgan	-27 256.67 USD	0.00 USD
State Street	426 371.57 USD	0.00 USD
UBS AG	38 098.39 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD)		
Bank of America	807.62 USD	0.00 USD
Bardays	262 881.31 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-118 596.47 USD	0.00 USD
Citibank	38 316.52 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	86 079.89 USD	0.00 USD
HSBC	494 455.69 USD	0.00 USD
JP Morgan	440 215.83 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	618 243.23 USD	0.00 USD
State Street	765 214.65 USD	0.00 USD
UBS AG	1 698 952.15 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	17 298.54 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Inflation-linked (USD)		
Canadian Imperial Bank	-28 979.03 USD	0.00 USD
Citibank	586 320.42 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	2 027.14 USD	0.00 USD
HSBC	13 946.44 USD	0.00 USD
JP Morgan	337 252.81 USD	422 740.04 USD
State Street	-94 984.78 USD	0.00 USD
UBS AG	496 127.95 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Short Term Flexible (USD)*		
Citibank	465.59 USD	0.00 USD
JP Morgan	289.88 USD	0.00 USD
UBS AG	101 098.60 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	471.63 USD	0.00 USD

* Formerly UBS (Lux) Bond SICAV – Currency Diversifier (USD)

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond SICAV – Multi Income (USD)		
J.P. Morgan	3 118.90 USD	0.00 USD
State Street	-21 669.20 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-5 344.12 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Short Duration High Yield (USD)		
Citibank	5 286.00 USD	0.00 USD
HSBC	-392 972.36 USD	0.00 USD
J.P. Morgan	389 595.95 USD	0.00 USD
State Street	-769.93 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term EUR Corporates (EUR)		
Bardays	-187.61 EUR	0.00 EUR
Citibank	2 536 211.32 EUR	0.00 EUR
HSBC	43 679.39 EUR	0.00 EUR
J.P. Morgan	95 618.92 EUR	0.00 EUR
State Street	6 756.34 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term USD Corporates (USD)		
Bank of America	13 745.66 USD	0.00 USD
Citibank	-145 633.89 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	3 057 993.80 USD	0.00 USD
HSBC	-935 771.92 USD	0.00 USD
J.P. Morgan	11 238.99 USD	0.00 USD
State Street	97 580.10 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)		
Bank of America	75.00 USD	0.00 USD
Citibank	2 150.40 USD	0.00 USD
State Street	65 213.43 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	2 371.41 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)		
Bardays	-11 354.51 USD	0.00 USD
Citibank	17 620.00 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	0.00 USD	330 000.00 USD
State Street	187 918.35 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-306.03 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – USD Investment Grade Corporates (USD)		
Bank of America	325.00 USD	30 000.00 USD
J.P. Morgan	7 465.44 USD	0.00 USD
State Street	842 004.44 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Convert Global (EUR)		
Composition of collateral by type of assets		Weight %
UBS AG		
Cash		100.00%
Bonds		0.00%
Equities		0.00%
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Corporates (USD)		
Composition of collateral by type of assets		Weight %
HSBC		
Cash		100.00%
Bonds		0.00%
Equities		0.00%
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Inflation-linked (USD)		
Composition of collateral by type of assets		Weight %
Morgan Stanley		
Cash		100.00%
Bonds		0.00%
Equities		0.00%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)	
Composition of collateral by type of assets	Weight %
Morgan Stanley	
Cash	100.00%
Bonds	0.00%
Equities	0.00%

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Investment Grade Corporates (USD)	
Composition of collateral by type of assets	Weight %
Bank of America	
Cash	100.00%
Bonds	0.00%
Equities	0.00%

Securities Lending

UBS (Lux) Bond SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 May 2019		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 May 2019		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– 2023 (USD)	218 468 658.55 USD	232 594 684.19 USD	40.21	59.79	0.00
– Asian High Yield (USD)	70 255 377.53 USD	74 798 039.49 USD	40.21	59.79	0.00
– Asian Investment Grade Bonds (USD)	14 936 226.46 USD	15 901 992.07 USD	40.21	59.79	0.00
– Convert Global (EUR)	12 842 441.89 EUR	13 672 824.90 EUR	40.21	59.79	0.00
– Emerging Economies Corporates (USD)	144 527 812.75 USD	153 872 876.71 USD	40.21	59.79	0.00
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	19 682 630.54 USD	20 955 295.21 USD	40.21	59.79	0.00
– Emerging Europe (EUR)	18 608 657.47 EUR	19 811 879.82 EUR	40.21	59.79	0.00
– Emerging Markets Bonds 2021 (USD)	25 082 284.92 USD	26 704 087.35 USD	40.21	59.79	0.00
– EUR Corporates (EUR)	243 528 538.08 EUR	259 274 917.42 EUR	40.21	59.79	0.00
– Global Corporates (USD)	66 757 399.28 USD	71 073 884.49 USD	40.21	59.79	0.00
– Global Dynamic (USD)	114 657 207.57 USD	122 070 859.78 USD	40.21	59.79	0.00
– Global Inflation-linked (USD)	48 827 275.75 USD	51 984 412.13 USD	40.21	59.79	0.00
– Global Short Term Flexible (USD)*	15 418 174.03 USD	16 415 102.02 USD	40.21	59.79	0.00
– Short Term EUR Corporates (EUR)	104 710 620.54 EUR	111 481 133.62 EUR	40.21	59.79	0.00
– Short Term USD Corporates (USD)	53 234 989.17 USD	56 677 125.11 USD	40.21	59.79	0.00
– USD Corporates (USD)	2 913 370.78 USD	3 101 747.23 USD	40.21	59.79	0.00
– USD Investment Grade Corporates (USD)	82 307 546.67 USD	87 629 493.17 USD	40.21	59.79	0.00

* Formerly UBS (Lux) Bond SICAV – Currency Diversifier (USD)

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2019

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 May 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Notes, fixed rate

USD			
USD ABBOTT LABORATORIES 4.90000% 16-30-11-46	3,000,000.00	3,520,523.40	0.61
USD AEP TEXAS INC 4.15000% 19-01-03-49	3,625,000.00	3,771,289.77	0.65
USD AERCAP IRE CAP (TDG) LB AURA TRUST 5.00000% 15-01-10-21	1,500,000.00	1,562,785.05	0.27
USD ALTRIA GROUP INC 5.95000% 19-11-02-49	2,900,000.00	2,730,941.25	0.47
USD AMAZON.COM INC 4.80000% 14-05-12-34	1,750,000.00	2,096,811.05	0.36
USD AMERICAN EXPRESS CO-SUB 3.62500% 14-05-12-24	7,000,000.00	7,267,178.10	1.26
USD ANADARKO PETROLEUM CORP 4.85000% 16-15-09-21	1,394,000.00	1,439,720.55	0.25
USD ANGLO-AMERICAN CAPITAL PLC-1AAA 4.12500% 16-15-04-21	1,500,000.00	1,524,675.00	0.26
USD ANGLO-AMERICAN CAPITAL PLC-1AAA 4.87500% 15-14-05-23	2,000,000.00	2,112,775.20	0.37
USD ANHEUSER-BUSCH COS 4.70000% 19-01-02-36	4,750,000.00	4,900,556.95	0.85
USD ANTHEM INC 3.12500% 12-15-05-22	2,215,000.00	2,235,903.40	0.39
USD APPLE INC 3.85000% 13-04-05-43	5,750,000.00	5,827,307.60	1.01
USD AT&T INC 4.10000% 18-15-02-28	1,500,000.00	1,544,612.40	0.27
USD AT&T INC 4.30000% 18-15-02-30	4,000,000.00	4,135,114.80	0.72
USD AT&T INC 4.85000% 19-01-03-39	3,750,000.00	3,843,364.13	0.67
USD AT&T INC 5.15000% 18-15-11-46	1,000,000.00	1,042,351.80	0.18
USD BALL CORP 4.37500% 15-15-12-20	3,800,000.00	3,886,500.00	0.67
USD BARCLAYS PLC 3.66400% 17-10-01-23	2,750,000.00	2,756,603.85	0.48
USD BARCLAYS PLC-SUB 4.37500% 18-11-09-24	2,250,000.00	2,299,895.50	0.39
USD BAT CAPITAL CORP 4.54000% 18-15-08-47	4,000,000.00	3,932,929.36	0.62
USD BERKSHIRE HATHAWAY 4.25000% 19-15-01-49	1,500,000.00	1,609,123.80	0.28
USD BERKSHIRE HATHAWAY ENERGY CO 4.45000% 19-15-01-49	3,000,000.00	3,262,266.00	0.57
USD CDO LLC/CAPITAL 3.57500% 16-23-07-20	1,750,000.00	1,764,644.35	0.31
USD CELESTINE CORP 3.87500% 15-15-08-25	4,000,000.00	4,201,687.20	0.73
USD CENTERPOINT ENERGY INC 4.25000% 18-01-11-26	2,500,000.00	2,685,070.00	0.46
USD CITIGROUP INC 3.70000% 16-12-01-26	6,250,000.00	6,441,435.00	1.12
USD CITIGROUP INC-SUB 4.87500% 13-13-09-43	2,750,000.00	3,637,775.35	0.63
USD COMCAST CORP 4.80000% 18-15-10-38	6,750,000.00	7,374,122.55	1.28
USD CONAGRA BRANDS INC 3.25000% 12-15-09-22	2,750,000.00	2,780,036.05	0.48
USD CREDIT AGRICOLE SA-1AAA-SUB 4.37500% 15-17-03-23	2,000,000.00	2,052,140.00	0.36
USD CREDIT SUEDE GROUP AG-1AAA 3.57400% 17-09-01-23	1,500,000.00	1,517,316.00	0.26
USD CREDIT SUEDE GRP FONG GUERNEY 3.45000% 16-16-04-21	2,250,000.00	2,272,166.32	0.39
USD CREDIT SUEDE GRP FONG GUERNEY 4.55000% 16-17-04-26	2,750,000.00	2,913,227.35	0.51
USD CVS HEALTH CORP 5.05000% 18-25-03-48	3,500,000.00	3,559,684.80	0.62
USD DUKE ENERGY CORP 3.95000% 13-15-10-23	2,580,000.00	2,697,647.49	0.47
USD ENABLE MIDSTREAM PARTNERS LP 4.95000% 18-15-05-28	2,000,000.00	2,042,043.80	0.35
USD ENERGY TRANSFER PARTNERS LP 5.30000% 17-15-04-47	2,193,000.00	2,166,731.31	0.38
USD EXELON CORP 4.95000% 18-15-08-35	1,750,000.00	1,941,648.28	0.34
USD FEDEX CORP 4.55000% 16-01-04-46	3,000,000.00	2,966,151.45	0.52
USD FIRSTENERGY CORP 4.25000% 13-15-03-23	1,000,000.00	1,047,629.50	0.18
USD FREEPORT-MCMORAN INC 3.55000% 12-01-03-22	1,500,000.00	1,486,125.00	0.26
USD GE CAPITAL INTL FUNDING CO 3.37500% 16-15-11-25	4,000,000.00	3,953,018.28	0.69
USD GE CAPITAL INTL FUNDING CO 2.34200% 16-15-11-20	2,300,000.00	2,276,914.39	0.40
USD GENERAL MOTORS FINANCIAL CO INC 4.20000% 16-01-09-21	3,537,000.00	3,594,169.40	0.62
USD GENERAL MOTORS FINANCIAL CO INC 4.00000% 16-06-10-26	2,250,000.00	2,196,835.25	0.38
USD GENERAL MOTORS FINANCIAL CO 3.55000% 18-09-04-21	4,000,000.00	4,033,379.20	0.70
USD GILEAD SCIENCES INC 3.85000% 15-01-03-26	3,500,000.00	3,628,774.80	0.63
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC-SUB 6.75000% 07-01-10-37	1,750,000.00	2,200,685.10	0.38
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC 5.75000% 12-24-01-22	12,500,000.00	13,437,647.50	2.33
USD HARLEY-DAVIDSON INC 4.62500% 15-28-07-45	1,500,000.00	1,465,500.76	0.25
USD HOME DEPOT INC/ITHE 4.50000% 18-06-12-48	2,750,000.00	3,080,154.83	0.53
USD HSBC HOLDINGS PLC-SUB 5.25000% 14-11-03-44	2,750,000.00	3,041,621.00	0.53
USD HSBC HOLDINGS PLC-SUB 4.37500% 15-23-11-28	2,250,000.00	2,319,590.70	0.40
USD INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP 3.45000% 18-19-02-28	2,750,000.00	2,812,013.68	0.49
USD INTERNATIONAL LEASE FINANCE CORP 5.87500% 12-15-08-22	1,500,000.00	1,621,783.20	0.28
USD JPMORGAN CHASE & CO 4.50000% 12-24-01-22	5,000,000.00	5,235,916.00	0.91
USD JPMORGAN CHASE & CO-SUB 3.87500% 14-10-09-24	3,500,000.00	3,636,652.25	0.63
USD KIA MOTORS CORP-1AAA 3.00000% 17-25-04-23	3,000,000.00	2,979,225.00	0.52
USD KROGER CO 3.95000% 14-15-03-24	3,500,000.00	3,718,750.00	0.65
USD KROGER CO 3.87500% 18-15-10-46	1,000,000.00	864,194.30	0.15
USD LINCOLN NATIONAL CORP 4.35000% 18-01-03-48	3,000,000.00	3,061,692.10	0.54
USD LLOYD'S BANKING GROUP PLC 3.00000% 17-11-01-22	1,500,000.00	1,499,191.63	0.26
USD MARATHON OIL CORP 3.85000% 15-01-06-25	2,000,000.00	2,036,657.80	0.35
USD MARATHON PETROLEUM CORP 5.12500% 11-01-03-21	2,750,000.00	2,865,195.30	0.50
USD MICROSOFT CORP 4.25000% 17-06-02-47	6,000,000.00	6,813,095.40	1.18
USD MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 3.45000% 18-02-03-23	3,000,000.00	3,071,820.00	0.53
USD MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 3.76100% 18-26-07-23	2,500,000.00	2,590,275.00	0.45
USD MIZUHO FINANCIAL GROUP INC 2.60000% 17-11-09-22	2,250,000.00	2,241,922.50	0.39
USD MPLX LP 4.87500% 16-01-12-24	2,500,000.00	2,677,063.00	0.47
USD NOKIA OYJ 4.37500% 17-12-06-27	2,500,000.00	2,450,000.00	0.43
USD NUTRENT LTD 5.00000% 19-01-04-49	3,000,000.00	3,141,120.90	0.55
USD OCCIDENTAL PETROLEUM CORP 4.20000% 18-15-03-48	3,000,000.00	2,909,323.41	0.50
USD ORACLE CORP 4.00000% 16-15-07-46	3,000,000.00	3,013,570.80	0.52
USD PNC BANK NATIONAL ASSOCIATION 2.95000% 15-23-02-25	2,500,000.00	2,524,457.00	0.44
USD PPL CAPITAL FUNDING INC 3.95000% 14-15-03-24	1,250,000.00	1,297,552.88	0.23
USD PRUDENTIAL FINANCIAL INC 3.95000% 18-07-12-49	2,398,000.00	2,397,444.07	0.42
USD QUALCOMM INC 4.30000% 17-20-05-47	1,500,000.00	1,510,373.24	0.26
USD RABOBANK NEDERLAND NV-SUB 3.75000% 16-21-07-26	1,000,000.00	996,655.68	0.17
USD RABOBANK NEDERLAND-SUB 4.62500% 13-01-12-23	2,250,000.00	2,366,794.80	0.41
USD ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC 4.80000% 16-05-04-26	2,000,000.00	2,095,716.00	0.36
USD ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD 5.25000% 12-15-11-22	2,250,000.00	2,428,232.17	0.42
USD RPM INTERNATIONAL INC 4.25000% 17-15-01-46	3,500,000.00	3,075,998.77	0.53
USD SABINE PASS LIQUEFACTION LLC 5.00000% 17-15-08-27	1,750,000.00	1,867,074.83	0.32
USD SANTANDER UK GROUP HOLD PLC 2.87500% 16-05-08-21	2,400,000.00	2,567,006.45	0.45
USD SHELL INTERNATIONAL FINANCE BV 4.00000% 16-10-05-46	2,000,000.00	2,097,370.80	0.36
USD SOUTHWEST AIRLINES CO 3.45000% 17-16-11-27	5,000,000.00	5,061,171.00	0.88
USD SOUTHWESTERN ELECTRIC POWER 3.55000% 12-15-02-22	2,467,000.00	2,536,681.06	0.44
USD STEEL DYNAMICS INC 5.00000% 17-15-12-26	4,500,000.00	4,601,250.00	0.80

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)

Annual Report as of 31 May 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD SUNOCO LOGISTICS PARTNERS OPERATIONS LP 5.40000% 17-01-10-A7	2 000 000.00	2 005 600.00	0.35
USD T-MOBILE USA INC 5.12500% 17-15-04-25	2 000 000.00	2 032 500.00	0.35
USD T-MOBILE USA INC 5.37500% 17-15-04-27	1 000 000.00	1 040 940.00	0.18
USD TELEFONICA EMISORES SA 4.89500% 18-06-03-A8	1 813 000.00	1 588 040.39	0.28
USD TIME WARNER CABLE LLC 7.30000% 08-01-07-B8	1 000 000.00	1 178 515.40	0.20
USD TIME WARNER INC 3.55000% 14-01-06-24	2 250 000.00	2 310 427.58	0.40
USD TOLL BROTHERS FINANCE CORP 4.87500% 15-15-11-25	1 250 000.00	1 270 312.50	0.22
USD UNITED PARCEL SERVICE INC 3.75000% 17-15-11-A7	1 000 000.00	988 899.09	0.17
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.01300% 17-15-04-A9	5 000 000.00	5 643 574.50	0.96
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.97800% 16-15-02-25	1 134 000.00	1 164 693.83	0.20
USD VIRGINIA ELECTRIC & POWER CO 4.80000% 18-01-12-A8	3 500 000.00	3 948 472.50	0.69
USD WELLS FARGO & CO-SUB 4.12500% 18-15-08-23	2 300 000.00	2 611 179.25	0.45
USD WESTERN GAS PARTNERS LP 5.90000% 18-15-08-A8	1 000 000.00	999 071.90	0.17
USD WESTERN MIDSTREAM OPERATING LP 5.37500% 11-01-06-21	2 112 000.00	2 178 132.38	0.38
USD ZOETIS INC 4.45000% 18-20-08-A8	2 150 000.00	2 299 459.08	0.40
Total USD		295 511 541.57	51.30
Total Notes, fixed rate			51.30
Medium term notes, fixed rate			
USD			
USD BANK OF AMERICA CORP-SUB 4.20000% 14-26-08-24	7 000 000.00	7 328 141.80	1.27
USD BANK OF AMERICA CORP-SUB 4.45000% 16-01-03-26	5 750 000.00	6 099 628.88	1.05
USD MCDONALD'S CORP 4.45000% 17-01-03-A7	3 225 000.00	3 374 887.88	0.59
USD MORGAN STANLEY-SUB 4.10000% 13-22-05-23	2 500 000.00	2 595 130.75	0.45
USD SAUDI ARABIAN OIL CO-14FA 2.75000% 19-10-04-22	2 500 000.00	2 490 750.00	0.43
USD SAUDI ARABIAN OIL CO-14FA 4.37500% 19-10-04-A9	2 000 000.00	1 930 500.00	0.34
USD STANDARD CHARTERED BANK (HONG KONG)-SUB 5.87500% 10-24-06-20	1 500 000.00	1 544 011.35	0.27
Total USD		25 343 050.46	4.40
Total Medium term notes, fixed rate			4.40
Medium term notes, floating rate			
USD			
USD JPMORGAN CHASE & CO-SUB 6.750%/3M LIBOR+378BP 14-PPF	1 750 000.00	1 922 760.00	0.33
Total USD		1 922 760.00	0.33
Total Medium term notes, floating rate			0.33
Bonds, fixed rate			
USD			
USD ALLY FINANCIAL INC 4.62500% 15-19-05-22	1 250 000.00	1 275 000.00	0.22
USD BALTIMORE GAS & ELECTRIC CO 3.50000% 16-15-08-A8	1 250 000.00	1 222 013.50	0.21
USD CONSOLIDATED EDISON CO OF NEW YORK INC 4.85000% 18-01-12-A8	1 500 000.00	1 899 637.10	0.29
USD DTE ELECTRIC CO 3.95000% 19-01-03-A9	1 000 000.00	1 049 607.60	0.18
USD DUKE ENERGY CAROLINAS LLC 6.05000% 08-15-04-38	925 000.00	1 221 173.63	0.21
USD DUKE ENERGY OHIO INC 4.30000% 19-01-02-A9	3 000 000.00	3 261 986.40	0.57
USD ENTERPRISE PRODUCTS OPERATING LP 6.87500% 03-01-03-33	900 000.00	1 151 094.42	0.20
USD FLORIDA POWER & LIGHT CO 3.95000% 18-01-03-A8	2 000 000.00	2 095 767.60	0.36
USD HUMANA INC 4.80000% 17-15-03-A7	850 000.00	867 838.60	0.12
USD PNC BANK NATIONAL ASSOCIATION-SUB 2.70000% 12-01-11-22	2 000 000.00	2 005 180.80	0.35
USD PRUDENTIAL FINANCIAL INC 6.62500% 10-21-08-A0	516 000.00	697 633.71	0.12
USD TIME WARNER ENTERTAINMENT CO L.P.B. 3.75000% 93-15-03-23	1 300 000.00	1 530 614.67	0.27
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.25000% 17-16-03-37	5 000 000.00	5 740 172.00	1.00
Total USD		23 617 720.03	4.10
Total Bonds, fixed rate			4.10
Bonds, floating rate			
USD			
USD DEUTSCHE TELEKOM INTL FIN 8.250%/RATING LINKED 00-15-06-30	2 750 000.00	3 868 168.15	0.67
Total USD		3 868 168.15	0.67
Total Bonds, floating rate			0.67
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			60.80
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Mortgage Backed Securities, fixed rate			
USD			
USD MORGAN STANLEY CAP BANC BK TRS14FA-SUB 3.30890% 16-01-09-31	3 125 000.00	3 119 334.68	0.54
Total USD		3 119 334.68	0.54
Total Mortgage Backed Securities, fixed rate			0.54
Mortgage Backed Securities, floating rate			
USD			
USD CG-CRE CMCL MTRG TRUST14FA-SUB 1M LIBOR+178BP 14-15-06-31	2 375 000.00	2 379 058.67	0.41
USD CSWA TOP14FA-SUB FLR 18-15-06-35	2 000 000.00	1 998 374.00	0.35
USD JP MORGAN CHASE COMMCL MTRG SEC14FA-SUB VAR 15-01-09-32	3 500 000.00	3 506 238.30	0.61
USD LONG STAR PORTFOLIO TRUST14FA 1M LIBOR+400BP 15-15-09-28	3 500 000.00	3 010 679.22	0.52
USD MORGAN STANLEY CAPITAL INC14FA-SUB FLR 14-01-07-29	750 000.00	755 401.50	0.13
Total USD		11 645 751.69	2.02
Total Mortgage Backed Securities, floating rate			2.02

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

223

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Notes, fixed rate			
USD			
USD ADT CORP 3.50000% 13-15-07-22	2 000 000.00	1 937 500.00	0.34
USD ANHEUSER-BUSCH BEEV WORLDWIDE INC 5.45000% 19-23-01-39	3 000 000.00	3 345 705.10	0.58
USD ARC PROPERTIES OPERATING PSHR LUYCLARK 4.80000% 14-06-02-24	2 750 000.00	2 889 089.18	0.50
USD BRISTOL-MYERS SQUIBB CO-144A 4.12500% 19-15-06-39	3 500 000.00	3 650 131.45	0.63
USD BROADCOM CORP/CAYMAN FN LTD 3.87500% 18-15-01-27	2 000 000.00	1 901 919.24	0.33
USD CCO LLC/CAPITAL 6.38400% 16-23-10-35	2 300 000.00	2 799 527.75	0.49
USD CF INDUSTRIES INC 7.12500% 10-01-05-20	2 043 000.00	2 096 097.57	0.36
USD CHENIERE ENERGY PARTNERS LP 5.25000% 18-01-10-25	3 500 000.00	3 506 750.00	0.61
USD CHEVRON PHILLIPS CHEMICAL CO LLC-144A 3.30000% 18-01-05-23	3 000 000.00	3 071 772.90	0.53
USD DELL INTERNATIONAL LLC / EMC CORP-144A 4.20000% 18-15-06-21	4 250 000.00	4 354 691.10	0.76
USD ELANCO ANIMAL HEALTH INC-144A 4.30000% 18-28-08-28	1 500 000.00	1 625 302.05	0.28
USD GENERAL ELECTRIC CO 4.62500% 11-07-01-21	5 000 000.00	5 122 516.50	0.89
USD GENERAL MOTORS FINANCIAL CO INC 4.25000% 14-15-05-23	2 000 000.00	2 033 381.00	0.35
USD GLENCORE FUNDING LLC-144A 4.12500% 19-12-03-24	1 500 000.00	1 529 998.65	0.27
USD GLP CAPITAL LP / GLP FINANC 8 INC 4.87500% 14-01-11-20	750 000.00	762 825.00	0.13
USD GLP CAPITAL LP / GLP FINANC 8 INC 5.37500% 14-01-11-23	500 000.00	531 040.00	0.09
USD HALFMOON PARENT INC-144A 4.37500% 18-15-12-26	3 000 000.00	3 144 546.90	0.55
USD HALFMOON PARENT INC-144A 4.90000% 18-15-12-26	1 000 000.00	1 021 995.30	0.18
USD HARLEY-DAVIDSON FIN SERV INC-144A 3.35000% 18-15-02-23	2 500 000.00	2 500 202.25	0.43
USD HCA INC 5.00000% 14-15-03-24	2 250 000.00	2 390 172.53	0.42
USD JPMORGAN CHASE & CO-SUB 3.62500% 18-01-12-27	8 000 000.00	8 052 855.20	1.05
USD KINDER MORGAN INC-144A 5.62500% 13-15-11-23	4 000 000.00	4 380 018.00	0.76
USD KKR GROUP FINANCE CO 8 LLC-144A 5.50000% 13-01-02-43	1 150 000.00	1 266 577.57	0.22
USD LENNAR CORP 2.95000% 18-29-11-20	2 000 000.00	1 985 000.00	0.34
USD MARATHON OIL CORP 2.80000% 12-01-11-22	2 250 000.00	2 238 458.57	0.39
USD METLIFE INC 4.05000% 15-01-03-45	1 000 000.00	1 036 093.50	0.18
USD MORGAN STANLEY 3.70000% 14-23-10-24	10 000 000.00	10 344 624.00	1.80
USD MORGAN STANLEY 3.87500% 14-29-04-24	8 500 000.00	8 869 825.50	1.54
USD NORDEA BANK ABP-144A-SUB 4.25000% 12-21-09-22	3 060 000.00	3 171 325.86	0.55
USD NOVIA CHEMICALS CORP-144A 5.25000% 13-01-06-23	500 000.00	486 250.00	0.08
USD NOVIA CHEMICALS CORP-144A 5.00000% 14-01-05-25	1 250 000.00	1 150 125.00	0.20
USD NOVIA CHEMICALS CORP-144A 5.25000% 17-01-06-27	1 500 000.00	1 385 000.00	0.24
USD NXP BV / NXP FUNDING LLC-144A 5.55000% 18-01-12-28	8 000 000.00	8 572 780.00	1.14
USD OWENS-BROCKWAY GLASS CONTAINER INC-144A 5.37500% 14-15-01-25	750 000.00	755 625.00	0.13
USD PPL CAPITAL FUNDING INC 4.70000% 13-01-06-43	3 780 000.00	4 006 970.88	0.70
USD PUBLIC STORAGE 3.09400% 17-15-09-27	5 000 000.00	5 007 462.50	0.87
USD SABINE PASS LIQUEFACTION LLC STEP-UP/DOWN 14-01-02-21	2 000 000.00	2 074 852.20	0.36
USD SHERWIN-WILLIAMS CO 4.20000% 17-15-01-22	2 250 000.00	2 327 478.53	0.40
USD SOCIETE GENERALE SA-144A 4.00000% 17-12-01-27	3 500 000.00	3 554 143.60	0.62
USD TARGET CORP 4.00000% 12-01-07-42	2 500 000.00	2 596 845.25	0.45
USD UNION PACIFIC CORP 3.80000% 13-15-09-37	2 000 000.00	1 954 943.72	0.34
USD UNITED TECHNOLOGIES CORP 4.50000% 12-01-06-42	3 500 000.00	3 709 035.75	0.64
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC-144A 4.01600% 19-09-12-29	1 000 000.00	1 056 231.00	0.18
USD VOLKSWAGEN GRP OF AMERICA FINANCE-144A 4.82500% 18-13-11-25	1 500 000.00	1 596 276.95	0.28
USD WALT DISNEY CO-BEG-5 4.75000% 19-15-11-48	1 500 000.00	1 778 038.20	0.31
USD YAMAHHA GOLD INC 4.95000% 14-15-07-24	3 320 000.00	3 440 516.00	0.60
Total USD		132 987 894.03	23.09
Total Notes, fixed rate		132 987 894.03	23.09
Notes, floating rate			
USD			
USD BK OF AMERICA CORP 3.004%VAR 18-20-12-23	2 430 000.00	2 439 213.10	0.42
Total USD		2 439 213.10	0.42
Total Notes, floating rate		2 439 213.10	0.42
Medium term notes, fixed rate			
USD			
USD INTESA SANPAOLO SPA-144A 6.50000% 11-24-02-21	5 000 000.00	5 222 539.50	0.91
Total USD		5 222 539.50	0.91
Total Medium term notes, fixed rate		5 222 539.50	0.91
Bonds, fixed rate			
USD			
USD BURLINGTON NORTHERN SANTA FE LLC 4.05000% 18-15-06-48	2 000 000.00	2 097 485.40	0.36
USD EL PASO NATURAL GAS CO 8.37500% 03-15-06-32	1 050 000.00	1 376 075.00	0.24
USD ENERGY TRANSFER OPERATING LP 4.25000% 19-15-03-23	2 500 000.00	2 586 266.25	0.45
USD KKR GROUP FINANCE CO 8 LLC-144A 5.12500% 14-01-06-44	3 000 000.00	3 192 670.50	0.55
USD NATIONAL RURAL UTILITIES CO-PPN CORP 4.40000% 18-01-11-48	2 000 000.00	2 236 933.20	0.39
USD NEVADA POWER CO 5.55000% 06-01-06-36	1 174 000.00	1 593 151.11	0.28
USD RABOBANK NEDERLAND NV-SUB 3.95000% 12-09-11-22	1 250 000.00	1 282 719.13	0.22
Total USD		14 347 282.67	2.49
Total Bonds, fixed rate		14 347 282.67	2.49
Total transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		169 762 015.67	29.47

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets	
Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market				
Notes, fixed rate				
USD				
USD CDO LUCICAPITAL 4.20000% 17-15-03-28	1 000 000.00	1 004 001.90	0.17	
USD FOX CORP-144A 4.70000% 19-25-01-29	5 000 000.00	5 480 451.00	0.95	
USD NRG ENERGY INC-144A 3.75000% 19-15-06-24	425 000.00	430 151.00	0.07	
USD PRINCIPAL FINANCIAL GROUP 3.70000% 19-15-05-29	2 000 000.00	2 045 238.80	0.36	
USD T-MOBILE USA INC "RESCROW" 5.12500% 17-15-04-25	2 000 000.00	0.20	0.00	
USD T-MOBILE USA INC "RESCROW" 5.37500% 17-15-04-27	800 000.00	0.08	0.00	
Total USD		8 940 842.98	1.55	
Total Notes, fixed rate		8 940 842.98	1.55	
Total Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		8 940 842.98	1.55	
Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market				
Options on interest rate swaps, classic-styled				
USD				
USD BDA/COX NA HY132 SWAPTION CALL 107 50000 19-19-06-19	30 000 000.00	75.00	0.00	
Total USD		75.00	0.00	
Total Options on interest rate swaps, classic-styled		75.00	0.00	
Total Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		75.00	0.00	
Total investments in securities		528 956 173.86	91.82	
Derivative instruments				
Derivative instruments listed on an official stock exchange				
Financial Futures on bonds				
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19-09-19	413.00	496 590.15	0.09	
Total Financial Futures on bonds		496 590.15	0.09	
Total Derivative instruments listed on an official stock exchange		496 590.15	0.09	
Total Derivative instruments		496 590.15	0.09	
Forward Foreign Exchange contracts				
Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)				
EUR 145 330 100.00	USD 162 315 264.78	28.6.2019	2 375.41	0.00
CHF 16 914 900.00	USD 16 804 411.00	28.6.2019	56 022.48	0.01
USD 2 168 800.45	EUR 1 951 500.00	28.6.2019	9 190.95	0.00
EUR 1 690 100.00	USD 2 108 662.10	28.6.2019	2 150.40	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)		69 735.24	0.01	
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		33 701 462.51	5.85	
Bank overdraft and other short-term liabilities		-193 294.49	-0.01	
Other assets and liabilities		13 022 781.97	2.26	
Total net assets		576 053 449.24	100.00	

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

225

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 May 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Notes, fixed rate

EUR			
EUR	DKT FRANCE APS-REG-S 7.00000% 18-17-08-23	3 000 000.00	3 601 668.35
EUR	INFOR US INC 5.75000% 18-15-05-22	3 300 000.00	3 713 187.15
EUR	NITILDC INC-REG-S 4.62500% 18-15-05-29	3 100 000.00	3 718 389.51
EUR	VALEANT PHARMACEUTICALS INTL-REG-S 4.50000% 15-15-05-23	1 525 000.00	1 717 006.38
Total EUR			12 740 251.39

USD

USD	AE COM TECHNOLOGY CORP 5.87500% 15-15-10-24	3 115 000.00	3 209 446.80
USD	AE COM TECHNOLOGY CORP 5.12500% 17-15-09-27	3 000 000.00	2 945 625.00
USD	ALTICE FINANCING SA-1AAA 6.62500% 15-15-02-23	5 475 000.00	5 557 125.00
USD	ALTICE FRANCE-1AAA 7.37500% 18-01-05-28	5 425 000.00	5 494 921.87
USD	ALTICE LUXEMBOURG SA-1AAA 10.50000% 19-15-05-27	2 980 000.00	2 957 780.00
USD	CABLEVISION SYSTEMS CORP 5.87500% 12-15-09-22	3 500 000.00	3 621 450.00
USD	CALLON PETROLEUM CO 6.12500% 17-01-10-24	1 550 000.00	1 534 190.00
USD	CALPINE CORP 5.37500% 18-15-01-23	5 590 000.00	5 527 112.50
USD	CENTURYLINK INC 7.50000% 16-01-04-24	1 980 000.00	2 113 650.00
USD	CF INDUSTRIES INC 5.37500% 14-15-08-44	2 775 000.00	2 489 750.00
USD	CHESAPEAKE ENERGY CORP 7.50000% 18-01-10-26	1 235 000.00	1 083 712.50
USD	CINEMARK USA INC 4.87500% 13-01-08-28	2 950 000.00	2 988 437.50
USD	COVANTA HOLDING CORP 5.87500% 17-01-07-25	3 475 000.00	3 548 843.75
USD	CRESTWOOD MIDSTREAM PART LP-1AAA 5.75000% 17-01-04-25	3 420 000.00	3 445 650.00
USD	EQUINIX INC 5.37500% 17-15-05-27	4 710 000.00	4 933 725.00
USD	FREEPORT-MCMORAN INC 4.59000% 14-14-11-24	1 910 000.00	1 845 537.50
USD	GANNETT CO INC 6.37500% 13-15-10-23	5 894 000.00	6 041 350.00
USD	GENESIS ENERGY LP 6.25000% 17-15-05-26	3 325 000.00	3 071 468.75
USD	GULFPORT ENERGY CORP 6.00000% 17-15-10-24	1 115 000.00	919 875.00
USD	HCA INC 5.25000% 18-15-06-26	2 400 000.00	2 577 505.92
USD	HCA INC 7.50000% 11-15-02-22	3 265 000.00	3 571 093.75
USD	HUTON GRAND VACATION BORROWER LLC 6.12500% 18-01-12-24	2 825 000.00	2 941 531.25
USD	ICAHN ENTERPRISES LP-FINANCE CORP 6.25000% 17-01-02-22	2 625 000.00	2 674 218.75
USD	INTERNATIONAL GAME TECHNOLOGY PLC-1AAA 6.50000% 15-15-02-25	4 550 000.00	4 788 875.00
USD	INTERNATIONAL GAME TECHNOLOGY PLC-1AAA 6.25000% 18-15-01-27	1 975 000.00	2 036 718.75
USD	KB HOME 6.87500% 19-15-06-27	965 000.00	1 014 550.00
USD	L BRANDS INC 5.62500% 18-15-10-23	1 900 000.00	1 937 620.00
USD	L BRANDS INC 6.87500% 15-01-11-35	2 150 000.00	1 870 500.00
USD	LEVEL 3 FINANCING INC 5.37500% 16-01-05-25	3 300 000.00	3 304 125.00
USD	MH HOMES INC 5.62500% 17-01-08-25	3 825 000.00	3 786 937.50
USD	NOBLE HOLDING INTERNATIONAL LTD 6.20000% 10-01-06-40	2 815 000.00	1 674 925.00
USD	NRG ENERGY INC 7.25000% 17-15-05-26	2 615 000.00	2 820 931.25
USD	PUETGROUP INC 5.50000% 16-01-09-26	2 840 000.00	2 957 150.00
USD	RHP HOTEL PROPERTIES/RHP FINANCE 5.00000% 15-15-04-23	2 375 000.00	2 388 875.00
USD	SERVICE CORP INTERNATIONAL 5.12500% 19-01-06-29	925 000.00	940 974.75
USD	SM ENERGY CO 6.12500% 15-15-11-22	1 807 000.00	1 554 772.50
USD	SM ENERGY CO 6.62500% 18-15-01-27	870 000.00	785 600.00
USD	SM ENERGY CO 6.75000% 16-15-09-26	2 250 000.00	2 009 250.00
USD	SOUTHWESTERN ENERGY CO 7.50000% 17-01-04-28	4 325 000.00	4 152 000.00
USD	SPRINGLEAF FINANCE CORP 5.62500% 17-15-09-23	3 325 000.00	3 412 281.25
USD	SPRINGLEAF FINANCE CORP 6.87500% 18-15-09-25	2 155 000.00	2 245 941.00
USD	SPRINGLEAF FINANCE CORP 7.12500% 18-15-09-26	2 470 000.00	2 589 671.50
USD	SPRINGLEAF FINANCE CORP 6.12500% 19-15-09-24	2 500 000.00	2 593 750.00
USD	T-MOBILE USA INC 6.37500% 14-01-03-25	4 625 000.00	4 793 118.75
USD	TECK RESOURCES LTD 6.25000% 11-15-07-41	4 450 000.00	4 657 093.68
USD	TELECOM ITALIA CAPITAL 7.20000% 08-18-07-38	940 000.00	954 100.00
USD	TENET HEALTHCARE CORP 4.62500% 17-15-07-24	3 870 000.00	3 841 749.00
USD	TENET HEALTHCARE CORP 18.5.12500% 17-01-05-25	3 360 000.00	3 334 600.00
USD	TRANS OCEAN LTD 6.80000% 07-15-03-38	1 350 000.00	985 500.00
USD	TRANS OCEAN PHOENIX 2 LTD-1AAA 7.75000% 16-15-10-24	2 700 000.00	2 118 656.25
USD	UNITED RENTALS NORTH AMERICA INC 5.87500% 16-15-09-28	2 875 000.00	2 979 218.75
USD	UNITED RENTALS NORTH AMERICA INC 6.50000% 18-15-12-26	1 815 000.00	1 923 900.00
USD	UNITYMEDIA KABELBW GMBH-1AAA 6.12500% 14-15-01-25	4 800 000.00	4 922 450.00
USD	VIRGIN MEDIA 16 CURE D FINANCE PLC-1AAA 5.50000% 16-15-08-28	1 325 000.00	1 331 823.75
USD	WELLCARE HEALTH PLANS INC 5.25000% 17-01-04-25	3 780 000.00	3 830 841.00
USD	WESTERN DIGITAL CORP 4.75000% 18-15-02-26	4 675 000.00	4 433 162.25
USD	WHITING PETROLEUM CORP 6.25000% 15-01-04-23	3 015 000.00	2 917 012.50
USD	WPK ENERGY INC 5.75000% 18-01-06-26	2 985 000.00	2 940 909.38
Total USD			169 813 734.63

Total Notes, fixed rate 182 551 966.00 18.91

Notes, floating rate

USD			
USD	CREDIT AGRICOLE SA-1AAA-SUB 8.125%/VAR 16-PRP	3 725 000.00	4 151 885.00
Total USD			4 151 885.00

Total Notes, floating rate 4 151 885.00 0.43

Medium term notes, fixed rate

EUR			
EUR	COTT CORP-1AAA 5.50000% 16-01-07-24	2 000 000.00	2 316 934.23
Total EUR			2 316 934.23

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

233

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD			
USD ALTICE LUXEMBOURG SA-144A 7.75000% 14-15.05.22	529 000.00	536 257.50	0.08
USD NAVIENT CORP 7.25000% 12-25.01.22	2 525 000.00	2 662 693.00	0.28
USD SPRINT CAPITAL CORPORATION 8.75000% 02-15.03.32	3 990 000.00	4 578 525.00	0.47
Total USD		7 779 445.50	0.81
Total Medium term notes, fixed rate		10 096 379.73	1.05
Bonds, fixed rate			
USD			
USD ALTICE FRANCE-144A 8.25000% 14-15.05.24	4 321 000.00	4 908 663.75	0.52
USD DENBURY RESOURCES INC-144A 9.00000% 16-15.05.21	3 300 000.00	3 209 250.00	0.33
USD HCA INC 5.37500% 15-01.02.25	3 785 000.00	3 928 589.25	0.41
USD T-MOBILE USA INC 8.50000% 15-15.01.28	2 700 000.00	2 848 500.00	0.29
Total USD		14 975 003.00	1.55
Total Bonds, fixed rate		14 975 003.00	1.55
Bonds, floating rate			
USD			
USD CITIGROUP INC-SUB 5.950%/3M LIBOR+40B 12-FRP	3 335 000.00	3 430 881.25	0.36
USD JPMORGAN CHASE & CO-SUB 5.000%/VAR 14-FRP	3 900 000.00	3 885 375.00	0.40
USD ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC 7.84800%/VAR 01-FRP	1 940 000.00	2 485 625.00	0.26
USD STANDARD CHARTERED PLC-144A-SUB 7.014%/VAR 07-FRP	1 300 000.00	1 291 344.00	0.13
Total USD		11 093 225.25	1.15
Total Bonds, floating rate		11 093 225.25	1.15
Treasury notes, floating rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3M US11MMR-3.88P 18-31.10.20	28 700 000.00	28 683 433.21	2.97
Total USD		28 683 433.21	2.97
Total Treasury notes, floating rate		28 683 433.21	2.97
Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		251 551 892.19	26.06
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Mortgage Backed Securities, fixed rate			
USD			
USD PALISADES CENTER TRUST-144A-SUB 4.73700% 16-09.04.30	2 700 000.00	2 581 644.44	0.27
Total USD		2 581 644.44	0.27
Total Mortgage Backed Securities, fixed rate		2 581 644.44	0.27
Mortgage Backed Securities, floating rate			
USD			
USD BX COMMERC MORT TRST-144A-SUB 1M LIBOR+247.10B 16-15.03.37	1 400 000.00	1 400 630.00	0.15
USD BX COMMERCIAL MORTGAGE TRUST-144A 1M LIBOR+180B 18-15.11.35	1 000 000.00	813 343.81	0.08
USD CASARS PALACE LAS VEGAS TRUST-144A-SUB VAR 17-01.10.34	3 025 000.00	3 105 128.93	0.32
USD CAMP COMM MORTGAGE TRUST-144A-SUB 1M LIBOR+175B 19-15.12.37	2 780 000.00	2 790 900.94	0.29
USD CHT COSMO MORTGAGE TRUST-144A-SUB 1M LIBOR+300B 17-15.11.38	3 475 000.00	3 479 178.68	0.36
USD GS MORTGAGE SECURITIES TRUST-144A-SUB VAR 17-01.10.32	2 325 000.00	2 900 039.34	0.30
USD J.P. MORGAN CHASE COMMERCIAL-144A-SUB VAR 18-15.06.35	3 100 000.00	3 118 644.02	0.32
USD JPMCC MORTGAGE SECURITE-144A-SUB 1M LIBOR+214B 17-15.10.32	3 000 000.00	2 988 975.90	0.31
Total USD		20 596 895.62	2.13
Total Mortgage Backed Securities, floating rate		20 596 895.62	2.13
Notes, fixed rate			
EUR			
EUR ARD FINANCE SA (PR) 6.62500% 17-15.09.23	2 680 000.00	3 229 492.38	0.33
Total EUR		3 229 492.38	0.33
USD			
USD 1011778 BIC UL/CI/NEW BED FINANCE INC-144A 5.00000% 17-15.10.25	2 800 000.00	2 581 000.00	0.27
USD ALBERTSONS COS LLC /SAFEWAY INC-144A 7.50000% 19-15.03.26	1 470 000.00	1 538 150.00	0.16
USD ALBERTSONS COS LLC /SAFEWAY INC 6.62500% 17-15.08.24	3 410 000.00	3 444 100.00	0.36
USD ALCOA NEDERLAND HOLDING BV-144A 8.75000% 16-30.09.24	785 000.00	780 300.00	0.08
USD ALLY FINANCIAL INC 8.00000% 08-01.11.31	3 150 000.00	3 932 625.00	0.41
USD AMTID INDUSTRIES INC-144A 5.62500% 19-01.07.27	985 000.00	992 377.65	0.10
USD ANTERO MIDSTREAM PARTNERS LP CORP-144A 5.75000% 19-01.03.27	2 470 000.00	2 488 525.00	0.26
USD ARCHROCK PARTNERS LP CORP-144A 8.87500% 19-01.04.27	2 415 000.00	2 481 412.50	0.26
USD ASCENT RESOURCES UTICA HOLDINGS-144A 10.00000% 17-01.04.22	2 827 000.00	2 999 842.78	0.31
USD ASCENT RESOURCES UTICA HOLDINGS-144A 7.00000% 18-01.11.28	1 355 000.00	1 289 908.00	0.13
USD ASHTREAD CAPITAL INC-144A 5.25000% 18-01.08.28	1 300 000.00	1 335 750.00	0.14
USD AVON INTERNATIONAL OPERATIONS INC-144A 7.87500% 16-15.08.22	1 400 000.00	1 457 750.00	0.15
USD BEAZER HOMES USA INC 5.87500% 18-15.10.27	2 455 000.00	2 007 870.85	0.21
USD BOGE CASCADE CO-144A 5.62500% 16-01.09.24	3 688 000.00	3 688 000.00	0.38
USD BOMBARDIER INC-144A 7.87500% 19-15.04.27	2 965 000.00	2 844 548.87	0.29
USD BOGE ALLEN HAMILTON INC-144A 5.12500% 17-01.05.25	3 350 000.00	3 354 187.50	0.35
USD BOYNE USA INC-144A 7.25000% 18-01.05.25	1 805 000.00	1 949 400.00	0.20
USD BRAND ENERGY & INFRASTRUCTURE SERV-144A 8.50000% 17-15.07.25	1 775 000.00	1 508 750.00	0.16
USD BUILDERS FIRSTSOURCE INC-144A 5.62500% 16-01.09.24	8 044 000.00	8 038 445.00	0.83
USD BUILDERS FIRSTSOURCE INC-144A 6.75000% 19-01.08.27	495 000.00	499 950.00	0.05
USD BWAY HOLDING CO-144A 7.25000% 17-15.04.25	2 800 000.00	2 695 280.00	0.28
USD CALFRAC HOLDINGS LP-144A 8.50000% 18-15.08.28	3 185 000.00	2 294 625.00	0.24

UBS (Lux) Bond StICAV – USD High Yield (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD CALIFORNIA RESOURCES CORP-1AAA 8.00000% 15-15.12.22	3 350 000.00	2 336 625.00	0.24
USD CARRIZO OIL & GAS INC 6.25000% 15-15.04.23	4 060 000.00	3 755 900.00	0.39
USD CCO HOLDINGS LLC/CAPITAL CORP-1AAA 5.87500% 15-01.05.27	3 100 000.00	3 136 875.00	0.33
USD CCO HOLDINGS LLC/CAPITAL CORP-1AAA 5.75000% 15-15.02.28	7 915 000.00	8 206 885.62	0.85
USD CCO HOLDINGS LLC/CAPITAL CORP-1AAA 5.87500% 18-01.04.24	9 800 000.00	10 106 250.00	1.05
USD CCO HOLDINGS LLC/CAPITAL CORP-1AAA 5.50000% 18-01.05.28	5 000 000.00	5 112 500.00	0.53
USD CCO HOLDINGS LLC/CAPITAL CORP-1AAA 5.12500% 17-01.05.27	460 000.00	480 287.50	0.05
USD CDK GLOBAL INC-1AAA 5.25000% 19-15.05.29	923 000.00	922 687.50	0.10
USD CDW LLC/CDW FINANCE CORP 5.50000% 14-01.12.24	2 950 000.00	3 071 687.50	0.32
USD CENTENE CORP-1AAA 5.37500% 18-01.06.26	1 175 000.00	1 218 710.00	0.13
USD CENTENNIAL RESOURCE PRODUCTION LLC-1AAA 6.87500% 19-01.04.27	1 975 000.00	1 980 582.50	0.20
USD CENTURYLINK INC 7.60000% 09-15.00.39	1 820 000.00	1 583 400.00	0.16
USD CHANGE INC HDS LUCHEM INC FRI INC-1AAA 5.75000% 17-01.03.25	3 360 000.00	3 242 400.00	0.34
USD CHENIERE CORPUS CHRISTI HLDGS LLC 5.87500% 17-31.03.25	5 230 000.00	5 622 250.00	0.58
USD CHENIERE CORPUS CHRISTI HLDGS LLC 7.00000% 17-30.06.24	2 800 000.00	2 696 220.00	0.29
USD CLEAR CHANNEL WORLDWIDE HLDGS INC 6.50000% 18-15.11.22	3 725 000.00	3 796 419.75	0.39
USD CLOUD CRANE LLC-1AAA 10.12500% 16-01.08.24	3 095 000.00	3 266 437.50	0.34
USD CNO FINANCIAL GROUP INC 5.25000% 19-30.05.29	965 000.00	992 505.70	0.10
USD COMMS CORP FINANCE LLC-1AAA 8.25000% 19-01.09.27	965 000.00	975 150.00	0.10
USD COMMS CORP TECHNOLOGIES LLC-1AAA 8.00000% 15-15.06.25	6 770 000.00	6 140 525.40	0.64
USD CONSTELLUM NV-1AAA 6.62500% 17-01.03.25	1 425 000.00	1 446 375.00	0.15
USD CAC ESCROW ISSUER LLC / FMC INC-1AAA 5.25000% 17-15.10.25	3 345 000.00	3 271 409.99	0.34
USD CREDIT ACCEPTANCE CORP 7.37500% 15-15.03.23	3 420 000.00	3 543 975.00	0.37
USD CROWN AMERICAS CAPITAL CORP VIA 4.75000% 19-01.02.26	1 800 000.00	1 606 600.00	0.17
USD CSC HOLDINGS INC-1AAA 5.37500% 18-01.02.28	1 300 000.00	1 305 250.00	0.13
USD CSC HOLDINGS LLC-1AAA 5.37500% 18-15.07.23	2 800 000.00	2 842 000.00	0.29
USD CSC HOLDINGS LLC-1AAA 5.50000% 18-15.05.28	5 475 000.00	5 555 482.50	0.58
USD CSC HOLDINGS LLC-1AAA 6.50000% 19-01.02.29	3 000 000.00	3 171 600.00	0.33
USD CSC HOLDINGS LLC-1AAA 10.87500% 15-15.10.25	2 525 000.00	2 666 001.25	0.30
USD CSC HOLDINGS LLC-1AAA 6.62500% 15-15.10.25	1 925 000.00	2 018 286.25	0.21
USD CSN RESOURCES SA-1AAA 7.62500% 18-15.02.23	2 300 000.00	2 566 750.00	0.27
USD DANA FINANCING LUXEMBOURG SABL-1AAA 5.75000% 17-15.04.25	2 390 000.00	2 384 025.00	0.25
USD DCP MIDSTREAM OPERATING LP-1AAA 6.75000% 07-15.09.37	1 725 000.00	1 776 750.00	0.18
USD DELL INTERNATIONAL LLC / EMC CORP-1AAA 6.00000% 18-15.06.26	4 000 000.00	4 322 499.60	0.45
USD DENBURY RESOURCES INC-USD 5.50000% 14-01.05.22	2 680 000.00	1 985 600.00	0.20
USD DIAMONDBACK ENERGY INC 5.37500% 17-31.05.25	1 855 000.00	1 721 200.00	0.18
USD DISH DBS CORP 5.87500% 14-15.11.24	4 700 000.00	4 225 535.00	0.44
USD EAGLE HOLDING CO 8 LLC-1AAA (PR) 7.62500% 17-15.09.22	915 000.00	918 143.75	0.09
USD EL DORADO RESORTS INC 6.00000% 19-15.09.28	3 225 000.00	3 337 675.00	0.35
USD ENDSAVOR ENERGY RESOURCES LP-1AAA 5.50000% 17-30.01.26	1 660 000.00	1 693 200.00	0.18
USD ENERGIZER HOLDINGS INC-1AAA 6.37500% 18-15.07.26	1 400 000.00	1 403 500.00	0.15
USD ENSCO PLC 7.75000% 18-01.02.26	2 300 000.00	1 707 750.00	0.18
USD ENTERCOM MEDIA CORP-1AAA 7.25000% 18-01.11.24	3 855 000.00	3 737 237.50	0.39
USD ENTERPRISE MERGER SUB INC-1AAA 8.75000% 18-15.10.25	1 975 000.00	1 669 937.50	0.17
USD FINANCIAL & RISK US HOLDINGS INC-1AAA 6.25000% 18-15.11.26	990 000.00	985 050.00	0.10
USD FLEX ACQUISITION CO INC-1AAA 7.87500% 18-15.07.26	5 450 000.00	4 905 000.00	0.51
USD FREEPORT-MCMORAN INC 5.45000% 13-15.03.43	3 185 000.00	2 718 805.00	0.28
USD FREEPORT-MCMORAN INC 6.87500% 17-15.02.23	1 235 000.00	1 290 575.00	0.13
USD FRONTIER COMMUNICATIONS CORPORATION 5.00000% 01-15.08.31	5 070 000.00	2 991 300.00	0.31
USD FRONTIER COMMUNICATIONS CORP 11 00000% 18-15.09.25	6 815 000.00	4 293 450.00	0.44
USD GARDA WORLD SECURITY CORP-1AAA 8.75000% 17-15.05.25	3 820 000.00	3 648 100.00	0.38
USD GENESIS ENERGY LP 5.62500% 14-15.06.28	1 700 000.00	1 596 000.00	0.17
USD GENESIS ENERGY LP 6.00000% 15-15.05.23	1 800 000.00	1 736 620.00	0.18
USD GOLDEN NUGGET INC-1AAA 6.75000% 17-15.10.24	2 950 000.00	2 927 675.00	0.30
USD GRAY ESCROW INC-1AAA 7.00000% 18-15.05.27	2 485 000.00	2 611 026.80	0.27
USD GREF INC-1AAA 6.50000% 19-01.03.27	965 000.00	989 925.00	0.10
USD GULFPORT ENERGY CORP 6.37500% 17-15.05.25	5 470 000.00	4 540 100.00	0.47
USD HD SUPPLY INC-1AAA 5.37500% 18-15.10.26	1 820 000.00	1 851 850.00	0.19
USD HERTZ CORP/THE 5.87500% 13-15.10.20	3 800 000.00	3 781 000.00	0.39
USD HESS INFRASTRUCTURE PARTN CORP-1AAA 5.62500% 17-15.02.26	3 075 000.00	3 187 250.00	0.33
USD HILCORP ENERGY LP/FINANCE CO-1AAA 5.75000% 15-01.10.25	3 225 000.00	3 186 562.50	0.33
USD HILCORP ENERGY LP/FINANCE CO-1AAA 6.25000% 18-01.11.28	910 000.00	911 155.70	0.09
USD HILL-ROM HOLDINGS INC-1AAA 5.75000% 15-01.09.23	3 200 000.00	3 278 000.00	0.34
USD HILTON DOMESTIC OPERATING CO INC 4.25000% 17-01.09.24	3 125 000.00	3 084 437.50	0.32
USD HIOLOGIC INC-1AAA 4.37500% 17-15.10.25	875 000.00	885 156.25	0.09
USD HIOLOGIC INC-1AAA 4.62500% 18-01.02.28	850 000.00	829 812.50	0.09
USD HUB INTERNATIONAL LTD-1AAA 7.00000% 18-01.05.26	4 550 000.00	4 474 470.00	0.46
USD HUBBAY MINERALS INC-1AAA 7.25000% 18-15.01.23	2 405 000.00	2 423 037.50	0.25
USD IAA SPNCO INC-1AAA 5.50000% 19-15.06.27	2 490 000.00	2 527 325.10	0.26
USD INFOR US INC 6.50000% 16-15.05.22	2 625 000.00	2 655 318.75	0.27
USD INTELSAT JACKSON HOLDINGS SA 5.50000% 14-01.08.23	9 585 000.00	8 576 575.00	0.89
USD INTELSAT JACKSON HOLDINGS SA-1AAA 9.75000% 17-15.07.25	2 660 000.00	2 678 673.20	0.28
USD INTELSAT JACKSON HOLDINGS SA-1AAA 8.50000% 18-15.10.24	1 975 000.00	1 920 687.50	0.20
USD IRON MOUNTAIN INC-1AAA 4.87500% 17-15.09.27	2 060 000.00	1 936 400.00	0.20
USD JACOBS ENTERTAINMENT INC-1AAA 7.87500% 17-01.02.24	3 300 000.00	3 514 500.00	0.36
USD JAGUAR HOLDINGS PHARMA PROD DEV-1AAA 6.37500% 15-01.06.23	2 480 000.00	2 517 696.00	0.26
USD JBS USA LUX SA/FOOD/FINANCE INC-1AAA 6.50000% 19-15.04.29	2 470 000.00	2 593 500.00	0.27
USD JEFFRIES FINANCE LLC-1AAA 6.87500% 14-15.04.22	3 190 000.00	3 244 836.10	0.34
USD JELD-WEN INC-1AAA 4.62500% 17-15.12.25	830 000.00	792 650.00	0.08
USD JELD-WEN INC-1AAA 4.87500% 17-15.12.27	1 665 000.00	1 585 100.00	0.16
USD JSL EUROPE SA-1AAA 7.75000% 17-26.07.24	2 220 000.00	2 197 800.00	0.23
USD KRATON POLYMERS LLC/CAPITAL CORP-1AAA 7.00000% 17-15.04.25	3 790 000.00	3 790 000.00	0.39
USD LADDER CAPITAL FRI HLDG LLC/CORP-1AAA 5.25000% 17-01.10.25	6 245 000.00	6 104 487.50	0.63
USD LAMAR MEDIA CORPORATION-SUB 5.00000% 13-01.05.23	2 400 000.00	2 436 000.00	0.25
USD LENNAR CORP 5.25000% 18-01.06.26	2 280 000.00	2 351 250.00	0.24
USD LEVEL 3 FINANCING INC 5.25000% 17-15.03.26	5 410 000.00	5 394 652.00	0.56
USD MATTEL INC-1AAA 6.75000% 17-31.12.25	1 400 000.00	1 378 594.00	0.14
USD MCDERMOTT TECH AMERICAS/US-1AAA 10.62500% 18-01.05.24	1 210 000.00	1 026 233.80	0.11
USD MEDNAX INC-1AAA 6.25000% 18-15.01.27	1 480 000.00	1 494 800.00	0.15
USD MEG ENERGY CORP-1AAA 7.00000% 13-31.03.28	1 260 000.00	1 124 550.00	0.12
USD MEG ENERGY CORP-1AAA 6.50000% 17-15.01.25	1 260 000.00	1 212 372.00	0.13
USD MERTOR INC 6.25000% 14-15.02.24	3 245 000.00	3 312 982.75	0.34
USD MGM GROWTH POP LP/CO-ISSUER INC 4.50000% 17-01.09.28	3 457 000.00	3 369 537.90	0.35
USD MGM RESORTS INTL 6.00000% 14-15.03.23	3 000 000.00	3 190 000.00	0.33
USD MOLINA HEALTHCARE INC-1AAA 4.87500% 17-15.06.25	3 565 000.00	3 539 806.25	0.37
USD MPH ACQUISITION HOLDINGS LLC-1AAA 7.12500% 18-01.06.24	2 420 000.00	2 407 900.00	0.25

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

235

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD MSC INC-1AAA 5.37500% 18-15-05-27	835 000 00	877 793.75	0.09
USD MSC INC-1AAA 5.75000% 15-1-5-08-25	2 800 000 00	2 918 440.00	0.30
USD MUELLER WATER PRODUCTS INC-1AAA 5.50000% 18-15-06-28	2 895 000 00	2 721 950.00	0.28
USD NCR CORP 6.37500% 14-15-12-23	5 153 000 00	5 284 201.74	0.55
USD NETFLIX INC 5.87500% 15-15-02-25	8 185 000 00	8 662 856.75	0.90
USD NEW ENTERPRISE STONEISLAND CO INC-1AAA 10.12500% 17-01-04-22	5 850 000 00	5 967 000.00	0.62
USD NEW ENTERPRISE STONEISLAND CO INC-1AAA 8.25000% 18-15-09-28	3 185 000 00	3 141 262.50	0.33
USD NEXSTAR BROADCASTING INC-1AAA 5.62500% 16-01-08-24	3 300 000 00	3 324 750.00	0.34
USD NIELSEN FINANCE LLC/CO-1AAA 5.00000% 18-1-5-04-22	5 050 000 00	4 994 955.00	0.52
USD NOBLE HOLDING INTERNATIONAL LTD-1AAA 7.87500% 18-01-02-26	2 800 000 00	2 499 000.00	0.23
USD NOVIA CHEMICALS CORP-1AAA 5.25000% 17-01-08-27	8 355 000 00	5 783 050.00	0.60
USD NOVUS CORP-1AAA 5.87500% 16-30-09-26	2 750 000 00	2 679 545.00	0.28
USD NRG ENERGY INC 6.62500% 17-15-01-27	2 960 000 00	3 148 700.00	0.33
USD NRG ENERGY INC-1AAA 5.25000% 19-15-06-29	923 000 00	950 594.75	0.10
USD OASIS PETROLEUM INC-1AAA 6.25000% 18-01-05-28	2 070 000 00	1 837 950.00	0.19
USD ORCHESTRA BORROWER/CO-ISSUER INC-1AAA 6.75000% 17-15-06-22	3 540 000 00	3 647 439.00	0.38
USD PANTHER BFGOODRIE ZWANTHER FRI CO-1AAA 8.20000% 19-15-05-27	495 000 00	493 762.50	0.05
USD PAR PHARMACEUTICAL INC-1AAA 7.50000% 19-01-04-27	915 000 00	885 262.50	0.09
USD PARK AEROSPACE HOLDINGS LTD-1AAA 5.50000% 17-15-02-24	3 700 000 00	3 878 747.00	0.40
USD PARK AEROSPACE HOLDINGS LTD-1AAA 4.50000% 17-15-03-29	2 450 000 00	2 477 366.50	0.26
USD PARLEY ENERGY LLC/FINANCE CORP-1AAA 5.62500% 17-15-10-27	1 635 000 00	1 614 595.20	0.17
USD PARTY CITY HOLDINGS INC-1AAA 6.12500% 15-15-08-23	3 840 000 00	3 686 000.00	0.40
USD PBF LOGISTICS LP/FINANCE CORP 6.87500% 15-15-05-23	2 840 000 00	2 686 400.00	0.30
USD PENN NATIONAL GAMING INC-1AAA 5.82500% 17-15-01-27	5 060 000 00	5 958 400.00	0.62
USD POST HOLDINGS INC-1AAA 5.50000% 17-01-03-25	3 990 000 00	3 964 387.50	0.41
USD PRECISION DRILLING CORP 5.25000% 15-1-5-11-24	1 630 000 00	1 487 375.00	0.15
USD PRESTIGE BRANDS INC-1AAA 6.37500% 16-01-03-24	2 290 000 00	2 352 975.00	0.24
USD PRIME SEC SER BORROWER LLC/RIN INC-1AAA 9.25000% 16-15-05-23	1 284 000 00	1 344 990.00	0.14
USD QEP RESOURCES INC 5.25000% 12-01-05-23	3 360 000 00	3 166 800.00	0.33
USD QORVO INC-1AAA 5.50000% 18-1-5-07-28	2 670 000 00	2 718 725.00	0.28
USD QUICKEN LOANS INC-1AAA 5.75000% 15-01-05-25	2 925 000 00	2 889 022.50	0.30
USD ROHMAN COS INC 7.37500% 16-15-06-25	2 100 000 00	1 606 327.00	0.17
USD ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD 7.50000% 07-15-10-27	2 700 000 00	3 334 866.39	0.35
USD RR DONNELLEY & SONS CO 7.87500% 13-1-5-03-21	885 000 00	901 505.00	0.09
USD SCENTHIC GAMES INTERNATIONAL 10.00000% 14-01-12-22	3 052 000 00	3 200 785.00	0.33
USD SCENTHIC GAMES INTERNATIONAL-1AAA 8.25000% 19-15-03-28	3 380 000 00	3 399 069.20	0.35
USD SERVICE CORP INTERNATIONAL/US 5.37500% 14-1-5-05-24	2 150 000 00	2 209 750.00	0.23
USD SHEA HOMES LP/NDG CORP-1AAA 5.87500% 15-01-04-28	2 840 000 00	2 811 600.00	0.29
USD SBRUS XM RADIO INC-1AAA 5.37500% 16-1-5-07-28	7 375 000 00	7 428 100.00	0.77
USD SPRINT CORP 7.25000% 14-15-09-21	3 100 000 00	3 238 675.00	0.34
USD SPRINT CORP 7.62500% 15-15-02-25	2 345 000 00	2 479 837.50	0.26
USD SPRINT CORP 7.87500% 14-15-09-23	8 625 000 00	9 464 812.50	0.98
USD SPX FLOW INC-1AAA 5.62500% 18-15-08-24	2 880 000 00	2 740 300.00	0.28
USD SUMMIT MATERIALS LLC/CO-1AAA 6.50000% 19-1-5-08-27	965 000 00	1 009 625.00	0.10
USD TALEN ENERGY SUPPLY LLC-1AAA 10.50000% 17-15-01-28	3 125 000 00	3 125 000.00	0.32
USD TALLGRASS ENERGY PART LP/RIN CORP-1AAA 5.50000% 17-15-01-28	3 395 000 00	3 378 025.00	0.35
USD TENET HEALTHCARE CORP 8.12500% 13-01-04-22	10 095 000 00	10 553 111.10	1.09
USD TENNANT CO 5.62500% 18-01-05-25	3 425 000 00	3 487 812.50	0.36
USD TEREK CORP-1AAA 5.62500% 17-01-02-25	2 445 000 00	2 404 046.25	0.25
USD TMS INTERNATIONAL CORP-1AAA 7.25000% 17-15-08-25	1 050 000 00	2 973 750.00	0.31
USD TRANSIGISM INC-SUB 6.50000% 14-1-5-07-24	8 000 000 00	5 978 100.00	0.62
USD TRANSOCEAN GUARDIAN LTD-1AAA 5.87500% 18-15-01-28	490 000 00	465 385.25	0.05
USD TRANSOCEAN INC-1AAA 9.00000% 16-1-5-07-23	795 000 00	818 822.75	0.08
USD TRANSOCEAN PONTUS LTD-1AAA 6.12500% 18-01-08-25	910 000 00	867 474.58	0.09
USD TRIDENT MERGER SUB INC-1AAA 6.62500% 17-01-11-25	2 615 000 00	2 392 725.00	0.25
USD TRONOR INC-1AAA 6.50000% 18-15-04-28	1 975 000 00	1 856 500.00	0.19
USD USA COMPRESSION PARTNERS LLC 8.87500% 19-01-04-28	2 545 000 00	2 608 625.00	0.27
USD VALEANT PHARMACEUTICALS INTL-1AAA 7.00000% 17-1-5-03-24	2 950 000 00	3 040 906.25	0.32
USD VALEANT PHARMACEUTICALS INTL-1AAA 9.00000% 17-1-5-12-25	8 915 000 00	7 842 268.75	0.77
USD VALEANT PHARMACEUTICALS INTL-1AAA 8.50000% 18-31-01-27	4 485 000 00	4 707 899.65	0.49
USD VIASAT INC-1AAA 5.62500% 17-15-09-25	2 525 000 00	2 449 250.00	0.25
USD VIASAT INC-1AAA 5.62500% 19-15-04-27	915 000 00	927 581.25	0.10
USD VIKING CRUISES LTD-1AAA 5.87500% 17-15-09-27	2 370 000 00	2 296 473.40	0.24
USD VISTRA OPERATIONS CO LLC-1AAA 5.50000% 18-01-09-28	4 915 000 00	7 087 675.00	0.73
USD WASTE PRO USA INC-1AAA 5.50000% 18-15-02-28	2 768 000 00	2 738 340.00	0.28
USD WEIGHT WATCHERS INTERNATIONAL INC-1AAA 8.62500% 17-01-12-25	2 500 000 00	2 350 075.00	0.24
USD WHITING PETROLEUM CORP 6.62500% 18-15-01-28	1 380 000 00	1 171 200.00	0.12
USD WILLIAM CARTER COMPANY-1AAA 5.62500% 19-1-5-09-27	660 000 00	674 025.00	0.07
USD WILLIAMS SCOTSMAN INTL INC-1AAA 6.87500% 18-15-08-23	2 470 000 00	2 470 000.00	0.26
USD WPK ENERGY INC 5.25000% 14-1-5-09-24	1 820 000 00	1 786 150.00	0.18
USD WR GRACE & CO-CORP-1AAA 5.82500% 14-01-10-24	3 175 000 00	3 317 875.00	0.34
Total USD		589 421 583.35	56.93
Total Notes, fixed rate		552 651 035.73	57.26
Bonds, fixed rate			
USD			
USD ALLISON TRANSMISSION INC-1AAA 5.00000% 18-01-10-24	3 105 000 00	3 083 886.00	0.32
USD IHO VERWALTUNGS GMBH-1AAA-SUB (PK) 4.50000% 16-15-09-23	3 000 000 00	3 078 500.00	0.32
USD INTEL SAT JACKSON HOLDINGS SA-1AAA 6.00000% 16-15-02-24	1 865 000 00	1 944 282.50	0.20
USD LIBERTY INTERACTIVE LLC 8.25000% 00-01-02-30	2 345 000 00	2 356 725.00	0.24
USD LIBERTY MUTUAL GROUP INC-1AAA-SUB 7.80000% 07-15-03-37	1 295 000 00	1 605 800.00	0.17
USD NGL PPE CO LLC-1AAA 4.87500% 17-15-08-27	3 400 000 00	3 493 500.00	0.36
USD UNITY MEDIA NEWHEISEN-1AAA 5.00000% 14-1-5-01-25	3 075 000 00	3 144 187.50	0.33
Total USD		18 704 851.00	1.94
Total Bonds, fixed rate		18 704 851.00	1.94
Total transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		594 514 436.79	61.50

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

Notes, fixed rate

USD			
USD ALLISON TRANSMISSION INC-1AAA 5.87500% 19-01-06-29	965 000 00	999 616.75	0.10
USD CHESAPEAKE ENERGY CORP 8.00000% 18-15-08-27	1 800 000 00	1 415 000.00	0.15
USD CHS/COMMUNITY HEALTH SYSTEMS INC-1AAA 6.62500% 18-15-01-24	2 320 000 00	2 320 000.00	0.24
USD DENBURY RESOURCES INC-1AAA 7.50000% 18-15-02-24	990 000 00	898 625.00	0.09
USD DYNACORP INTERNATIONAL INC (PK) 11.87500% 16-30-11-20	6 197 374 00	6 166 387.13	0.64
USD FRONTIER COMMUNICATIONS CORP-1AAA 8.00000% 19-01-04-27	965 000 00	1 019 475.00	0.10
USD HUBBAY MINERALS INC-1AAA 7.82500% 16-15-01-25	2 626 000 00	2 606 305.00	0.27
USD JACK OHIO FNU JO FINANCE 1 CORP-1AAA 6.75000% 16-15-11-29	2 335 000 00	2 389 755.75	0.25
USD JACK OHIO FNU JO FINANCE 1 CORP-1AAA 10.25000% 16-15-11-22	1 665 000 00	2 000 212.50	0.21
USD JBS USA LLC/JBS USA FINANCE INC-1AAA 6.75000% 18-15-02-28	3 100 000 00	3 302 662.50	0.34
USD JEFFRIES FINANCE LLC-1AAA 7.25000% 17-15-08-24	1 955 000 00	1 915 900.00	0.20
USD KRC HLDG/PIZZA HUT HLDG/TACO BELL-1AAA 4.75000% 17-01-06-27	2 175 000 00	2 131 500.00	0.22
USD MEG ENERGY CORP-1AAA 6.87500% 12-30-01-23	990 000 00	879 675.00	0.09
USD PARLEY ENERGY LLC/FINANCE CORP-1AAA 5.37500% 16-15-01-25	4 415 000 00	4 409 962.50	0.46
USD PARTY CITY HOLDINGS INC-1AAA 6.82500% 18-01-08-26	1 435 000 00	1 427 625.00	0.15
USD PRECISION DRILLING CORP 7.75000% 17-15-12-23	1 800 000 00	1 620 000.00	0.17
USD PRECISION DRILLING CORP-1AAA 7.12500% 17-15-01-26	2 625 000 00	2 678 687.50	0.28
USD SUMOCO FINANCE CORP 5.87500% 18-15-03-26	1 640 000 00	1 664 600.00	0.17
USD T-MOBILE USA INC "T SCROW" 6.87500% 14-01-03-25	4 625 000 00	0.46	0.00
USD TALEN ENERGY SUPPLY LLC-1AAA 7.25000% 19-15-05-27	460 000 00	466 095.00	0.05
USD TARGA RESOURCES PARTNERS 5.12500% 16-01-02-25	4 745 000 00	4 758 662.50	0.49
USD TARGA RESOURCES PARTNERS-1AAA 6.50000% 19-15-07-27	965 000 00	1 025 828.25	0.11
USD USA COMPRESSION PARTNERS CORP-1AAA 6.87500% 19-01-09-27	1 480 000 00	1 511 450.00	0.16
USD VDC SCROW LTD-1AAA 5.00000% 18-15-02-28	2 595 000 00	2 523 637.50	0.26
USD WEEKLEY HOMES LLC/FINANCE CORP 6.62500% 17-15-08-25	3 890 000 00	3 821 925.00	0.39
Total USD		53 893 190.34	5.59
Total Notes, fixed rate		53 893 190.34	5.59

Bonds, fixed rate

USD			
USD DEUX LOGISTICS PARTNERS LP 6.75000% 18-15-05-25	3 595 000 00	3 577 025.00	0.37
USD T-MOBILE USA INC "T SCROW" 6.50000% 15-15-01-26	2 700 000 00	0.27	0.00
Total USD		3 577 025.27	0.37
Total Bonds, fixed rate		3 577 025.27	0.37

Total transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

57 470 215.61 5.96

Recently issued transferable securities and money market instruments

Notes, fixed rate

USD			
USD CRESTWOOD MIDSTREAM PART LP/IN-1AAA 5.62500% 19-01-05-27	1 640 000 00	1 608 200.00	0.19
USD GFL ENVIRONMENTAL INC-1AAA 6.50000% 19-01-05-27	1 150 000 00	1 173 598.00	0.12
USD IQVIA INC-1AAA 5.00000% 19-15-05-27	1 640 000 00	1 666 514.40	0.19
Total USD		4 843 312.40	0.50
Total Notes, fixed rate		4 843 312.40	0.50
Total Recently issued transferable securities and money market instruments		4 843 312.40	0.50

UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Investment funds, open end

Luxembourg			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - ASIAN HIGH YIELD (USD) U-K-ACC	935 00	10 527 716.85	1.09
USD UBS (LUX) BOND SICAV - SHORT DURATION HIGH YIELD (USD) I-K-ACC	170 000 00	20 063 400.00	2.08
Total Luxembourg		30 591 116.85	3.17
Total investment funds, open end		30 591 116.85	3.17
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		30 591 116.85	3.17

Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

Options on other swaps, classic-styled

USD			
USD CITIGROUP/CX NA HY 532 SWAP/ON CALL 107 50000 19-21-08-19	100 000 000 00	17 620.00	0.00
Total USD		17 620.00	0.00
Total Options on other swaps, classic-styled		17 620.00	0.00
Total Derivative Instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		17 620.00	0.00
Total investments in securities		938 998 593.64	97.29

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

237

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets	
Derivative instruments				
Derivative instruments listed on an official stock exchange				
Financial Futures on bonds				
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.09.19	530.00	855 078.13	0.09	
Total Financial Futures on bonds		855 078.13	0.09	
Total Derivative Instruments listed on an official stock exchange		855 078.13	0.09	
Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market				
Credit default swaps*				
USD ICE/CDOX.NA.HY.SB2 CDR REC 5.000000% 19-20.06.24	11 000 000.00	610 509.78	0.06	
Total Credit default swaps		610 509.78	0.06	
Total Derivative Instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		610 509.78	0.06	
Total Derivative Instruments		1 465 587.91	0.15	
Forward Foreign Exchange contracts				
Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)				
USD 20 945 952.12	EUR 18 755 000.00	28.6.2019	-206.03	0.00
EUR 2 879 900.00	USD 3 218 448.28	28.6.2019	81.27	0.00
CHF 56 738 300.00	USD 56 367 662.49	28.6.2019	187 918.35	0.02
CHF 2 858 200.00	USD 2 860 432.28	28.6.2019	-11 435.78	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)		176 257.81	0.02	
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		5 353 711.97	0.56	
Bank overdraft and other short-term liabilities		-507 212.53	-0.05	
Other assets and liabilities		19 653 720.40	2.03	
Total net assets		965 150 659.20	100.00	

* Positive nominal: the subfund is "Receiver"; negative nominal: the subfund is "Payer".

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)
Annual Report as of 31 May 2019

(2) 【2018年 5 月31日終了年度】

【貸借対照表】

U B S (L u x) ボンド・シキャブ

連結純資産計算書	米ドル	千円
資産	2018年 5 月31日	2018年 5 月31日
投資有価証券、取得原価	14,848,668,466.44	1,602,468,301
投資有価証券、未実現評価益 (評価損)	-8,281,727.00	-893,764
投資有価証券合計(注1)	14,840,386,739.44	1,601,574,537
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	563,044,653.30 *	60,763,779
その他当座資産(証拠金)	23,308,292.26	2,515,431
有価証券売却に係る未収金(注1)	943,353,988.95	101,806,762
発行に係る未収金	23,328,531.48	2,517,615
有価証券に係る未収利息	139,273,229.04	15,030,367
当座資産に係る未収利息	17,008.14	1,836
分配に係る未収金	855,750.00	92,353
その他未収金	651,240.73	70,282
金融先物に係る未実現利益 (損失)(注1)	-1,617,230.78	-174,532
外国為替先物予約に係る 未実現利益(損失)(注1)	-58,488,390.78	-6,312,067
スワップに係る未実現利益 (損失)(注1)	-11,330,868.12	-1,222,827
資産合計	16,462,782,943.66	1,776,663,535
負債		
当座借越	-4,553,169.97	-491,378
その他短期負債(証拠金)	-9,078.24	-980
当座借越に係る未払利息	-219,563.30	-23,695
有価証券購入に係る未払金(注1)	-940,783,302.66	-101,529,334
未払買戻代金	-58,097,881.45	-6,269,923
その他負債	-155,136.05	-16,742
報酬引当金(注2)	-2,643,684.37	-285,306
年次税引当金(注3)	-572,304.21	-61,763
その他の手数料および 報酬に係る引当金(注2)	-174,628.50	-18,846
引当金合計	-3,390,617.08	-365,915
負債合計	-1,007,208,748.75	-108,697,968
期末純資産	15,455,574,194.91	1,667,965,567

* 2018年 5 月31日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、ユービーエス・エイ・ジーについては2,147,832米ドル、ゴールドマン・サックスについては2,950,000米ドル、クレディ・スイスについては580,000米ドル、パークレイズについては1,330,000米ドル、JPモルガン・チェース(ニューヨーク)については442,000米ドルおよびモルガン・スタンレー(ロンドン)については500,000米ドルである。

注記は財務書類の不可分の一部である。

【損益計算書】

U B S (L u x) ボンド・シキャブ

連結運用計算書	米ドル	千円
	2017年6月1日 - 2018年5月31日	2017年6月1日 - 2018年5月31日
収益		
当座資産に係る利息	2,158,955.03	232,994
有価証券利息	511,958,757.86	55,250,589
配当金	5,950,923.11	642,224
スワップに係る受取利息（注１）	23,801,494.98	2,568,657
貸付証券に係る収益（注13）	3,537,613.01	381,779
その他収益（注４）	7,472,500.86	806,432
収益合計	554,880,244.85	59,882,676
費用		
スワップに係る支払利息（注１）	-14,194,898.92	-1,531,913
報酬（注２）	-62,421,846.92	-6,736,566
年次税（注３）	-3,479,442.95	-375,501
貸付証券に係る費用（注13）	-1,415,045.13	-152,712
その他の手数料および報酬（注２）	-2,448,050.04	-264,194
現金および当座借越に係る利息	-1,710,510.66	-184,598
費用合計	-85,669,794.62	-9,245,484
投資純利益（損失）	469,210,450.23	50,637,192
実現利益（損失）（注１）		
オプションなしの時価評価証券に係る実現利益（損失）	199,183,099.31	21,495,840
オプションに係る実現利益（損失）	4,050,801.83	437,163
利回り評価証券および金融市場商品に係る実現利益（損失）	-6,933,594.28	-748,273
金融先物に係る実現利益（損失）	1,168,748.24	126,131
外国為替先物予約に係る実現利益（損失）	125,208,513.91	13,512,503
スワップに係る実現利益（損失）	11,927,828.20	1,287,251
外国為替に係る実現利益（損失）	-8,908,404.37	-961,395
実現利益（損失）合計	325,696,992.84	35,149,219
当期実現純利益（損失）	794,907,443.07	85,786,411
未実現評価益（評価損）の変動（注１）		
オプションなしの時価評価証券に係る未実現評価益（評価損）	-377,959,502.86	-40,789,390
オプションに係る未実現評価益（評価損）	257,370.30	27,775
利回り評価証券および金融市場商品に係る未実現評価益（評価損）	-2,312,416.14	-249,556
金融先物に係る未実現評価益（評価損）	-648,260.29	-69,960
外国為替先物予約に係る未実現評価益（評価損）	-187,083,275.44	-20,190,027
スワップに係る未実現評価益（評価損）	-14,441,836.75	-1,558,563
未実現評価益（評価損）の変動合計	-582,187,921.18	-62,829,720
運用活動による純資産の純増加（減少）	212,719,521.89	22,956,691

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル)

純資産計算書	米ドル	千円
資産	2018年 5 月31日	2018年 5 月31日
投資有価証券、取得原価	727,100,554.95	78,468,692
投資有価証券、未実現評価益 (評価損)	-15,682,848.34	-1,692,493
投資有価証券合計(注1)	711,417,706.61	76,776,199
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	2,762,534.95	298,133
その他当座資産(証拠金)	269,339.75	29,067
有価証券売却に係る未収金(注1)	2,706,300.69	292,064
発行に係る未収金	230,057.81	24,828
有価証券に係る未収利息	7,632,513.85	823,701
金融先物に係る未実現利益 (損失)(注1)	-220,115.23	-23,755
外国為替先物予約に係る 未実現利益(損失)(注1)	-1,408,114.27	-151,964
資産合計	723,390,224.16	78,068,273
負債		
当座借越	-1,930,081.08	-208,294
有価証券購入に係る未払金(注1)	-1,593,604.72	-171,982
未払買戻代金	-6,632,391.55	-715,768
報酬引当金(注2)	-155,761.47	-16,810
年次税引当金(注3)	-41,697.23	-4,500
その他の手数料および 報酬に係る引当金(注2)	-12,679.64	-1,368
引当金合計	-210,138.34	-22,678
負債合計	-10,366,215.69	-1,118,722
期末純資産	713,024,008.47	76,949,551

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル)

運用計算書	米ドル	千円
収益	2017年6月1日 - 2018年5月31日	2017年6月1日 - 2018年5月31日
当座資産に係る利息	66,320.04	7,157
有価証券利息	37,115,297.56	4,005,483
スワップに係る受取利息(注1)	1,722,708.33	185,915
貸付証券に係る収益(注13)	66,676.50	7,196
その他収益(注4)	600,961.35	64,856
収益合計	39,571,963.78	4,270,606
費用		
スワップに係る支払利息(注1)	-309,587.48	-33,411
報酬(注2)	-4,585,686.79	-494,887
年次税(注3)	-290,455.42	-31,346
貸付証券に係る費用(注13)	-26,670.60	-2,878
その他の手数料および報酬(注2)	-166,073.10	-17,923
現金および当座借越に係る利息	-59,810.37	-6,455
費用合計	-5,438,283.76	-586,900
投資純利益(損失)	34,133,680.02	3,683,707
実現利益(損失)(注1)		
オプションなしの時価評価証券に係る実現利益(損失)	7,799,002.52	841,668
オプションに係る実現利益(損失)	222,300.00	23,991
金融先物に係る実現利益(損失)	-420,579.25	-45,389
外国為替先物予約に係る実現利益(損失)	9,136,365.42	985,997
スワップに係る実現利益(損失)	1,623,923.47	175,254
外国為替に係る実現利益(損失)	-3,472,639.15	-374,767
実現利益(損失)合計	14,888,373.01	1,606,753
当期実現純利益(損失)	49,022,053.03	5,290,460
未実現評価益(評価損)の変動(注1)		
オプションなしの時価評価証券に係る未実現評価益(評価損)	-32,398,212.23	-3,496,415
オプションに係る未実現評価益(評価損)	5,023.50	542
金融先物に係る未実現評価益(評価損)	33,829.97	3,651
外国為替先物予約に係る未実現評価益(評価損)	-3,645,134.52	-393,383
スワップに係る未実現評価益(評価損)	-2,118,614.97	-228,641
未実現評価益(評価損)の変動合計	-38,123,108.25	-4,114,246
運用活動による純資産の純増加(減少)	10,898,944.78	1,176,214

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

純資産計算書	米ドル	千円
資産	2018年 5 月31日	2018年 5 月31日
投資有価証券、取得原価	1,083,704,545.83	116,953,395
投資有価証券、未実現評価益 (評価損)	-17,726,634.00	-1,913,058
投資有価証券合計(注1)	1,065,977,911.83	115,040,336
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	11,892,216.40	1,283,408
有価証券売却に係る未収金(注1)	4,143,000.31	447,113
発行に係る未収金	397,105.56	42,856
有価証券に係る未収利息	18,388,727.70	1,984,511
その他未収金	88,024.33	9,500
外国為替先物予約に係る 未実現利益(損失)(注1)	1,245,522.63	134,417
資産合計	1,102,132,508.76	118,942,140
負債		
当座借越に係る未払利息	-3.11	0
有価証券購入に係る未払金(注1)	-714,503.13	-77,109
未払買戻代金	-3,031,545.17	-327,164
報酬引当金(注2)	-220,562.10	-23,803
年次税引当金(注3)	-42,017.91	-4,535
その他の手数料および 報酬に係る引当金(注2)	-14,183.91	-1,531
引当金合計	-276,763.92	-29,868
負債合計	-4,022,815.33	-434,142
期末純資産	1,098,109,693.43	118,507,998

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

運用計算書	米ドル	千円
収益	2017年6月1日 - 2018年5月31日	2017年6月1日 - 2018年5月31日
当座資産に係る利息	100,424.67	10,838
有価証券利息	77,318,447.92	8,344,207
配当金	355,674.09	38,384
スワップに係る受取利息(注1)	815,942.01	88,056
その他収益(注4)	246,841.97	26,639
収益合計	78,837,330.66	8,508,125
費用		
スワップに係る支払利息(注1)	-406,125.60	-43,829
報酬(注2)	-6,008,743.92	-648,464
年次税(注3)	-298,620.34	-32,227
その他の手数料および報酬(注2)	-214,665.52	-23,167
現金および当座借越に係る利息	-22,228.61	-2,399
費用合計	-6,950,383.99	-750,085
投資純利益(損失)	71,886,946.67	7,758,039
実現利益(損失)(注1)		
オプションなしの時価評価証券に係る実現利益(損失)	17,452,719.26	1,883,497
オプションに係る実現利益(損失)	2,071,790.00	223,588
金融先物に係る実現利益(損失)	531,113.88	57,318
外国為替先物予約に係る実現利益(損失)	-2,351,409.59	-253,764
スワップに係る実現利益(損失)	3,336,785.18	360,106
外国為替に係る実現利益(損失)	-1,572,297.55	-169,682
実現利益(損失)合計	19,468,701.18	2,101,062
当期実現純利益(損失)	91,355,647.85	9,859,102
未実現評価益(評価損)の変動(注1)		
オプションなしの時価評価証券に係る未実現評価益(評価損)	-57,606,876.29	-6,216,934
オプションに係る未実現評価益(評価損)	129,156.05	13,939
外国為替先物予約に係る未実現評価益(評価損)	1,133,633.31	122,342
スワップに係る未実現評価益(評価損)	-2,750,118.33	-296,793
未実現評価益(評価損)の変動合計	-59,094,205.26	-6,377,447
運用活動による純資産の純増加(減少)	32,261,442.59	3,481,655

注記は財務書類の不可分の一部である。

財務書類の注記

(2018年5月31日現在)

注1 - 重要な会計方針の要約

当財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められている会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下の通りである。

a) 純資産価額の計算

サブ・ファンドまたは投資証券クラスの1口当たり純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、毎営業日、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を、そのサブ・ファンドの投資証券クラスの発行済口数で除して計算される。

サブ・ファンドの投資証券は各営業日に発行され、買い戻される。この関連で使用される「営業日」という用語は、全てのサブ・ファンドにとってルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、通常の営業時間中銀行が営業しているそれぞれの日）で、かつ非法定の個別休日ならびにサブ・ファンドの主たる投資先国の証券取引所が閉鎖されている日、または各サブ・ファンド投資資産の50%以上について適切な評価ができない日を除いた日をいう。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額のパーセンテージは、投資証券の発行または買戻しがある都度変動する。このパーセンテージは、各投資証券クラスの発行済投資証券が、その投資証券クラスに請求される報酬を考慮した上で計算されたサブ・ファンドの発行済投資証券総数に占める比率により決定される。

あるサブ・ファンドの全投資証券クラスにおける発行または買戻しの総額が、単一の取引日において資本の純流入または純流出をもたらす場合、そのサブ・ファンドの純資産価額はそれに伴い増加または減少する（いわゆるシングル・スイング・プライシング）。調整の最高限度は、純資産価額の2%である。この場合、サブ・ファンドに生ずるとされる予想取引コストおよび法人税負担額、ならびにサブ・ファンドの投資資産の予想呼び値スプレッドも考慮される。純変動により影響を受ける関連するサブ・ファンドの投資証券口数が増加した場合は、この調整により純資産価額が増加する。純変動により投資証券の価値が減少した場合は、純資産価額が減少する。管理会社の取締役会は、各サブ・ファンドに関して限度額を設定することができる。これは、ファンドの純資産または当該サブ・ファンドの通貨で表示した絶対金額に対する、1取引日の純変動額ということができる。純資産価額は、1取引日にこの限度額の超過が発生した場合に調整される。本調整は、サブ・ファンドに有利であり、「その他収益」として運用計算書に開示される。

b) 評価の原則

- 流動資金 - 現金、銀行預金、為替手形および一覧払いの有価証券ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言または発生した利息のいずれかを問わない - は、その全額で評価される。ただし、当該価額が全額支払われないかまたは受領できない可能性がある場合を除くものとし、この場合、その価値はその正しい価値を表すために適切とみなす控除額を勘案して決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、デリバティブおよびその他の投資資産は、入手可能な最新の市場価格で評価される。当該証券、デリバティブまたはその他の資産が、複数の証券取引所に上場されている場合は、その投資資産に関する代表的市場の取引所において入手可能な最終の価格が適用され

る。

証券取引所における取引が少ない証券、デリバティブおよびその他の資産で、証券取引者間で市場に連動する価格付がなされている流通市場が存在する場合、本投資法人は、かかる証券および投資資産を当該価格に基づいて評価することがある。

証券取引所に上場されていないものの、公認され、大衆に解放されている他の定期的に開かれる規制市場において取引されている証券、デリバティブおよびその他の投資資産は、当該市場で入手可能な最新の価格により評価される。

- 証券取引所に上場されておらず、別の規制された市場でも取引されておらず、適切な価格が入手できない有価証券およびその他の投資資産は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていないデリバティブ(店頭派生商品)は、独立した価格提供業者に基づいて評価される。デリバティブについて、利用できる独立した価格提供業者がただ1社だけの場合、入手した評価額の妥当性は、デリバティブが派生した原商品の市場価格に基づき、本投資法人が認めた計算方法により検証される。
- 譲渡性証券集合投資事業(UCITS)および/または集合投資事業(UCI)の投資証券はこれらの最新の純資産価額で評価される。その他のUCITSおよび/またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、ポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立している信頼できるサービス提供業者が提供したその価値の見積り(価格見積り)に基づき評価することができる。
- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない金融市場商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各金融市場商品には、残余期間が最も近い金利が加えられる。このように計算された金利は、裏付けとなる借り主を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、外国為替取引によるヘッジを行わない有価証券、金融市場商品、デリバティブおよびその他の資産は、ルクセンブルグの為替相場の仲値(買呼値と売呼値の中値)あるいは、もしルクセンブルグの為替相場の仲値が入手不能な場合は、それに最も近い、当該通貨の為替相場の仲値で評価される。
- 定期預金および信託投資資産は、その名目価額に累積利息を加算した金額で評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入額の出額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算(ブルームバーグにより提供されたモデルと市場データに基づく。)および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に基づき決定される。

異常な状況の発生により上述した規則に準拠した評価が実行困難または不正確であることが明らかになった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を行うために、一般に認められかつ検証可能な他の評価基準を適用することを認められている。

異常な状況においては、追加評価は1日以内に行われる。新たな評価額は、それ以後に発行または買戻される投資証券の正式な価額となる。

c) 外国為替先物予約の評価

外国為替先物予約残高の未実現利益(損失)は、評価日の先物為替実勢レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用可能な最新の公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の増減は、運用計算書に計上される。実現損益はF I F O法に準拠して計算される（即ち、最初に取得した契約が最初に売却されたものとみなされる）。

e) オプションの評価

規制ある市場で取引されている未決済オプションは、当該商品の決済価格または入手可能な最終市場価格で評価される。公認の証券取引所に上場されていないオプション（O T Cオプション）の時価は、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナリティーより取得し第三者値付機関に対して確認した日足価格に基づいている。オプションに係る実現損益および未実現評価損益の変動は、それぞれ、運用計算書および純資産変動計算書上のオプションに係る実現損益および未実現評価損益の項目において開示される。

f) 公正価額の価格形成原則

公正価額の価格形成原則が、アジア市場の有価証券に主として投資するファンドに関して適用される。公正価額の原則は、特定時のスナップショット価格でファンドの組入証券の全対象資産を再評価することによって、直近の入手可能な取引所の終値に反映されない重要な変更を考慮する。純資産額はその後、再評価価格に基づいて計算される。公正価額の原則は、ファンドに固有のベンチマークの乖離が3%を超える場合にのみ適用される。

g) 有価証券の売却に係る実現純利益（損失）

有価証券の売却に係る実現利益または損失は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

h) 外国通貨の換算

種々のサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨表示で保有されている銀行勘定、その他純資産、および保有投資有価証券の評価は、評価日における直物終値の仲値で換算される。異なるサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示されている収益および費用は、支払日の直物終値の仲値で換算される。外国為替損益は、運用計算書に計上されている。

種々のサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示されている有価証券の取得原価は、取得日の直物終値の仲値で換算されている。

i) 有価証券のポートフォリオ取引の会計処理

有価証券のポートフォリオ取引は取引日の翌銀行営業日に計上されている。

j) 連結財務書類

連結財務書類は米ドル建てで表示されている。投資会社の2018年5月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書に記載されたさまざまな項目の金額は、各サブ・ファンドの財務書類に計上された対応する項目の金額を、下記の為替レートで米ドルに転換した金額の総額に等しい。

下記の為替レートは、2018年5月31日現在の連結財務書類の換算に使用されたものである。

為替レート
1 米ドル = 0.856678 ユーロ
1 米ドル = 0.983100 スイスフラン
1 米ドル = 6.401000 人民元

償還または統合したサブ・ファンドに関して、連結財務書類の換算に使用された為替レートは償還または統合された日付現在のものである。

k) 「モーゲージ担保証券」

本投資法人はその投資方針に従い、「モーゲージ担保証券」に投資することができる。「モーゲージ担保証券」は、証券の形態に統合されたモーゲージ・プールへの参加を意味するものである。対象モーゲージに係る元本および利息の支払いはモーゲージ担保証券の保有者にパススルーされ、そのうちの元本部分により証券のコスト・ベースが減少する。元本および利息の支払いは、米国の準政府機関により保証されることがある。利益または損失は、各元本に対する支払いがある都度計算される。この利益または損失は、運用計算書の「有価証券の売却に係る実現純利益または損失」に計上されている。さらに、対象モーゲージの期限前返済により証券の残存期間が短縮することがあり、それにより本投資法人の予想利回りが影響を受けることがある。

l) 有価証券売却に係る未収金、有価証券購入に係る未払金

「有価証券売却に係る未収金」という勘定は、外国通貨取引で生じた未収金も含んでいる。「有価証券購入に係る未払金」という勘定には、外国通貨取引により生じた未払金も含まれている。

m) スワップ

本投資法人は、それぞれの分野で専門性を持つ一流金融機関を相手方として、金利スワップ契約、金利スワップションに係る先渡レート契約、およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書の「スワップに係る未実現評価益(評価損)」の変動の個所に含まれている。

スワップの手じまいまたは満期到来により生じた利益または損失は、運用計算書の「スワップに係る実現利益(損失)」に計上されている。

n) サブ・ファンド間投資

2018年5月31日現在、或るサブ・ファンドは、他のサブ・ファンドに22,869,800.00米ドルを投資した。

注2 - 報酬

本投資法人は、各投資証券クラスに対して、下の表に示されているように、サブ・ファンドの平均純資産価額に基づいて計算される月次報酬を支払う。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド (米ドル)

	上限年率報酬
名称に「P」が付く投資証券クラス	1.140%

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

	上限年率報酬
名称に「P」が付く投資証券クラス	1.260%

上記の報酬の中から、以下の報酬が支払われる。

1. 本投資法人の運用、事務管理、ポートフォリオ管理および販売に関して(該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務(本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、以下の規則に従って本投資法人の純資産価額に基づく上限報酬料率が本投資法人の資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる(上限報酬料率)。

関連する上限報酬料率は、該当する投資証券クラスの運用が開始されるまで請求されない。上限報酬料率の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよび特別な投資方針」の項に記載されている。

2. 上限報酬料率は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。

- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む。)。
 - f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、K I I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
 - g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。)。
 - h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)。
 - i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
 - j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
 - k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率(T E R)の開示において考慮される。
3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

運用管理手数料の中から本投資法人の販売業者および資産マネジャーに対し販売報酬が支払われる。

保管銀行、事務管理代行会社および本投資法人は、投資家の利益のために行った特別手配のコストについて払戻しを受ける権利を有する。それ以外の場合、それらの費用は直接本投資法人に請求される。

報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「最大管理報酬」は報酬の80%と定める。

本投資法人は、本投資法人資産の事務管理に関連して発生した全ての取引費用(市場水準並みの委託手数料、報酬、公課など)も負担する。

本投資法人の収益および資産に課せられる全ての税金 - 特に「年次税」 - も本投資法人が負担する。

個別サブ・ファンドに割り当てることができる全てのコストは、それぞれのサブ・ファンドに賦課される。

投資証券クラスに割り当てることができるコストは、それらの投資証券クラスに賦課される。しかしながら、コストが幾つかのサブ・ファンド/投資証券クラスまたは全てのサブ・ファンド/投資証券クラスに関係するものである場合は、そのコストは関係するサブ・ファンド/投資証券クラスの純資産価額に比例した形で、それぞれのサブ・ファンドに賦課される。

それぞれの投資方針に基づきUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、報酬はサブ・ファンド・レベルと同様に、各投資先ファンド・レベルでも発生する。サブ・ファンドの資産が投資される投資先ファンドの管理報酬の上限は、全ての販売報酬を考慮し3%である。

管理会社または、関連する別の会社によって、直接または間接的に、経営陣が共通であること、共通の支配下にあること、直接または間接に実質的に所有されることにより運用されているファンドの受益証券に対する投資の場合、サブ・ファンドによる投資には、投資対象ファンドの発行または買戻しに関する手数料が科せられないことがある。

本投資法人の現行の手数料については、KIIDで参照することができる。

注3 - 年次税

現在効力を有する法律および規則に従い、本投資法人はルクセンブルグにおいて、各四半期末の本投資法人純資産に基づき年率0.05%または、一定の投資証券クラスについては0.01%の軽減年率で計算され、四半期毎に支払うべき取得税を課せられる。

この年次税は、ルクセンブルグ法の規定に従い既に年次税を支払った他の集合投資会社のユニットまたは投資証券に投資された純資産部分には適用されない。

注4 - その他収益

その他収益は、主にシングル・スイング・プライシングから生じる収益で構成される。

注5 - 収益の分配

各サブ・ファンドの投資主総会では、取締役会の提案に基づき、かつサブ・ファンド別の年次会計報告終了後に、各サブ・ファンドの各投資証券クラスに関する分配金支払の可否および支払う分配金の程度が決定される。分配金の支払いにより、本投資法人の純資産価額が法に定められた最低資産価額を下回ることがあってはならない。分配を行う場合、その支払いは期末日後4ヶ月以内に行われる。

取締役会は中間配当を支払う権限を与えられており、分配金の支払いを停止する権限も与えられている。

分配金が実際の収益に対する権利に対応するように、収益均衡化額の計算が行われる。

注6 - 金融先物、オプションおよびスワップに関するコミットメント

2018年5月31日現在のサブ・ファンドによる金融先物、オプションおよびスワップに関するコミットメントならびにその通貨は以下のとおりである。

a) 金融先物

U B S (L u x) ボンド・シキャブ	債券に係る金融先物 (買い)	債券に係る金融先物 (売り)
- コーポレート・ボンド (米ドル)	31,835,156.40米ドル	43,855,859.38米ドル
U B S (L u x) ボンド・シキャブ	金利に係る金融先物 (買い)	金利に係る金融先物 (売り)
	該当なし	

b) オプション

U B S (L u x) ボンド・シキャブ	金利スワップに係る オプション、従来型 (売り)
- コーポレート・ボンド (米ドル)	3,460,500.00米ドル
- ハイ・イールド・ボンド (米ドル)	45,624,900.00米ドル

c) スワップ

U B S (L u x) ボンド・シキャブ	クレジット・デフォルト・ スワップ (買い)	クレジット・デフォルト・ スワップ (売り)
	該当なし	
U B S (L u x) ボンド・シキャブ	金利に係るスワップおよび 先渡しスワップ (買い)	金利に係るスワップおよび 先渡しスワップ (売り)
	該当なし	
U B S (L u x) ボンド・シキャブ	指数に係るスワップおよび 先渡しスワップ (買い)	指数に係るスワップおよび 先渡しスワップ (売り)
	該当なし	
U B S (L u x) ボンド・シキャブ	クロス・カレンシーに係る スワップおよび 先渡しスワップ (買い)	クロス・カレンシーに係る スワップおよび 先渡しスワップ (売り)

該当なし		
UBS (Lux) ボンド・シキャブ	通貨に係るスワップおよび 先渡しスワップ(買い)	通貨に係るスワップおよび 先渡しスワップ(売り)
該当なし		

注7 - ソフト・コミッション協定

2017年6月1日から2018年5月31日までの事業年度には、UBS (Lux) ボンド・シキャブのために締結された「ソフト・コミッション協定」はなく、「ソフト・ダラー・コミッション」はゼロである。

注8 - 総費用比率(TER)

この比率は、スイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント協会(SFAMA)の現行の「TERの計算と開示に関するガイドライン」に準拠して計算されたもので、純資産に対し継続的に賦課されている全てのコストおよび手数料(営業費用)の純資産に対するパーセンテージを過去に遡及して表示している。

過去12ヶ月のTER

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	総費用比率(TER)
- コーポレート・ボンド(米ドル) P - a c c	1.22%
- ハイ・イールド・ボンド(米ドル) P - a c c	1.33%

本報告期間中に、適用される報酬は変動する場合がある(注記2を参照のこと。)。

運用期間が12か月未満の投資証券クラスに関するTERは、年率換算されている。

取引コストおよび為替ヘッジに関連して生じたその他コストは、TERに含まれていない。

注9 - 取引コスト

取引コストは、当期中に発生した場合の委託手数料、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用は、有価証券の購入および買戻しのコストに含まれる。

2018年5月31日終了年度において、ファンドに、投資有価証券の購入または買戻しおよび類似の取引に関連する取引コストが、以下のとおり発生した。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	取引コスト
- コーポレート・ボンド(米ドル)	35,322.00米ドル
- ハイ・イールド・ボンド(米ドル)	15,849.92米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、為替予約契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注10 - 満期

以下の満期が生じた。

サブ・ファンド	日付
該当なし	

注11 - 後発事象

以下の合併が生じた。

サブ・ファンド	合併先	日付
	該当なし	

注12 - 適用ある法律、実行の場所、および正式言語

投資主、本投資法人および保管受託銀行の間で生じた全ての法的紛争の実行場所はルクセンブルグ地方裁判所であり、適用される法律はルクセンブルグ法である。しかしながら、他の国の投資家からクレームがあった場合は、本投資法人および／もしくは保管受託銀行は、本投資法人の投資証券が購入または販売された国の裁判管轄権に服することを選択することができる。

この財務書類の正式なものはドイツ語版であり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかしながら、本投資法人の投資証券の購入または販売が可能であった他国の投資家に対して売却された投資証券の場合は、本投資法人および保管受託銀行は関係する言語への承認された翻訳(即ち本投資法人および保管銀行が承認した翻訳)を、彼らならびに当行を拘束するものとして認めることがある。

注13 - 店頭派生商品および貸付証券

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある(または履行することができない)リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。本投資法人が適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、本投資法人のため保管受託銀行により保管される。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関する本投資法人の権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、本投資法人は、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

本投資法人は、第三者に本投資法人の組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。貸付証券の収益およびコストは、運用計算書に別個に表示される。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

店頭派生商品^{*}

担保を有していない以下のサブ・ファンドの店頭派生商品は、その代わりに証拠金勘定を有している。

サブ・ファンド 取引相手	未実現利益（損失）	受領担保
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド（米ドル）		
ゴールドマン・サックス	-9,423.64 米ドル	0.00 米ドル
ジェー・ピー・モルガン	-53,476.50 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック銀行	-1,398,690.63 米ドル	0.00 米ドル
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド（米ドル）		
シティバンク	261,543.75 米ドル	0.00 米ドル
ジェー・ピー・モルガン	-281,452.53 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	-6,375.62 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック銀行	1,258,838.08 米ドル	0.00 米ドル

^{*} 公認の取引所市場で取引されるデリバティブは、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手に債務不履行が生じた場合、決済機関は、損失リスクを想定する。

貸付証券

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド（米ドル）	2018年5月31日現在の貸付証券による 相手方エクスポージャー		2018年5月31日現在の 担保内訳 （比重 %）		
	貸付証券の時価	担保（ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
	29,378,637.79 米ドル	31,280,101.00 米ドル	40.97	59.03	0.00

注記は財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

UBS (Lux) Bond SICAV

Consolidated Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.5.2018
Investments in securities, cost	14 848 668 466.44
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-8 281 727.00
Total investments in securities (Note 1)	14 840 386 739.44
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	563 044 653.30*
Other liquid assets (Margins)	23 308 292.26
Receivable on securities sales (Note 1)	943 353 988.95
Receivable on subscriptions	23 328 531.48
Interest receivable on securities	139 273 229.04
Interest receivable on liquid assets	17 008.14
Receivable on dividends	855 750.00
Other receivables	651 240.73
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	-1 617 230.78
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-58 488 390.78
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	-11 330 868.12
Total Assets	16 462 782 943.66
Liabilities	
Bank overdraft	-4 553 169.97
Other short-term liabilities (Margins)	-9 078.24
Interest payable on bank overdraft	-219 563.30
Payable on securities purchases (Note 1)	-940 783 302.66
Payable on redemptions	-58 097 881.45
Other liabilities	-155 136.05
Provisions for flat fee (Note 2)	-2 643 684.37
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-572 304.21
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-174 628.50
Total provisions	-3 390 617.08
Total Liabilities	-1 007 208 748.75
Net assets at the end of the financial year	15 455 574 194.91

* As at 31 May 2018, cash amounts serve as collateral for the counterparty UBS AG for an amount of USD 2 147 892, Goldman Sachs for an amount of USD 2 950 000, Credit Suisse for an amount of USD 580 000, Barclays for an amount of USD 1 330 000, JP Morgan Chase New York for an amount of USD 442 000 and Morgan Stanley London for an amount of USD 500 000.

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

17

Consolidated Statement of Operations

	USD
Income	1.6.2017-31.5.2018
Interest on liquid assets	2 158 955.03
Interest on securities	511 958 757.86
Dividends	5 950 923.11
Interest received on swaps (Note 1)	23 801 494.98
Income on securities lending (Note 13)	3 537 613.01
Other income (Note 4)	7 472 500.86
Total income	554 880 244.85
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-14 194 898.92
Flat fee (Note 2)	-62 421 846.92
Taxe d'abonnement (Note 3)	-3 479 442.95
Cost on securities lending (Note 13)	-1 415 045.13
Other commissions and fees (Note 2)	-2 448 050.04
Interest on cash and bank overdraft	-1 710 510.66
Total expenses	-85 669 794.62
Net income (loss) on investments	469 210 450.23
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	199 183 099.31
Realized gain (loss) on options	4 050 801.83
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	-6 933 594.28
Realized gain (loss) on financial futures	1 168 748.24
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	125 208 513.91
Realized gain (loss) on swaps	11 927 828.20
Realized gain (loss) on foreign exchange	-8 908 404.37
Total realized gain (loss)	325 696 992.84
Net realized gain (loss) of the financial year	794 907 443.07
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-377 959 502.86
Unrealized appreciation (depreciation) on options	257 370.30
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-2 312 416.14
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-648 260.29
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-187 083 275.44
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-14 441 836.75
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-582 187 921.18
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	212 719 521.89

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.5.2018
Investments in securities, cost	727 100 554.95
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-15 682 848.34
Total investments in securities (Note 1)	711 417 706.61
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	2 762 534.95
Other liquid assets (Margins)	269 339.75
Receivable on securities sales (Note 1)	2 706 300.69
Receivable on subscriptions	230 057.81
Interest receivable on securities	7 632 513.85
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	-220 115.23
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-1 408 114.27
Total Assets	723 390 224.16
Liabilities	
Bank overdraft	-1 930 081.08
Payable on securities purchases (Note 1)	-1 593 604.72
Payable on redemptions	-6 632 391.55
Provisions for flat fee (Note 2)	-155 761.47
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-41 697.23
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-12 679.64
Total provisions	-210 138.34
Total Liabilities	-10 366 215.69
Net assets at the end of the financial year	713 024 008.47

Statement of Operations

	USD
Income	1.6.2017-31.5.2018
Interest on liquid assets	66 320.04
Interest on securities	37 115 297.56
Interest received on swaps (Note 1)	1 722 708.33
Income on securities lending (Note 13)	66 676.50
Other income (Note 4)	600 961.35
Total income	39 571 963.78
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-309 587.48
Flat fee (Note 2)	-4 585 686.79
Taxe d'abonnement (Note 3)	-290 455.42
Cost on securities lending (Note 13)	-26 670.60
Other commissions and fees (Note 2)	-166 073.10
Interest on cash and bank overdraft	-59 810.37
Total expenses	-5 438 283.76
Net income (loss) on investments	34 133 680.02
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	7 799 002.52
Realized gain (loss) on options	222 300.00
Realized gain (loss) on financial futures	-420 579.25
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	9 136 365.42
Realized gain (loss) on swaps	1 623 923.47
Realized gain (loss) on foreign exchange	-3 472 639.15
Total realized gain (loss)	14 888 373.01
Net realized gain (loss) of the financial year	49 022 053.03
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-32 398 212.23
Unrealized appreciation (depreciation) on options	5 023.50
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	33 829.97
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-3 645 134.52
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-2 118 614.97
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-38 123 108.25
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	10 898 944.78

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)
Annual Report as of 31 May 2018

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.5.2018
Investments in securities, cost	1 083 704 545.83
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-17 726 634.00
Total investments in securities (Note 1)	1 065 977 911.83
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	11 892 216.40
Receivable on securities sales (Note 1)	4 143 000.31
Receivable on subscriptions	397 105.56
Interest receivable on securities	18 388 727.70
Other receivables	88 024.33
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	1 245 522.63
Total Assets	1 102 132 508.76
Liabilities	
Interest payable on bank overdraft	-3.11
Payable on securities purchases (Note 1)	-714 503.13
Payable on redemptions	-3 031 545.17
Provisions for flat fee (Note 2)	-220 562.10
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-42 017.91
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-14 183.91
Total provisions	-276 763.92
Total Liabilities	-4 022 815.33
Net assets at the end of the financial year	1 098 109 693.43

Statement of Operations

	USD
Income	1.6.2017-31.5.2018
Interest on liquid assets	100 424.67
Interest on securities	77 318 447.92
Dividends	355 674.09
Interest received on swaps (Note 1)	815 942.01
Other income (Note 4)	246 841.97
Total income	78 837 330.66
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-406 125.60
Flat fee (Note 2)	-6 008 743.92
Taxe d'abonnement (Note 3)	-298 620.34
Other commissions and fees (Note 2)	-214 665.52
Interest on cash and bank overdraft	-22 228.61
Total expenses	-6 950 383.99
Net income (loss) on investments	71 886 946.67
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	17 452 719.26
Realized gain (loss) on options	2 071 790.00
Realized gain (loss) on financial futures	531 113.88
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-2 351 409.59
Realized gain (loss) on swaps	3 336 785.18
Realized gain (loss) on foreign exchange	-1 572 297.55
Total realized gain (loss)	19 468 701.18
Net realized gain (loss) of the financial year	91 355 647.85
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-57 606 876.29
Unrealized appreciation (depreciation) on options	129 156.05
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	1 133 633.31
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-2 750 118.33
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-59 094 205.26
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	32 261 442.59

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)
Annual Report as of 31 May 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

249

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the Net Asset Value

The net asset value and the issue, redemption and conversion price per share of each subfund or share class are expressed in the reference currency of the subfund or share class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each share class by the number of shares in circulation in this share class of the subfund.

Subfund shares are issued and redeemed on every business day. In this context for all subfunds, "business day" refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) except individual, non-statutory rest days and days on which stock exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed, or on which 50% or more of the respective subfund's investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of subfund shares in circulation, taking into account the fees charged to that share class.

If the total subscriptions or redemptions of all the share classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the respective subfund's net asset value may be increased or reduced accordingly (so-called single swing pricing). The maximum adjustment amounts to 2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the subfund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a rise in the number of shares in the subfund concerned. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the shares. The Board of Directors of the Management Company can set a threshold value for each subfund. This may consist in the net movement on a trading day in relation to the net Fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value per share would be

adjusted only if this threshold were to be exceeded on a trading day. This adjustment is in favour of the subfund and disclosed in the Statement of Operations as "Other income".

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the last available price on the stock exchange that represents the major market for this investment will apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities and investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange but which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.
- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- Derivatives not listed at a stock exchange (OTC-derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation price obtained will be verified by means calculation methods recognised by the Company, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative is originates.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCI) are valued at their last-known net asset value. Certain units or shares of other UCITS and/or UCI can be valued on the basis of an estimation of their value that has been provided by reliable service providers, which are independent from

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

the portfolio manager or the investment advisor (value estimation).

- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the reference currency of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the applicable UBS Valuation Policy.

The Company is authorised to apply other generally recognised and verifiable valuation criteria in order to achieve an appropriate valuation of the net assets if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemptions of shares.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Valuation on options

Outstanding options traded on a regulated market are valued on the settlement price or the last available market price of the instruments. Options which are not listed on an official stock exchange (OTC options) are marked to market based upon daily prices obtained from Bloomberg option pricer functionality and checked against third party pricing agents. The realized gains or losses on options and the change in unrealized appreciation or depreciation on options are disclosed in the statement of operations and in the changes in net assets respectively under the positions realized gains (losses) on options and Unrealized appreciation (depreciation) on options.

f) Fair Value pricing principle

The fair value pricing principle applies for funds with main investments in Asian markets. The fair value principle takes into account important movements not reflected in the last available Exchange closing prices, by reevaluating all underlying assets of the Fund portfolio with snapshot prices at a specified time. The net asset value is then calculated based on these re-evaluated prices. The fair value principle is applicable only in case the deviation of a Fund specific benchmark exceeds 3%.

g) Net realized gains (losses) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

h) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

i) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction day.

j) Consolidated financial statements

The consolidated financial statements are expressed in USD. The various items of the consolidated statement of net assets and the consolidated statement of operations at 31 May 2018 of the investment company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into USD at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the consolidated financial statements as of 31 May 2018:

Exchange rates		
USD 1 =	EUR	0.856678
USD 1 =	CHF	0.983100
USD 1 =	CNY	6.401000

For the liquidated or merged subfunds, the exchange rate used for the conversion of the consolidated financial statements is the one as at liquidation or merger date.

k) "Mortgage-backed securities"

The Company, in accordance with its investment policies, may invest in "mortgage-backed securities". A "mortgage-backed security" is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the "mortgage-backed security" of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasi-governmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each paydown associated with each payment of principal. This gain or loss has been included in "Net realized gain or loss on sales of securities" in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the Company's expected yield.

l) Receivable on securities sales,

Payable on securities purchases

The account "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The account "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

m) Swaps

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

n) Cross-subfund investments

As per 31 May 2018 the subfund UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD) was invested 22 869 800.00 USD in the subfund UBS (Lux) Bond SICAV – Short Duration High Yield (USD).

Note 2 – Flat fee

The Company pays a monthly flat fee for each share class calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the table below:

UBS (Lux) Bond SICAV

– Asian Investment Grade Bonds (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.140%
Share classes with "N" in their name	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.360%
Share classes with "Q" in their name	0.600%
Share classes with "I-A1" in their name	0.500%
Share classes with "I-A2" in their name	0.450%
Share classes with "I-A3" in their name	0.360%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Asian Local Currency Bond (USD)

UBS (Lux) Bond SICAV – Asian High Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.400%
Share classes with "N" in their name	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.520%
Share classes with "Q" in their name	0.800%
Share classes with "I-A1" in their name	0.680%
Share classes with "I-A2" in their name	0.620%
Share classes with "I-A3" in their name	0.520%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Emerging Markets Bonds 2017 (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	0.900%
Share classes with "N" in their name	1.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.420%
Share classes with "Q" in their name	0.650%
Share classes with "I-A1" in their name	0.540%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.420% ¹
Share classes with "I-B" in their name	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

¹ UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Markets Bonds 2017 (USD): Max 0.420% / Eff 0.220%

UBS (Lux) Bond SICAV – Convert Global (EUR)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.800%
Share classes with "N" in their name	2.100%
Share classes with "K-1" in their name	1.020%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.480%
Share classes with "Q" in their name	0.900%
Share classes with "I-A1" in their name	0.600%
Share classes with "I-A2" in their name	0.560%
Share classes with "I-A3" in their name	0.480%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

* UBS (Lux) Bond SICAV – Convert Global (EUR): Max 0.480% / Eff 0.400%

UBS (Lux) Bond SICAV – Currency Diversifier (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	0.900%
Share classes with "N" in their name	1.600%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.320%
Share classes with "Q" in their name	0.500%
Share classes with "I-A1" in their name	0.420%
Share classes with "I-A2" in their name	0.380%
Share classes with "I-A3" in their name	0.320%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – EUR Corporates (EUR)

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.140%
Share classes with "N" in their name	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.360%
Share classes with "Q" in their name	0.600%
Share classes with "I-A1" in their name	0.500%
Share classes with "I-A2" in their name	0.450%
Share classes with "I-A3" in their name	0.360%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.140%
Share classes with "N" in their name	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.440%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "Q" in their name	0.600%
Share classes with "I-A1" in their name	0.550%
Share classes with "I-A2" in their name	0.510%
Share classes with "I-A3" in their name	0.440%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Emerging Markets Bonds 2018 (CHF)

UBS (Lux) Bond SICAV

– Emerging Markets Bonds 2018 (EUR)

UBS (Lux) Bond SICAV

– Emerging Markets Bonds 2018 (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	0.900%
Share classes with "N" in their name	1.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.420%
Share classes with "Q" in their name	0.650%
Share classes with "I-A1" in their name	0.540%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.420%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.300%
Share classes with "N" in their name	1.600%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.550%
Share classes with "Q" in their name	0.750%
Share classes with "I-A1" in their name	0.650%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%
Share classes with "I-A3" in their name	0.550%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Emerging Markets Bonds 2021 (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	0.900%
Share classes with "N" in their name	1.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.650%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.420%
Share classes with "Q" in their name	0.650%
Share classes with "I-A1" in their name	0.540%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "I-A3" in their name	0.420%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (EUR)

UBS (Lux) Bond SICAV

– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.050%
Share classes with "N" in their name	1.200%
Share classes with "K-1" in their name	0.800%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.420%
Share classes with "Q" in their name	0.750%
Share classes with "I-A1" in their name	0.540%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.420%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Europe (EUR)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.320%
Share classes with "N" in their name	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	0.700%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.380%
Share classes with "Q" in their name	0.720%
Share classes with "I-A1" in their name	0.520%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.380%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Short Term EUR Corporates (EUR)

UBS (Lux) Bond SICAV

– Short Term USD Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	0.900%
Share classes with "N" in their name	1.600%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.340%
Share classes with "Q" in their name	0.500%
Share classes with "I-A1" in their name	0.480%
Share classes with "I-A2" in their name	0.420%
Share classes with "I-A3" in their name	0.340%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

* UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term EUR Corporates (EUR): Max 0.480% / EIT 0.380%

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.260%
Share classes with "N" in their name	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	0.700%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.520%
Share classes with "Q" in their name	0.720%
Share classes with "I-A1" in their name	0.620%
Share classes with "I-A2" in their name	0.580%
Share classes with "I-A3" in their name	0.520%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Short Duration High Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.260%
Share classes with "N" in their name	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	0.700%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.500%
Share classes with "Q" in their name	0.720%
Share classes with "I-A1" in their name	0.600%
Share classes with "I-A2" in their name	0.550%
Share classes with "I-A3" in their name	0.500%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – EUR Inflation-linked (EUR)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	0.900%
Share classes with "N" in their name	1.600%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.340%
Share classes with "Q" in their name	0.500%
Share classes with "I-A1" in their name	0.460%
Share classes with "I-A2" in their name	0.400%
Share classes with "I-A3" in their name	0.340%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Inflation-linked (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	0.900%
Share classes with "N" in their name	1.600%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.420%
Share classes with "Q" in their name	0.500%
Share classes with "I-A1" in their name	0.520%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.420%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.500%
Share classes with "N" in their name	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.560%
Share classes with "Q" in their name	0.800%
Share classes with "I-A1" in their name	0.630%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%
Share classes with "I-A3" in their name	0.560%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Emerging Economies Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.800%
Share classes with "N" in their name	2.000%
Share classes with "K-1" in their name	1.020%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.650%
Share classes with "Q" in their name	0.980%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – China Fixed Income (RMB)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.150%
Share classes with "N" in their name	1.400%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.550%
Share classes with "Q" in their name	0.750%
Share classes with "I-A1" in their name	0.650%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%
Share classes with "I-A3" in their name	0.550%
Share classes with "I-B" in their name	0.180%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.400%
Share classes with "N" in their name	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.550%
Share classes with "Q" in their name	0.800%
Share classes with "I-A1" in their name	0.650%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%
Share classes with "I-A3" in their name	0.550%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– USD Investment Grade Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.140%
Share classes with "N" in their name	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.360%
Share classes with "Q" in their name	0.600%
Share classes with "I-A1" in their name	0.500%
Share classes with "I-A2" in their name	0.450%
Share classes with "I-A3" in their name	0.360%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Multi Income (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.350%
Share classes with "N" in their name	1.650%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.600%
Share classes with "Q" in their name	0.800%
Share classes with "I-A1" in their name	0.700%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

Out of the aforementioned flat fee the following fees are paid:

1. For the management, administration, portfolio management and distribution of the Company (if applicable), as well as for all the tasks of the Depositary, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the handling of payment transactions and all other tasks listed in the section "Depositary and main paying agent" of the sales prospectus, a maximum flat fee based on the net

asset value of the Company is paid from the Company's assets, in accordance with the following provisions: This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat fee).

The relevant maximum flat fee will not be charged until the corresponding share classes have been launched. An overview of the maximum flat fees can be seen in the section "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.

2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses which are also charged to the Company:

- a) all additional expenses related to management of the Company's assets for the sale and purchase of assets (bid/offer spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). These expenses are generally calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section entitled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
- b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as all fees of the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
- c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as any other fees paid to the auditor for the services it provides in relation to the administration of the Fund and as permissible by law;
- d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Company, as well as for the general safeguarding of the interests of the Company and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) costs for the publication of the Company's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Company's legal documents (prospectuses, KIID, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Company's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees, translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Company, including fees for external advisers;

- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or usufructuary rights of the Company;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary for protecting the interests of the investors;
- k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Company's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable and disclosed, and taken into account in the disclosure of the Company's total expense ratio (TER).

3. The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Company.

Out of the management commission sales fees are paid to distributors and asset managers of the Company.

The depositary, administrative agency and Company are nevertheless entitled to be reimbursed the costs of non-routine arrangements made by them in the interests of the investors; otherwise such expenses will be charged directly to the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat fee.

The Company will also bear all transaction expenses arising in connection with the administration of the Company's assets (brokerage commission in line with the market, fees, fiscal charges, etc.).

All taxes are levied on the income and assets of the Company, particularly the "taxe d'abonnement", will also be borne by the Company.

All costs which can be allocated to individual subfunds will be charged to these subfunds.

Costs which can be allocated to share classes will be charged to these share classes. If costs pertain to several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to the subfunds/share classes concerned in proportion to their relative net asset values.

In the subfunds that may invest in other UCI or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The upper limit for management fees of target funds in which the assets of the subfunds are invested amounts to a maximum of 3%, taking into account any trail fees.

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

In the case of investments in units of funds managed directly or indirectly by the Management Company or another company related to it by common management or control, or by a substantial direct or indirect holding, the subfund making the investment may not be charged with any of the target fund's issue or redemption commissions.

Details on the ongoing charges of the Company can be found in the KIID.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject in Luxembourg to the subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced taxe d'abonnement amounting to 0.01% p.a. for some share classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Company at the end of each quarter.

The taxe d'abonnement is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the taxe d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Income Distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfunds shall decide, at the proposal of the Board of Directors and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund resp each share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount of assets prescribed by law. If a distribution is made, payment will be effected no later than four months after the end of the financial year.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 6 – Commitments on Financial Futures, Options and Swaps

Commitments on Financial Futures, Options and Swaps subfund and respective currency as of 31 May 2018 can be summarised as follows:

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

a) Financial Futures

UBS (Lux) Bond SICAV	Financial Futures on bonds (bought)	Financial Futures on bonds (sold)
– Asian Investment Grade Bonds (USD)	2 466 062.50 USD	5 570 000.00 USD
– Currency Diversifier (USD)	7 281 613.80 USD	17 397 578.16 USD
– Emerging Economies Corporates (USD)	51 602 968.88 USD	26 376 468.75 USD
– Emerging Europe (EUR)	885 800.00 EUR	1 503 041.21 EUR
– EUR Corporates (EUR)	21 581 910.00 EUR	26 905 280.00 EUR
– Global Corporates (USD)	76 439 518.91 USD	81 499 344.33 USD
– Global Dynamic (USD)	149 706 539.41 USD	39 317 688.79 USD
– Global Inflation-linked (USD)	83 843 418.24 USD	28 209 431.28 USD
– Multi Income (USD)	2 073 790.98 USD	1 994 628.27 USD
– Short Term USD Corporates (USD)	74 789 656.58 USD	- USD
– USD Corporates (USD)	31 835 156.40 USD	43 855 859.38 USD
– USD Investment Grade Corporates (USD)	342 062 500.25 USD	202 088 125.00 USD

UBS (Lux) Bond SICAV	Financial Futures on interest rates (bought)	Financial Futures on interest rates (sold)
– Global Dynamic (USD)	77 724 000.00 USD	24 685 220.81 USD
– Global Inflation-linked (USD)	41 290 875.00 USD	16 456 813.88 USD

b) Options

UBS (Lux) Bond SICAV	Options on interest rate swaps, classic-styled (sold)
– Floating Rate Income (USD)	20 837 670.00 USD
– Multi Income (USD)	130 650.00 USD
– Short Duration High Yield (USD)	21 575 000.00 USD
– USD Corporates (USD)	3 460 500.00 USD
– USD High Yield (USD)	45 624 900.00 USD
– USD Investment Grade Corporates (USD)	12 688 500.00 USD

c) Swaps

UBS (Lux) Bond SICAV	Credit default swaps (bought)	Credit default swaps (sold)
– Asian High Yield (USD)	29 466 161.74 USD	14 602 414.95 USD
– Asian Investment Grade Bonds (USD)	8 080 625.85 USD	3 524 720.85 USD
– Global Corporates (USD)	- USD	410 802.06 USD
– Global Dynamic (USD)	15 922 099.65 USD	17 361 348.73 USD

UBS (Lux) Bond SICAV	Swaps and forward swaps on interest rates (bought)	Swaps and forward swaps on interest rates (sold)
– Currency Diversifier (USD)	- USD	10 680 500.46 USD
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	- USD	45 260 543.86 USD
– Floating Rate Income (USD)	380 952 175.00 USD	- USD
– Global Dynamic (USD)	157 383 791.44 USD	291 198 999.76 USD
– Global Inflation-linked (USD)	46 498 320.40 USD	111 878 175.03 USD

UBS (Lux) Bond SICAV	Swaps and forward swaps on indices (bought)	Swaps and forward swaps on indices (sold)
– Floating Rate Income (USD)	- USD	16 315 879.99 USD

UBS (Lux) Bond SICAV	Swaps and forward swaps on cross currencies (bought)	Swaps and forward swaps on cross currencies (sold)
- Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	- USD	4 407 762.07 USD
- Global Dynamic (USD)	- USD	3 966 985.86 USD

UBS (Lux) Bond SICAV	Swaps and forward swaps on currencies (bought)	Swaps and forward swaps on currencies (sold)
- Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	- USD	837 474.79 USD

Note 7 – Soft commission arrangements

During the financial year from 1 June 2017 until 31 May 2018, no “soft commission arrangements” were entered into on behalf of UBS (Lux) Bond SICAV and “soft commissions” amount to nil.

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER” in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
- Asian High Yield (USD) F-acc	0.54%
- Asian High Yield (USD) I-A1-acc	0.71%
- Asian High Yield (USD) I-B-acc	0.14%
- Asian High Yield (USD) I-X-dist	0.03%
- Asian High Yield (USD) K-1-acc	0.96%
- Asian High Yield (USD) P-acc	1.48%
- Asian High Yield (USD) (CHF hedged) P-acc	1.47%
- Asian High Yield (USD) (EUR hedged) P-acc	1.47%
- Asian High Yield (USD) P-dist	1.48%
- Asian High Yield (USD) P-mdist	1.46%
- Asian High Yield (USD) Q-acc	0.89%
- Asian High Yield (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.87%
- Asian High Yield (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.88%
- Asian High Yield (USD) Q-dist	0.87%
- Asian Investment Grade Bonds (USD) I-B-acc	0.10%
- Asian Investment Grade Bonds (USD) U-X-acc	0.02%
- Asian Local Currency Bond (USD) F-acc	0.62%
- Asian Local Currency Bond (USD) K-1-acc	1.04%
- Asian Local Currency Bond (USD) P-acc	1.53%
- Asian Local Currency Bond (USD) P-mdist	1.54%
- Asian Local Currency Bond (USD) Q-acc	0.91%
- China Fixed Income (RMB) I-B-acc	0.21%
- China Fixed Income (RMB) (USD) K-X-acc	0.06%
- China Fixed Income (RMB) P-acc	1.18%
- China Fixed Income (RMB) (EUR) P-acc	1.19%

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
- China Fixed Income (RMB) (USD) P-acc	1.21%
- China Fixed Income (RMB) Q-acc	0.83%
- China Fixed Income (RMB) (EUR) Q-acc	0.77%
- China Fixed Income (RMB) (USD) Q-acc	0.76%
- China Fixed Income (RMB) U-X-acc	0.04%
- Convert Global (EUR) F-acc	0.42%
- Convert Global (EUR) (CHF hedged) F-acc	0.42%
- Convert Global (EUR) (USD hedged) F-acc	0.42%
- Convert Global (EUR) I-A1-acc	0.62%
- Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-A1-acc	0.62%
- Convert Global (EUR) I-A2-acc	0.58%
- Convert Global (EUR) I-A2-dist	0.58%
- Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-A2-dist	0.58%
- Convert Global (EUR) I-A3-acc	0.50%
- Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-A3-acc	0.50%
- Convert Global (EUR) (USD hedged) I-A3-acc	0.50%
- Convert Global (EUR) I-A3-dist	0.50%
- Convert Global (EUR) (GBP hedged) I-A3-UKdist	0.50%
- Convert Global (EUR) (USD hedged) I-B-acc	0.09%
- Convert Global (EUR) I-X-acc	0.02%
- Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%
- Convert Global (EUR) I-X-dist	0.03%
- Convert Global (EUR) P-acc	1.87%
- Convert Global (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.87%
- Convert Global (EUR) (USD hedged) P-acc	1.87%
- Convert Global (EUR) P-dist	1.85%
- Convert Global (EUR) Q-acc	0.97%
- Convert Global (EUR) (CHF hedged) Q-acc	0.97%
- Convert Global (EUR) (USD hedged) Q-acc	0.97%
- Convert Global (EUR) Q-dist	0.99%
- Currency Diversifier (USD) (EUR) K-1-acc	0.65%
- Currency Diversifier (USD) P-acc	0.98%
- Currency Diversifier (USD) (CHF) P-acc	1.02%
- Currency Diversifier (USD) (EUR) P-acc	1.01%
- Currency Diversifier (USD) P-dist	0.98%
- Currency Diversifier (USD) (EUR) Q-acc	0.61%
- Emerging Economies Corporates (USD) F-acc	0.67%
- Emerging Economies Corporates (USD) I-X-acc	0.02%
- Emerging Economies Corporates (USD) I-X-dist	0.02%
- Emerging Economies Corporates (USD) K-X-acc	0.06%
- Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) K-X-acc	0.06%
- Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) P-4%-qdist	1.84%
- Emerging Economies Corporates (USD) P-acc	1.87%
- Emerging Economies Corporates (USD) (CHF hedged) P-acc	1.87%
- Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) P-acc	1.86%
- Emerging Economies Corporates (USD) P-dist	1.88%
- Emerging Economies Corporates (USD) (CHF hedged) P-dist	1.87%
- Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) P-dist	1.88%
- Emerging Economies Corporates (USD) Q-acc	1.07%
- Emerging Economies Corporates (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.04%
- Emerging Economies Corporates (USD) Q-dist	1.05%
- Emerging Economies Corporates (USD) (CHF hedged) Q-dist	1.04%
- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) I-A1-acc	0.65%
- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) I-X-acc	0.03%
- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) P-acc	1.58%
- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) P-dist	1.61%
- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) Q-acc	0.88%
- Emerging Economies Local Currency Bond (USD) U-X-acc	0.03%
- Emerging Europe (EUR) I-A3-dist	0.41%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)	UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Emerging Europe (EUR) P-4 %-qdist	1.37%	– Floating Rate Income (USD) (HKD) K-1-mdist	0.96%
– Emerging Europe (EUR) P-acc	1.39%	– Floating Rate Income (USD) P-acc	1.36%
– Emerging Europe (EUR) P-dist	1.40%	– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) P-acc	1.35%
– Emerging Europe (EUR) Q-acc	0.81%	– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) P-acc	1.36%
– Emerging Europe (EUR) Q-dist	0.80%	– Floating Rate Income (USD) (GBP hedged) P-acc	1.36%
– Emerging Markets Bonds 2018 (CHF) K-1-acc	0.62%	– Floating Rate Income (USD) P-dist	1.36%
– Emerging Markets Bonds 2018 (CHF) K-1-dist	0.61%	– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) P-dist	1.35%
– Emerging Markets Bonds 2018 (CHF) P-acc	0.97%	– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) P-dist	1.36%
– Emerging Markets Bonds 2018 (CHF) P-dist	0.97%	– Floating Rate Income (USD) P-mdist	1.35%
– Emerging Markets Bonds 2018 (CHF) Q-acc	0.72%	– Floating Rate Income (USD) (HKD) P-mdist	1.35%
– Emerging Markets Bonds 2018 (CHF) Q-dist	0.72%	– Floating Rate Income (USD) Q-acc	0.81%
– Emerging Markets Bonds 2018 (EUR) K-1-acc	0.62%	– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.80%
– Emerging Markets Bonds 2018 (EUR) K-1-dist	0.61%	– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.81%
– Emerging Markets Bonds 2018 (EUR) P-acc	0.97%	– Floating Rate Income (USD) (GBP hedged) Q-acc	0.81%
– Emerging Markets Bonds 2018 (EUR) P-dist	0.97%	– Floating Rate Income (USD) Q-dist	0.82%
– Emerging Markets Bonds 2018 (EUR) Q-acc	0.72%	– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) Q-dist	0.80%
– Emerging Markets Bonds 2018 (EUR) Q-dist	0.72%	– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.82%
– Emerging Markets Bonds 2018 (USD) K-1-acc	0.62%	– Floating Rate Income (USD) (GBP hedged) Q-dist	0.81%
– Emerging Markets Bonds 2018 (USD) K-1-dist	0.61%	– Global Corporates (USD) (CHF hedged) I-A1-acc	0.59%
– Emerging Markets Bonds 2018 (USD) P-acc	0.97%	– Global Corporates (USD) I-A2-acc	0.23%
– Emerging Markets Bonds 2018 (USD) P-dist	0.97%	– Global Corporates (USD) I-B-acc	0.11%
– Emerging Markets Bonds 2018 (USD) Q-acc	0.72%	– Global Corporates (USD) (CHF hedged) I-B-acc	0.11%
– Emerging Markets Bonds 2018 (USD) Q-dist	0.72%	– Global Corporates (USD) I-X-acc	0.04%
– Emerging Markets Bonds 2021 (USD) K-1-acc	0.67%	– Global Corporates (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.04%
– Emerging Markets Bonds 2021 (USD) K-1-dist	0.67%	– Global Corporates (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.04%
– Emerging Markets Bonds 2021 (USD) K-1-qdist	0.67%	– Global Corporates (USD) I-X-UKdist	0.03%
– Emerging Markets Bonds 2021 (USD) K-X-acc	0.07%	– Global Corporates (USD) (CHF hedged) U-X-acc	0.04%
– Emerging Markets Bonds 2021 (USD) P-acc	0.93%	– Global Corporates (USD) U-X-dist	0.04%
– Emerging Markets Bonds 2021 (USD) P-dist	0.93%	– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) F-acc	0.59%
– Emerging Markets Bonds 2021 (USD) P-qdist	0.92%	– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) I-B-acc	0.10%
– Emerging Markets Bonds 2021 (USD) Q-acc	0.67%	– Global Dynamic (USD) I-X-acc	0.03%
– Emerging Markets Bonds 2021 (USD) Q-dist	0.67%	– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (EUR) K-1-acc	0.87%	– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.01%
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (EUR) P-acc	1.12%	– Global Dynamic (USD) P-acc	1.49%
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (EUR) P-dist	1.12%	– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) P-acc	1.48%
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (EUR) Q-acc	0.82%	– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) P-acc	1.48%
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (EUR) Q-dist	0.82%	– Global Dynamic (USD) P-dist	1.49%
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (USD) K-1-acc	0.87%	– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) P-dist	1.48%
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (USD) K-1-dist	0.86%	– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) P-dist	1.51%
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (USD) P-acc	1.12%	– Global Dynamic (USD) Q-acc	0.88%
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (USD) P-dist	1.12%	– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.88%
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (USD) Q-acc	0.82%	– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.89%
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (USD) Q-dist	0.82%	– Global Dynamic (USD) Q-dist	0.89%
– EUR Corporates (EUR) F-acc	0.38%	– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) Q-dist	0.88%
– EUR Corporates (EUR) P-acc	1.21%	– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.88%
– EUR Corporates (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.22%	– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-A1-acc	0.54%
– EUR Corporates (EUR) Q-acc	0.67%	– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-A1-dist	0.55%
– EUR Corporates (EUR) (CHF hedged) Q-acc	0.67%	– Global Inflation-linked (USD) I-A2-acc	0.50%
– EUR Corporates (EUR) U-X-acc	0.02%	– Global Inflation-linked (USD) I-A3-acc	0.44%
– EUR Corporates (EUR) (CHF hedged) U-X-acc	0.02%	– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-A3-acc	0.44%
– EUR Inflation-linked (EUR) K-1-acc	0.62%	– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) I-A3-acc	0.44%
– EUR Inflation-linked (EUR) P-acc	0.97%	– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-B-acc	0.09%
– EUR Inflation-linked (EUR) (CHF hedged) P-acc	0.98%	– Global Inflation-linked (USD) P-acc	0.98%
– EUR Inflation-linked (EUR) Q-acc	0.57%	– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) P-acc	0.97%
– EUR Inflation-linked (EUR) (CHF hedged) Q-acc	0.56%	– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) P-acc	0.98%
– EUR Inflation-linked (EUR) U-X-acc	0.03%	– Global Inflation-linked (USD) Q-acc	0.57%
– Floating Rate Income (USD) I-X-acc	0.02%	– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.57%
– Floating Rate Income (USD) K-1-acc	0.95%	– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.58%
– Floating Rate Income (USD) K-1-mdist	0.96%	– Multi Income (USD) (EUR hedged) N-acc	1.72%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

279

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
- Multi Income (USD) P-acc	1.43%
- Multi Income (USD) (EUR hedged) P-acc	1.42%
- Multi Income (USD) P-mdist	1.44%
- Multi Income (USD) Q-acc	0.88%
- Multi Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.87%
- Short Duration High Yield (USD) (CHF hedged) F-acc	0.52%
- Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) F-acc	0.52%
- Short Duration High Yield (USD) I-A1-acc	0.63%
- Short Duration High Yield (USD) (CHF hedged) I-A1-acc	0.63%
- Short Duration High Yield (USD) I-A2-acc	0.58%
- Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) I-A2-acc	0.56%
- Short Duration High Yield (USD) I-B-acc	0.09%
- Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) I-B-acc	0.09%
- Short Duration High Yield (USD) I-X-acc	0.02%
- Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.01%
- Short Duration High Yield (USD) I-X-UKdist	0.02%
- Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) K-1-acc	0.77%
- Short Duration High Yield (USD) K-1-dist	0.77%
- Short Duration High Yield (USD) K-X-acc	0.06%
- Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) N-dist	1.82%
- Short Duration High Yield (USD) P-acc	1.33%
- Short Duration High Yield (USD) (CHF hedged) P-acc	1.33%
- Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) P-acc	1.33%
- Short Duration High Yield (USD) P-mdist	1.32%
- Short Duration High Yield (USD) (AUD hedged) P-mdist	1.31%
- Short Duration High Yield (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.32%
- Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) P-qdist	1.30%
- Short Duration High Yield (USD) Q-acc	0.79%
- Short Duration High Yield (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.79%
- Short Duration High Yield (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.79%
- Short Duration High Yield (USD) Q-dist	0.78%
- Short Duration High Yield (USD) Q-mdist	0.80%
- Short Term EUR Corporates (EUR) F-acc	0.36%
- Short Term EUR Corporates (EUR) (CHF hedged) F-acc	0.37%
- Short Term EUR Corporates (EUR) (USD hedged) F-acc	0.37%
- Short Term EUR Corporates (EUR) I-A1-acc	0.50%
- Short Term EUR Corporates (EUR) I-A3-acc	0.37%
- Short Term EUR Corporates (EUR) I-B-acc	0.08%
- Short Term EUR Corporates (EUR) I-X-acc	0.03%
- Short Term EUR Corporates (EUR) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%
- Short Term EUR Corporates (EUR) (USD hedged) I-X-acc	0.02%
- Short Term EUR Corporates (EUR) K-1-acc	0.61%
- Short Term EUR Corporates (EUR) P-acc	0.97%
- Short Term EUR Corporates (EUR) Q-acc	0.57%
- Short Term EUR Corporates (EUR) (CHF hedged) U-X-acc	0.02%
- Short Term USD Corporates (USD) F-acc	0.37%
- Short Term USD Corporates (USD) (CHF hedged) F-acc	0.36%
- Short Term USD Corporates (USD) (EUR hedged) F-acc	0.36%
- Short Term USD Corporates (USD) I-A1-acc	0.50%
- Short Term USD Corporates (USD) I-A2-acc	0.44%
- Short Term USD Corporates (USD) I-B-acc	0.08%
- Short Term USD Corporates (USD) (EUR hedged) I-B-acc	0.08%
- Short Term USD Corporates (USD) I-X-acc	0.02%
- Short Term USD Corporates (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%
- Short Term USD Corporates (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.02%
- Short Term USD Corporates (USD) K-X-acc	0.05%
- Short Term USD Corporates (USD) (EUR hedged) K-X-acc	0.05%
- Short Term USD Corporates (USD) P-acc	0.97%
- Short Term USD Corporates (USD) Q-acc	0.58%

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
- Short Term USD Corporates (USD) U-X-acc	0.03%
- USD Corporates (USD) F-acc	0.39%
- USD Corporates (USD) I-A1-acc	0.53%
- USD Corporates (USD) I-A3-acc	0.38%
- USD Corporates (USD) I-B-acc	0.09%
- USD Corporates (USD) (EUR hedged) I-B-dist	0.09%
- USD Corporates (USD) I-X-acc	0.03%
- USD Corporates (USD) P-acc	1.22%
- USD Corporates (USD) (CHF hedged) P-acc	1.21%
- USD Corporates (USD) Q-acc	0.66%
- USD Corporates (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.67%
- USD Corporates (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.67%
- USD Corporates (USD) U-X-acc	0.03%
- USD High Yield (USD) F-acc	0.55%
- USD High Yield (USD) (GBP hedged) F-UKdist	0.54%
- USD High Yield (USD) I-A1-acc	0.64%
- USD High Yield (USD) I-A2-mdist	0.58%
- USD High Yield (USD) I-B-acc	0.09%
- USD High Yield (USD) I-X-acc	0.02%
- USD High Yield (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%
- USD High Yield (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.02%
- USD High Yield (USD) K-X-acc	0.07%
- USD High Yield (USD) P-6%-mdist	1.35%
- USD High Yield (USD) P-acc	1.33%
- USD High Yield (USD) (CHF hedged) P-acc	1.33%
- USD High Yield (USD) P-mdist	1.32%
- USD High Yield (USD) Q-6%-mdist	0.80%
- USD High Yield (USD) Q-acc	0.79%
- USD High Yield (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.79%
- USD High Yield (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.79%
- USD High Yield (USD) Q-mdist	0.79%
- USD High Yield (USD) U-X-acc	0.02%
- USD Investment Grade Corporates (USD) F-acc	0.34%
- USD Investment Grade Corporates (USD) U-X-acc	0.02%
- USD Investment Grade Corporates (USD) (CHF hedged) U-X-acc	0.02%

The effective flat fee may change during the reporting period (see note 2).

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 May 2018, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions, as follows:

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

UBS (Lux) Bond SICAV	Transaction costs
– Asian High Yield (USD)	1 829.90 USD
– Asian Investment Grade Bonds (USD)	2 981.20 USD
– Asian Local Currency Bond (USD)	65 791.81 USD
– China Fixed Income (RMB)	- CNY
– Convert Global (EUR)	27 587.03 EUR
– Currency Diversifier (USD)	6 412.58 USD
– Emerging Economies Corporates (USD)	23 719.10 USD
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	3 028.33 USD
– Emerging Europe (EUR)	1 293.11 EUR
– Emerging Markets Bonds 2017 (USD)	- USD
– Emerging Markets Bonds 2018 (CHF)	- CHF
– Emerging Markets Bonds 2018 (EUR)	- EUR
– Emerging Markets Bonds 2018 (USD)	- USD
– Emerging Markets Bonds 2021 (USD)	- USD
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (EUR)	- EUR
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (USD)	- USD
– EUR Corporates (EUR)	3 116.50 EUR
– EUR Inflation-linked (EUR)	- EUR
– Floating Rate Income (USD)	2 301.81 USD
– Global Corporates (USD)	23 835.27 USD
– Global Dynamic (USD)	62 185.20 USD
– Global Inflation-linked (USD)	23 164.51 USD
– Multi Income (USD)	1 017.52 USD
– Short Duration High Yield (USD)	- USD
– Short Term EUR Corporates (EUR)	1 897.50 EUR
– Short Term USD Corporates (USD)	43 273.80 USD
– USD Corporates (USD)	35 322.00 USD
– USD High Yield (USD)	15 849.92 USD
– USD Investment Grade Corporates (USD)	122 220.50 USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

Note 10 – Maturity

The following maturity occurred:

Subfund	Date
UBS (Lux) Bond SICAV	
– Emerging Markets Bonds 2017 (USD)	7.8.2017

Note 11 – Subsequent event

The following merger occurred:

Subfund	Merged into	Date
UBS (Lux) Bond SICAV	UBS (Lux) Bond SICAV	
– Asian Local Currency Bond (USD)	– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	21.6.2018

Note 12 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the Depositary can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which Company shares were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only the German version was audited by the auditors. However, in the case of shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Company and the depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Company.

Note 13 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond SICAV – Asian High Yield (USD)		
Barclays	-220 080.28 USD	0.00 USD
HSBC	29 855.50 USD	0.00 USD
JP Morgan	-5 962.16 USD	0.00 USD
UBS AG	-2 060.36 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	41 406.72 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Asian Investment Grade Bonds (USD)		
Barclays	-72 111.50 USD	0.00 USD
HSBC	7 206.50 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Asian Local Currency Bond (USD)		
UBS AG	6 481.99 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Convert Global (EUR)		
Citibank	-47 321.70 EUR	0.00 EUR
HSBC	-10 208.46 EUR	0.00 EUR
State Street	1 387 039.05 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-69 706 588.76 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – Currency Diversifier (USD)		
Canadian Imperial Bank	-4 225.83 USD	0.00 USD
Citibank	77 363.72 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	10 201.98 USD	0.00 USD
JPMorgan	-6 209.76 USD	0.00 USD
State Street	27 425.13 USD	0.00 USD
UBS AG	351 118.92 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-4 099.93 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Corporates (USD)		
Bank of America	23 296.70 USD	0.00 USD
Barclays	-247.58 USD	0.00 USD
Merrill Lynch	21 570.75 USD	0.00 USD
State Street	-112.49 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	69 820.81 USD	0.00 USD

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD)		
Bank of America	-1 131 695.91 USD	700 000.00 USD
Barclays	576 281.73 USD	0.00 USD
Credit Suisse	105 707.36 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-3 913 737.59 USD	0.00 USD
Merrill Lynch	11 983.75 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Europe (EUR)		
Bank of America	68 823.96 EUR	0.00 EUR
Barclays	155 935.69 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	-399 118.83 EUR	0.00 EUR
Citibank	-23 930.56 EUR	0.00 EUR
Credit Suisse	11 062.80 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	88 685.19 EUR	0.00 EUR
HSBC	-24 000.42 EUR	0.00 EUR
State Street	71 922.24 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-8 713.54 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Markets Bonds 2018 (CHF)		
Barclays	-1 156.40 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	679 077.93 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Markets Bonds 2018 (EUR)		
HSBC	1 482.23 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-414 270.47 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (EUR)		
HSBC	320.03 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-191 125.25 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – EUR Corporates (EUR)		
Goldman Sachs	-33 716.43 EUR	0.00 EUR
J.P. Morgan	4 986 993.36 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	102 253.05 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-155 422.27 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – EUR Inflation-linked (EUR)		
Barclays	-203.42 EUR	0.00 EUR
Citibank	2 427.51 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	-16 642.04 EUR	0.00 EUR
J.P. Morgan	292 415.35 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	7 828.66 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-12 854.17 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	44.72 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD)		
Barclays	1 296.35 USD	0.00 USD
Citibank	519 640.11 USD	0.00 USD
J.P. Morgan	-176 300.04 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	107 028.20 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Corporates (USD)		
Barclays	3 295 211.42 USD	0.00 USD
Citibank	1 932 188.69 USD	0.00 USD
J.P. Morgan	1 115 222.69 USD	0.00 USD
State Street	-48 935.23 USD	0.00 USD
UBS AG	-101 599.63 USD	0.00 USD

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

283

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD)		
Bank of America	-69 744.54 USD	0.00 USD
Barclays	1 523 036.45 USD	420 227.99 USD
Canadian Imperial Bank	-80 848.51 USD	0.00 USD
Citibank	-708 468.76 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	60 959.18 USD	0.00 USD
HSBC	-79 208.15 USD	0.00 USD
JP Morgan	-477 365.89 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-1 233 778.96 USD	0.00 USD
State Street	-79 551.32 USD	0.00 USD
UBS AG	30 650.61 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	185 801.46 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Inflation-linked (USD)		
Canadian Imperial Bank	4 206.52 USD	0.00 USD
Citibank	430 847.19 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	3 256.89 USD	0.00 USD
HSBC	-33 764.57 USD	0.00 USD
JP Morgan	21 860.86 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-37 831.86 USD	0.00 USD
State Street	-2 102 930.11 USD	0.00 USD
UBS AG	-254 197.47 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Multi Income (USD)		
Bank of America	10 021.89 USD	0.00 USD
Barclays	-3 563.74 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-143 015.30 USD	0.00 USD
Citibank	-5 072.74 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	18 770.70 USD	0.00 USD
HSBC	701.30 USD	0.00 USD
JP Morgan	-1 919.18 USD	0.00 USD
Merrill Lynch	2 396.75 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Short Duration High Yield (USD)		
Barclays	-10 510.78 USD	0.00 USD
Citibank	1 403 403.95 USD	0.00 USD
JP Morgan	-178 255.00 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-988 549.60 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term EUR Corporates (EUR)		
Citibank	-74 522.71 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	-500.86 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	7 413 346.89 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	186 449.15 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-15 566.10 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	476 510.51 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term USD Corporates (USD)		
Barclays	2 366 296.23 USD	0.00 USD
Citibank	1 114 142.98 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	10 872.08 USD	0.00 USD
HSBC	1 457 988.35 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-6 055.31 USD	0.00 USD
UBS AG	51 386.51 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-7 245 276.01 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)		
Goldman Sachs	-9 423.64 USD	0.00 USD
JP Morgan	-53 476.50 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-1 398 690.63 USD	0.00 USD

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)		
Citibank	261 543.75 USD	0.00 USD
J.P. Morgan	-281 452.53 USD	0.00 USD
State Street	-6 375.62 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	1 258 838.08 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – USD Investment Grade Corporates (USD)		
J.P. Morgan	-196 080.50 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	4 230 505.25 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	
Composition of collateral by type of assets	Weight %
Bank of America	
Cash	100.00%
Bonds	0.00%
Equities	0.00%
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD)	
Composition of collateral by type of assets	Weight %
Barclays	
Cash	100.00%
Bonds	0.00%
Equities	0.00%

Securities Lending

UBS (Lux) Bond SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 May 2018		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 May 2018		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Asian High Yield (USD)	45 091 132.60 USD	48 009 550.07 USD	40.97	59.03	0.00
– Asian Investment Grade Bonds (USD)	12 588 057.12 USD	13 402 789.50 USD	40.97	59.03	0.00
– Convert Global (EUR)	11 333 048.44 EUR	12 066 553.33 EUR	40.97	59.03	0.00
– Currency Diversifier (USD)	33 243 533.67 USD	35 395 143.17 USD	40.97	59.03	0.00
– Emerging Economies Corporates (USD)	162 107 107.09 USD	172 599 108.18 USD	40.97	59.03	0.00
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	9 845 891.91 USD	10 483 144.10 USD	40.97	59.03	0.00
– Emerging Europe (EUR)	21 760 126.03 EUR	23 168 498.99 EUR	40.97	59.03	0.00
– Emerging Markets Bonds 2018 (CHF)	3 013 556.31 CHF	3 208 601.65 CHF	40.97	59.03	0.00
– Emerging Markets Bonds 2018 (EUR)	5 948 177.35 EUR	6 333 159.13 EUR	40.97	59.03	0.00
– Emerging Markets Bonds 2018 (USD)	11 875 416.49 USD	12 644 024.88 USD	40.97	59.03	0.00
– Emerging Markets Bonds 2021 (USD)	32 938 379.54 USD	35 070 238.66 USD	40.97	59.03	0.00
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (EUR)	2 541 535.84 EUR	2 706 030.77 EUR	40.97	59.03	0.00
– Emerging Markets High Yield Bonds 2018 (USD)	32 798 923.40 USD	34 921 756.55 USD	40.97	59.03	0.00
– EUR Corporates (EUR)	198 363 834.58 EUR	211 202 467.06 EUR	40.97	59.03	0.00
– EUR Inflation-linked (EUR)	8 060 527.27 EUR	8 582 225.93 EUR	40.97	59.03	0.00
– Global Corporates (USD)	68 264 422.05 USD	72 682 676.15 USD	40.97	59.03	0.00
– Global Dynamic (USD)	71 477 376.59 USD	76 103 581.61 USD	40.97	59.03	0.00
– Global Inflation-linked (USD)	107 409 103.07 USD	114 360 904.56 USD	40.97	59.03	0.00
– Short Term EUR Corporates (EUR)	118 634 987.95 EUR	126 313 358.42 EUR	40.97	59.03	0.00
– Short Term USD Corporates (USD)	96 353 177.63 USD	102 589 410.35 USD	40.97	59.03	0.00
– USD Corporates (USD)	29 378 637.79 USD	31 280 101.00 USD	40.97	59.03	0.00
– USD Investment Grade Corporates (USD)	53 065 945.48 USD	56 500 513.95 USD	40.97	59.03	0.00

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual Report as of 31 May 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

285

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

コーポレート・ボンド(米ドル)

(2019年9月末日現在)

	米ドル	千円(dおよびeを除く。)
a 資産総額	531,968,833.49	57,410,077
b 負債総額	12,818,033.82	1,383,322
c 純資産総額(a - b)	519,150,799.67	56,026,754
d 発行済投資口総数(注)	5,911,750.795口	
e 1口当たりの純資産価格(注)	19.86	2,143円

(注) クラスP - a c c 投資証券

ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

(2019年9月末日現在)

	米ドル	千円(dおよびeを除く。)
a 資産総額	1,015,327,109.24	109,574,102
b 負債総額	12,382,226.74	1,336,290
c 純資産総額(a - b)	1,002,944,882.50	108,237,812
d 発行済投資口総数(注)	291,312.583口	
e 1口当たりの純資産価格(注)	306.50	33,077円

(注) クラスP - a c c 投資証券

第6【販売及び買戻しの実績】

コーポレート・ボンド(米ドル)(クラスP - a c c 投資証券)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
2010年5月末日に終了する 会計年度末	25,000,538.633 (134,414)	16,644,473.143 (0)	21,742,123.482 (134,414)
2011年5月末日に終了する 会計年度末	21,114,612.447 (15,100)	25,027,325.019 (86,000)	17,829,410.910 (63,514)
2012年5月末日に終了する 会計年度末	29,092,665.199 (0)	18,603,661.915 (15,100)	28,318,414.194 (48,414)
2013年5月末日に終了する 会計年度末	20,151,874.433 (304,974)	26,575,984.616 (150,702)	21,894,304.011 (202,686)
2014年5月末日に終了する 会計年度末	3,414,591.395 (149,376)	12,985,134.590 (165,800)	12,323,760.816 (186,262)
2015年5月末日に終了する 会計年度末	16,412,382.763 (99,050)	12,467,266.000 (36,886)	16,268,877.579 (248,426)
2016年5月末日に終了する 会計年度末	5,140,811.381 (0)	8,914,115.091 (0)	12,495,573.869 (248,426)
2017年5月末日に終了する 会計年度末	20,745,433.097 (16,800)	25,287,773.413 (0)	7,953,233.553 (265,226)
2018年5月末日に終了する 会計年度末	969,738.057 (0)	3,540,866.848 (24,000)	5,382,104.762 (241,226)
2019年5月末日に終了する 会計年度末	2,814,253.288 (4,000)	3,008,643.362 (16,800)	5,187,714.688 (228,426)

(注) () 内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数であり、受渡し日を基準として算出している。一方、() の上段の数字は約定日を基準として算出している。以下各サブ・ファンドについて同様とする。

ハイ・イールド・ボンド(米ドル)(クラスP - a c c 投資証券)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
2010年5月末日に終了する 会計年度末	2,272,021.344 (475)	1,323,504.393 (685)	1,948,634.726 (475)
2011年5月末日に終了する 会計年度末	2,259,596.408 (19,364)	1,688,984.965 (0)	2,519,246.169 (19,839)
2012年5月末日に終了する 会計年度末	2,767,471.874 (29,176)	1,850,617.305 (20,659)	3,436,100.738 (28,356)
2013年5月末日に終了する 会計年度末	1,524,876.603 (90,805)	1,943,558.074 (31,573)	3,017,419.267 (87,588)
2014年5月末日に終了する 会計年度末	742,872.579 (37,794)	2,472,327.574 (45,831)	1,287,964.272 (79,551)
2015年5月末日に終了する 会計年度末	451,311.980 (24,667)	761,054.285 (41,987)	978,221.967 (62,231)
2016年5月末日に終了する 会計年度末	96,774.405 (2,350)	501,528.177 (16,294)	573,468.195 (48,287)
2017年5月末日に終了する 会計年度末	278,447.540 (0)	255,620.551 (15,393)	596,295.184 (32,894)
2018年5月末日に終了する 会計年度末	151,276.656 (71)	336,169.870 (9,122)	411,401.970 (23,843)
2019年5月末日に終了する 会計年度末	204,041.102 (0)	310,762.220 (462)	304,680.852 (23,381)

第四部【特別情報】

第1【投資法人制度の概要】

(2019年5月付)

定 義

1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(随時改正および補足済)
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法(随時改正および補足済)
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(随時改正および補足済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(随時改正および補足済)
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(随時改正および補足済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	通達2011/61/EU第4条第1項(a号)に記載される投資信託(その投資コンパートメントを含む。)であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 (a)多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 (b)通達2009/65/EC第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルグにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体(現在はE Cが継承)
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合(特に、E Cにより構成)
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルグの官報であるメモリアルA
パート ファンド	2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(通達2009/65/ECをルクセンブルグ法に導入)。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
R C S	ルクセンブルグ大公国の商業および法人登記所 (Registre de Commerce et des Sociétés)
R E S A	ルクセンブルグ大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 (Recueil Electronique des Sociétés et des Associations)
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

．ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要および統計

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2019年3月31日現在、契約型UCIは1,406存在し、純資産総額は、8,410億1,800万ユーロ¹である。投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけて初めて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング(Pan-Holding)、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ(Selected Risks Investments)およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト(Commonwealth and European Investment Trust)があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド(United States Trust Investment Fund)である。2019年3月31日現在、SICA V型およびSICAR型のUCIは2,420存在し、純資産総額は、3兆4,814億1,400万ユーロ²である。

2019年3月31日現在、ルクセンブルグ籍のUCIが運用する純資産の総額は4兆3,504億4,900万ユーロ³に達している。

¹ C S S Fウェブサイト

² Idem

³ Idem

．ルクセンブルグの投資信託の監督

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によって行われている。これは、当初は、銀行および信用取引ならびに有価証券の発行を規制する1965年6月19日付の大公令、その後は、投資信託の監督に関する1972年12月22日付の大公令に基づく管轄権を有する銀行監督官であった。

監督機関の機能は、その後、1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁(以下「IML」という。)(同法第30条に基づき銀行監督官の継承者となり、1998年4月22日法に基づきルクセンブルグ中央銀行(以下「BCL」という。))になった。)に委譲された。

1999年1月1日以降、監督機能は、BCLとは分離されており、1998年12月23日法により新たに創設された公的機関である金融監督委員会(以下「CSSF」という。)によって行使されている。CSSFは、銀行、金融セクターで業務を行っているその他の機関および投資信託の監督に関し以前はBCLに委託されていたあらゆる規制に関する権限、ならびにルクセンブルグ証券取引所およびルクセンブルグ証券取引所での有価証券の公募および有価証券の上場に関し証券取引委員会に委託されていたあらゆる規制に関する権限を行使している。

．ルクセンブルグの投資信託の形態

1．前書き

1.1 一般⁴

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法(随時改正および補足済)(以下「1915年法」という。))ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

⁴ ルクセンブルグの投資信託制度は、特に欧州連合の法律に基づいており、かかる法律は現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと(特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合)に留意されたい。

1.2 UCITS / UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法(改正済)(以下「1988年3月30日法」という。)が制定された。1988年3月30日法は、通達85 / 611 / EEC(以下「U

「CITS 通達」という。)の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法(以下「2002年法」という。)により、ルクセンブルグは、UCITS 通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、直ちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)により、ルクセンブルグは、2009年7月13日付通達2009/65/EC(以下「UCITS 通達」という。)を実施した。2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パートIに基づくUCIについては、2011年1月1日より2010年法が法律上適用された。

2010年法は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)により改正された。2013年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行され、近時、預託業務、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014/91/EU(以下「UCITS V 通達」という。)をルクセンブルグ法に適用する2016年5月10日法により改正された。2016年5月10日法は、2016年5月12日にメモリアルに公告され、2016年6月1日付で施行された。

2010年法の最後の改正は、2018年6月8日にメモリアルにおいて公告された証券金融取引の透明性に関する2018年6月6日法により行われた。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法(以下「1991年法」という。)は、ルクセンブルグの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった(以下、併せて「2007年法」という。)。これによりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託(以下「SIF」という。)が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。2007年法は、近時、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(以下「2016年法」という。)により改正された。2016年法は、2016年7月28日にメモリアルに公告され、2016年8月1日付で施行された。

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、監督義務がより緩やかである。このことは、いかなるプロモーターもCSSFの承認を得る必要がないという事実からも明らかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、2013年法および2010年法を改正し、AIFの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「RAIF」という。)を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で、認可されたAIFMによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。よって、RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、またCSSFによる継続的で(直接的で)慎重な監督に服するものでもない。RAIF

は、C S S Fの監督に服することなく、S I F制度およびS I C A R制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS (以下「パート 」という。)

パート その他のUCI (以下「パート 」という。)

パート 外国のUCI (以下「パート 」という。)

パート 管理会社 (以下「パート 」という。)

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定 (以下「パート 」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「UCITS」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「UCI」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

2.1.2. 欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート ファンド」という。)としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資すること、および/またはリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の分類は、2003年1月22日付C S S F通達03/88(2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。)によって以下のとおり定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項(現2010年法第41条第1項)に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および/またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。

c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託(以下「レバレッジ・ファンド」という。)

d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパート(現在は2010年法のパート)の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), common fund)

2) 投資法人(investment companies)、これは

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)である場合と、
- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に記載される特徴に加え、2010年法第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125 - 1条は、特定の特性を規定しており、または、CS SF規則によって特定の追加要件が定められる可能性を規定している。

(注)本書の日付において、この点に関して、CS SF規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条、ただし、これらに限られない。)および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより投資家自らと管理会社との間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定される。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- F C P の純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F 規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C P の運用管理業務を約款に定められている範囲内で執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。また、パート が適用されるその他のすべての投資信託の場合は、少なくとも1か月に1度は計算されること。しかしながら、C S S F は、頻度の減少が受益者の利益を毀損しないことを条件として、U C I T S がこの頻度を1か月に1度に減らすことを許可することができ、また、適式かつ適正な請求により、パート が適用されるその他の投資信託に対してもかかる減少を許可することができる。
- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C P の名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C P から受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C P の会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C P の解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 2010年法パートIに基づくFCPに関し、管理会社は、状況により必要とされる例外的な場合、および受益者の利益を考慮した上で停止することが妥当であると認められる場合、受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。いかなる場合も、純資産価額の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、(特に、FCPの業務および運営に関する法律、規則または契約の規定が遵守されていない場合)、C S S F はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C P に適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I に適用される制限とを明確に区別している。

A) パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T S は、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制ある市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T S の設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T S は、U C I T S 通達に従い認可されたU C I T S または同通達第1条第2項第1号および/または第2号に規定する範囲のその他のU C I の受益証券に(設立国がE U加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のU C I は、C S S F がE U法に規定する監督と同程度であると判断する監督に服すること、および監督機関間の協力が十分に確保されることが定められている法律に基づき認可されたものであること。
 - かかるその他のU C I の受益者に対する保護水準はU C I T S の受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券

および短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS 通達の要件と同等であること。

- かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のUCIに関して、CSSFは、2018年1月5日付CSSFプレスリリース18/02で公表されるとおり、UCITSの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のUCIは、以下の基準を遵守しなければならない。

(i) その他のUCIは、UCITS通達第1条第2項(a)に従い、非流動資産(商品および不動産など)に投資することを禁止される。

() その他のUCIは、UCITS通達第50条第1項(e)()に従い、UCITS通達の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。

() ファンドの規則または設立文書において、UCITS通達第50条第1項(e)()に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。

(3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、2007年8月2日付CSSF通達07/308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。さらに、通達では、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達11/512を發布した。通達は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESM

Aガイドラインならびに2010年12月22日付C S S F規則10 - 4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) EC法が規定する基準に従った慎重な監督に服している発行体またはEC法が規定する基準と少なくとも同程度の厳格さを有しているとC S S Fが判断する慎重なルールに服しかつこれを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- 4) C S S Fが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、その発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロあり、通達2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社であるか、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従するもしくは銀行の与信ラインを享受する証券化目的のビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9)(a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、C S S Fが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S Fに定期的に報告しなければならない。かかる運用においてデリバティブ商品が使用される場合、かかる条件および制限は、2010年法に定められている規定に従うものとする。いかなる状況においても、かかる運用により、UCITSが、UCITSの約款または目論見書に定められている投資目的から逸脱することになってはならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S Fが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資

制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

(10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、かかる機関が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品、かかる機関への預金および/またはかかる機関と行ったOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャーの総額が、その純資産の20%を超える投資を行ってはならない。

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本(10)に定める基準に適合した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)に送付するものとする。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のペースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび/またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定す

るその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 2010年法第2条第2項の趣旨内の同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。

5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

(16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

(b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

(c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。

(17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。

(b) (a)にかかわらず、

1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。

(18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産

- 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
- フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産
フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還(ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計)の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

(21) UC Iのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUC I(以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および/または保有する場合がある。

- 対象ファンドが、反対に、対象ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計で対象ファンドの10%を超える資産を、その他の対象ファンドの受益証券に投資することはできない。
- 対象ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUC Iに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUC Iの純資産の計算について考慮されない。
- 対象ファンドに投資しているUC Iのコンパートメントの段階と対象ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および/または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、以下の法的文書もまた考慮されなければならない。

- 一定の定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/CE(以下「2007/16通達」という。)を、ルクセンブルグにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則(以下「大公規則」という。)
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339(以下「通達」という。)

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸付取引においてUCITS(および原則としてUC Iも)が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されたCSSF通達08/356(通達11/512により改正済である。)

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITS (UCI) のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITS (UCI) のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- 2008年11月26日にCSSFは、UCITSによる投資の対象となる適格資産に関するCESRのガイドラインを規定する通達08/380 (以下「通達08/380」という。)を示達した。同通達は、UCITSによる投資の対象となる適格資産に関するCESRのガイドラインであり、委員会によって通達08/339により公布された2007年3月付のCESR/07-044を取消し、これに取って代わった。

この通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とする技法および商品に関する、UCITSによる投資の対象となる適格資産に関するCESRのガイドラインの変更のみに焦点を当てたものである。この通達には、UCITS通達第21条の規定に従わなくてはならないという要件は、特に、UCITSが買戻条件付き売買契約または証券貸付を使用することを許可された場合、かかる取引は、UCITSのグローバル・エクスポージャーを算定するために配慮されなければならないことを含意していることが記載されている。

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049 (改定済)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理および預託機関と管理会社の間の契約の内容に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/43/EUを置換する2010年12月22日付CSSF規則10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/44/EUを置換する2010年12月22日付CSSF規則10-5
- 他の欧州連合加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他の欧州連合加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- CSSF規則10-4およびESMAによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するCSSFによるさらなる明確化ならびにCSSFに対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットの定義に関する2011年5月30日CSSF通達11/512。CSSF通達11/512は、CSSF通達18/698によって改正された。
- 運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関する2012年7月9日付CSSF通達12/540
- 投資信託に関する2010年12月17日法第15章に服するルクセンブルグの管理会社の認可および設立ならびに投資信託に関する2010年12月17日法第27条の趣旨内の管理会社を指定していない投資法人に関する2012年10月24日付CSSF通達12/546
- 告訴に関する裁判外の解決に関する2013年10月15日付のCSSF規則13-02に関する詳細を定めた2014年6月27日付CSSF通達14/589
- オープン・エンド型投資信託に重大な変更が生じた場合における投資家保護に関する2014年7月22日付CSSF通達14/591
- ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937 (改定済) に言及する2014年9月30日付CSSF通達14/592 (同通達は、CSSF通達13/559によ

り実施された、2012年公告の関連するESMAガイドライン(ESMA/2012/832)に
取って代わった。)

この通達、主に、UCITS、インデックス・トラッキングUCITS、レバレッジUCITSおよび逆レバレッジUCITS、証券貸付などの担保を利用するUCITS、レボおよび逆レボ契約を扱う。この点に関して、EU規則2015/2365も考慮しなければならない。

- ヨーロッパのマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するCESRのガイドライン(CESR/10-049)のレビューに関するESMAの意見に関する2014年12月2日付のCSSF通達14/598
- 税務情報の自動的交換および税務事項におけるマネーロンダリング防止の動向に関する2015年3月27日付CSSF通達15/609
- 管理委員会/戦略に関する文書の調製、交付および協議の外部委託システムに関するリスク管理に関する2015年4月16日付のCSSF通達15/611
- CSSFに対する新たな月次報告に関する2015年12月3日付CSSF通達15/627
- 休眠または不活動口座に関する2015年12月28日付CSSF通達15/631 - 投資信託に関する2010年法パートに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(該当する場合)に適用される規定に関する2016年10月11日付CSSF通達16/644
- ルクセンブルグ法により規制される投資ファンド運用者の認可および規制に関する2018年8月23日付CSSF通達18/698

(注) 2002年法に関連して示達された上記のCSSF通達および大公規則は、2010年法上でも引き続き適用される。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施という文脈において、ルクセンブルグの管理会社およびSICAVは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度を監視・測定することを可能とし、かつOTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に出されたCSSF通達11/512(CSSF通達18/698により改正済みである。)、に基づき定められた要件を遵守するものとし、当該通達は、リスク管理における主要な規制変更を示し、リスク管理ルールに関してCSSFよりさらに明確化しており、かつCSSFに対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、UCITSの目論見書は、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、ならびにそれより高いレバレッジ・レベルの可能性(VaRアプローチを用いるUCITSについて)
- レラティブVaRアプローチを用いるUCITSについての参照ポートフォリオに関する情報

また、CSSF通達14/592により実施された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937(改定済)も、同文脈の中で考慮されるべきである。

当該ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングUCITSおよびUCITS ETFに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う時および効率的なポートフォリオ管理を行う時に利用する一定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パート ファンドに該当する F C P に適用される投資制限に関して、2010年法パート には、U C I の投資規則または借入規則についての規定はない。パート ファンドに該当しない F C P に適用される制限は、2010年法第91条第 1 項に従い、C S S F 規則によって決定され得る。

(注) かかる C S S F 規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パート に準拠する U C I に適用される投資制限は、1991年 1 月21日付 I M L 通達91 / 75およびオルタナティブ投資戦略を実行する U C I に関する通達02 / 80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドの資格を有する F C P の管理は、ルクセンブルグに登記上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

パート ファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定められる要件を遵守しなければならない(以下を参照のこと。)。

パート ファンドのみを管理する管理会社は、2010年法第16章によって規制される。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125 - 1 条、第125 - 2 条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125 - 1 条に服する管理会社と同法第125 - 2 条に従う管理会社とを区別している。

(1) 2010年法第125 - 1 条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前に C S S F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S F によりルクセンブルグの会社公告集 (Recueil Electronique des Sociétés et des Associations) (以下「R E S A」という。) において公告される。

2010年法第125 - 2 条の適用を損なうことなく、本 (1) に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

(a) 通達2011 / 61 / E U に規定する A I F 以外の投資ビークルの管理を確保すること

(b) 通達2011 / 61 / E U に規定する A I F としての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第 2 項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および / または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人 (いずれも、単数か複数かを問わない。) のために、2010年法第88 - 2 条第 2 項 a) に従い外部 A I F M を任命しなければならない。

(c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数の A I F の管理が、2013年法第 3 条第 2 項に規定される閾値の 1 つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

- 自らが管理する A I F について C S S F に確認すること
- 自らが管理する A I F の投資戦略に関する情報を、C S S F に提供すること
- C S S F が体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理する A I F の元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、C S S F に定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88 - 2 条第 2 項 a) に規定する外部 A I F M を任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第 2 章に規定される手続に従い、30 暦日以内に、C S S F に認可を申請しなければならない。通達2011 / 61 / E U に規定する A I F 以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記 (b) または (c) に記載される業務を遂行することなく、上記 (a) に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、U C I の管理以外の活動に従事してはならない (ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠する U C I でなければならない。

当該管理会社の本店 (中央管理機構) および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかける管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社は C S S F に対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) (c) または (d) の条件が充足されない場合、当該委託は、C S S F による事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本 (1) の範囲内に該当し、本 (1) 第 4 段落目 (b) において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部 A I F M 自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能をかける管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) : 現在にかかる規則は存在しない。

- b) a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。C S S Fは、管理会社が適用法(特に、自己資金に関する要件に関する法)により課された健全性要件を遵守することを約束する受益者に関連するスポンサーシップ・レターを要求することができる。
- e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(2) 2010年法第125 - 2条に服する管理会社

2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、通達2011/61/EUに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125 - 2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有する、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される(下記2.2.1.2.2.の(17)および(18)を参照のこと。)。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

- (1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S FによりR C Sにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009 / 65 / E Cに従い認可されるU C I T Sの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていないその他のU C Iの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009 / 65 / E Cの下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T Sの管理のための活動は、2010年法別表 に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの管理(年金基金が保有するものも含む)

(b) 付随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)の付属書類セクションBに記載されている一または複数の金融商品に関する投資顧問業務およびU C Iの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 上記(2)からの一部修正として、通達2011 / 61 / E Uに規定するA I FのA I F Mとして任命され、ルクセンブルグに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくA I FのA I F Mとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがC S S Fに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙 に記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するU C I T Sの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するA I Fの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本(4)に規定するA I FのA I F Mとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- (5) 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および金融機関の資本の十分性に関するE U規則575 / 2013の規定および金融機関の業務および金融機関およ

び投資会社の慎重な監督へのアクセスに関する2006年6月26日付欧州議会および理事会通達2013/36/EUを施行するルクセンブルグの規則を遵守しなければならない。

(6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(7) CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

(a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- (i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

- () 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、EU規則575/2013第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

(e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 管理会社の業務を遂行する者は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。

(8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合のみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2013/36/EUの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に適合しない場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集合的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格参加権を有する株主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報またはかかる参加の金額が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への参加資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条の規定と同様の規定に服する。
- CSSFは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- 以下に該当する管理会社の認可については、事前に、関係する他の加盟国の管轄官庁と協議しなければならない。
- (a) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
 - (b) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社、または
 - (c) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を管理している自然人または法人と同一の自然人または法人によって管理されている管理会社
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第900条の3により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) CSSFは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

(18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはUCIに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、CSSFに対し速やかに報告しなければならない。

- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
- 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
- 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をCSSFに対し速やかに報告する義務を有する。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはCSSFに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がCSSFに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

CSSFは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

CSSFは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。

管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社に関する慎重な監督は、管理会社が2010年法第1条において定義されている支店を設立しているか、または他の加盟国において業務を提供しているかにかかわらず、投資先の加盟国の機関に責任を課すUCITS通達の規定を毀損することなく、CSSFの責任である。

管理会社の適格ポジションは、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条において投資会社に関し定められている規則と同一の規則に服する。

2010年法の趣旨上、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条に記載されている「会社/投資会社」という用語は、「管理会社」と解釈されるものとする。

(2) 管理会社が管理するUCITSの性質に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき健全性規制の強化にあたり、管理会社は、UCITS 通達に従い、以下を義務づけられる。

- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 2.2.1.2.2.のA.(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- (i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- () (3) の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行うしなければならない。
- (b) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行うなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。2010年法は、管理会社が以下のすべてを満たす報酬に関する方針および実務を策定しなければならない旨を定めている。
 - UCITSの健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであること。
 - 該当するUCITSのリスク特性または該当するUCITSについて規定するファンド・ルールと矛盾するリスク・テakingを奨励しないものであること。
 - UCITSの最善の利益に適うよう行為するUCITS運用者の義務の遵守を阻害しないものであること。

報酬に関する方針および実務は、経営幹部、リスク・テカー、コントロール・ファンクションおよび経営幹部の報酬区分に該当する報酬総額を受け取る従業員およびその専門的業務が管理会社またはかかる者が管理するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼすリスク・テカーを含むスタッフに適用される。

- (6) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (7) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命する場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第37-8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37-8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) UCITS 通達に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルグにおいて設定されたUCITSは、UCITS 通達第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、またはUCITS 通達に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

(2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、2012年10月24日付CSSF通達12/546(以下「通達」という。)によりさらに処理される。かかる通達は、2010年法第15章に従う、ルクセンブルグ法に基づく全ルクセンブルグ籍管理会社ならびに2010年法第27条および2010年7月1日付欧州委員会通達2010/43/EUを置換するCSSF規制10-4に規定する管理会社を指定していない全投資法人に適用ある、CSSF通達03/108および05/185に取って代わることをその目的とする。同通達は、管理会社および自己管理投資法人(以下「S I A G」という。)の認可の取得ならびに維持に係る条件が単一の文書に集約されることを目的として、CSSF通達11/508を組み入れている。さらに、当該通達は、認可に係る特定条件(特に、自己の資金の再利用、経営体、中央管理事務に関する取決めおよび委任規則に関するものを含む。)に関して追加的な説明を提示している。

また通達の規定により、業務プログラムをCSSFに提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として職務を達成し、委託した業務を監督するために必要な技能、知識および専門性を有するルクセンブルグの職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。

管理会社の業務を遂行する者について、通達では、少なくとも業務を遂行する者を2名とし、かかる2名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの預託機関の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。業務を遂行する者は、管理されるUCITSまたはUCIに必要な高い評価および専門的な実績において条件を満たさなければならない。また、通達は業務を遂行する者が管理委員会を構成することを規定している。

管理会社は、配分された責務を果たすために必要な技能、知識および専門性を有する人材を雇用し、特定の配置のもとに、第三者により実施される活動を効果的に監視するために必要な資質および専門性を維持しなければならない。

管理会社の職員は、原則として同社により雇用されるが、CSSFは、管理会社と同じグループに属する企業または第三者企業によりメンバーが派遣されまたは対応可能であることに同意することができる。管理会社は、多くの職務の遂行責任者である職員が、常に特定の職務を着実に、誠実に、専門的に遂行する立場にあることを保証する。

さらに、通達では、管理会社がその機能の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う者が、管理会社から機能を委任された者を監視することができるように用意されるべきシステムおよび取決めである。これについて、通達はまた、かかる業務を遂行する者が、機能の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を預託機関に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能にかかる企業に委託することができると重ねて規定している。

2018年8月23日にCSSFは、()ルクセンブルグのファンドの管理会社の認可手続きおよび設立ならびに()マネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗するために

ファンドの管理会社および名義書換代行会社の両者に適用される特定の要件に関する通達18/698を示達した。

CSSFの目的は、UCITSの管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者の両者に関連するあらゆる資産関連事項を一つの文書に記載することであった。現在までは、管理会社の資産に関するCSSFの規制上の実務については、2012年10月24日付通達12/546に記載されており、当初は、UCITSの管理会社のみを対象としていた。

2.2.1.3. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款およびFCPのために行為する管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法の規定により、契約上の規定は保管受託契約に盛り込まなければならない。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること(UCITSに関してのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って充当されるようにすること。

UCITS 通達(以下に定義される。)により、預託機関は、預託機関または保管される金融商品の保管を委託した第三者による紛失について、ファンドおよび受益者に対し責任を負うものとする。保管された金融商品を紛失した場合、預託機関は、不当に遅延することなく、ファンドまたはファンドに代わって行為する管理会社に対し同一タイプの金融商品または同等の金額を返還するものとする。保管受託会社は、紛失が、預託機関が合理的にコントロールすることのできない外部の事象により生じたものであること、保管受託会社が紛失しないためのあらゆる合理的努力を尽くしたにもかかわらず、かかる結果を回避することができなかったことを証明することができる場合は、責任を負わないものとする。

預託機関は、また、適用規制に対する自身の義務を適正に履行することを自身の過失により、もしくは故意に怠った場合、ファンドおよびファンドの受益者に対し、かかる者が被ったその他のすべての損失について責任を負うものとする。

受益者に対する預託機関の債務は、直接的に、または受益者に対する補償の重複もしくは受益者に対する不平等な措置にならないことを条件に間接的に管理会社を介して履行されることができる。

預託機関の債務は、預託機関が保管している資産のすべてもしくは一部を副預託機関に委託したという事実により影響を受けることはない。

預託機関は、その登記上の事務所をルクセンブルグに置くか、または外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。後者の場合において、預託機関がUCITSである場合、その登記上の事務所は、他の加盟国に所在していなければならない。預託機関は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)に定める金融機関でなければならない。

預託機関の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および十分な経験ならびに該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその債務の履行において得たもので、コモン・ファンドが2010年12月17日法を遵守しているかをCSSFが監視するために必要であるすべての情報を、CSSFに対し提供するように求められる。

預託機能に関して、UCITSに関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/ECを改正する欧州議会および理事会通達が示達されることを予想し、CSSFは、2014年7月11日に、UCITSの預託機関として行為するルクセンブルグの金融機関に適用される規定を明確にすることを目的とする通達14/587(以下「通達14/587」という。)を公表した。原則に基づくアプローチを変更し、CSSFは、UCITSの預託機能について定める、より詳細な規則を制定した。通達14/587により、通達91/75のE章は、UCITSには適用されなくなるが、AIFMDの範囲に該当しないすべてのファンドに引き続き適用される。現在、UCITSの預託機関として行為しているルクセンブルグの金融機関は、その業務の仕組みをCSSFの新たな要件に適合しなくてはならなかった。

2014年7月23日に、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国によって施行されなければならないことになっていたUCITS 通達の最終版を正式に採択した。UCITS 通達は、UCITSの預託機関の機能および義務を明確にしており、過度なリスク・テakingを制限するための管理会社の報酬に関する方針のパラメーターを定めており、また、国の規定の違反に関する行政上の制裁の最低基準の調整について定めている。

UCITS レベル2 措置が2015年12月17日に公表された(効力発生日は、2016年10月13日)。

2016年5月10日に、ルクセンブルグの立法機関は、2010年12月17日法およびAIFM法を改正することによりUCITS通達をルクセンブルグ法に置き換える法律を採択した。

2016年10月11日に、CSSFは、UCITSのために保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関およびルクセンブルグのすべてのUCITSならびにUCITSのために行為する管理会社に対する通達16/644を公表した。この新たな通達は、UCITS レベル2 措置と矛盾していた通達14/587の規定を廃止し、2010年12月17日法およびUCITS レベル2 措置に定められていた預託機関に関する規則を明確にした。特に、同通達は、チェーン・オブ・カストディ(証拠保全)および特定の状況(UCITSがデリバティブ(金融派生商品)に投資する、担保を受け取るなどの場合)に関する組織としての要件を明確にするものであった。

A) 保管受託銀行は、パート ファンドの資格を有するFCPについて以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って充当されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、FCPの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行のFCPの受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または2010年法第18条第4項 a) に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、F C Pのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S V 通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上

の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デューディリジェンス、() 支払不能保障および(v) 独立性に関係するものである。S I C A V はまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A V およびS I C A V の投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。保管受託銀行がパート ファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他のE U加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)に定める信用機関でなければならない。

保管受託銀行の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するU C I T S に関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後継者の身元情報はC S S F に直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり得たもので、F C P が2010年法を遵守しているかをC S S F が監視するために必要であるすべての情報を、C S S F に対し提供するように求められる。

C S S F は、2016年10月11日に、U C I T S の預託機関を務めるルクセンブルグの信用機関に適用される規定を明確化することを目的とした新たな通達(通達16 / 664)を出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、C S S F は、U C I T S の預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を發布した。

B) パート ファンドの資格を有するF C P については、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるA I F M が管理するF C P と、2013年法第3条に規定される一部修正により利益を受けかつかかる修正を利用するA I F M が管理するF C P とを区別している。

F C P (パート ファンド) に関しては、U C I の資産は、2010年法第88 - 3条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

U C I T S の保管受託体制は、2010年法パート ファンドの預託機関に適用される。(公布および公表される必要があるが) 2018年2月6日に法案第7024号が採択されたことにより、U C I T S の保管受託体制の適用は、ルクセンブルグの小口投資家に対しても販売される2010年法パート ファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべての2010年法パート ファンドの預託機

関にはAIFMの保管受託体制が適用される(2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。)。

2.2.1.4. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB.(4)に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額を有し、株主は、一定の株主カテゴリーまたは1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合について記載される定款に記載される議決権の制限に服し、1株につき株主総会における1議決権を付与される。1915年8月10日法は、また、公開有限責任会社が議決権のない株式を発行する可能性、または複数の議決権を有する株式を発行する可能性について定めている。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主が承認し、定款に記載された金額まで引き上げられることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金(プレミアム)を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることはいできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

2010年法に従い変動資本を有する投資法人(société d'investissement à capital variable。以下「SICAV」という。)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特別な形態であるため、1915年8月10日法の規定は、2010年12月17日法が委任を受けていない範囲でのみ適用される。

SICAVの定款およびその変更は、出席当事者の決定により、フランス語、ドイツ語または英語で記載される特別な公正証書で記録される。フランス革命歴11年プレーリアル24の法令(Decree

of 24 Prairial, year XI)の規定を一部修正し、かかる証書が英語で記載された場合は、かかる証書が登録機関に提出される際、かかる証書の公用語の訳文が添付されなければならないという義務は、適用されない。かかる義務は、S I C A Vの株主総会の議事録またはS I C A Vの合併案に関する集会の議事録を記録した公正証書を含む公正証書の形式で記録されなければならないその他の証書にも適用されない。

1915年8月10日を一部修正し、S I C A Vは、年次総会の招集通知と同時に年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会による登録株主に対するコメント(該当する場合)を送付することを義務付けられていない。招集通知には、株主に対してかかる文書が提供される場所およびその実務的手配に関する記載がなされており、また、各株主が、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会によるコメント(該当する場合)が送付されるよう要求することができる旨が記載されている。

株主総会の招集通知には、総会の定足数および過半数は、総会の5日前(以下「基準日」という。)の24時(ルクセンブルグ時間)に発行済みの株式に従って決定される旨が記載される。総会に出席し、自身の株式に付されている議決権を行使する株主の権利は、基準日において当該株主によって保有されている株式に従って決定される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され、また買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株の発行の場合、新株引受権は、定款にかかる権利が明示的に定められていない限り、既存の株主によって請求されることはできない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる(注:本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。)
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。)
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。

- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。)。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき(買戻手数料を課され、または課されずに)販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手順に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にR C Sに公告するため地方裁判所の公記録保管庁に届出られなければならない。

(注) S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- S I C A Vの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの定款に従って執行されるようにすること。
- S I C A Vの株式の価額が法律およびS I C A Vの定款に従って計算されるようにすること。
- S I C A VまたはS I C A Vのために行為する管理会社の指示を実行すること(ただし、かかる指示が法律またはS I C A Vの定款と相反するはこの限りではない。)。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- S I C A Vの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、S I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行のS I C A Vの株主に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が株主からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる株主は直接に保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行は、S I C A VおよびS I C A Vの株主に対し、保管受託銀行または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、S I C A Vのために行う管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび株主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デューデリジェンス、() 支払不能保障および(v) 独立性に関係するものである。S I C A Vはまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mにより管理されるS I C A Vの場合には、特別規定が適用される(2010年法第95条を参照のこと。)。

預託機関としての任務を履行する際、預託機関は、受益者の利益のためのみに行うしなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、U C I T S V 通達に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」をSICAVと読み替える。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、2012年10月24日付CSSF通達12/546に基づいて、2010年法第15章に従い、2010年法第27条の規定する意味において、管理会社を指定していない投資法人およびルクセンブルグの管理会社の認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該SICAVの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するSICAVの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府に投資信託を監督する権限を与えた法律に基づくものであり、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告および運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および政府通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状況は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。その後1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日には投資信託に関する2002年法が施行され、2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2011年1月1日付で、投資信託に関する2010年法が施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、(FCPおよび/または非セルフ・マネージドSICAV)の管理会社、および(2010年法により明確に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとるかにかかわらず投資法人自身(および会社型投資信託における買戻子会社(もしあれば))に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第420条の1)

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要の記載事項(1915年法第420条の15)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

() 会社の形態および名称

() 登録事務所の所在地

() 会社の目的

(v) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額

() 当初払込済の発行済資本の額

() 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類に記載

() 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定

() 現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

(注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

() 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

() 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)およびかかる株式に付随する権利に関する記載

() 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

() 会社の存続期間

() 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

(i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRCSに公告すること

() 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の23)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。

- 2010年法第2条および第87条に服するルクセンブルグの投資信託は、認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

かかる認可は、2013年法第58条第5項に従うことを条件として、ルクセンブルグのプロの投資家に対する外国法A I Fの受益証券または株式の販売が、ルクセンブルグで設立されたA I F Mにより行われる場合において2013年法第6章および第7章の規定に従って行われる場合、または別の加盟国もしくは第三国で設立されたA I F Mにより行われる場合において通達2011/61/EU第6章および第7章の規定に従って行われる場合には、免除される。

- i 認可を受けたUCIは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に記載されるUCIについては、リストへの登録の申請は、設立または設定の日から1か月以内にC S S Fに対しなされなければならない。

ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

- 2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託(fonds d'investissement)の定義は、1991年1月21日付I M L通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。

る。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

- 2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(IML)によりとってかわられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、CSSFに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するCSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

- 2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人(または、FCPの場合は管理会社)に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人/管理会社(FCPの場合)は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない(監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。)。パート ファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される(2010年法第150条第2項)。

パート ファンドに関しては、投資法人/管理会社(FCPの場合)は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書(ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語)(以下「KII」という。)を作成しなければならない(2010年法の第159条を参照のこと)。KIIは、該当するUCITSの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならない、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

KIIは、該当するUCITSについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) UCITSの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク/利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

KIIは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法(請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。)を明示する。

KIIは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

KIIは、当該UCITSが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている(2010年法第155条および第156条)。

- UCIIはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITSに関するKIIに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

欧州連合理事会は、2014年10月24日に、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品(PRIIP)の重要情報文書に関する新たなEU規則(EU規則1286/2014)を採択した。当該EU規則は、小口投資家に対する投資商品の開示に関する統一規則を定めており、かかる投資家が小口投資家向け投資商品の重要な性質およびリスクを理解し、異なる商品の性質を比較できるようにすることを目的としている。KIIを作成する義務は、PRIIP(投資信託を含む。)が小口投資家にとって利用可能となる場合に適用される。

UCITSは、PRIIPの定義を満たす投資信託であるが、同EU規則は、UCITSの販売者に対して施行から5年間の移行期間を認め、かかる販売者は、当該期間中は同規則の条件を免除される。

同EU規則は、EU官報での公告から20日後に施行される。同規則は、2016年12月31日から加盟国において適用される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法パート に服するUCIは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パート に服する、同法第88 - 2条第2項b)に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88 - 2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177(2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。)に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定リスクにつき言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添

付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および預託機関を含む。)および(資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136(CSSF通達08/348により改正)およびCSSF通達15/627に基づき、2002年法(現在の2010年法)に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS(またはそのうちの一または複数のコンパートメント)(以下「吸収される側のUCITS」という。)が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS(以下「吸収する側のUCITS」という。)に移転する場合

- 2つ以上のUCITS (またはその / それらの一または複数のコンパートメント) が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS (またはコンパートメント) が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS (またはコンパートメント) に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS (一部または全部が吸収される) がルクセンブルグで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関 (複数の場合もある。) は、合併の条件のドラフト (特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの) がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、通達2009 / 65 / EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f) およびg) に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、通達2009 / 65 / EC第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f) およびg) に記載された詳細が、通達2009 / 65 / ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条(1)によれば、吸収される側のUCITSおよび / または吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会 (該当する場合) のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日

を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款(本項の規定が適用されることが了解されている。)に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅するFCPである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該UCITSの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、RESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.5.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

(注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1(場合に応じて)を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるよう、招集されなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 裁判所によって命令されていない通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S Fを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルグの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は、現行のルクセンブルグの法律の特定の側面(すべてを網羅するものではない。)に関する理解に基づいている。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税

2002年法第128条および2002年法を改定する2008年12月19日法の廃止に従い、2010年法に準拠する事業体の設立に際しては、出資税は支払われなくなる。

パートIに基づくUCITSまたはパートIIに基づくUCIのみが、その設立の登記またはその定款の変更に關し、75ユーロの固定登録税を支払う必要がある。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産総額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集会的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 信用機関への預金への集会的投資を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCI

の個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- a) 他のUCIにおいて保有される受益証券/投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券/投資口が、2010年法第174条または2007年法第68条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その受益証券が機関投資家の保有と限定され、
 - () その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - () そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - () 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- c) その投資口または受益証券が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUCIおよびそのコンパートメント。
- d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
- e) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、
 - () 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i)の条件を満たすクラスにのみ適用される。

2.6.2. 日本の投資主または受益者/ルクセンブルグに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託共に、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、ルクセンブルグの通常の所得税、株式譲渡益課税(キャピタル・ゲイン課税)、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設/常任代理人を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

2.6.3 投資主への課税関係

ルクセンブルグ法の一般的概要を記すると、原則として、契約型および会社型の投資信託共に、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益権者が、当該ファンドの投資証券または権利につい

て、ルクセンブルグの通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設 / 常任代理人を有している特定の場合は、この限りでない。

ルクセンブルグの居住者ではない契約型投資信託（パート UCI またはパート UCI）の受益者は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン課税の対象にはならない。ただし、該当する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用により、契約型投資信託（パート UCI またはパート UCI）を通じてかかる者がルクセンブルグ居住会社（SICAR (*société d'investissement en capital à risque*) を除く。）、会社型投資信託、または同族不動産管理会社の資本金の10%超を保有することになり、かつ（ ）かかる会社の株式がその取得から6か月以内に処分され、かつ（ ）かかる者が15年超ルクセンブルグの居住者であり、かつ自身の受益証券を譲渡した日の5年前までの期間にルクセンブルグの非居住者になっていた場合は、この限りではない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

現在、2010年12月17日法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルグの会社の投資主または契約型投資信託の権利を有する受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルグの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.4 付加価値税

ルクセンブルグの付加価値税（以下「VAT」という。）法に定められているとおり、会社型投資信託（すなわちSICAV、SICAFまたはSICAR）および契約型投資信託（すなわちFCP）は、VATの趣旨上、課税対象者の取り扱いを受ける。したがって、投資信託は、ルクセンブルグにおいて、前段階VAT控除権を有さないVATの趣旨上の課税対象者とみなされるものとする。

ルクセンブルグにおいて、VATの免除は、投資信託の運用業務の資格を有する業務に対し適用される。かかる投資信託（またはFCPの場合は、その管理会社）に提供されるその他の業務は、VATの課税対象となる可能性があり、投資信託 / その管理会社のルクセンブルグにおけるVAT登録が必要となる可能性がある。かかるVAT登録を行うことにより、投資信託 / その管理会社は、海外から購入した課税対象サービス（または一定範囲の物品）についてルクセンブルグにおいて課されるVATを自己申告納付する義務を果たさなければならない。

投資信託によるその受益者に対する支払金に関しては、かかる支払金が投資信託の受益証券の購入に関連するものであり、したがって、投資信託に対して提供した課税対象サービスに対し受け取った対価ではない限り、原則として、ルクセンブルグにおけるVATの納税義務は発生しない。

2016年9月30日に、ルクセンブルグVAT当局（Administration de l'Enregistrement et des Domaines）は、会社の取締役に関するVATの取り扱いおよびかかる取締役の業務に関するVATの取り扱いに関する通達781（以下「通達781」という。）を公表した。

通達781において、ルクセンブルグVAT当局は、独立した取締役は、VATの課税対象になる者であることを確認した。通達781には、さらに、雇い主に代わって取締役として行為する従業員は、VATの課税対象にはならない者であること、したがって、VAT登録する義務はないことも明記された。VAT登録の義務（もしあれば）は、雇い主にある。

しかしながら、通達781には、契約型投資信託の取締役およびマネージャーに対する報酬、およびかかる投資信託の管理会社またはゼネラル・パートナーの取締役およびマネージャーに対する報酬（後者の場合、ゼネラル・パートナーの会社の業務に関する報酬を除く。）に関するVATの免除規定の適用に関しては、記載されていない。ヨーロッパの法制によると、かかるVAT免除は、該当する業務が投資信託の運用のための「特別かつ必要な」業務としてみなされる場合に適用されなければならない。

管理会社の取締役を支払われる報酬は、管理会社(コモン・ファンド/FCPおよび管理会社を指定した会社)の資金の運用に関する部分は、免税されるべきであるが、管理会社の経営に関する部分は、VATの課税対象となる。管理会社の取締役は、VAT免除の適用の正当性を主張する立場でなくてはならない。

2.6.5 共通報告基準(CRS)

2014年12月9日に、欧州連合理事会は、2011年2月15日付通達2011/16/EUを改正する、税務に関する管理上の協力に関する通達2014/107/EU(現在、EU加盟国間における金融口座情報の自動的交換について定めている。)(以下「DAC通達」という。)を採択した。上記の通達の採択により、OECDのCRSが適用され、2016年1月1日現在、欧州連合内の情報の自動的交換が一般化されている。

また、ルクセンブルグは、CRSに基づき自動的に情報を交換することができるよう、OECDの多国間管轄官庁協定(以下「多国間協定」という。)に調印した。かかる多国間協定に基づき、ルクセンブルグは、2016年1月1日現在、他の参加法域と自動的に金融口座情報を交換している。CRS法は、ルクセンブルグ法にCRSを導入するDAC通達と共にかかる多国間協定を実行するものである。

CRS法の条項に基づき、ファンドは、LTAに対し、毎年、() CRS法における意味の範囲内の口座保有者である各報告対象者、および() CRS法における意味の範囲内のパッシブNFEの場合は、報告対象者である、各実質的支配者(Controlling Person)の氏名(または名称)、住所、居住している加盟国、TIN、および生年月日および出生地を報告することを要求される可能性がある。かかる情報は、LTAによって外国税務当局に開示される場合がある。

CRS法に基づき自身の報告義務を果たすファンドの能力は、ファンドに対し情報(各投資家の直接的または間接的所有者に関する情報および要求される裏付け証拠文書を含む。)を提供する各投資家にかかっている。ファンドの要請により、各投資家は、ファンドに対しかかる情報を提供することに同意するものとする。

ファンドは、CRS法により課される税金または課徴金の支払いを回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。CRS法により、ファンドが税金または課徴金を課せられた場合、投資家が保有する受益証券の価額が大幅に下落する可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドまたは管理会社に課せられた一切の税金および課徴金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

投資家は、自身の投資に対するCRS法の影響に関し、自身の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

2.6.6 FATCA

FATCAを適用する手続きの一部として、ルクセンブルグは、ルクセンブルグに所在する(IGAにおける意味の範囲内の)金融機関に対し、FATCAに従わない(IGAにおける意味の範囲内の)特定米国人および非米国金融機関(もしあれば)により保有されている金融口座に関する情報を要請により管轄官庁に報告することを義務付ける2015年7月24日付ルクセンブルグ法により施行されるモデルI政府間協定(以下「IGA」という。)を締結した。

ファンドは、IGAおよびルクセンブルグ法に基づく外国金融機関(以下「FFI」という。)である。かかる法的地位には、ファンドのすべての投資家に関する情報を定期的に取得し、かつ確認する義務が含まれる。ファンドの要請により、各投資家は、特定の情報((IGAにおける意味の範囲内の)非金融外国事業体(以下「NFFE」という。))の場合は、当該NFFEの保有に関する一定の上限を上回る直接的または間接的保有に関する情報を含む。)および要求される裏付文書を提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、その取扱いに影響を及ぼす一切の情報(例え

ば、新しい郵送用住所または新しい居住地の住所など)を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

適用されたFATCAおよびIGAにより、ファンドは、IGAの条項に基づき、LTAに対し、投資家の氏名、住所および納税者番号(該当する場合)および口座残高、収益および総手取金(完全に網羅されているわけではない。)などの情報を開示する義務を負うことになる可能性がある。かかる情報は、それ以降、LTAによって米国内国歳入庁に報告される。

さらに、ファンドは、個人データの処理について責任を負うものとし、また、各受益者は、LTAに報告されたデータにアクセスし、(必要な場合、)かかるデータを訂正する権利を有する。ファンドによって取得されたあらゆるデータは、個人データの処理に関連する個人の保護に関する2002年8月2日付ルクセンブルグ法(改正済)に従って処理されるものとする。

ファンドは、FATCAに基づく源泉徴収税の課税を回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。FATCAにより、ファンドが源泉徴収税の対象となった場合、投資家が保有する受益証券の価額が大幅に下落する可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報を得て、LTAに伝達することを怠った場合、米国源泉の収益の支払いおよび米国源泉の利益および配当を発生させる可能性のある財産またはその他の資産の売却から生じる手取金に30%の源泉徴収税が課せられることになる可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドに課せられた一切の税金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

仲介機関を通じて投資を行う投資家は、その仲介機関が米国源泉徴収税制度および報告制度に従っているか、また、どのように従っているかを確認する必要がある。

投資家は、上記の要件に関し、米国の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルグの専門投資信託(以下「SIF」という。)

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法を採択した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年2月13日法に準拠するSIFになった。

2007年法は、直近では2016年法により改正された。

3.1 範囲

SIF制度は、(i)その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび(ii)その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達(いわゆる「目論見書通達」。)の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、信用機関の業務の遂行および追求に関する通達2013/36/EUに定める信用機関、金融商品市場に関する通達2014/65/EUに定める投資会社もしくはUCITSに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/CEに定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資

家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書(定款または約款)に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ピークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託(以下「FCP」という。)および変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、FCPの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人(SICAVまたはSICAF)

特性の要約については、SICAVの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に準拠するSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2. 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF(いわゆる「アンブレラ・ファンド」。)を創設できると規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3 資本構造

2007年法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは会社型の形態において、一部払込済の株式/受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によっても行うことができる。

3.3 投資規制

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、CSSFの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、CSSFは、特に、通達CSSF 07/309を、専門投資信託におけるリスク分散に関して発行し、そこで専門投資信託がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型SIFのコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一SIF（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および/または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、SIFがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるSIFの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実により、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/マネジャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年法の規定により、SIFは、CSSFによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うSIFは、2013年法が適用される範囲のAIFの資格を自動的に得るわけではない。SIFは、AIFの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。

2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するSIFに対しては、2007年法パート の特定の規定が適用される。

3.4.2 保管受託銀行

SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登記上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルグ支店である預託機関、または金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に規定する投資会社に委託しなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項に記載される条件をも満たす場合に限り、預託機関としての資格を有する。

最初の投資日から5年間の間に行使することができる買戻請求権がなく、かつその中核的な投資方針に従って、2013年法第19条第8項a)に従い保管されなければならない資産には一般的に投資しないか、または同法第24条に従い発行者もしくは非上場会社の支配権を潜在的に取得するためにかかる会社に一般的に投資するコモン・ファンドおよびSICAVについては、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第26-1条に定める金融商品以外の資産のプロの預託機関の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する会社も預託機関となることができる。

資産の保管は、「監督」という概念で理解されるべきである。つまり、預託機関は、SIFの資産がどのように投資されているか、またかかる資産を入手するための方法および場所を常に認識しておかなければならないことを意味する。このことにより、資産の物理的保管が現地の副預託機関に委託されることが妨げられることはない。

SIF法は、預託機関に対し、2010年12月17日法により課せられたファンドの特定業務に関する追加の監視業務を行うことを要求していない。預託機関の業務に関するかかる緩和は、特に、ヘッジ・ファンドに関して(特に、プライム・ブローカーの多大な関与の点において)有益であると考えられる。

3.4.3 監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

SIFは、事業のより効率的な遂行のため、SIFを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がSIFに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、SIFが投資家の最善の利益のために活動し、またはSIFがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、CSSFが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該SIFのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) SIFの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) SIFの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。

- g) 当該権限付与は、S I F の取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I F の目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

A I F に該当しないS I F は、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

A I F に該当しないS I F は、更に、必要に応じて、S I F とS I F の事業活動に寄与している者、またはS I F に直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I F は、投資家の利益の保護を確保する。S I F は、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I F は、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I F は、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、S I F は、E U 規則1286 / 2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書(P R I I P S K I D)を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が通達2014 / 65 / E Uの別紙 に定める専門投資家へのみ販売される場合(かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でC S S F に提出されなければならない。)、またはS I F が2018年1月1日までにU C I T S - K I I に類似する文書を発行することを選択した場合(この場合、S I F は2019年1月31日までP R I I P S K I Dを発行する義務を免れる。)はこの限りでない。

3.5 S I F の税制の特徴

以下は、ルクセンブルグの法律の特定の側面(すべてを網羅するものではない。)に関する理解に基づいている。

S I F は、0.01%(2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税の免除を規定している。年次税が免除されるものは、以下のものである。

- a) 他のU C Iにおいて保有される受益証券/投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券が、2007年法第68条、2010年法第174条またはリザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法第46条により規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のタイプのS I F および複数のコンパートメントを有するS I F の個々のコンパートメント
 - (i) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - () そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - () 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。
- c) その証券またはパートナーシップ持分が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ピークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるS

IF。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するSIFの個々のコンパートメントおよびSIF内または複数のコンパートメントを有するSIFのあるコンパートメント内に設定された個々のクラスに準用される。

d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個々のコンパートメント

SIFが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、SIF法および2010年12月17日法を改正し、AIFの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「RAIF」という。)を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で、許可されたAIFMによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、またCSSFによる継続的で(直接的で)慎重な監督に服するものでもない。

RAIF制度の主な特徴の概要は、以下のとおりである。

- 法的構造の柔軟性：ルクセンブルグのすべての会社、パートナーシップおよび契約型法的形態を利用することができる。また、RAIFは、変動資本構造を選択することもできる。さらに、RAIFは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立されることもできる(すなわち、複数のコンパートメントまたはサブ・ファンドを有することもできる。)。リスク分散要件は、SIFに適用されるものと一致している。ただし、RAIFが適格リスク資本投資対象のみに投資することを選択した場合は、リスク分散要件は適用されない。RAIFは、あらゆるファンド戦略を採用することができ、あらゆる資産クラスに投資することができ、また、一定の条件に基づき、自身の資産ポートフォリオを分散させる必要がない。
- 適格投資家：RAIFは、情報に精通した投資家向けである。かかる投資家カテゴリーには、機関投資家、プロの投資家および最低金額(125,000ユーロ)以上を投資する投資家または情報に精通した投資家としての資格を有する投資家が含まれる。
- RAIFは、CSSFの監督に服するものではない。SIFまたはSICARとは異なり、RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、また、CSSFの慎重な監督に服するものでもない。RAIFは、その設立から10日以内にルクセンブルグ商業および法人登記所において登記されなければならない。
- 許可されたAIFMが指定されなければならない。RAIFは、自動的にAIFの資格を有し、ルクセンブルグ、他のEU加盟国または場合に応じて、第三国(ただし、第三国のマネージャーがAIFMDの運用パスポートを入手することができることを条件とする。)において設立された許可されたAIFMを指定しなければならない。
- 税制：RAIFは、年率0.01%の年次税(taxe d'abonnement)(様々な免除がある。)が課されるか、またはSICARに適用される税制に服するものとする(すなわち、適格リスク資本収益および利益を除き、完全に課税対象となる。)。AIF運用業務に関するVAT免除も適用される。
- 転換：既存のSIF、SICARおよび規制対象外のAIFは、投資家およびCSSF(該当する場合)の該当する承認を得ることを条件として、RAIFのために選択を行うことができる。

第2【外国投資証券の様式】

投資証券の券面は発行されない。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙に図案を採用する。
- (2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」等の主要内容を要約し、「交付目論見書の概要」として、交付目論見書の冒頭に記載する。かかる「交付目論見書の概要」は、下記の文面を使用する。
- (3) 交付目論見書の末尾に別紙を添付する。

交付目論見書の概要

UBS (Lux) ボンド・シキャブ

コーポレート・ボンド(米ドル)、ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形 態	ルクセンブルグ籍オープンエンド会社型外国投資証券 コーポレート・ボンド(米ドル) ハイ・イールド・ボンド(米ドル)	
投資方針 投資目的	本投資法人の主たる目的は、資本の保全および本投資法人の資産の流動性を十分に考慮した上で、高い当期利益を得ることです。サブ・ファンドは、その資産を主に債務証券および債権に投資します。	
リスク要因	公社債などの価格変動リスク/金利変動リスク/信用リスク/流動性リスク/為替リスク/カンントリー・リスク/買戻しによる資金流出に伴うファンド資産価値の変動リスク/金融派生商品の利用に伴うリスク/解散等のリスク 等	
お申込単位	原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付けます。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合があります。詳細については日本における販売会社にご照会ください。	
お申込受付日	原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日。ただし、営業日であってもお申込みいただけない場合がありますので、詳しくは、販売会社および販売取扱会社にお問合せください。	
お申込価格	各申込日の翌ファンド営業日に決定される投資証券1口当たりの純資産価格	
お申込手数料	申込価額の2.20%(税抜き2.00%)を上限とします。	
お買戻価格	ファンドが買戻請求を受領した日の翌ファンド営業日に決定される投資証券1口当たりの純資産価格	
受渡し	約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目	
存続期間	無制限	
報酬	コーポレート・ボンド(米ドル) ハイ・イールド・ボンド(米ドル) 純資産額の上限年率1.14% 純資産額の上限年率1.26% 上記報酬は、本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売ならびに保管受託銀行のすべての職務に関して、本投資法人の資産から支払われます。	

その他の費用、 手数料	- 本投資法人は、本投資法人の資産の管理、設立、変更、清算および合併に関する一切の追加の費用、手数料およびその他の報酬ならびに本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特にルクセンブルグの年次税（0.05％）を負担します。 - 個々のサブ・ファンドに帰属するすべての費用は、当該サブ・ファンドに請求され、個々の投資証券のクラスに帰属する費用は当該投資証券のクラスに請求されます。 - 費用が複数または全部のサブ・ファンド／投資証券のクラスに関係する場合、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド／投資証券のクラスに請求されます。 - 各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係する対象ファンドのレベルでも費用が発生します。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、あらゆる付随的な報酬も含めて最大で3％です。 その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
課税関係	ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなります。
日本における 販売会社	UBS証券株式会社

- ・上記管理報酬の一部が、販売報酬として日本における販売会社に支払われます。
- ・上記の費用および手数料の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や投資証券の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資主の皆様におかれましては、本交付目論見書をよくお読みいただき、商品の内容およびリスクを十分ご理解のうえ、お申込くださいますようお願い申し上げます。

監査報告書

UBS (Lux) ボンド・シキャブの 投資主各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、UBS (Lux) ボンド・シキャブ(以下「本投資法人」という。)および各サブ・ファンドの2019年5月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

本投資法人の財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2019年5月31日現在の本投資法人の連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・ 2019年5月31日現在の投資有価証券およびその他純資産明細書
- ・ 同日に終了した年度の本投資法人の連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルグの金融監督委員会(以下「CSSF」という。)が採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(「IESBA規程」)に従って本投資法人から独立した立場にある。我々はかかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

本投資法人の取締役会の財務書類に対する責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人および各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人の清算、サブ・ファンドのいずれかの終了もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSFが採用したIASに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSFが採用したIASに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

2019年9月23日、ルクセンブルグにおいて

代表者

アラン・メヒリンク

本年次報告書のドイツ語版のみが公認企業監査人による監査を受けている。したがって、監査報告書は、ドイツ語版の報告書に言及しており、他の言語版は、本投資法人の取締役会の責任において誠実に翻訳されたものである。ドイツ語版と翻訳版に齟齬がある場合、ドイツ語版を正文とする。

Audit report

To the Shareholders of
UBS (Lux) Bond SICAV

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Bond SICAV (the “Fund”) and of each of its subfunds as at 31 May 2019, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the subfunds as at 31 May 2019;
- the statement of investments in securities and other net assets as at 31 May 2019;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the subfunds for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for each of the subfunds for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund’s and each of its subfunds’ ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or close any of its subfunds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit.

We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its subfunds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its subfunds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 23 September 2019

Alain Maechling

Only the German version of the present annual report has been audited by the "Réviseur d'entreprises agréé". Consequently, the Audit Report refers to the German version of the report; other versions result from a conscientious translation made under the responsibility of the Board of Directors of the Fund. In case of differences between the German version and the translation, the German version shall be the authentic text.

Prüfungsvermerk

An die Aktionäre der

UBS (Lux) Bond SICAV

Unser Prüfungsurteil

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Abschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Abschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der UBS (Lux) Bond SICAV und ihrer jeweiligen Teilfonds (der «Fonds») zum 31. Mai 2019 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Fondsvermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Was wir geprüft haben

Der Abschluss des Fonds besteht aus:

- der kombinierten Nettovermögensaufstellung des Fonds und der Nettovermögensaufstellung der Teilfonds zum 31. Mai 2019;
- der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte der Teilfonds per 31. Mai 2019;
- der kombinierten Ertrags- und Aufwandsrechnung des Fonds und der Ertrags- und Aufwandsrechnung der Teilfonds für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr;
- der Veränderungen des Nettovermögens der Teilfonds für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr; und
- einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden und anderen erläuternden Informationen (Anhang).

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 über die Prüfungstätigkeit (Gesetz vom 23. Juli 2016) und nach den für Luxemburg von der «Commission de Surveillance du Secteur Financier» (CSSF) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (ISAs) durch. Unsere Verantwortung gemäss dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs wird im Abschnitt «Verantwortung des «Réviseur d'entreprises agréé» für die Abschlussprüfung» weitergehend beschrieben.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen «International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants» (IESBA Code) sowie den beruflichen Verhaltensanforderungen, die wir im Rahmen der Abschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, die im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Abschluss oder unseren Prüfungsvermerk zu diesem Abschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Abschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Abschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Abschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrates des Fonds für den Abschluss

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Abschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung des Abschlusses und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Abschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist, unabhängig davon, ob diese aus Unrichtigkeiten oder Verstößen resultieren.

Bei der Aufstellung des Abschlusses ist der Verwaltungsrat des Fonds verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds und seiner Teilfonds zur Fortführung der Tätigkeit und, sofern einschlägig, Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Tätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Verwaltungsrat des Fonds beabsichtigt, den Fonds zu liquidieren oder einen/mehrere seiner Teilfonds zu schliessen, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Verantwortung des «Réviseur d'entreprises agréé» für die Abschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Abschluss als Ganzes frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben, entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen ist, und darüber einen Prüfungsvermerk, der unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche unzutreffende Angabe, falls vorhanden, aufdeckt. Unzutreffende Angaben können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Abschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen könnten.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemässes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen unzutreffenden Angaben im Abschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Angaben nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Ausserkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der durch den Verwaltungsrat des Fonds angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangsangaben;
- schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Tätigkeit durch den Verwaltungsrat des Fonds sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds oder einer seiner Teilfonds zur Fortführung der Tätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Prüfungsvermerk auf die dazugehörigen Anhangsangaben zum Abschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Prüfungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds oder einer seiner Teilfonds seine Tätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Abschlusses einschliesslich der Anhangsangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, die wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Vertreten durch

Luxemburg, 23. September 2019

Alain Maechling

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書届出代理人が別途保管している。

監査報告書

UBS (Lux) ボンド・シキャブの 投資主各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、UBS (Lux) ボンド・シキャブおよび各サブ・ファンド（以下「本投資法人」という。）の2018年5月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

本投資法人の財務書類は、以下により構成される。

- ・2018年5月31日現在の純資産計算書
- ・2018年5月31日現在の投資有価証券ならびにその他純資産明細書
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該法および基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（「IESBA規定」）に従って本投資法人から独立した立場にある。我々はかかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

本投資法人の取締役会の財務書類に対する責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人の清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSFが採用したIASに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSFが採用したIASに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人が継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

2018年9月17日、ルクセンブルグにおいて

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表者

アラン・メヒリンク

Audit report

To the Shareholders of
UBS (Lux) Bond SICAV

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Bond SICAV and of each of its subfunds (the “Fund”) as at 31 May 2018, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 May 2018;
- the statement of investments in securities and other net assets as at 31 May 2018;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit.

We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 17 September 2018

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Alain Maechling

Prüfungsvermerk

An die Aktionäre der

UBS (Lux) Bond SICAV

Unser Prüfungsurteil

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Abschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Abschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der UBS (Lux) Bond SICAV und ihrer jeweiligen Teilfonds (der «Fonds») zum 31. Mai 2018 sowie der Ertragslage und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Was wir geprüft haben

Der Abschluss des Fonds besteht aus:

- der Nettovermögensaufstellung zum 31. Mai 2018;
- der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte zum 31. Mai 2018;
- der Ertrags- und Aufwandsrechnung für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr;
- den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr; und
- einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden und anderen erläuternden Informationen (Erläuterungen).

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 über die Prüfungstätigkeit (Gesetz vom 23. Juli 2016) und nach den für Luxemburg von der «Commission de Surveillance du Secteur Financier» (CSSF) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (ISA) durch. Unsere Verantwortung gemäss diesem Gesetz und diesen Standards wird im Abschnitt «Verantwortung des «Réviseur d'entreprises agréé» für die Abschlussprüfung» weitergehend beschrieben.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen «International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants» (IESBA Code) sowie den beruflichen Verhaltensanforderungen, die wir im Rahmen der Abschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, die im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Abschluss oder unseren Prüfungsvermerk zu diesem Abschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Abschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Abschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Abschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrates des Fonds und der für die Überwachung Verantwortlichen für den Abschluss

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Abschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung des Abschlusses und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Abschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist, unabhängig davon, ob diese aus Unrichtigkeiten oder Verstößen resultieren.

Bei der Aufstellung des Abschlusses ist der Verwaltungsrat des Fonds verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Tätigkeit und, sofern einschlägig, Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Tätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Verwaltungsrat des Fonds beabsichtigt, den Fonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Die für die Überwachung Verantwortlichen sind zuständig für die Beaufsichtigung des Abschlusserstellungsprozesses.

Verantwortung des «Réviseur d'entreprises agréé» für die Abschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Abschluss als Ganzes frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben, entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen ist, und darüber einen Prüfungsvermerk, der unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche unzutreffende Angabe, falls vorhanden, aufdeckt. Unzutreffende Angaben können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Abschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen könnten.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemässes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen unzutreffenden Angaben im Abschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Angaben nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Ausserkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der durch den Verwaltungsrat des Fonds angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangsangaben;
- schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Tätigkeit durch den Verwaltungsrat des Fonds sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Tätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Prüfungsvermerk auf die dazugehörigen Anhangsangaben zum Abschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Prüfungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds seine Tätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Abschlusses einschliesslich der Anhangsangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, die wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, 17. September 2018

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Vertreten durch

Alain Maechling

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書届出代理人が別途保管している。